

平成 22 年第 2 回定例会会議録

平成 22 年 第 2 回菊池市議会定例会会期日程表（会期 15 日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6 月 25 日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 議案上程・提案理由説明・委員会付託
6 月 26 日	土	休 会	（市の休日）
6 月 27 日	日		（市の休日）
6 月 28 日	月		議案調査
6 月 29 日	火	本会議	一般質問
6 月 30 日	水	本会議	一般質問
7 月 1 日	木	本会議	一般質問
7 月 2 日	金	本会議	一般質問
7 月 3 日	土	休 会	（市の休日）
7 月 4 日	日		（市の休日）
7 月 5 日	月	委員会	（総務文教 第 1 委員会室） 常任委員会 （福祉厚生 第 2 委員会室） （経済建設 第 4 委員会室）
7 月 6 日	火	委員会	
7 月 7 日	水	休 会	議事整理
7 月 8 日	木		議事整理
7 月 9 日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成２２年 第２回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月25日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第1号	51
2. 本日の会議に付した事件	52
3. 出席議員氏名	54
4. 欠席議員氏名	55
5. 説明のため出席した者の職氏名	55
6. 事務局職員出席者	56
7. 開 会	57
8. 諸般の報告	57
9. 開 議	57
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	57
11. 日程第2 会期の決定	57
12. 日程第3 議案第49号上程・説明・質疑・討論・採決	58
14. 日程第4 議案第50号から議案第68号まで一括上程・説明・質疑・委員 会付託	60
15. 日程第5 議案第69号上程・説明・質疑・討論・採決	77
16. 日程第6 議案第70号上程・説明・質疑・討論・採決	80
17. 日程第7 議案第71号上程・説明・質疑・討論・採決	86
18. 日程第8 議案第72号上程・説明・質疑・討論・採決	88
19. 日程第9 議案第73号上程・説明・質疑・討論・採決	89
20. 日程第10 報告第2号から報告第13号まで一括上程・報告	91
21. 日程第11 休会の議決	99
22. 日程第12 散会	99
 6月26日（土曜日）休会	
6月27日（日曜日）休会	
6月28日（月曜日）休会	
 6月29日（火曜日）本会議	頁
1. 議事日程第2号	103
2. 本日の会議に付した事件	103
3. 出席議員氏名	103

4. 欠席議員氏名	104
5. 説明のため出席した者の職氏名	104
6. 事務局職員出席者	104
7. 開 議	105
8. 日程第1 一般質問	105
(1) 北田 彰君質問	105
郷土を愛する気持ちについて	105
○市長 福村三男君答弁	105
北田 彰君再質問	107
○市長 福村三男君答弁	108
北田 彰君再々質問	110
休 憩	111
開 議	111
(1) 怒留湯健蓉さん質問	111
本市危機管理の具体策について	111
○総務部長 石原公久君答弁	112
○市長 福村三男君答弁	113
怒留湯健蓉さん再質問	113
○総務部長 石原公久君答弁	114
怒留湯健蓉さん再々質問	114
○総務部長 石原公久君答弁	115
(2) 怒留湯健蓉さん質問	116
子どもに最善の教材を提供することについて	116
○教育長 田中忠彦君答弁	117
怒留湯健蓉さん再質問	118
○教育長 田中忠彦君答弁	118
怒留湯健蓉さん再々質問	119
○教育長 田中忠彦君答弁	120
(3) 怒留湯健蓉さん質問	120
発達障害者支援法と本市福祉政策について	120
○教育長 田中忠彦君答弁	121
怒留湯健蓉さん再質問	122
○市民部長 宮本啓一君答弁	123
○市長 福村三男君答弁	124

怒留湯健蓉さん再々質問	124
○市民部長 宮本啓一君答弁	125
○教育長 田中忠彦君答弁	126
昼食休憩	127
開 議	127
(1) 森 隆博君質問	128
菊池市行政改革大綱について	128
○総務部長 石原公久君答弁	128
森 隆博君再質問	129
○市長 福村三男君答弁	130
(2) 森 隆博君質問	131
菊池市の財政健全化計画について	131
○総務部長 石原公久君答弁	132
森 隆博君再質問	134
○市長 福村三男君答弁	135
森 隆博君再々質問	137
○市長 福村三男君答弁	137
(3) 森 隆博君質問	137
口蹄疫・対策問題に対して	137
○経済部長 岩下義人君答弁	139
森 隆博君再質問	140
○経済部長 岩下義人君答弁	141
○市長 福村三男君答弁	142
休 憩	144
開 議	144
(1) 坂本昭信君質問	144
口蹄疫について	144
○経済部長 岩下義人君答弁	145
(2) 坂本昭信君質問	145
ブランド推進について	145
○経済部長 岩下義人君答弁	146
坂本昭信君再質問	147
○経済部長 岩下義人君答弁	147
坂本昭信君再々質問	148

休 憩	149
開 議	149
○経済部長 岩下義人君答弁	149
休 憩	149
開 議	149
(1) 城 典臣君質問	149
森林セラピー事業について	149
○経済部長 岩下義人君答弁	150
(2) 城 典臣君質問	151
菊池市のべんりカー・あいのりタクシーの現状について	151
○企画部長 谷口 誠君答弁	151
城 典臣君再質問	152
○企画部長 谷口 誠君答弁	153
(3) 城 典臣君質問	153
観光地としての道路状況について	153
○建設部長 中原純一君答弁	153
城 典臣君再質問	154
○建設部長 中原純一君答弁	155
(4) 城 典臣君質問	155
運転免許証自主返納支援事業について	155
○総務部長 石原公久君答弁	156
城 典臣君再質問	156
9. 日程通告 散会	157

6月30日（水曜日）本会議	頁
1. 議事日程第3号	161
2. 本日の会議に付した事件	161
3. 出席議員氏名	161
4. 欠席議員氏名	162
5. 説明のため出席した者の職氏名	162
6. 事務局職員出席者	162
7. 開 議	163
8. 日程第1 一般質問	163
(1) 泉田栄一朗君質問	163

子宮頸がんヒブワクチンの公費助成について	163
○市民部長 宮本啓一君答弁	164
泉田栄一郎君再質問	165
○市民部長 宮本啓一君答弁	165
泉田栄一郎君再々質問	165
○市民部長 宮本啓一君答弁	166
(2) 泉田栄一郎君質問	167
田島工業団地について	167
○企画部長 谷口 誠君答弁	168
泉田栄一郎君再質問	168
○企画部長 谷口 誠君答弁	169
(3) 泉田栄一郎君質問	169
泗水地区都市再生整備計画事業について	169
○企画部長 谷口 誠君答弁	170
泉田栄一郎君再質問	171
○企画部長 谷口 誠君答弁	171
泉田栄一郎君再々質問	172
○建設部長 中原純一君答弁	173
○市長 福村三男君答弁	173
(4) 泉田栄一郎君質問	174
口蹄疫の予防対策について	174
休 憩	175
開 議	175
(1) 東 裕人君質問	175
国保税について	175
○総務部長 石原公久君答弁	176
東 裕人君再質問	177
○総務部長 石原公久君答弁	177
東 裕人君再々質問	178
○総務部長 石原公久君答弁	179
(2) 東 裕人君質問	180
専決処分について	180
○総務部長 石原公久君答弁	180
東 裕人君再質問	181

○総務部長 石原公久君答弁	181
東 裕人君再々質問	182
○総務部長 石原公久君答弁	182
(3) 東 裕人君質問	183
新庁舎問題について	183
○市長 福村三男君答弁	183
東 裕人君再質問	185
○市長 福村三男君答弁	185
東 裕人君再々質問	186
○市長 福村三男君答弁	187
昼食休憩	188
開 議	188
(1) 水上彰澄君質問	189
四季の里の民間委託後について	189
○経済部長 岩下義人君答弁	190
水上彰澄君再質問	190
○市長 福村三男君答弁	191
水上彰澄君再々質問	192
○市長 福村三男君答弁	192
(2) 水上彰澄君質問	193
公共下水道又は集落排水について	193
○建設部長 中原純一君答弁	193
水上彰澄君再質問	193
○建設部長 中原純一君答弁	194
水上彰澄君再々質問	194
○建設部長 中原純一君答弁	195
(3) 水上彰澄君質問	195
スクールバスについて	195
○教育長 田中忠彦君答弁	196
水上彰澄君再質問	197
○教育長 田中忠彦君答弁	197
(4) 水上彰澄君質問	198
口蹄疫の件	198
○経済部長 岩下義人君答弁	198

水上彰澄君再質問……………	199
○経済部長 岩下義人君答弁……………	199
休 憩……………	199
開 議……………	200
発言の申し出……………	200
(1) 葛原勇次郎君質問……………	200
農業問題について……………	200
○経済部長 岩下義人君答弁……………	200
葛原勇次郎君再質問……………	201
○経済部長 岩下義人君答弁……………	202
葛原勇次郎君再々質問……………	203
○経済部長 岩下義人君答弁……………	203
(2) 葛原勇次郎君質問……………	204
隅府中央線について……………	204
○建設部長 中原純一君答弁……………	205
葛原勇次郎君再質問……………	205
○建設部長 中原純一君答弁……………	205
(3) 葛原勇次郎君質問……………	206
下水道について……………	206
○建設部長 中原純一君答弁……………	206
(4) 葛原勇次郎君質問……………	206
教育振興について……………	206
○教育長 田中忠彦君答弁……………	207
葛原勇次郎君再質問……………	209
○教育長 田中忠彦君答弁……………	209
葛原勇次郎君再々質問……………	210
○教育長 田中忠彦君答弁……………	210
(5) 葛原勇次郎君質問……………	210
口蹄疫について……………	210
○経済部長 岩下義人君答弁……………	211
葛原勇次郎君再質問……………	211
休 憩……………	212
開 議……………	212
(1) 中山繁雄君質問……………	212

各総合支所の充実について……………	212
○総務部長 石原公久君答弁……………	213
中山繁雄君再質問……………	213
○副市長 永田明紘君答弁……………	214
(2) 中山繁雄君質問……………	214
緊急時の対応について……………	214
○総務部長 石原公久君答弁……………	214
中山繁雄君再質問……………	215
○総務部長 石原公久君答弁……………	215
(3) 中山繁雄君質問……………	216
グラウンドについて……………	216
○教育長 田中忠彦君答弁……………	216
9. 日程通告 散会……………	217
7月1日(木曜日)本会議	頁
1. 議事日程第4号……………	221
2. 本日の会議に付した事件……………	221
3. 出席議員氏名……………	221
4. 欠席議員氏名……………	222
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	222
6. 事務局職員出席者……………	222
7. 開 議……………	223
8. 日程第1 一般質問……………	223
(1) 隈部忠宗君質問……………	223
本市の活性化について……………	223
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	223
○市長 福村三男君答弁……………	225
隈部忠宗君再質問……………	226
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	226
○教育長 田中忠彦君答弁……………	228
隈部忠宗君再々質問……………	228
○教育長 田中忠彦君答弁……………	229
(2) 隈部忠宗君質問……………	230
農業の活性化について……………	230

○経済部長 岩下義人君答弁	231
隈部忠宗君再質問	231
○経済部長 岩下義人君答弁	232
(3) 隈部忠宗君質問	233
子育て支援について	233
○市民部長 宮本啓一君答弁	233
隈部忠宗君再質問	234
休 憩	234
開 議	234
(1) 大賀慶一君質問	234
旭志新明高永区内にある、民間所有の元小学校跡地について	234
○総務部長 石原公久君答弁	235
大賀慶一君再質問	235
○建設部長 中原純一君答弁	236
大賀慶一君再々質問	236
○建設部長 中原純一君答弁	237
○市長 福村三男君答弁	237
(2) 大賀慶一君質問	238
女子児童に対する、子宮頸ガンワクチンの接種について	238
○市民部長 宮本啓一君答弁	238
○市長 福村三男君答弁	239
(3) 大賀慶一君質問	239
口蹄疫について	239
○経済部長 岩下義人君答弁	239
大賀慶一君再質問	240
○経済部長 岩下義人君答弁	240
大賀慶一君再々質問	241
(1) 樋口正博君質問	241
菊池市中小企業振興基本条例について	241
○経済部長 岩下義人君答弁	242
○総務部長 石原公久君答弁	243
樋口正博君再質問	244
○経済部長 岩下義人君答弁	246
○総務部長 石原公久君答弁	247

樋口正博君再々質問……………	248
○市長 福村三男君答弁……………	252
昼食休憩……………	253
開 議……………	253
(1) 中原 繁君質問……………	254
市長の政治方針……………	254
中原 繁君質問……………	254
休 憩……………	257
開 議……………	257
中原 繁君質問……………	257
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	258
○教育長 田中忠彦君答弁……………	259
○経済部長 岩下義人君答弁……………	261
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	262
○市長 福村三男君答弁……………	263
休 憩……………	264
開 議……………	264
発言の申し出……………	264
発言の申し出……………	264
(1) 森 清孝君質問……………	264
「新庁舎建設についての方針」について……………	264
○企画部長 谷口 誠君答弁……………	266
○経済部長 岩下義人君答弁……………	267
○教育長 田中忠彦君答弁……………	268
○総務部長 石原公久君答弁……………	268
森 清孝君再質問……………	269
○経済部長 岩下義人君答弁……………	271
○市長 福村三男君答弁……………	271
森 清孝君再々質問……………	274
○市長 福村三男君答弁……………	275
(2) 森 清孝君質問……………	276
泗水中央線整備について……………	276
○建設部長 中原純一君答弁……………	276
森 清孝君再質問……………	277

○建設部長 中原純一君答弁……………	278
(3) 森 清孝君質問……………	278
史資料の収蔵と活用について……………	278
○教育長 田中忠彦君答弁……………	279
9. 日程通告 散会……………	280

7月2日（金曜日）本会議

頁

1. 議事日程第5号……………	283
2. 本日の会議に付した事件……………	283
3. 出席議員氏名……………	283
4. 欠席議員氏名……………	284
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	284
6. 事務局職員出席者……………	284
7. 開 議……………	285
8. 日程第1 議長の常任委員会委員辞退の件……………	285
9. 日程第2 一般質問……………	285
(1) ニノ文伸元君質問……………	285
隅府中央線及び回遊道路について……………	285
○建設部長 中原純一君答弁……………	286
ニノ文伸元君再質問……………	287
○建設部長 中原純一君答弁……………	287
(2) ニノ文伸元君質問……………	289
市道亘甲森線について……………	289
○建設部長 中原純一君答弁……………	290
ニノ文伸元君再質問……………	290
○建設部長 中原純一君答弁……………	291
ニノ文伸元君再々質問……………	291
休 憩……………	291
開 議……………	291
(1) 東 英俊君質問……………	291
宮崎の口蹄疫発生を受けて……………	291
○経済部長 岩下義人君答弁……………	293
東 英俊君再質問……………	294
○経済部長 岩下義人君答弁……………	294

(2) 東 英俊君質問	295
行政改革について	295
○総務部長 石原公久君答弁	297
東 英俊君再質問	300
○市長 福村三男君答弁	302
(3) 東 英俊君質問	303
子宮頸ガンワクチン接種について	303
○市民部長 宮本啓一君答弁	306
東 英俊君再質問	307
○市民部長 宮本啓一君答弁	308
東 英俊君再々質問	308
○市民部長 宮本啓一君答弁	309
昼食休憩	309
開 議	309
発言の申し出	309
発言の申し出	309
(1) 坂井正次君質問	310
活性化施策について	310
○経済部長 岩下義人君答弁	311
○建設部長 中原純一君答弁	312
○総務部長 石原公久君答弁	312
坂井正次君再質問	313
○経済部長 岩下義人君答弁	313
○総務部長 石原公久君答弁	314
○建設部長 中原純一君答弁	315
坂井正次君再々質問	315
○市長 福村三男君答弁	317
(2) 坂井正次君質問	320
ブランド推進について	320
○経済部長 岩下義人君答弁	320
坂井正次君再質問	321
○経済部長 岩下義人君答弁	321
坂井正次君再々質問	322
○経済部長 岩下義人君答弁	323

(3) 坂井正次君質問	323
市道の整備について	323
○総務部長 石原公久君答弁	324
○建設部長 中原純一君答弁	324
坂井正次君再質問	324
○総務部長 石原公久君答弁	324
休 憩	325
開 議	325
(1) 木下雄二君質問	325
市道改良について	325
○建設部長 中原純一君答弁	326
(2) 木下雄二君質問	326
観光振興について	326
○経済部長 岩下義人君答弁	327
(3) 木下雄二君質問	328
市営住宅について	328
○建設部長 中原純一君答弁	328
木下雄二君再質問	329
○建設部長 中原純一君答弁	329
木下雄二君再々質問	330
○市長 福村三男君答弁	330
(4) 木下雄二君質問	330
教育問題について	330
○教育長 田中忠彦君答弁	331
(5) 木下雄二君質問	331
福祉問題について	331
○市民部長 宮本啓一君答弁	332
木下雄二君再質問	332
○市民部長 宮本啓一君答弁	333
(6) 木下雄二君質問	333
裁判について	333
○総務部長 石原公久君答弁	334
木下雄二君再質問	335
○市長 福村三男君答弁	335

(7) 木下雄二君質問……………	337
ごみ処理について……………	337
○市民部長 宮本啓一君答弁……………	338
木下雄二君再質問……………	339
○市長 福村三男君答弁……………	339
木下雄二君再々質問……………	340
○市長 福村三男君答弁……………	340
10. 日程第3 議案第74号上程・説明・質疑・委員会付託……………	341
11. 日程通告 散会……………	344

7月3日（土曜日）休会

7月4日（日曜日）休会

7月5日（月曜日）常任委員会（総文・福厚・経建）

7月6日（火曜日）常任委員会（総文・福厚・経建）

7月7日（水曜日）休会

7月8日（木曜日）休会

7月9日（金曜日）本会議	頁
1. 議事日程第6号……………	347
2. 本日の会議に付した事件……………	347
3. 出席議員氏名……………	347
4. 欠席議員氏名……………	348
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	348
6. 事務局職員出席者……………	348
7. 開 議……………	350
8. 日程第1 各常任委員長報告	
・総務文教常任委員長報告……………	350
・福祉厚生常任委員長報告……………	352
・経済建設常任委員長報告……………	353
委員長報告に対する質疑……………	355
(1) 境 和則君質疑……………	355
(2) 坂本昭信君質疑……………	357
討 論……………	359
(1) 東 裕人君討論……………	359

(2) 境 和則君討論……………	360
採 決……………	362
9. 日程第2 議事第10号……………	362
休 憩……………	363
開 議……………	363
10. 日程第3 意見書案第4号説明・質疑・討論・採決……………	363
11. 日程第4 議員の派遣について……………	364
12. 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	364
採 決……………	365
13. 閉 会……………	365

第 1 号

6 月 25 日

平成２２年第２回菊池市議会定例会

議事日程 第１号

平成２２年６月２５日（金曜日）午前１０時開議

- 第１ 会議録署名議員の指名
- 第２ 会期の決定
- 第３ 議案第４９号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成２２年度菊池市一般会計補正予算―第４号）
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第４ 議案第５０号 菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について
 - 議案第５１号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第５２号 菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第５３号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第５４号 菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第５５号 菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第５６号 平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第５号）
 - 議案第５７号 平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）
 - 議案第５８号 平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
 - 議案第５９号 平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第１号）
 - 議案第６０号 平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
 - 議案第６１号 平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
 - 議案第６２号 平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）
 - 議案第６３号 平成２２年度菊池市水道事業会計補正予算（第１号）
 - 議案第６４号 菊池市総合計画後期基本計画の策定について

議案第 65 号 市道路線の廃止について

議案第 66 号 市道路線の認定について

議案第 67 号 字の区域の変更について

議案第 68 号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

第 5 議案第 69 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決

第 6 議案第 70 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第 7 議案第 71 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第 8 議案第 72 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第 9 議案第 73 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第 10 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書について

報告第 4 号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第 5 号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第 6 号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第 7 号 有限会社七城町特産品センター経営状況について

報告第 8 号 有限会社七条町振興公社経営状況報告について

報告第 9 号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第 10 号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第 11 号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第 12 号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

報告第 13 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第 11 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 49 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 22

年度菊池市一般会計補正予算―第4号)

- 日程第4 議案第50号 菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について
- 議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 平成22年度菊池市一般会計補正予算(第5号)
- 議案第57号 平成22年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成22年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 平成22年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成22年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成22年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 平成22年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 菊池市総合計画後期基本計画の策定について
- 議案第65号 市道路線の廃止について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 字の区域の変更について
- 議案第68号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

- 日程第5 議案第69号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第70号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第71号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 議案第72号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 議案第73号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第10 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 事故繰越し繰越計算書について

報告第4号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第5号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第6号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第7号 有限会社七城町特産品センター経営状況について

報告第8号 有限会社七条町振興公社経営状況報告について

報告第9号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第10号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第11号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第12号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

報告第13号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

日程第11 休会の議決



出席議員（23名）

1番	工	藤	圭一郎	君
2番	城		典 臣	君
3番	大	賀	慶 一	君
4番	岡	崎	俊 裕	君
5番	水	上	彰 澄	君
6番	東		英 俊	君
7番	東		裕 人	君
8番	泉	田	栄一朗	君

9 番	森	清	孝	君
10 番	中	原	繁	君
11 番	樋	口	正	博
12 番	二ノ	文	伸	元
13 番	中	山	繁	雄
14 番	怒留	湯	健	蓉
15 番	坂	本	昭	信
16 番	隈	部	忠	宗
17 番	葛	原	勇次郎	君
18 番	木	下	雄	二
19 番	坂	井	正	次
20 番	森		隆	博
21 番	山	瀬	義	也
22 番	境		和	則
23 番	北	田		彰

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	長	永	田	明	紘
総	務	部	石	原	公	久
企	画	部	谷	口		誠
市	民	部	宮	本	啓	一
経	済	部	岩	下	義	人
建	設	部	中	原	純	一
七城総合支所	長	赤	星	和	範	君
旭志総合支所	長	山	田	憲	章	君
泗水総合支所	長	春	木	義	臣	君
財	政	課	松	岡	千	利
総務課長兼選挙 管理委員会事務局	長	田	代	武	則	君
教	育		田	中	忠	彦
教	育	次	井	野	英	利
農業委員会事務局	長	齋	藤		誠	君

水 道 局 長

安 武 昭 二 君

監 査 事 務 局 長

大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長

永 田 哲 士 君

議 事 課 長

城 主 一 君

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 8 分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は 23 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 22 年第 2 回菊池市議会定例会を開会いたします。

ここで全員協議会開催のために、暫時休憩いたします。議員の皆さんは大会議室にお集まりください。

休憩 午前 9 時 5 9 分

開議 午前 10 時 21 分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から平成 22 年 4・5 月分の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、事務局に備えつけの書類によりご承諾をいただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

午前 10 時 22 分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 81 条の規定により、大賀慶一君及び岡崎俊裕君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る 6 月 17 日の議会運営委員会におきまして、本日から 7 月 9 日までの 15 日間とすることに結論を見ておりま

すが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月9日までの15日間と決定しました。

○

日程第3 議案第49号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に第3、議案第49号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

本日、平成22年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から7月9日までの15日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、企業誘致関係についてご報告を申し上げます。

6月1日、合志市に本社を置きます株式会社共同運輸と、菊池営業所開設に当たりまして企業立地協定を締結いたしました。進出先は七城町蘇崎工業団地内で、用地面積は1万6,594平方メートル。総投資額は7億4,300万円です。事業内容としましては、食品加工・製造及び物流事業を主に、今回の立地で配送センターと食品加工工場を合わせ30名の雇用が見込まれます。

今後とも企業情報の収集、また訪問活動を初めといたしまして、積極的な誘致活動に努めてまいります。

次に、6月18日、地域公共交通活性化・再生優良団体といたしまして、自治体といたしましては初めての国土交通大臣表彰を受賞いたしました。これは平成13年から取り組んでまいりました交通体系の見直しの中で、路線バスの見直し、市街地巡回バス、通称「きくちべんりカー」と言っておりますが、この導入、及び中山間・山間地域等への事前予約制の乗り合いタクシー、通称「きくちあいのりタクシー」と言っておりますが、この導入によりまして、住民サービスの向上と市の財政負担の削減に寄与したことが高く評価をされまして、今回の受賞となったものでございます。

今回の受賞を励みにいたしまして、さらなる交通体系の構築と地域公共交通の活性化・再生に積極的に取り組ましまして、住民の要望にこたえられるように努力してまいります。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第４９号につきましては、地方自治法第１７９条の規定に基づき専決処分いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上に、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

議案第４９号についてご説明をいたします。

議案その１の１ページをお開きください。

議案第４９号は、地方自治法第１７９条第３項の規定により専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

あけていただきまして、２ページが専決処分書でございます。平成２２年６月１日に専決処分を行いました。

それでは、専決第６号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第４号）をご説明いたします。

４ページをお開きください。

今回の補正は８６３万８，０００円を追加し、補正後の予算総額を２２１億６，０４５万３，０００円とするものでございます。

次に、１２ページ、１３ページをお開きください。

歳入の事項別明細をご説明申し上げます。

款１４国庫支出金、目１０災害復旧費国庫負担金の１３７万１，０００円と、款２１市債、目１０災害復旧債の１１０万円は、今回の災害に対する国庫負担金と地方債でございます。

中ほどの款１８繰入金、目１財政調整基金繰入金の６１６万７，０００円は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

１４、１５ページをお開きください。

歳出の事項別明細をご説明いたします。

款１０災害復旧費、目３林業施設災害復旧費の４１１万７，０００円の補正は、林道八方ヶ岳１号線の災害復旧工事において、新たに工法の変更が必要となったことによる工事費の増額と、施工範囲がふえたことにより用地の追加が発生し、それに伴います補償などが増加となったものでございます。

同じく款１０災害復旧費、項３公共土木施設災害復旧費、目２現年度補助災害復

旧費の２０５万７，０００円、及び目３単独災害復旧費の２４６万４，０００円の補正は、５月後半の豪雨により、市道雪野虎口線ほか、５路線で発生いたしました土砂崩壊などの災害復旧費のための経費を計上したものでございます。

いずれも早急に復旧する必要があることから、今回専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

以上、議案第４９号の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第４９号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することを決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第４９号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第４ 議案第５０号から議案第６８号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第４、議案第５０号から議案第６８号までの１９議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） それでは、ただいま上程されました議案第５０号から議案第６８号までについてご説明を申し上げます。

議案第５０号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定については、執行機関の附属機関として委員会、審議会を設置する場合は、地方自治法第１３８条の４第３項の規定により、条例で定める必要があるため制定するものです。

また、議案第５１号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、各委員会の委員の追加及び廃止により、一部改正をお願いするものです。

次に、議案第５２号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第５４号、菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの３議案については、国家公務員の勤務時間や育児休業制度の見直しなどに伴い、関連する条文の改正を行うものです。

議案第５５号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、安定的な水道水の供給と給水区域の拡大を図るため、弁利簡易水道と小川・九の峰簡易水道を統合し、旭志北部簡易水道とするための改正でございます。

次に、議案第５６号から議案第６３号までの８議案については、平成２２年度菊池市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の補正予算でございます。

主なものといたしましては、緊急雇用創出基金事業として約４，０００万円、まちづくり交付金事業に伴う限府中央線道路改築工事の土地購入費及び補償費として約１，８００万円、また株式会社四季の里旭志の解散に伴い、同社が保有していた自家発電装置等の購入費約１，２００万円などが主なものとなっています。

次に、議案第６４号、菊池市総合計画後期基本計画の策定については、平成１８年に菊池市総合計画基本構想の議決をいただいておりますが、このたび後期基本計画を策定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

また、議案第６５号並びに議案第６６号は、市道路線の廃止及び認定について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第６７号及び議案第６８号の字の区域の変更については、菊池東部地区中山間地域総合整備事業の実施に伴い、本市の字の区域に変更が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

以上、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議の上に、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） それでは、議案第５０号から議案第６８号まで、一括して説明をいたします。

議案のその１の１７ページをお開きください。

議案第５０号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について。本議案は、菊池市養護老人ホームの移譲先事業者の選定に関する事項を審議し、移譲先となる運営事業者を選定するために条例を制定するものでございます。

あけていただきまして１８ページですが、設置第１条、菊池市養護老人ホームふじのわ荘及びこすもす荘の民営化に当たり、移譲先事業者を選定するため、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会を設置するといたしております。

第３条、組織でございますが、選定委員会の委員は１０名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することとなっております。

第４条、任期でございますが、委員の任期は１年とするものでございます。

次に、２１ページをお開きください。

また、この後の条例改正案につきましては、別冊の新旧対照表——これでございますが、参照しながら説明を行いますので、準備をお願いいたします。新旧対照表と照らし合わせながら行いますので、よろしくをお願いいたします。

議案の２１ページ、議案第５１号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、菊池市養護老人ホームの民営化検討委員会の審議が終了いたしまして答申が出されましたので、委員の報酬を削除し、新たに菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定に伴い、委員の報酬を追加するものです。

新旧対照表の１ページをお開きください。

上段が現行で、下段が改正案でございます。

次に、議案の２３ページをお開きください。

議案第５２号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国家公務員の勤務時間の見直しに伴い、本市職員について所要の改定をしたため、条例の一部を改正するものでございます。

２４ページをお開きください。

菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の改正条項でございます。本案は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する条項の改正でございます。

新旧対照表の２ページを参照ください。

中段右側の２項の改正でございますが、３歳に満たない子のある職員が当該子を

養育するために請求した場合には、例外を除き、時間外勤務をさせてはならないと規定したものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、25ページをごらんください。

議案第53号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、国家公務員の育児休業制度の見直し及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

26ページをお開きください。

菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正条項でございます。

新旧対照表の4ページ、5ページをお開きください。

主な改正点は、職員の配偶者が専業主婦であったり、また配偶者が育児休業を取得している場合であっても、職員は育児休業を取得することができるという改正でございます。

次に、議案の、戻っていただきまして27ページをごらんください。

議案第54号、菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、本市職員について所要の改正をしたいため、条例の一部を改正するものでございます。

28ページをお開きください。

菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の改正条項でございます。

新旧対照表の7ページをお開きください。

本改正は、職員団体のための職員の行為の制限の特例を改正するものでございまして、職員の勤務時間外勤務代休時間というものがございます。いわゆる月60時間を超えた時間外勤務においては代休を与えなければならないと規定してありますが、その代休時間においても職員団体のための業務や活動することができることに改正するものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、29ページをお開きください。

議案第55号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、弁利簡易水道と小川・九の峰簡易水道を統合することにより、安定的な水道水の供給と給水区域の拡大を図るために、本市条例の一部を改正するものでございます。

30ページをお開きください。

二つの簡水を統合して、旭志北部簡易水道に改めるものでございます。

次に、議案その1の31ページをお開きください。

議案第56号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第5号）でございます。

あけていただきまして、32ページをお願いいたします。

今回の補正は1億2,571万8,000円を追加するもので、補正後の予算総額を222億8,617万1,000円とするものです。

次に、補正の主なものをご説明いたします。

40ページ、41ページをお開きください。

まず、歳入の中で款14国庫支出金、目8消防費国庫補助金、節1消防費補助金の550万円は、当初予算で計上しておりました防火水槽3基に対しまして補助金が交付されることになったものでございます。

次に、款15県支出金、目6商工費県補助金、節1商工費補助金のうち、緊急雇用創出基金事業補助金の6,628万4,000円は、国の経済対策の一環として、熊本県が造成している基金を活用しての補助金でございます。対象事業は全部で18事業ありまして、このうち当初予算で11事業を計上しておりますので、今回の補正で7事業を計上したものでございます。

次に、款15県支出金、目5農林水産業費委託金、節3農地費委託金の462万9,000円のうち、あけていただきまして42ページの上から2段目の県営南田島・佐野地区経営体育成基盤整備事業の換地委託金の453万4,000円は、今回、国の予算化の通知を受けましたので計上したものでございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金の5,973万6,000円は、補正財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

あけていただきまして、44、45ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細をご説明いたします。

ここで、個別の内容説明の前に、職員人件費の補正についてご説明いたします。

議会費のところをごらんください。

その中に節2給料、節3職員手当等、節4共済費について計上しておりますが、これは4月の定期人事異動により調整を行ったものでございますので、一般会計と特別会計を合わせた人件費の総額には変わりはありません。このことから、総務費以降につきましても、それぞれの一般会計・特別会計にも計上しているところがございますが、そういうことから説明は省略させていただきますのでご了承ください。

それでは、款1議会費、目1議会費の925万3,000円の補正のうち、節1

3 委託料の 4 2 0 万円は、市議会の議事録をスキャナーで読み込み、電子データとして保存するものでございます。

次に、款 2 総務費、目 1 一般管理費の 4, 9 6 1 万 6, 0 0 0 円の補正のうち、節 1 3 委託料の 1, 7 3 1 万 9, 0 0 0 円はファイリングシステムの整備を行うものでございまして、文書をデータベース化して保存するものでございます。

次に、4 8、4 9 ページをお開きください。

款 2 総務費、目 2 賦課徴収費の 1, 3 4 2 万 1, 0 0 0 円の補正のうち、節 1 3 委託料の 1, 2 4 0 万 2, 0 0 0 円は、これも同じく旧字図、竿図、登記済通知書など、約 2 0 万枚をデータベース化して保存するものでございます。

以上の 3 件につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました緊急雇用創出基金事業補助金を受けての事業でございまして、基本的に 1 0 0 % 補助金が充当されることになります。

あけていただきまして、5 2、5 3 ページをお開きください。

款 3 民生費、目 1 高齢者福祉費の 3 8 3 万 9, 0 0 0 円の補正のうち、節 2 8 繰出金 5 8 5 万 9, 0 0 0 円は、老人保健医療特別会計等への繰出金でございます。

次に、5 8、5 9 ページをお開きください。

款 5 農林水産業費、目 8 農地費の 5 4 1 万 5, 0 0 0 円の補正のうち、節 1 3 委託料の 4 0 3 万 2, 0 0 0 円と、節 1 9 負担金補助及び交付金の 2 9 0 万 3, 0 0 0 円は、花房北部地区、花房中部 2 期地区、南田島・佐野地区、菊池東部 2 期地区の圃場整備事業に関する費用でございます。

節 1 7 公有財産購入費の 2 6 8 万 4, 0 0 0 円は、菊池東部地区上原校区の堆肥製造施設の土地購入費でございます。

あけていただきまして、6 0 ページ、6 1 ページをお願いいたします。

款 6 商工費、目 4 観光費の 1, 8 5 0 万 6, 0 0 0 円の補正のうち、節 1 5 工事請負費の 6 1 3 万円は、四季の里旭志の動物広場のフェンス設置費でございます。

同じく節 1 7 公有財産購入費 1, 2 3 1 万 8, 0 0 0 円は、株式会社四季の里旭志が保有いたします財産の購入で、その主なものはコージェネレーションシステム——自家発電装置でございますが、などの建物の附帯設備でございます。

あけていただきまして、6 4、6 5 ページをお開きください。

款 7 土木費、目 2 街路事業費の 1, 9 2 6 万 7, 0 0 0 円の補正のうち、節 1 3 委託料の 1 0 2 万 3, 0 0 0 円と、節 1 公有財産購入費の 5 7 8 万 8, 0 0 0 円、及び節 2 2 補償補てん及び賠償金の 1, 2 4 4 万 6, 0 0 0 円はまちづくり交付金事業、現在は社会資本整備総合交付金事業と言いますけれども、の限府中央線事業の用地の買い取り申し出がありましたので、今回、不動産鑑定等を行い、買収する

ものでございます。

あけていただきまして、66、67ページをお開きください。

款8消防費、目3消防施設費の302万円の補正は、太田区の消防詰所、格納庫、防火水槽などの改修費用に対する補助金でございます。

戻っていただきまして、36ページでございます。地方債の補正でございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

次に、75ページをお開きください。

議案第57号、平成22年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただきまして、76ページをお願いします。

今回の補正は2,199万3,000円を追加するもので、補正後の予算を2,342万6,000円とするものでございます。

あけていただきまして、82、83ページをお開きください。

歳入の款1支払基金交付金、目1老人医療費交付金の682万7,000円の補正は、医療機関からの診療報酬、再請求の増額に伴い、所要額の51%が交付金として交付されるものでございます。

次に、款4繰入金、目1一般会計繰入金の639万円の補正は、今回の補正財源として一般財源から繰り入れるものでございます。

次に、款5繰越金、目1繰越金の877万6,000円の補正は、平成21年度の決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款1の医療諸費、目1医療給付費の1,338万7,000円の補正は、医療機関からの診療報酬再請求の増額に伴い増額するものでございます。

次に、款2諸支出金、目1償還金の860万6,000円の補正は、平成21年度分の診療報酬支払基金交付金の実績に伴い、返納するものでございます。

次に、85ページをお開きください。

議案第58号、平成22年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

あけていただきまして、86ページをお願いいたします。

今回の補正は53万1,000円を減額するもので、補正後の予算総額を44億4,604万3,000円とするものです。

あけていただきまして、92、93ページをお願いいたします。

下段の歳出にありますように、今回の補正は人事異動に伴います職員人件費の調整のみでございますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第５８号の説明を終わります。

次に、９５ページをお開きください。

議案第５９号、平成２２年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただきまして、９６ページをお願いいたします。

今回の補正は５７万２，０００円を追加するもので、補正後の予算総額を３億９，９３４万６，０００円とするものです。

あけていただきまして、１０２、１０３ページをお開きください。

この補正も人事異動に伴う職員人件費の調整のみでございます。

以上で、議案第５９号の説明を終わります。

次に、１０５ページをお開きください。

議案第６０号、平成２２年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）です。

あけていただきまして、１０６ページをお願いいたします。

今回の補正は３９５万円を減額するもので、補正後の予算総額を１０億５，９２８万円とするものです。

あけていただきまして、１１２、１１３ページをお開きください。

この補正も人事異動に伴う職員人件費の調整のみでございます。

以上で、議案第６０号の説明を終わります。

次に、議案第６１号、平成２２年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただきまして、１１６ページをお願いいたします。

今回の補正は４万８，０００円を減額するもので、補正後の予算総額を５億５，６２３万１，０００円とするものです。

あけていただきまして、１２２、１２３ページ、この補正も人事異動に伴う職員人件費の調整のみでございます。

次に、１２５ページをお開きください。

議案第６２号、平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただきまして１２６ページ、今回の補正は８１７万２，０００円を減額するもので、補正後の予算総額を６億５，２６７万６，０００円とするものです。

１３２ページ、１３３ページでございますが、これも人事異動に伴う職員人件費の調整のみでございます。

次に、１３５ページをお開きください。

議案第 6 3 号、平成 2 2 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）です。

あけていただきまして、1 3 6 ページをお願いいたします。

今回の補正は 8 万 8, 0 0 0 円を減額するもので、補正後の予算総額を 3 億 9, 7 2 6 万 8, 0 0 0 円とするものです。

1 3 9 ページをお願いいたします。

これも人事異動に伴います職員人件費の調整と水道技術管理者講習会負担金の補正でございます。

以上で、議案第 6 3 号の説明を終わります。

次に、1 4 1 ページをお開きください。

議案第 6 4 号、菊池市総合計画後期基本計画の策定についてでございます。菊池市総合計画後期基本計画を策定するに当たっては、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定により、議会の議決に付すべき事件を定める条例第 2 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。計画書は別冊の冊子となっております。

この後期基本計画は、平成 2 2 年度から平成 2 6 年度までの 5 カ年間の計画となっております。策定に当たりましては、行政内部で組織いたします起案委員会、部長級以上で組織いたします調整委員会と学識者や市民の方々に組織されました総合計画策定審議会と何度もフィードバックを行いながら、審議とその答申を受けて策定したものでございます。

後期基本計画は、前期基本計画を検証しながら、わかりやすさ、使いやすさ、管理しやすさを勘案いたしまして、前期基本計画の 2 7 の主要事業を 2 5 へ、また 7 1 の主要施策を 5 0 へ集約いたしております。このように、今後 5 カ年間の菊池市の進むべき方向性を具体的に示したものであり、本市の発展に努める指標として上程するものでございます。

以上、6 4 号の説明といたします。

次に、1 4 3 ページをお開きください。

議案第 6 5 号、市道路線の廃止について、続けて 1 4 7 ページ、議案第 6 6 号、市道路線の認定について、この二つの議案につきましては関連がありますので、一括して説明をいたします。

提案理由でございますが、市道路線を廃止するには、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、上程するものでございます。

1 4 4 ページが、藤田赤星線の起点の変更に伴い廃止するものでございます。

1 4 8 ページをお開きください。

これまでの藤田赤星線の見直しと、その整備に伴い、これまでの藤田赤星線を廃止いたしまして、新たに藤田 2 号線、3 号線、4 号線、及び藤田赤星線として認定

を行うものでございます。

次に、151ページをお開きください。

議案第67号、字の区域の変更について、続けて153ページをお開きください。
議案第68号、字の区域の変更について、この2議案につきましては、区画整理事業に伴い、字の区域を変更するものでございます。

以上、議案第50号から議案第68号まで、一括してのご説明とさせていただきます。

[「訂正」と呼ぶ者あり]

○総務部長（石原公久君） ちょっと説明の中で誤りがあったようでございます。

76ページをお開きください。

76ページの補正後の歳入歳出予算総額を2,342万9,000円と申し上げるところを、2,342万6,000円と言ったそうでございますので、訂正をさせていただきますと思います。記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） これから質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑として3回までとなっています。質疑は提出議案に対して疑義をたずぬものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第56号、平成22年度菊池市一般会計補正予算について質疑を行います。

議案書は60ページ、61ページです。

款6商工費、項1商工費、目4観光費、節17公有財産購入費1,231万8,000円についてお尋ねをします。

発電機、発電装置の購入費約1,2000万円の算出の根拠は何か、まず初めにお尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） おはようございます。

東議員さんのご質疑にお答え申し上げたいと思います。

購入する発電機の算出根拠は何かということでございますが、これにつきましては、公認会計士が算定しました評価額でございます。

なお、減価償却の方法につきましては、法人税法の規定による定率法、ただし平成10年4月1日以降に取得しました建物は定額法で算定しておりまして、平成22年3月31日現在の残存価格となっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） それでは、次にお尋ねします。

購入する理由についてお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再質疑にお答え申し上げます。

四季の里の施設を運営する上で必ず必要と考えられるものを購入するものであります。その理由としまして二つありまして、一つにつきましては、辺地であるこの施設の非常時の電源——コージェネレーションシステムとありますが、を確保するため、もう一つは建物と付随しました資産、床のカーペットや厨房等の冷房設備等でございますが、を資産を買い取るところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 菊池市が、当時旭志村が会社と出しまして購入した一つの発電機、物品を部分的に再購入できるのか、お聞きします。

また、購入した場合、お金は、今、株式会社四季の里ということでありましたが、今、清算会社というふうになっていると思いますが、購入したお金は、支払ったお金は清算会社に入るわけですから、結局出資金返還に充てるのではないですか。

そして、その場合、その約1,200万円は清算会社に入るわけですから、その清算会社が清算をする段になって出資割合に応じて、そうした場合、菊池市はその1,200万のうち何割かを今度は受け取るのでしょうか。そこだけお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再々質疑にお答え申し上げます。

市——当時は旭志村でございましたが——も補助金を出しておりますが、会社が負担しました分の購入費用の残存価格を買い取ることでございますので、可能だと考えております。

また、購入しました場合は、株式会社四季の里の清算会社の残余財産となります

ので、議員が申されますように出資金の返還に充てることになります。

なお、出資割合に応じて市が受け取るかどうかのご質問につきましては、今後、議会とご相談しながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 私は議案第50号についてお伺いをしたいと思います、選定委員の委員は、第3条で10人以内として7項目の条件がつけてありますけれども、この第1番目の知識、経験を有する者は何人を想定していらっしゃるのか。大変重要な役割を担われると思いますけれども、だれがどういうところで人選をするのかをお伺いいたします。

なぜならば、さきの検討委員会の人選において、その委員の人となりをして市長が、ご報告が上がっていなかったということが指摘されておりますので、そのことを踏まえてこの質疑をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） おはようございます。

怒留湯議員の質疑にお答えしたいと思います。

ただいまご質問ありました養護老人ホームの移譲先の選考委員ということでございますけれども、学識経験者といたしましては、社会福祉事業に関しまして知識を持たれている方ということで、現段階では大学教授の先生を考えております。教授の先生はお一人を今想定いたしております。全体で10名以内を考えているところでございます。

大学の教授の先生1名、それから民間からの経営的に専門的な知識を持っていらっしゃる方を2名程度、それから地域の代表者を2名、それから老人ホームの入所者代表の家族の方を、それぞれ二つですから2名。

○14番（怒留湯健蓉さん） それはいいです、1番だけおっしゃってくだされば。ここに書いてあるとおりです。1番の内容を。

○市民部長（宮本啓一君） そのように考えておるところでございますけれども。

○14番（怒留湯健蓉さん） 1人。

○市民部長（宮本啓一君） 大学教授の先生は1名を考えております。

○14番（怒留湯健蓉さん） だれがどういうところで人選をするのか。

○市民部長（宮本啓一君） これ市の内部のほうで十分協議いたしまして、妥当な先生

を選考したいと考えております。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん、質疑のときは手を挙げてやってください。
どうぞ。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 検討委員会のご指摘が生かされますように、人選については十分トップもご存じあるような形で人選をお願いしたいと思いますが、

それから、民営化に関する答申にはいろいろ意見が付されておりましたけれども、その資料を選定された委員には渡して学習していただく必要があると思いますが、そのご準備はありますか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質疑にお答えしたいと思います。

答申の内容につきましては、当然委員の皆様方のほうにはお渡ししたいと考えております。お答えします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） そして、第1回の市長の招集はいつになるのでしょうか。

その事前にその資料は渡されるのでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 今回の定例会の中でこの条例を可決いただきましたならば、7月に第1回目の招集をかけたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○14番（怒留湯健蓉さん） 資料は。

○市民部長（宮本啓一君） 資料はその第1回目の選考委員会のごときにお渡しすることになるかと思ひますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○14番（怒留湯健蓉さん） 質疑ですから、これにとどめます。

○議長（山瀬義也君） 質疑の場合は、議案についての質疑をお願いいたします。

ほかにありませんか。

坂本昭信君。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 質疑させていただきます。

議案第56号ですけれども、款6商工費、目4観光費の、ページが60、61で

す。節15工事請負費の613万円でございますけれども、この積算根拠をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 四季の里旭志の動物広場のフェンス工事の積算根拠でございますが、まず土工事としまして掘削埋め戻しが120メートル、それからメートル当たりの5,000円の60万円でございます、見積もり。それから、石積み工でございますが、雑施工としまして2メートルの25メートル。合わせまして240平米でございますが、これにつきまして360万円。それから、フェンス支柱の補強としまして銅製の支柱を120本、これが54万円。それから、あわせまして直接工事費が474万円でございます。あと、運搬費としまして重機の運搬費が15万円。諸経費としまして94万8,000円。それから、消費税29万1,900円で、合わせまして総合計が612万9,900円になるものでございます。

以上お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） これは、今現在見てみますと、工事が行われていると思えますけれども、入札はいつ行われたか、だれが落札したのか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） お答えします。

ただいまの質問がありました工事につきましては、まだ実施してません。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） してなかったら結構でございます。見に行ってみてください、お願いします。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） お答えさせていただきます。

下のほうの動物広場におきまして、工事が一部なされておりますが、動物広場の整備をするということで施工承認願いが出されまして、旭野商事さんのほうが自主費用をもって、今、承認をとられて造成がなされております。

今回のフェンスの工事につきましては、今、上のほうのカーブのところですね

ども、そのフェンスがもう土砂に埋まってしまっていると、これから先、あのままでフェンスがだめになるということで、フェンス工事の依頼があつてのものでございまして、まだ工事には着手されておられません。

以上、申し添えます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

これから委員会付託を行います。

議案第50号から議案第68号までの19議案については、お手元の配付しております議案等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成 22 年第 2 回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第 52 号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 53 号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 54 号	菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 56 号	平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）
	議案第 64 号	菊池市総合計画後期基本計画の策定について
福祉厚生 常任委員会	議案第 50 号	菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について
	議案第 51 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 56 号	平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）
	議案第 57 号	平成 22 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 58 号	平成 22 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
経済建設 常任委員会	議案第 62 号	平成 22 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 55 号	菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 56 号	平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）
	議案第 59 号	平成 22 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 60 号	平成 22 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 61 号	平成 22 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 63 号	平成 22 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議案第 65 号	市道路線の廃止について
	議案第 66 号	市道路線の認定について

経 済 建 設	議案第 6 7 号	字の区域の変更について
常任委員会	議案第 6 8 号	字の区域の変更について

○

日程第 5 議案第 69 号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程 5、議案第 69 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書は 155 ページでございます。

議案第 69 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、広域連合議会議員の定数を「32 人」から構成市町村から各 1 人の「45 人」に、また任期を「2 年」から「当該市町村の長または議会の議員としての任期」に変更するなど、定数及び選出方法の見直しに伴う同文議決となっております。

内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） 議案第 69 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございますが、本案は、ただいま市長から説明がありましたとおり、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数及び選出方法の見直しに伴い、同文議決をお願いするものでございます。

新旧対照表の、こちらの別冊の 9 ページをお開きください。

7 条関係でございますが、7 条の 2 項で、現行では、そこに示してありますように、32 名の代表で構成されておりましたけれども、高齢者医療に対する住民の意識の高まりから、県内 45 自治体すべての市町村の声が反映できるように議員の数を変更するものです。

以上で、議案第 69 号の説明を終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

東 裕人君。

〔登壇〕

○7 番（東 裕人君） 議案第 69 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について質疑を行います。

今、説明もありましたが、従来、市町村の長から 16 名、議会議員から 16 名と

いう選挙方法でしたが、今回、各自治体の長及び議会の議員から1名という選挙に変更されています。

そこでお尋ねしますが、長と議会議員という性格や役割の違うものを混在させて、そこから1名選出するやり方が妥当だと執行部は考えていますか。まず、1回目お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

自治体の長と議会の議員という性格、また役割の違うものを混在させることは妥当かというご質問かと思いますが、県下全市町村が加入いたします広域連合という特別な組織におきましては、事業の性格からいたしまして、より一層幅広く意見を聴取するためにも妥当であるものと考えます。

以上お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、次にお尋ねします。

広域連合の規約変更は、先ほどもありましたが、その構成市町村の同文議決が必要。ところが、6月16日、苓北町議会において、この議案は反対多数で否決をされています。

では、お聞きします。

今回、この菊池市議会でも可決されたとしても成立をしない議案を審議させる理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質疑にお答えしたいと思います。

今、お話がございましたように、苓北町におきましては、今回、否決をされておりますけれども、次の議会に再度提出されまして、ご理解をいただきながら規約変更の議決を目指されているところでございます。

なお、そのほかの市町村につきまして、6月定例会に議案を提出し、6月24日の段階で既に37の市町村が議決済みでございます。そういう状況から、本市におきまして、今回、ご審議をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） では、最後にお尋ねします。

定数を32人から45人に増員をする理由として、各市町村の意見を反映するためと言われました。増員して、当事者である高齢者を初め、家族、住民の声が届くと考えているのかどうか。この広域連合の議会の一般質問の議員の持ち時間は、たった10分と聞きます。質問時間も十分に保証されていない議会なのに、果たして増員でその問題が解消され、住民の声が届くとでも菊池市の執行部は考えているのか、そこら辺の認識をお尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 現行では32名の議員でございまして、限られた市町村からの議員選出になっております。そういうことで、今回の改正案によりますと、県下の45のすべての市町村から議員が選出されるということになりますので、これまでより、より広く住民の声が届くものと考えております。

以上お答えします。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第69号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、先ほど質疑をし、執行部の認識の問題点もわかりましたので、反対討論を行います。

まず、選び方の問題では、長と議会議員から1名選ぶというのは、長と議会の役割の違いから、適切な選出の仕方とは言えません。

また、そもそも成立しない議案に対し、我々に可否を問うこと自体、私は議員として納得をできません。

さらに、増員で住民の声が届くと考えているのかとの問いに、届くと答弁されま

したが、根拠のない答弁であります。この広域連合は、制度として当事者である75歳以上の高齢者の意見を反映する仕組みを持たない広域連合であり、安易に住民の声が届くと答弁すべきではありません。

以上、3点の理由により、この議案には反対をします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決をします。

お諮りします。議案第69号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数により、可決することに決定しました。よって、議案第69号は可決であります。

ここで、休憩いたします。

○

休憩 午前11時33分

開議 午前11時42分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第6 議案第70号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第70号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますので、坂本昭信君の退席を求めます。

（坂本昭信君 退席）

○議長（山瀬義也君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第70号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

市議会の改選後、議会選出の監査委員が不在となっておりますので、その選任につきまして、地方自治法の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでござい

ます。

監査委員の職務は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査する重要な職務でございます。今回、同意をお願いいたします坂本昭信議員は、市の財務、行政運営に精通をされており、監査委員として適任でありますので、ご提案いたすものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） ただいまの議案第70号について質疑を行います。

まず初めに、議選の監査委員の位置づけ、意義についてどう考えているのか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 監査委員事務局長、大塚茂幸君。

[登壇]

○監査委員事務局長（大塚茂幸君） おはようございます。

それでは、東議員の質疑にお答えいたします。

監査委員の職務権限は、市行財政の広範囲な事務を対象とすることから、常に公正、不変の態度を保持することが法律により要求されます。

議会選出委員の位置づけ、意義につきましては、多様な市民の意思を代表されまして、行財政全般をチェック、監視する役割を有することが議会の重要な機能でありますことから、議員が監査委員になられることは、市の行財政の実情を把握し、市民の方々の意見を反映しながら、市の行財政全般にわたって幅広い見地から監査を行うことによって監査委員としての意見が反映され、その結果、実効性を高めることができると思われます。議会選出議員の存在意義は重要かつ大きいものと思われます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） それでは、今言われた重要かつ大きい意義を持つ議選の委員が今回の議案で仮に否決、不同意となった場合に、仮にですよ、どうなるのか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 監査委員事務局長、大塚茂幸君。

[登壇]

○監査委員事務局長（大塚茂幸君） お答えいたします。

仮に否決、不同意となった場合ということですが、議会選出の監査委員が空席となり、監査機能の停滞がまず考えられます。

しかしながら、監査委員は6人制の機関となっておりますので、住民監査請求に係る監査の決定等による合議による例外を除きまして、残る監査委員は単独で監査を執行することができます。それでも、より適正な監査を執行する観点から考えますと、地方自治法第197条のただし書きによりまして、監査委員が任期満了となりましても、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げないという規定によりまして、監査委員職務執行者として前任の監査委員に監査事務の執行に当たっていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今言われた197条のただし書きでは、その監査委員職務執行者として前任者が執行することは妨げないと規定してるだけで、結局、正規のというか、本来の監査委員そのものは空席になるわけですね。

では、最後にお聞きしますが、その議選の委員が空席となった場合にどういう影響が考えられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 監査委員事務局長、大塚茂幸君。

[登壇]

○監査委員事務局長（大塚茂幸君） お答えいたします。

地方自治法第196条第1項の規定によりまして、監査委員は識見を有する者及び議員のうちから選任され、その定数は地方自治法第195条第2項の規定に基づきまして、複数人とされております。監査委員は、ほかの行政委員会と異なって、合議制の執行機関ではなく、監査の執行につきましては独立的な権限を有する6人制の機関であります。したがって、単独で監査を執行することは可能と思われます。

しかしながら、一般財務監査の結果に関する報告の決定、住民監査請求に係る監査の決定、職員の賠償責任に関する監査の決定、決算審査及び財政健全化審査の意見の決定は、監査委員合議によるものとされております。この規定は、監査の慎重な実施を期するとともに、監査の社会的信頼を確保するため、監査結果の報告の決定または意見の決定につきましては、監査委員の合議によるものとするものであり、この「合議による」とは監査委員全員の協議により、その意見を一致させることを意味しております。仮に、議会選出の監査委員が3カ月あるいは1年という空席となれば、今定例会閉会後に実施予定であります平成21年度の決算審査及び財政健

全化審査、さらにはその審査結果を監査委員の合議による審査意見としまして9月定例会に報告をしなければなりません。それによりまして、監査体制に与える影響は非常に大きいものと考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま監査事務局長のほうからお答えいたしましたけども、私のほうからも一つコメントさせていただきたいと思います。

監査委員の選任、人事案件につきましては、これまでの長い慣習の中におきまして、どちらの議会もそうかなと思いますが、議会のほうの代表監査ということになりまして、いわゆる議会のほうの選任は私たち執行部のほうから、提案者のほうが推薦を依頼を申し上げております。そこで、議会のほうで合議をされまして、そしてこの監査委員としてふさわしい議員さんをご推挙をいただいた。そのことにおきまして提案を申し上げてるということでもありますので、不同意だとか否決だとかという人は毛頭考えられませんけれども、もしそうなったらというお話であります。それはやはり再度皆様方で、議会の中で協議をしていただきながら、合意に達した方をご推挙いただく、そのまままた再提案になる。また新しいだれかが選択をされるというのはあるのかもしれませんが、今の状況につきましては、現在のご推挙いただいた方を私たち執行部といたしましては、提案者として議会の同意をいただけるものだと、そういう思いで提案をしておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 質疑を行います。

この推薦の依頼があったのは何日でしょうか、教えてください。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩を行います。

休憩 午前11時54分

開議 午前11時55分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） お答えさせていただきます。

5月24日付菊総第83号によりまして、北田議長あて福村三男名で依頼をいたしております。

それから、6月7日、菊議第164号によりまして、山瀬議長から福村市長に対しまして推薦の報告がっております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 再度お伺いしますが、5月24日、前北田議長に監査委員の推薦についてお願いしとったということですね。そして、6月7日に推薦人の名簿が正式に上がったということですね。私ども議会内によりますと、6月4日には書いてあったような感じですから、じゃあそれから6月7日に上がったということですね。

以上です。終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

中原 繁君。

まず、反対のほうからであります。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 私は、ただいま提案されました議案第70号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、反対の立場で討論をいたします。

びっくりいたしました。先ほど当人の質疑が行われておりました。それは何かというと、四季の里工事請負費613万、これの積算根拠までは立派なことです。その後に工事、落札した業者はだれか、それを聞きまして私はびっくりしたんです。公共事業というものは、今、この議会でこの予算が通った後に業者の選任を行い、競争入札をするのが当たり前でございます。

そのような観点から、予算のいろはもご理解いただけない、そのような人に監査委員というこのような大変な重職が果たしてできるのか、そういった理由で私は反対を討論するものであります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 私もこの監査委員の同意については反対を申し上げます。

先ほど、ある議員からの質疑もありましたように、大変議会の代表である監査委員さんというのは、菊池市の一般行政、それから非常に重い任務を背負っているかと思います。そういう中におきまして、5月24日に北田議長に推薦の依頼があつて、そして6月7日ということでした。6月4日のときには、少し行き違いがあつたかもわかりませんが、だれがどのように決めて監査委員になられたのかも明白ではありません。

しかし、それを取り除きましても、先ほどから言うように、議会も変わらなきゃならないと。やっぱり意識も変えて、地方の割合もありますけども、やはりふさわしい人を監査委員にして菊池市議会、また菊池市の発展に寄与しなきゃならない。そういう意味合いからして、非常に私はこの同意には反対を申し上げます。議員各位におかれましても、よろしくご賢察のほどお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、賛成の討論を許します。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 賛成討論を行います。

先ほど議選の委員の空席になった場合、どういう影響があるのか、質疑をしました。非常に大きな影響があるという答弁も受けました。この直後には、先ほどの答弁でもありましたように、出納閉鎖後の審査があり、決算の審議があり、財政健全化の審議もあつて、そして9月議会にそれが報告をされると。そういう流れの中で、今回否決をして、空白、空席をつくるのはよろしくないのではないかなというふうに思います。

また、先ほど反対討論の中で、今回、提出された方の、表現は悪いですが、能力にかかわる問題についても言われたのかなというふうに思います。私自身は、人の能力をはかるほど高潔でありませんし、その能力の問題をとって反対をする、そういう討論には共感もできませんので賛成をいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。議案第70号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 座ってください。

起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

ここで、坂本昭信君の除斥を解きます。

（坂本昭信君 着席）



日程第7 議案第71号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、議案第71号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要があります。第117号に関する議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第71号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、6人の委員をもって組織され、運営がなされております。その中のお一人、田中忠彦委員が同法律施行令第20条の規定により、4年の任期が満了するため、その後任の委員につきましてご同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、菊池市隈府1512番地4、倉原久義氏を任命いたしたく、提案を申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 議案第71号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてお尋ねをします。

提案理由にあった地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条では、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると規定しています。我々議員は、この場で提案をされて同意を求められても、どういう人なのか、この法に照らしてどうなのか、判断材料がありません。これまでの人事案件のほとんどがそうであります。せめて全員協議会などの場で自己紹介なり、詳細な説明なりがあつてしかるべきであると思いますが、どう考えますか。

とにかく同意してくださいという提案で、この種の人事案件、提案されていいと思ってるのかどうか、今後のあり方の問題としてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回お願いいたします教育委員会委員の任命につき同意を求める倉原久義氏は、昭和47年、高知大学教育学部をご卒業の後、熊本市立湖東中学校を皮切りといたしまして、菊池市立花房小学校などを歴任されております。平成3年に教頭職に、平成10年に校長として産山村立産山北部小学校に赴任されておりました、それ以来、11年間にわたり校長職を歴任をされた方であります。

平成21年、昨年3月でございますが、菊池市立北小学校校長を最後に退職をされておまして、現在、菊池市の教育委員会学校教育指導員として活動、活躍をされております。

提案理由で申し上げましたとおり、人格、識見ともにすぐれてるという、こういった判断をいたしておまして、今、東議員のほうから、具体的に本人の資質問題等々を含めまして、全協等において紹介をしたらというお話でございますが、人事案件につきましては、できるだけ具体化して、今後、事前に情報を、できるものについては公開をさせていただきたいと思います。

確かに、述べられますように、この本会議で提案をして、その場でえいやとやっていたかなければならないということでございますが、全協等で本人を呼び出して面接をするというような形になってはいかがなものかと思いますが、本人の経歴等々についてはご紹介をするなりさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 議案第71号は、会議規則第37条3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。議案第71号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第72号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第8、議案第72号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要があります。第117条に係る議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第72号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条の規定に基づき、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために設置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとされております。

本市では、これまで税務課長がその職を兼務しておりますが、本年４月の人事異動に伴い税務課長の異動がありましたので、新たに菊池市隈府１５３０番地７、野口祐成税務課長を選任いたしたく提案申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上、議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第７２号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第７２号を採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。議案第７２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第７２号は原案のとおり可決されました。



日程第９ 議案第７３号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第９、議案第７３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要があります。第１１７条に関係する議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第73号、人権擁護員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在、本市の区域には14名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中の1人、岩崎義郎委員が本年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じた人権擁護について理解のある者とされております。

岩崎委員は、昭和35年、熊本地方法務局隈府出張所に採用されて以来37年間、地方法務局の職員として奉職をされ、人権問題に関する知識や経験が豊富であります。また、平成13年9月から通算3期9年間、人権擁護委員として活躍をされ、人権擁護活動に積極的に取り組んでおられます。

以上のことを踏まえ十分検討いたしました結果、再度、岩崎義郎氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 以上、議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第73号は原案のとおり可決され

ました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後の会議は、午後１時２０分から開きます。

休憩 午後零時１８分

開議 午後１時１７分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１０ 報告第２号から報告第１３号まで一括上程・報告

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第１０、報告第２号から報告第１３号まで、１２件について一括議題とします。

ここで執行部から、議案の説明の補足のため、資料配付の要請があつております。資料を配付することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） それでは、資料を配付させます。

（事務局職員 資料配付）

○議長（山瀬義也君） 提出者の報告を求めます。

総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） 議案のその２の１ページをお開きください。議案のその２でございます。

報告第２号、繰越明許費、繰越計算書についてでございますが、平成２１年度から平成２２年度に明許繰り越しを行いましたので、地方自治法の規定により、その計算書を議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、２ページから４ページまでが平成２１年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。全部で一般会計が３３本と特別会計が２本の事業を繰り越しております。

個々の事業内容については、数が多いため省略させていただきますが、繰り越しの主な要因についてご説明いたしますと、第１には、平成２１年度の国の経済対策による事業を繰り越したものでございます。これは平成２１年７月及び２２年２月に相次いで経済対策が打ち出されたことにより、年度内の完了ができなかったために繰り越したものでございます。このほか、事業用地の取得がおくれたため年度内の事業完了ができなかったことから、繰り越した事業も含まれております。

以上、報告第2号の説明でございました。

続きまして、その2の7ページをお開きください。

報告第3号、事故繰り越しの繰越計算書についてでございますが、平成21年度から平成22年度に事故繰り越しを行いましたので、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

8ページをお開きください。

これは平成21年度菊池市事故繰り越し繰越計算書でございます。繰り越しの要因についてご説明をいたします。

款7項4のまちづくり交付金事業ですが、都市計画道路隈府中央線事業におきまして、建物の取り壊しや所有権以外の権利抹消に不測の期間を要したことで、年度内の完了ができなかったために事故繰り越しの措置をとったものでございます。

款9項2の小学校営繕工事ですが、花房小学校内で地下水の井戸掘削工事を行っていたところ、掘削中に崩壊が発生したことによりまして不測の期間を要したことで、年度内の完了ができなかったために事故繰り越しの措置をとったものでございます。

以上、報告第2号、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 議案その2の9ページをお開きください。

報告第4号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

11ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度第36期決算報告書によりご説明いたします。

13ページをお開きください。

事業報告書でございますが、（ロ）用地の年間売却金額につきましては、隈府中央線代替用地の売却を416.61平米行いまして、売却額が1,377万1,629円でございます。

次に、小野崎宅地分譲用地でございますが、一部を嶋本運送株式会社に売却を行いまして、面積が9,577.09平米、売却額が2,911万円となっております。

14ページをお開きください。

平成21年度の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして、（1）普通預金から（8）未成土地までの合計が25億2,920万6,751円でございます。

(8)の未成土地は、林原、蘇崎、田島工業団地と小野崎宅地分譲用地の分を合計したものでございます。

その明細につきましては、19ページに資料がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

引き続き14ページをごらんください。

2の固定資産でございますが、固定資産合計は25万2,756円であり、1の流動資産と合わせました資産合計は25億2,945万9,507円となるものでございます。

次に、15ページの負債の部でございます。

1の流動負債は、(3)前受金の219万2,000円となっております。2の固定負債、(1)の長期借入金は18億5,000万円でございます。長期借入金の明細につきましては、20ページに内訳を記載しておりますが、菊池地域農業協同組合からの借り入れとなっております。

引き続き15ページをごらんください。

1の流動負債と2の固定負債を合計しました18億5,219万2,000円が負債合計でございます。

次に、資本の部でございます。

1の基本金は、市からの出資金で100万円でございます。

2の準備金合計は、(1)前期繰越準備金に(2)当期利益を加えました6億7,626万7,507円となります。したがって、負債資本合計は25億2,945万9,507円となっております。

次に、16ページの損益計算書をご説明いたします。

1の事業収益につきましては、(1)公有地取得事業収益が1,377万1,629円で、これは限府中央線代替用地の売却分でございます。

(2)の土地造成事業収益が2,911万円で、小野崎宅地分譲地の一部を嶋本運送株式会社へ売却した金額となります。

(3)の附帯等事業収益につきましては、小畑団地を雇用促進住宅菊池宿舎の駐車場として雇用振興協会に賃貸している分の収益が84万円でございます。

次に、2の事業原価につきましては、(1)の公有地取得事業原価が1,158万646円となっており、先ほどご説明いたしました限府中央線代替用地の原価となります。

(2)の土地造成事業原価2,911万円につきましては、先ほどご説明いたしました嶋本運送株式会社へ一部を売却した原価でございます。

したがって、事業収益から事業原価を差し引きました303万983円が事

業総利益でございます。この事業総利益から３の一般管理費９２万６，５４４円を差し引きました２１０万４，４３９円が事業収益となります。

４の事業外収益でございますが、９７万８，１６６円となります。したがって、事業収益に事業外収益を加えました３０８万２，６０５円が経常収益となります。

６の特別利益及び７の特別損失はございませんでしたので、当期利益は３０８万２，６０５円となります。

１８ページは、公社の財産目録でございます。

次に、２１ページに監査報告書を添付いたしております。

２３ページをお願いいたします。

続きまして、平成２２年度菊池市土地開発公社の事業計画、予算、資金計画をご説明申し上げます。

２５ページをお願いいたします。

平成２２年度の事業計画でございますが、１の土地取得造成の管理費としまして、林原工業団地で７８万円、蘇崎工業団地で９１４万６，０００円、田島工業団地で１，８０８万円、小野崎住宅用地で１５万円を計上しております。

２の土地売却等は、工業団地の売却を１件で４，９５０万円を計上しております。

次に、２６ページになりますが、平成２２年度の予算でございます。

予算につきましては、第２条の収益的収入及び支出におきまして、事業収入として所有土地の売却、公有所有地に係る賃貸料、受取利息等を計上しております。支出につきましては、消耗品や草刈りの経費等を計上しております。

次に、２７ページの第３条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では、長期借入金といたしまして１８億５，０００万円を計上いたしており、同額が収入合計となっております。資本的支出につきましては、土地造成事業費で２，８１５万６，０００円、公有地取得事業費はございません。長期借入金償還金で１８億５，０００万円を計上いたしております。

また、第４条の借入金の限度額は１８億７，０００万円と定めております。

次に、２８ページが平成２２年度の公社の資金計画となっております。

以上、菊池市土地開発公社の経営状況報告についてご報告いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 菊池市内にございます第三セクターの経営状況報告につきまして、経営の状況報告を申し上げます。

議案その２、２９ページから１６６ページまで、第三セクターの経営状況報告書

を添付をいたしております。

報告第5号、有限会社きくち観光物産館から報告第12号の有限会社有朋の里洒水までの8件について、経営状況を報告いたします。

経営状況の報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定します法人に該当いたしますので、同法243条の3第2項の規定によりまして報告するものでございます。

お手元にA3判でお上げしとると思いますが、参考資料の平成21年度第三セクター経営状況報告概要書を一部使用しながら報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

決算の状況につきましては、負債、純資産の部の利益剰余金と販売総額、経常利益、及び下段の22年の計画といたしまして、販売総額見込みと経常利益見込みについてご報告申し上げます。

なお、金額につきましては1,000円単位となっておりますが、報告いたします決算額につきましては円単位で申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

まず、報告第5号、有限会社きくち観光物産館の経営状況についてご報告申し上げます。

平成21年度は、徹底した経費削減、集客イベント等の実施や、熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した事業展開を図り、過去2期連続の赤字を脱却することができました。

販売実績としましては、対前年度比92%、販売総額2億848万5,823円で、経常利益としましては559万9,084円となり、利益剰余金は679万5,403円となっております。

次に、22年度の営業計画でございますが、前年度より取り組んでおります米粉商品開発事業に一層力を注ぐとともに、地域の特色を生かした売り場づくりと接遇の強化を図り、魅力ある物産館を目指してまいります。販売総額を対前年比103.1%、2億1,500万円と見込み、経常利益としまして331万6,000円を見込んでおります。

次に、報告第6号、有限会社ファームきくちの経営状況についてご報告申し上げます。

平成21年度は、古代米につきましては、取引先約80業者のほか、全国の更生保護女性の会支部約400カ所、九州管内デパート、スーパー、約30店舗で販売を行っておりますとともに、うるち米につきましては、医療給食会社との取引が新たに成立いたしました。また、耕畜連携と周年供給体制がとれるアスパラガスの栽

培を開始いたしました。

販売実績としましては、対前年度比100.4%、販売総額5,091万5,207円ありますが、収益が安定方向に向かう中で、一般管理費においてこれまでできなかった減価償却費をまとめて579万741円の計上を行ったため、経常利益としましては425万9,115円の損失決算となり、利益剰余金が640万9,617円の欠損となっております。

次に、22年度の営業計画でございますが、新たな作物の産地化、特産品づくりを重点事業として位置づけ、前年度から取り組んでおりますふるさと菊池農業再生推進事業により、売れる農産物づくり、直接販売先の確保、並びに規格外農産物の商品開発と販路拡大に取り組んでまいります。販売総額を対前年度比123.9%、6,310万円と見込み、経常利益としまして471万1,000円を見込んでおります。

次に、報告第7号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について報告いたします。

平成21年度は、郵便局の味紀行、日立ギフト等の通販事業の販売拡大に力を入れるとともに、菊池市観光協会等と連携し、福岡の百貨店に出店事業を展開し、販売拡大と観光客誘致を図りました。

販売実績としましては、対前年度比97.1%、12億9,680万2,960円で、経常利益としましては872万9,023円となり、利益剰余金は4,491万9,732円となりました。

次に、22年度の営業計画でございますが、福岡市のスーパーに新たなインショップを設け、販路拡大を図るほか、米粉を活用した加工品開発、販売に力を入れてまいります。販売総額を対前年度比93.8%、12億1,656万円と見込み、経常利益としまして606万円を見込んでおります。

次に、報告第8号、有限会社七城町振興公社の経営状況について報告いたします。

平成21年度は、景気低迷の中、宿泊客の低迷はあったものの、積極的なイベントの展開など、来場者、売上高等も昨年より増加いたしました。また、重油使用量の削減等の経費削減を図ってまいりました。

売り上げ実績としましては、対前年度比101.7%、売上総額4億3,207万8,816円で、経常利益としまして737万8,639円となり、利益剰余金といたしましては、1,139万1,504円となりました。

次に、22年度の営業計画でございますが、好評を得ております奄美物産フェアを初め、年間を通してのグラウンドゴルフ大会や各種イベントを展開するとともに、経費の節減に努めてまいります。売上総額を対前年度比99.4%、4億2,94

3万6,000円と見込み、経常利益としまして814万9,000円を見込んでおります。

次に、報告第9号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について報告いたします。

種もみ温湯消毒、無人ヘリによる一斉防除により農薬使用の減量、効率化に取り組むとともに、堆肥散布機を活用し、土づくりを進め、安全・安心の米づくりを推進しております。平成21年度は、日本穀物検定協会主催の米の食味ランキングにおいて、2年連続4回目の特Aランクを受賞いたしました。

販売実績としましては、対前年度比82.8%、販売総額8,008万5,014円で、経常利益としまして1,011万3,233円となり、利益剰余金といたしましては979万1,154円となりました。

次に、22年度の営業計画でございますが、引き続き農地・水・環境保全向上対策の営農活動により、地域と一体となった安全・安心の米づくりを進めてまいります。販売総額を対前年度比109.8%、8,794万円と見込んでおりますが、米の消費量が減少していることに加え、価格下落が進む中、経常利益としましては97万円の損失が見込まれますので、七城の米のさらなる品質向上、販売促進に力を入れてまいります。

次に、報告第10号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について報告いたします。

平成21年度は、営農指導員による旭志野菜のさらなるレベルアップを図るとともに、惣菜、弁当の新商品開発に力を入れてまいりました。また、食彩館では期間限定特別メニュー等を実施し、顧客拡大を図りました。

販売実績としましては、対前年度比93.1%、4億5,000万5,455円で、経常利益としましては31万6,120円となり、利益剰余金は1,581万8,943円となりました。

次に、22年度の営業計画でございますが、生産履歴の義務づけや徹底した栽培指導を行うとともに、旭志地域にない野菜等につきましては、市内生産者からの買いつけにより産直売り場の品揃え強化を図るとともに、旭志牛を活用した新規加工品開発に力を入れてまいります。販売総額を前年度とほぼ同額の4億5,001万円と見込み、経常利益としまして419万5,000円を見込んでおります。

次に、報告第11号、株式会社四季の里旭志の経営状況を報告いたします。

平成21年度は、菊池市第三セクター経営検討委員会の中で、株式会社四季の里旭志を集中審議しました結果、同法人の経営改善は困難との答申がなされ、臨時株主総会において、平成22年3月31日付で解散を決議し、現在、精算手続中でご

ざいます。施設は、4月1日より旭野商事有限会社が指定管理者として、管理運営を引き続き行っております。

売上実績としましては、対前年度比105.5%、1億3,684万9,134円で、経常利益としましては1,387万2,349円の損失決算となり、利益剰余金が1億2,938万4,550円の欠損となっております。

最後に、報告第12号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について報告いたします。

平成21年度は、農産物出荷前の防除日誌提出の徹底と、残留農薬の抜き打ち検査を実施し、安全・安心な生産活動の徹底を図るとともに、その日誌及び検査実施書を店内に設置し、取り組みをアピールいたしました。

販売実績としましては、対前年度比93.6%、4億5,235万8,556円で、経常利益298万9,026円となり、利益剰余金は2,972万4,260円となりました。

次に、22年度の営業計画でございますが、生産計画修正システムを活用し、販売状況に応じた生産計画の構築により、品切れ、売れ残り等のロスを削減し、一品残らず売り尽くすという意志での販売力の強化と、生産管理の徹底を図ってまいります。販売総額を前年度とほぼ同額の4億5,300万円と見込み、経常利益を460万円と見込んでおります。

以上、経済部所管に係ります第三セクター8件についての経営状況を報告いたしました。終わります。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 議案その2の167ページをお開きください。

報告第13号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

あけていただきまして、169ページが専決処分書でございます。専決処分書、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成22年6月11日付で専決処分を行いましたので報告するものでございます。

1、事故発生日。平成22年3月16日。

2、相手方。記載しておりますとおりであります。

3、事故の概要でございますが、非常勤の嘱託職員が七城運動公園サッカー場の芝刈り機を整備するため現場へ向かう途中、七城町宮園地内、加茂川堤防沿い交差

点で左右確認を怠ったため、右側から進行してきた相手車両と接触し、損害を与えたものであります。

4、損害賠償の額が15万4,663円です。

5、決定事項。本件事故に関する一切の損害賠償として上記の金額を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないとするものでございます。

以上、報告第13号の説明でございました。

○議長（山瀬義也君） 以上、報告を終わります。

報告第2号及び報告第3号は地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、また報告第4号から報告第12号までは地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第13号は地方自治法第180条の規定により、報告にとどめます。

日程第11 休会の議決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第11、休会の件を議題とします。

お諮りします。6月28日は議案調査のために休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、6月28日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。あす26日から28日までは休会ですので、会議を来る29日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後1時48分

第 2 号

6 月 29 日

平成 22 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 2 号

平成 22 年 6 月 29 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（23 名）

1 番	工 藤	圭一郎	君
2 番	城	典 臣	君
3 番	大 賀	慶 一	君
4 番	岡 崎	俊 裕	君
5 番	水 上	彰 澄	君
6 番	東	英 俊	君
7 番	東	裕 人	君
8 番	泉 田	栄一朗	君
9 番	森	清 孝	君
10 番	中 原	繁	君
11 番	樋 口	正 博	君
12 番	二ノ文	伸 元	君
13 番	中 山	繁 雄	君
14 番	怒留湯	健 蓉	さん
15 番	坂 本	昭 信	君
16 番	隈 部	忠 宗	君
17 番	葛 原	勇次郎	君
18 番	木 下	雄 二	君
19 番	坂 井	正 次	君
20 番	森	隆 博	君
21 番	山 瀬	義 也	君
22 番	境	和 則	君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 8 分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第 1、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めて 60 分以内です。通告以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して 3 回までとなっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、北田 彰君。

[登壇]

○23 番（北田 彰君） おはようございます。

議席番号 23 番の北田彰でございます。

通告に従いまして、合併後初めての一般質問を行いたいと思いますが、私は泗水町時代からしますと 10 数年ぶりの質問でありまして、大変緊張しておりますのでございます。でありますので、一般質問を行いたいと思います。

各支所への議会中継とインターネットにより録画配信が始まりまして、多くの方々が視聴されておるとお思いますので、私も市民の皆さんにわかりやすく、そして本音で質問しますから、答弁を正確に、かつ本音で答えていただきたいとお思います。

まず初めに、単刀直入にお伺いしますが、福村市長は菊池市を愛していますか。

以上、1 回目の質問でございます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

お答えをいたす前に、一言申し述べさせていただきたいとお思います。

前北田議長におかれましては、合併新市の初代の議長として、2 期 5 年 2 カ月にわたりまして、議会の運営を通しまして市政の発展のために多大なるご貢献をいた

だきました。本席をかりまして、厚く感謝とお礼を申し上げます。

さて、ただいま、ふるさとを愛しているかと、菊池を愛しているかとお尋ねでございますが、だれ一人として、みずから生まれ育った町を愛していない者はいないと言っていいのではないかと思います。私も人の子として産み育ててくれました両親に対します愛と同じように、ふるさと菊池をこよなく愛してやまないと、このように自負をしているところでございます。

郷土あるいはふるさとと一言で申しますけども、それは中に住んでいる人であったり、あるいはまた町並みであったり、小川のせせらぎであったり、ごく自然な空の模様といいましょうか、空のさま、そういったもの、さらにはまた豊かな水や豊かな緑、そういったものの山々の風景と、こういったものが人に対します一つの事柄、事象としてあらわれているものを人一人一人が感傷的に受けとめて、これをもって愛する、あるいはまたふるさととするということではないのかなと思います。私も何気もない情景の中におきましても、本当に何かしら歴史や市民の思いというものその一つ一つに感じまして、非常にそのことがいとおしく感じる場合がございます。

きょうの新聞でごらんになったかと思いますが、本当に市民の皆さん方の心のよりどころでありました將軍木、無惨に大きな枝が事故によって折れております。何となくあそこにたたずみますと、胸が熱くなって、何か涙が出そうな気持ちになったところであります。

ふるさとは遠くにありて思うものと、よく言いますけども、私も旅をいたしまして、すごくそのことを思うことがございました。旅は、言われるように、遠ければ遠いほど、そういったふるさと感覚というものを呼び起こすと言いましょうか、感じると言われております。旅が遠ければ遠いほど実感というものがわいてくるといことだだと思います。随分もう前のことになりますけども、アフリカに行きました。アフリカの大地におり立ったときに、本当にこの自分のふるさとというもの、菊池というものを遠く思い起こしたところでございます。

また、北欧スカンジナビアより、1人戦列を離れまして、ゆえあって菊池に帰ってまいりましたときに、何かしらこの花房台に立ちましたときに、小さな町の明かりではありますけども、温かい菊池の風景、夜景というもののの中に、強く強くふるさと感じたところでもあります。それはふるさとを愛しているからこそ、こういった感傷になるのではないのでしょうか。多分に議員の皆様方、あるいは市民の方々もそういう思いになる場所を感じておられる、それがふるさとだと、このように思うところであります。

さまざまな事柄とか思いというものをふるさとという、この四つの文字によって

いろんなものが含まれているのであろうと、このように思います。人それぞれにふるさとは楽しい思い出や、あるいはまた悲しい思い出、つらい思い出、本当にさまざまな思い出が含まれておりますけども、それぞれを優しく包んでくれるのが、またふるさとではないのかなと、このように思います。

来月3日に山瀬議長と東京菊池会のほうに出席をするようになっておりますが、いかにいます父母、そしてつつがなきや友がきという歌、遠くその菊池を離れまして数十年たっておられる東京菊池会の皆様方と歌を歌うときに、一部の方々は非常に和気あいあいの中でお話をされておりますし、また中には涙をふきながらふるさとの一節を歌ってふるさを思い起こしておられる方々もおられると思います。私は菊池市に生まれ育った人たちが本当に誇り得る、また熱い思いを持ち続けられるような精神文化の花開く菊池、そういったものを目指していくべきだろうと、こういうふうに思うところであります。

北田議員におかれましては、議長経験者として、本当にご意見番として、今後とも市政の反映と発展のために、よろしく願いしたいと思います。こよなくふるさを愛しているということをだれ前にはばからず申し上げることができると、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 市長の今の答弁で、菊池市を愛するというようなことがいろいろ述べられました。何となくわかったような気がしますし、うっすらとわかったような気持ちでございます。

私たちが郷土を思う気持ちはもう同じだろうと思いますが、なぜこういうことを聞きますかといいますと、今回の選挙におきまして、非常に回ってみますと、市長さんら何ば考えとらすとかなと、市長、どぎゃんしたふうに思っとなとかなというようなことを非常に私も耳にしまして、ああ、ほんならやっぱ一遍、こら本会議で聞いてみないかなというようにことで聞きまして、大変わかったような気はしますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

私たち議員は、主義・主張、出身、政党は違えども、今の状況を憂いまして、郷土を少しでもよくしようと思いで議員になったわけでありまして、決して報酬や名誉のためじゃないと思っております。

そこで、次の質問でございますけど、市長は今後3年間、いや1年間を菊池市の何に力を入れて、どのような市の将来像を描いておられるのでしょうか。選挙の公約では福祉の福村とおっしゃっていましたが、高齢福祉に力を入れられるのか、また文教菊池の名のとおり、教育の充実を考えておられるのか、またブランド推進

課と名ばかりの立派なものを立ち上げられました。基幹産業の農業に力を入れられますのか、また未整備の上下水道や道路などの建設、建築等に力を入れられるのか、また観光を含む商工業を考えておられるのか、はたまたとても熱心な国際交流、特に韓国に力を入れられるのか、どの分野を一番に考え、その振興にどれぐらいのお金をかけられて、かつ具体的な方策について伺いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 合併をいたしまして5年余りが経過をいたしました。市政の運営の、あるいは方針のよりどころといいましょうか、それはご案内のとおり、合併に至ります過程におきまして、皆様方の、それぞれの市民の方々の思い、あるいはまた地域が市町村という、憲政史上、これまで培ってこられましたいろんな施策というものがあります。そういったものを合併によりまして調整を図りながら、新しいまちづくりのよりどころとされたものが総合計画であります。この総合計画に、いわゆる計画されております事柄が、今、北田議員がおっしゃっております教育の問題、あるいは福祉の問題、あるいは企業誘致の問題、さまざまなこの産業の分類におきまして、どうこの菊池市を導いていくのかというのが明確に示されております。

それぞれの一つ一つを申し上げますと時間がかかりますけれども、今回、後期の基本計画になってきているわけでありましたが、九つの柱と25の主要施策、そして50の施策に分けまして、それぞれのさまざまな行政の執行をやっていこうということとであります。例えば市民参画の推進であったり、この柱立てといたしましては、行財政の効率化というものもございますし、さらには連携、交流ということで、これは国際的なものだけではなくて、国内の連携もありますし、市民の皆様方との生涯学習の推進というものもあります。あるいは産業の振興、都市基盤の整備、下水道等々を含めました道路整備、あるいは自然環境の保全、活用などなど、九つの柱立てをしながらやってまいりたいということとあります。

しかし、大きくとらえた場合に急速な、いわゆる国際化といいましょうか、グローバル社会になってきているということをご承知のとおりでございます。そういった中で、一面においては、国内の情勢というのは非常に人口減少になってきているということがご案内のとおりであります。そういった人口減少の社会に突入しているということ Avoiding を通れないわけでありまして、我が国の、今、参議院選挙が行われておりますけれども、すなわちこの活力ある経済と活力ある福祉というものを目指していかなければならない。そのためには、背景にはやっぱり市民の暮らしというもののなかにおきまして、活力のある一つの経済の背景には、やっぱり働く場所、

雇用の場の確保、そこには企業の誘致等が出てまいりますし、これから環境産業を初めとする新しい産業分野というものを開発していかなければならないと、こういうものもあるだろうと思います。

そういった意味で、我が国の経済社会の再構築というものが、今、叫ばれているのではないかと思います。そういう意味で、地域主権の確立をして、この小さい行政自治体というのがお互いが大きな受け皿となっていかなければならない、それが市町村のこの平成の大合併であったと思います。

さらには、また道州制というものにつながってまいりまして、自治の行政効率というものをもっと高めて住民の負担割合を落としながらサービスを高めていかなければならない、行政自治体の枠組みというものを大きく変えていかなければ、一つの町の努力だけで限定されるものではないというふうに私は思っております。

そういった意味で、この地域におきましては、広域行政というものを構築していく必要がさらに高まっているというふうに思っております。単なる菊池2市2町の枠のみならず、大きな意味での行政体の広域化というものを目指していく必要があるのではないかと、そういったことを背景にしながら、合併協議会におきますところの新市のビジョンというものを制定されておりますように、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちというものを理念といたしまして、その理念を踏まえながら、私たちはまちづくりに頑張っていかなければならないと思います。

そして、先ほどふるさと観を申し上げましたけども、住んでよかったと、また暮らし続けたいと、またふるさとに帰って住みたいと、そういった思いになられるような、そういうまちづくりをつくっていかなければならないと思います。

しかし、このことは私の政治方針的なものであって、それだけではなくて、やっぱり合併という中におきます5万2,000人の方々の一人一人の思いというものがこの総合計画の中に含まれているということでもありますので、自分一人で何かを政策的に、これをやろう、あれをやろうというわけにはいけないということでありまして、非常にそういった意味で多くの市民の方々が、述べられましたように、市長は何を考えているんだと言われるところがあるだろうと思います。それは四つの町のそれぞれの考え方をそっくりそのまま、いわゆるこの総合計画にしてあると、新市の建設計画に盛り込んであるということもありますから、非常に個性のあるような政策というものが非常に出しづらい状況になっているということについてはご理解をいただきたいと思います。

10年間の計画の半ばを過ぎまして、後期計画に入っておりますが、その中で、許せる中におきまして、財政の抜本的な一つの計画見直しというものも含めていきまして、計画そのものについても見直しを図っていかなければいけないとは思いま

す。そこにつきましては、住民の皆様方との協議というものが背景にありまして、この合併のときの基本スタンスというものをどのような意味で、なぜこれを変えるのかということを十分説明してご理解と納得をいただかなければ、容易にこれを勝手に変えるというわけにはいけないというふうに思っておりまして、どうぞひとつ今後ともよろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 北田 彰君。

[登壇]

○23番（北田 彰君） 今、市長のほうから、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりについてを理念として合併したんだということで述べられました。中にはいろいろと計画があると思いますが、合併して5年もなりますわけでありまして、10年ということでありまして、あと5年でありまして。もうスピードを持って、やはり市民の皆さん方からすれば、もう少し合併してやっぱりスピード感を持ってやらにやいかんちゅうのが皆さんの意見だろうと思います。私もそのとおりに思います。もう少し何を決めることにもスピードを持って、やっぱりリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思っておりますのでございます。

今の答弁で職員を含みます皆さんが、市長が何をして、そしてこの市をどの方向に導いていきたいのか、わかったでしょうか。少し疑問が残るところでございんですけど、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

先日、私は「この国を変えるための提言」という本を読みましたが、その中で、政治家にとってのリーダーシップの条件とは何かと、こういうことがありました。リーダーとは、確固たる信念と自信を持ち、何をすればいいのかがわかっている人である。そのために、優先順位を決めることのできる人、逆にだめなリーダーは、その場しのぎで何をしたいのか全く伝わらない人。国益の優先順位をつけることができない人、つまり八方美人な政治家を指すと書いてありました。

現在、菊池市は市民の間で非常に閉塞感が漂っております。合併せんでよかったばいと、合併せんほうがよかったなというあきらめが半分、職員はため息吐息が現状ではないでしょうか。市長、立派なお考えがあるなら、よそばかり目を向けず、きちんと市民に向かい、自分の口で市民に、また職員に具体的に、だれがいつまで何をしなければいけないか、伝えていってください。

市長、市長は支所に何回か行きよなっとですかと尋ねたいわけでありまして、大変多忙とは思いますが、自分が行きならんときは、やっぱり副市長ばやったり、やりくりがでくるっと思います。市長も副市長も行きならんなら、やっぱり市長としては、首長としては緊張感も出らんとじゃなかですか。やる気も起こらんとじゃなかですか。そう思いになりませんか。右か左か、真っすぐ言わんなら、職員も

わからんとじゃなかですか。言いにくいことも、正しいと思うなら、きちんと市民の皆さんに伝える、それが選挙に選ばれた者の使命だろうと思っております。

そして、菊池に生まれてよかった、菊池に住んでよかったと、そして合併してよかったと市民の皆さんから言い合えるまちづくりをつくっていきたいと思います。そう市長も思われると思いますので、私も一緒になって、頑張って一緒に協力していきたいと思います。そういうことを切望して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君）　ここで、休憩いたします。

○
休憩　午前１０時２０分

開議　午前１１時２７分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○１４番（怒留湯健蓉さん）　おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、本市危機管理の具体策についてお伺いをいたします。

市民の命と暮らしにかかわる、その生産手段や財産及び心身の健康や生活環境を守ること、これは行政の第一義的な責任です。市民生活の危機管理について、ここでは公共施設とＢＣＰ——業務継続計画、それから地域防災の３点についてお尋ねをいたします。

まず、公共施設としての学校についてですが、小学校１４校、中学校５校の学校群は、子どもの安全を守るために必要で十分な災害対策が施されていますか。

次に、老人ホーム、保育園、幼稚園については、耐震強度の緊急度判定をかけられましたが、構造耐震指標の数値はどのランクですか。

また、庁舎の安全性の確保の方針については、本庁舎、各総合支所ともに耐震診断調査を行った結果が、去る４月の全員協議会で明らかにされました。それによりますと、震度６を想定した耐震強度の緊急判定値である構造耐震指標が、本庁舎においては１階が０．４３、２階が０．３４、３階が０．５６という数値であり、緊急度ランク７段階の２番目に高いということでありました。行政の庁舎は防災の拠点施設として、その構造耐震指標の基準値は民間の一般施設の０．６や学校の０．７よりも高い０．８１以上に設定されているということでもありました。

そういう危険な状況に照らして、市長は緊急に本庁舎に対する耐震強化工事を急

ぐ必要があると説明をされました。実際に、調査結果の数値はそれを示しています。したがって、早急に耐震強化工事を施さなければならないと考えられますが、具体的なご方針をお聞かせください。また、それに係る経費、資料、及び有利な財源の確保、着工、竣工の時期についてもお答えください。

なお、本庁舎に対する耐震強化工事についてのみで結構ですから、その骨格の部分だけについて、市長よりこの質問ではご所見をお聞かせください。

以上、1回目の質問です。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） おはようございます。

全体的なご質問に対しまして、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、小中学校の耐震化の状況についてお答えをいたします。

小学校14校、中学校5校のうち、耐震診断の結果、耐震補強を必要とする学校が、小学校9校の12棟、中学校3校の6棟でございます。このうち小学校3校の5棟、中学校3校の6棟につきましては、今年度までに耐震補強が完了いたしますので、小学校6校の7棟が残ることになります。これらにつきましても、できるだけ早く耐震化を進めていく計画で、今、進めているところでございます。

次に、老人ホーム、保育園、幼稚園についてでございますが、新耐震基準以前、つまり昭和56年5月31日以前のご質問の公共施設につきましては、老人ホーム3園のうち1園、保育園5園のうち3園が耐震診断の対象となります。それ以外は、もう耐震基準を満たしているということでございますので、現時点ではまだ耐震診断を行っておりませんので、今後、計画的に取り組む必要があると考えております。幼稚園2園につきましては、新耐震基準の適用を受けておりますので、診断対象には該当しておりません。

次に、市役所本庁舎、各総合支所庁舎等につきましては、本年3月までに耐震診断が完了いたしております。その結果、緊急度が一番高いのがこの本庁舎で、危険度の緊急度ランクが2という診断結果でございます。以下、高い順に、教育委員会事務局等が使用しております第2庁舎がランク3、中央公民館がランク4、泗水総合支所庁舎がランク5、建設部が使用している第3庁舎と文化会館、及び七城と旭志の各総合支所庁舎がランク7という診断結果でありました。

この結果から考えますと、本庁舎の耐震補強を優先的に行う必要がありますが、現在、実施の時期や内容及び費用等について慎重に検討を進めているところでございます。

現在での概要を申し上げますと、概算事業費では、耐震補強工事に約2億5,000万円、これに内装工事、設備工事、さらにはエレベーターの要望もあっておりますので、エレベーターの設置や各仮設費用、設計費用などを含めると、約4億円から5億円となり、期間的にも約2年半から3年を必要とするほどの大きな事業となる見込みでございます。また、財源につきましても、有効な補助金が見込めないことから合併特例債を充当しなければなりませんので、このことも課題の一つでございます。

しかし、本庁舎は災害発生時の拠点としての機能を果たさなければなりませんし、菊池市防災計画でも防災拠点として明確に設定されております。何分にも重要な事業でございますので、多くの課題を整理しながら、公共施設の今後の利活用を含めて、慎重の上にも早急に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま部長のほうからご答弁申し上げましたけども、本年の4月に皆様方に対しましては一応のご説明を申し上げたところであります。緊急時や災害時の活動の拠点となるべく、この現本庁舎につきまして耐震の必要性があるということとはご指摘のとおりでございます。しかも、緊急性が高いということでございまして、新しい庁舎の建設予定がございしますが、これが相当先になるということもございまして、現本庁舎につきましては、早急に耐震化に取り組まなければ緊急災害時の拠点になれないということでございます。

あわせて、本庁舎のこの耐震をした後、何をどういうふうに使っていくのかということも含めまして、利活用を検討する必要がありますので、それを慎重かつ早急に進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 老人ホーム、保育園、幼稚園について、まだのものについてはこれから計画的に取り組んでいくということですね。

それから、新庁舎についても多くの課題があるけれども、今後の利活用、公共施設のほかのところの利活用も含めて、新庁舎については慎重に早急に取り組んでいくというご答弁ですね、ご答弁を信頼して期待しますが、次に、BCPについて伺いをいたします。公共施設については課題が明らかになりましたので、ただいまのご答弁を信じて見守っていきたいと思います。

BCPについて伺います。

企業では、会社の存続をかけて、ＢＣＰ、業務継続計画を策定しています。行政のリスク管理の上で重要なことは、公共施設の強化対策に、ただいまおっしゃいましたように、万全を期すことはもとより、住民サービスという、まさに命と暮らしに直接かかわった事務事業をいかなる状況下においても中断することなく継続して提供できる確固たる体制を講じておかなければならないということです。

一昨年の鳥インフルエンザの流行の脅威から、どこの自治体もこれに対するＢＣＰを策定していますが、むしろ大型の自然災害等を想定した住民サービス事業継続計画を策定しておくべきではありませんか。

被災下においても住民サービスを可能な限り保証する事務体制、人的体制を構築しておくことは不可欠です。菊池市ＢＣＰ事務事業計画を準備するお考えはありますか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 私のほうからお答えいたします。

ＢＣＰ——ビジネス・コンティニューイティイー・プランと申しまして、業務継続計画のことですが、本市では災害に備えまして地域防災計画及び菊池市水防計画を策定し、予防から応急対策や復旧、復興に至る業務を定めております。

しかし、大型の自然災害や大地震が起きた場合には、行政自身も被災し、災害発生時に直ちに参集できる人員は限られておりまして、停電や断水等で業務の執行が制約される可能性も高く、平常時の人員と業務執行を前提とした業務遂行は困難になってくると思われます。市は基礎的自治体として多様な分野で住民の生活を支えておりまして、災害時におきましても中断することのできない通常業務について、一定の水準を確保する必要があると思っております。

このようなことから、市が避難所の確保や運営、応急住宅などの確保、復旧業務のみならず、福祉などの通常業務を早急に復旧して、住民の生命、生活及び財産を保護するため、市民にとって必要な最低限の行政サービスは継続していかなければなりません。

今後、防災計画につきましては、万全の体制を整えるとともに、事業継続計画の整備を進めて、安全で安心できる地域づくりの構築を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○１４番（怒留湯健蓉さん） 事業継続計画の整備を進め、安全で安心できる地域づく

りの構築を進めるということは、ＢＣＰを今後策定していくお考えはあるということですね。そう受け取っていいですね。

じゃあ、それを信頼して次に進みます。

地域防災について伺います。

市民の命と暮らしを守る手立てとしては、地域性や人口構成や社会資本の状況に見合った具体的なマニュアルを準備して、その周知を図ることが重要です。現状では、市街地域、農村地域、山間地域を問わず、緊急避難施設も十分とは言えません。加えて、学校や体育館も居住地から遠いという状況があります。災害時の避難場所は、どのような範囲で設定されていますか。市内全区確保され、周知されていますか。

緊急時の非常食や毛布等、非常時備品は何がどのようにどこに備蓄されていますか。

非常時備品を被災者に届ける体制はどう準備されていますか。

それから、特別に支援が必要な市民の把握と、そのサポート体制はどうなっていますか。

避難体制、救援体制は地域の特性によりますが、そのことが地域におろされ、指導されていますか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 緊急事案が発生した際には、関係機関と連携、協力し、迅速に対処しなければなりません。

まず第一に、現在発生中の被害を最小限に食いとめるため、だれもがすぐに避難できる施設の確保が必要になります。本市では、市民の防災マニュアルとして、洪水、土砂災害を想定した防災マップを作成しております。これでございますが、議員さんたちも皆ごらんになったと思いますが、各一戸一戸、全世帯に今配布いたしております。災害が発生したときにはどこに避難してくださいと、どういう対処をしてくださいというのを配布しておりますが、また本年6月の広報でも4ページにわたりまして特集でお知らせをいたしております。避難場所の確保及び防災対策に努めているところでございます。

避難先につきましては、耐震能力等を考慮し、学校、体育館等、公共施設を設定しておりますけれども、すべてが近接地には存在しておりません。まず、最寄りの公民館等、第1の避難経由地として、被害状況に応じ、安全な施設への避難をお願いするものであります。

災害救助に必要な物資の備蓄につきましては、毛布1, 770枚、マット1, 3

70枚、乾パン4,000食、簡易トイレ300個、飲料水の容器3,000個を本庁、各総合支所に分散して備蓄をいたしております。

災害備蓄品を被災者に届ける体制につきましては、災害対策本部が設置され、避難所を開設した場合は、各本部に属する避難所開設職員を派遣し、物資を届けることとなっております。

それから、特に福祉課では災害時要援護者支援計画が策定され、情報の共有を推進し、ネットワークを十分に機能させ、避難体制整備を迅速かつ的確に実施しております。

菊池市では被災者の救出や応急手当て、避難所までの避難誘導などの役割を担うべく、住民が町内会や地域ごとに団結してまちぐるみで防災活動を行うための集まりであります自主防災組織の組織づくりを推進しております。まだ現在のところで6地区しか結成されておりませんが、より多くの結成に向けまして、今後、区長、それから民生委員、消防団と連携して、地域全体で協力し合い、地域の力を最大限に発揮できる体制づくりをケアしてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） まだ地域防災については道半ばというご認識が示されたように思います。地域防災が今後の課題であるということですね。ご答弁が実のあるものになっていくように、期待して見守っていきたいと思います。ご苦労ですが、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

子どもに最善の教材を提供することについてです。

昨年の緊急経済対策交付税25億3,830万1,000円において、教育関連費予算として、スクールニューディール政策を中心に、15億9,010万4,000円が交付されることになりました。21年度第5回の臨時議会でその補正予算が上程され、その割り振りの説明を受けてきました。当時の担当委員会である文教厚生常任委員会は、その予算を積極的に認め、その予算で子どもたちの学習環境が大幅に改善される、期待を持って見守ってきたところです。

この教育関連費予算15億9,010万4,000円のうち15億6,631万5,000円までが小中学校費で、その中で中学校管理費として6億5,315万5,000円、小学校管理費として9億1,316万円が計上されました。このことで、先ほどご説明がありましたように、小中学校耐震強化工事が前倒しで進んだでしょうし、そのほか、体育館やプールの改修等にも役立てていただいたというこ

とです。

このように、スクールニューディール政策の一環として、学校のハード環境の整備は進みました。そして、同時にまたソフトの面にもこの小中学校管理費の中から約2億円を確保していただき、その中で小学校の理科・算数設備整備費として1,400万円、同じく中学校の理科・数学設備整備費として500万円が予算化されたことは注目に値しました。その背景には、理科教育に力点を置く学習内容の改定が行われ、それを受けて今回の経済対策臨時交付金の国の仕分けにも最初から理科教育振興に関するメニューがあったことが挙げられます。

この理科・算数・数学設備整備費をもって関連備品整備を進めるべく、小学校14校、中学校5校に対して必要備品の調査が行われておりますが、この調査について伺います。

最初の調査はいつですか。

再調査、再々調査が求められていますが、これはなぜですか。

最終的な調査で、初回のもものと変更されたものは幾つありましたか。

同等品での差しかがえが求められていますが、現場にはどう説明しましたか。

同等品の企画、レベルの認定はだれがしましたか。

それから、理科・算数・数学設備整備費について、小学校の1校が手を挙げていないのはなぜですか。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

まず1点目に、調査についてですが、6月に第1回目の調査を行い、2回目は1月に行いました。そして、最終的には3月に再度調査を行いました。

なお、再調査は入札前の最終確認のために行いました。また、再々調査は1月の入札が業者辞退等のため、仕様書の変更ということで調査を行ったところです。

次に、最終調査と最初の調査の備品の変更は、全321品目中55品目です。

同等品について、差しかがえ備品の学校への説明は、現在の指名入札資格業者の取扱品でということで、委員会のほうから説明しております。

また、同等品の企画やレベルの判断は、教育委員会を窓口として、学校の希望を取り入れながら業者をお願いしています。

なお、今回、1小学校が手を挙げていないのは特段の理由があるのではなく、学校からの要望等がなかったということでもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 再調査について、ちょっと聞き取りをしたんですけれども、指名業者4社が、教育委員会が求めた仕様書のとおりには物品が導入できないということで、それで学校側に同等品での差し替えのために再調査、再々調査が行われたということですね。物品の納入に際して、このように業者の便宜が図られたということは問題ではないでしょうか。

そしてもう一つ、小学校が1校手を挙げていないのは、特段の理由があるわけではなく、要望がなかったということですが、ちょっとこれでは無責任ではないかなと思うんですね。その小学校だけ何も不足がなかったということはないでしょうから、これこそ再調査の必要があるのではないかと思います。

そして、スクールニューディール政策として、理科・算数・数学設備整備費がメニューに組まれたことは、その根拠として理科教育振興法があったと言われています。この法は、その目的を理科教育が文化的な国家の建設の基盤として、特に重要な使命を有することにかんがみ、教育基本法及び学校教育法にのっとり、理科教育を通じて科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫・創造の能力を養い、もって日常生活を合理的に営み、かつ我が国の発展に貢献し得る優位な国民を育成するために、理科教育の振興を図ることを目的とすると書かれています。

そして、理科教育の定義や国の任務も決めていますね。理科教育の振興を図るよう努めるとともに、地方公共団体が理科教育の振興を図ることを国は奨励しなければならないと。そのためには、国はその一定のレベルに上げるために、国はそれを、必要経費の2分の1を補助するというふうに法は決めているわけですが、このような法の目的に沿って、それを達成するために今回の特別交付税のメニューに組まれたことが伺えます。

しかも、今回は通常の2分の1の補助ではなく、全額国が見るということですね。その趣旨と意図に整合する使途が図られなければなりません。各学校100万円と設定された基準は何ですか。これはご答弁結構です。私、調べましたらわかりましたので。これは結構です。

入札が不調に終わっていますが、これはどういう理由でしたか。

再入札までの間、業者とはどのような交渉がありましたか。

以上、2点です。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 入札が不調に終わったのは、この臨時交付金事業が政権交代のために執行が危惧された時期もあり、入札がおくれたこと。また、事業が全国的でありましたので、物が集めにくいことも一因で、委託しても年度内に教材が納入できないことが最大の理由です。

次に、再入札までは入札が不調に終わった原因の確認を行いました。また、現時点での学校が必要なものと業者の保有リストの確認を行ったところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 1回目の質問のご答弁に際しても、ちょっと反論を申し上げましたように、ここで問題なのは、理科専科の先生が希望する規格の商品が一部排除されて、業者の意図に沿った商品が契約されたということではないでしょうか。そして、1回目の入札が不調に終わって、2回目の入札に至るまでの業者側の申し入れ事項が受け入れられていて実行されたということは、これはちょっと言葉は悪いですが、官製談合と言われても仕方がないような側面を持っています。厳重な注意が必要です。

ですから、重要なことは再入札までに、間に公表することは、学校側、子ども側に立った交渉がなされるべきであったということではないかということをあえて指摘しておきます。どうか今後、厳重な注意をよろしくお願いします。

理科教育振興法に基づいて、今回のスクールニューディール政策、理科・算数・数学設備整備費を考えると、子どもの権利条約を持ち出すまでもなく、子どもに最善のものを提供することが大原則でなければなりません。緊急経済対策交付税という交付金の性質から、また21年度内執行の縛りがあったために、当局にはご苦労があったかと思われますが、それが、求めている備品が専門的な高度の教材であるために地元の業者が対応できないという事情があって、そのことから、今申し上げたように、今後、我々が一考を要すると思われる点が浮上しました。

3月議会では、この予算1,400万と500万は22年度へ繰り越しとして示されました。これは21年度内に予算が執行できなかったということですが、物品の納入が全くなかったということだと思われますが、今日での納入状況はいかがですか。業者は納入がおくれることを学校に説明しているようですが、当局からも正式な説明が要るのではありませんか。

今回の措置は、緊急経済対策の一環であり、また原則として中小企業振興基本条例を重んじなければなりませんけれども、ここで取り上げている小学校の理科・算数設備整備費及び中学校の理科・数学設備整備費は、理科教育振興法に基づくもの

であり、そのような性質のものにおいては、何よりも子どもに最善のものを、最善の教材をの判断が基準にならなければなりません。したがって、専門的な知識をもって設備の整備に当たるべき理科専科教諭の配置状況はいかがですか。

地元の業者が対応できない備品については、業者の能力に合わせるのではなく、それらは別枠でも現場が求めるもの、子どもにとって、市民にとって最善のものを提供するという姿勢が堅持されるべきではありませんか。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 納入状況でございますけども、一部の教材につきましては4月に納入しておりますが、まだ8割程度残っておりますが、残りにつきましては8月までには全部納入することとなっております。また、納入がおくれることについては、学校の担当者や事務担当者会議等で説明をしております。

次に、理科専科教諭の配置状況でございますけども、市内小中学校19校中17校に配置しております。

最後のご質問については、議員がご指摘のとおり、現場が求めるものを提供することはそのとおりだと思います。しかし、今回のこの理数教育設備の整備の充実は、長年続く経済不況の中に国の経済危機対策の1事業として位置づけられ、地域の経済活性化が目的の一つであることから、学校現場の意見を取り入れながらも、地場産業活性化を優先し、事業を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） ありがとうございました。

公金の使途というのは、子どもに最善のものを、市民に最善の利益を還元させることが我々の任務であることをつけ加えて、次に進みます。

3番目、発達障害者支援法についてです。

発達障害者支援法は、現行で言いますと、平成16年制定、最終改正は21年4月1日施行。全面施行は24年とされているようです。これは新しい法律として一般にはまだなじみが薄いかもしれませんし、発達障がいそのものがまだ未理解の分野だと思われます。

しかし、近年とみに保育や教育の現場で見過ごせない課題になってきています。そういう状況に照らして法は定められたわけですが、その目的を、ここでもちょっと法律の説明というか、紹介をさせていただきますが、第1条で、発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障がいの症状の発

現をできるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障がい者を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者の支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることによって、発達障がい者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とすると、その定義に書いています。

そして、この法律においては、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定めるものを言うとしていますね。この法律によって、発達支援とは発達障がい者に対して、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するために、発達障がいの特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助を言うというふうに規定して、いろいろ国の責務、自治体の責務を明らかにしていますが、この分野での研究や政策がおくれていたと言われるこの国もやっところまで来たかという印象ですけども、ここ数年、私への現場や親ごさんやご家族からのご相談の中で、この発達障がいに関する件がふえています。

本市においては、教育長のご尽力で保育教育における特別支援については、市費雇用も含めて、他市よりも人員を確保していただいておりますが、その方々の専門性においてはいかがですか。保育士、教諭、特別支援者の皆さん方へのスキルアップはどのように図られていますか。

以上、1回目です。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、ケアする特別支援員の専門性についてですが、市で雇用しております特別支援員の資格につきましては、特別支援学校で従事されておられるような養護学校教諭免許を取得されている者はおられません。特別支援教育支援員は、学校において作成される個別の支援計画や担任の指示に基づいて支援活動を行っています。したがって、支援員の募集資格対象者としては、養護学校教諭免許保有者と限定せず、社会福祉関係資格保有者、または社会福祉関係業務の経験を有する者で、既往症がなく健康であり、かつ意欲を持って職務を遂行できる者としております。

次に、保育者、特別支援員、教職員等へのスキルアップについてでございますが、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校等において障がいのある幼児、児童生徒の支援をさらに充実していくこととなり、熊本

県及び菊池地区におきましても、特別支援教育連携協議会が設立されました。本市におきましても、平成１９年１０月に教育長、教育審議員や学校教育課長、社会福祉関係担当３課長、市校長会代表、また各中学校区の小中学校長代表、リーダーコーディネーター代表及び県立ひのくに高等養護学校長、地域指導員を構成員として、教育委員会を事務局とする菊池市特別支援教育連携協議会を設立しました。その後、各中学校区の幼稚園、保育園の園長代表を加え、さらに本年度から高校との連携も必要と考え、市内にある三つの高等学校代表も加えるなど、組織化を図りながらスキルアップに努めているところです。本市は県下の中でもモデル的存在になっています。

具体的な研修としましては、県関係が行う研修のほか、本市でも独自の研修を立ち上げ、市内の幼・保・小・中学校に勤務されております市費の職員や県費教職員と、すべての方々に対し研修の場を設けております。例えば菊池市特別支援教育連携協議会では、幼・保・小・中・高の先生方やその保護者の皆様方を対象として、専門講師による講演会を開催し、またそのことによる専門知識の習得や特別支援教育の理解を図っているところです。また、小中学校の教職員コーディネーター研修会の中でも専門講師によるコーディネーターの職務と役割についての講話や、各学校におけるコーディネーターの取り組みについての班別協議等を行ったり、その他、幼稚園、保育園の保育者研修会の中でも専門の講師による講話や事例検討会を行ったりしております。

なお、市雇用の補助教員、特別支援員のスキルアップにつきましても、別途専門機関の講師による研修会の中で、講話や実践発表などを計画しております。

また、各中学校、高校を単位とする５校区ごとには、幼・保・小・中全員研修会あるいは講演会や事例検討会、また児童生徒の情報交換会、支援状況報告等を行っておりますし、さらに各幼稚園、保育所、学校ごとには、園内あるいは校内の研修、あるいは園内の委員会の巡回相談等を実施し、関係者の特別支援教育の理解を深めますとともに、さらなるスキルアップを目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○１４番（怒留湯健蓉さん） 大変立派なご答弁でありました。現職のときから田中教育長は障がい児教育には高い実践をお持ちであるということは私も存じ上げております。

ご答弁にありましたように、平成１９年には本市独自の菊池市特別支援教育連携協議会ですかね、を立ち上げられて、ご答弁のような広範な交流学习が行われて全

体のスキルアップを図っているということで、市民部との横のつながりもあるようですので、今後が大いに期待できるという印象を受けました。

じゃあ、次に進みますが、実は私はLDと診断されたお子さんと、そのご家族との交流がございます。保健師であるお母さんの早期の気づきによって、大変実のある療育が可能になった事例です。言葉の出始めのころに気づかれて、即専門医の健診、お母さんの受容、そして専門家による療育が始まりました。今でも、そんなに頻繁ではないんですけれども、専門医などの指導・助言を受けておられますけれども、今日では学校、地域などで集団への適応にほとんど支障はないということです。

通常の子身の病もそうですけれども、発達障がいもまたできるだけ早期の発見と適切な手当てこそが決め手と言われています。現在、母子保健法で1歳半児の健診、それから3歳児健診、それから学校保健安全法ですかね、就学時6歳児健診が行われておりますけれども、言葉や技能の発達の著しい四、五歳を挟んだ2年間ほどが空白となっています。上位機関の指定を受けて、四、五歳児健診を先駆けている自治体もありますが、早い時期の発見ということで非常に重要なところだと思いますけれども、本市でも四、五歳児健診に取り組まれるお考えはありますか。

この質問では、この部分では、発達障がいの早期の発見と適切なケアサポートが決め手という観点から部長がご答弁になるでしょうけれども、この部分だけ市長のご所見をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 怒留湯議員のご質問にお答えしたいと思います。

乳幼児のすこやかな成長を図るためには、議員が申されましたように、発育、発達についての適切な時期に適切な支援や指導を行うことが大変重要かと思います。本市の乳幼児健診は3歳児健診まででございますけれども、健診等の結果、専門的な支援や指導が必要な場合は、心理判定士という専門職によりまず心理相談を初めとして、地域療育支援センター事業、菊池保健所のすこやかな育児相談事業等により対応するなど、関係機関と連携しながら、小学校入学までの継続的な支援を行っているところでございます。

お尋ねの四歳、五歳児におきます健診等につきましては、専門職の確保が非常に困難だということもございまして、実施体制または方法等によりまず課題も多くございますので、現在のところは考えていない状況でございます。

専門的な支援や指導を必要とする子どもさんたちを早期に発見し、適切な支援を速やかに受けられるようにするためには、より多くの人たちが発達障がい等についての正確な知識を持ち、早目に気づくことが大変重要でございます。今後は、保護

者や周囲の人が発達障がい等を身近な問題として正しく理解し、受け入れられるように健診や母子保健事業等を活用しながら啓発に努め、意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま市民部長がお答えいたしましたように、発達障がい等を早期に発見するための小児科医や、あるいはまた臨床心理士など、専門的な食の確保というものが大変厳しい状況になっているということ、ご理解をいただきたいと思います。通常の医師不足とともに、専門職というのはとりわけ困難な状態にあるということでございます。

また、3歳児健診までの結果、専門的な支援や指導が必要な場合につきましては、関係機関と連携をしながら、小学校入学まで継続的な支援を行っておりますこともありまして、現在の状況におきましては、この現況において対応してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○14番（怒留湯健蓉さん） 非常に専門家の確保が難しいということでもありますけれども、二、三年前からすると専門家もふえているんですね。ひところは発達障がいに関する専門家というのは、熊大の松倉先生あたりが中心でありましたけれども、今は再春荘にもいらっしゃいますし、NPOでそういう対応をしているグループもあります。どうかそういう情報を得て、本市ではこの後にたくさん一般質問があるようですが、子宮頸がんについてもちょっと一歩おくらせていますね。そういうこともあって、初期に児童生徒に、乳幼児については手当てを行う、そういう施策が非常に重要であるということに照らして、特に発達障がいについては早期の発見と正しいケアサポート、そのことをしっかり留意していただいて、さらに検討を加え、研究をしていただきたいと思います。

そういうこともありまして、なかなか進まないということもありまして、現場からのご心配や親御さんからのご相談も多いわけですが、そういうことを思いまして、先般、幼稚園とか保育園をずっとお訪ねしてまいりました。いずれの園もやっぱり特別に支援を要するお子さんたちがたくさんいらっしゃるということで、それに対しては早速人的な手当てをしていただいたということでしたけれども、残る課題として、親御さんの受容と専門的な療育を行うという問題がなかなかできな

いということが課題ということでした。

特に軽度の発達障がいであれば、親御さんが受容しがたいというところもあるし、現場でも保育、教育が非常にやっぱり困難であると。十分な理解がないと適切なサポートができないという状況があるということが改めてわかったわけですが、私が先ほど申し上げましたLDのお子さんのように、早い時期の察知と受容による適切なケアサポートが提供されれば、限りなく未来が開けるわけです。

その意味で、保護者、家族への支援が大変重要になってきますが、この4月から熊本市では現場の保育士、教諭、特別支援の方々たちを指導する、その人材の育成が始まっていると聞きます。本市でもそういう上位の機関との連携、もしくは独自の人材開発を行うべきではありませんか。親御さんが自分の子どもの障がいを受容できて、安心して療育に向かわれるためのその環境づくりと、その支援体制を今後、具体的にどう進められますか。

この地域では、療育施設が少ない、遠いという事情があります。療育には集団と個別とがあって、集団については規模の大きな福祉施設がこちらにもございますし、保育園等々でそれぞれにご努力をいただいておりますけれども、それとあわせて重要なのが、その子に合った個別のプログラムです。その個別プログラムの療育を行っているのは、本市では1カ所だけ。私の調査ではそういうふうに思われます。玉名には、たしか4カ所ほどあって、お互いに交流し合って、その相乗効果の中で親御さんも救われ、子どもたちにも成果が報告されています。どうかそういうところを参考にされまして、福祉の施策、教育の施策の中で細やかな温かい目配りをと、今後そういう目配りをと願いますが、この件についてのご所見をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） お答えいたします。

保護者の方が安心して療育に向かわれる環境づくりや支援体制につきましては、家庭と保育園が一体となって園児の社会的能力を最大限に引き出すようにしております。例えば園内において気になる子どもがいる場合など、教育委員会の巡回相談や療育センターの相談を利用しまして、保育園での子どもの様子を見てもらい、保護者と信頼関係を結んだ上でアドバイスをいたしております。また、各園で保育参観に合わせて子育て講演会を開き、療育等の専門の講師を招いて、支援の必要な子どもの実態や対応の仕方などについて、指導、助言等をいただいているところでございます。さらに、園だより等で研修で学んできたことをわかりやすく説明しながら、保護者に配付して啓発に努めております。また、中学校区別に開催されます子育て講演会や特別支援教育講演会など、保護者に参加を呼びかけて理解を求めている

るところでございます。

次に、療育の現状と個別プログラムということでございますが、療育に関する相談や指導等は、菊池圏域で地域療育センターを設置いたしております。民間に委託をいたしておりますけれども、もう専門のスタッフを配し、外来による相談はもちろん、小中学校や幼稚園、保育園、施設や家庭等へ巡回支援を行っております。

この療育センターを中心といたしまして、障がい児及びその疑いのある児童、またはその保護者並びに療育関係者が安心して療育にかかわる環境づくりを支援いたしております。

本市では、発達障がい児を含めた障がい児の個別療育につきましては、現在、二つの事業所で実施をされております。一つの事業所は、個別療育を中心に実施いたしております。もう一つの事業所は、個々の症状により個別療育と集団療育を織りまぜながら実施をいたしております。

地域療育センターからの報告や児童デイサービスを実施しております事業所の現状から見てみますと、療育を希望される方に対しての受け入れについては、今のところ、ある程度対応できていると思っておりますけれども、保護者や学校等の関係機関からのニーズを考えますと、療育施設につきましてはまだ不足していると認識をしているところでございます。今後も利用者がふえるという傾向にあると伺っておりますので、重要な課題といたしまして圏域で協議をしてみたいと考えております。

また、個別療育も個々の症状により対応が違うことから当然重要でございますが、社会、集団の中での生活も考えますと、集団療育に関しましても大変重要であるものと考えております。療育の体制につきましては、個々の症状により個別療育を行ったり、集団療育を行ったり、保護者のニーズに応じ、それぞれの子どもに対応した教育を実施していくべきであり、まだ整備が必要であると考えております。

今後は、地域療育センターと事業所、さらにはこども総合療育センター等の県機関との連携はもとより、行政内部の連携、また協議をさらに強化しながら、利用者のニーズにあったきめ細かな療育体制が確立できますように推進をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） はい、期待して終わります。あつ、ありましたか、ごめんなさい。どうぞどうぞ、時間ありますので。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 特別支援教育を推進するに当たりまして、ふだんから校内や

園内委員会等で個々の児童生徒等のニーズを十分把握し、支援のあり方等につきまして検討いたしております。特に、小中学校におきましては、校務分掌の中に特別支援教育推進委員会やコーディネーターを位置づけるとともに、特別支援教育推進計画や個別の支援計画の作成を行い、障がいの種類や程度に応じた支援を行っております。しかし、ご指摘のとおり、学校だけでは対応が難しいケースもありますので、上位の関係機関との連携を密にしていくことが大切です。

具体的には、本市では先ほど答弁いたしました特別支援教育連携協議会の中で、幼・保・小・中・高の先生方等の研修会を行う際に、教育分野の専門機関であります県立ひのくに高等養護学校や福祉分野の専門機関であります地域療育センターの講師の先生方に指導・助言をお願いするなどしております。

また、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、45カ所を対象とした県立ひのくに高等養護学校の専門相談員による個別相談、校内・園内研修会、地区コーディネーター会議等の巡回相談指導にも取り組んでおります。本年度は108回の個別相談等を計画しております。

今後におきましても、特別支援教育に対する教職員等の専門性の向上、強化をあわせて、保護者への啓発に努めてまいりたいと思いますし、そのためには保護者との信頼関係を築きながら、幼・保・小・中・高との連携や、教育、福祉、医療分野及び上位機関との連携を密にしながら、児童生徒等の将来における自立と社会参加に向けて、よりよい支援に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、市教育委員会の基本的な考え方でございますけれども、この特別支援教育を発達障がい等の障がいのある子どもさんたちを対象とした教育と限定するのではなく、すべての子どもたちの子に応じたきめ細かな教育につながることを期待して取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○14番（怒留湯健蓉さん） 最後に立派なご答弁でした。教育長におかれましては、今回の議会が最後のご答弁になると思うんですけれども、ハンディキャップのある児童生徒の自立社会参加のために、どうか今後もお尽力ください。その重責におかれてご功績が大変ございました。長い間ご苦労さまでございました。感謝申し上げます。終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食等のために、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

開議 午後 零時57分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 昼からの1番ということで、眠気の差すときかもしれませんが、よろしくお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

議席20番の森 隆博です。

それでは一般質問、通告に沿いまして質問に入らせていただきます。

1点目に、菊池市の行政改革大綱についてお尋ねをいたします。

行政改革の目的と必要性について、この2点に分けてお尋ねをいたしますが、目的、簡素で効率的な行政運営とは、無駄を省き、効率的な行政運営を行うというようなことではありますが、菊池市の行政の仕事の中で、どの事業が無駄と考えておられるか。必要性については、菊池市の後期5年間の計画である第二次行政改革に向けて、必要性の位置づけが第1番という考えでありますけれども、市長の目的、必要性に対しての考えをお聞かせいただきたい。

2点目に、行政改革の理念と方向性の位置づけについてお尋ねをいたします。

理念とは、理性の判断をもって前期5年間の反省をもとに、後期5年間の菊池市行政改革大綱を示すものであり、さらに菊池市の安定した行政運営、方向を定めた改革でなければならないと考えておりますが、市長の改革に対しての理念と方向性をお聞かせいただきたい。

3点目に、市民サービスの充実にに向けた改革の即効性について、市民の利便性の向上に対して、市全区域を含めた市民サービスの充実、行政の透明感の中に市民と協働を推進するシステムづくりを掲げてあるが、どのようなシステムを描いておられるか。市民サービスの充実に向け、即効性のある菊池市の行政改革であるのか。

以上、3点について市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 市長へのお尋ねでございますけれども、事務的部分につきまして、まず私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

行政改革の真の目的は、市民との協働で長期的な視点に立ち、市民サービスの低下や後世への負担を残さないような行財政システムを構築することだと考えております。

行政の無駄についてでございますが、これまでの取り組みで申しますと、合併により増加、重複、類似したものとすとか、時代にそぐわないものの事業の見直しを

行ってまいったところでございます。

また、総合計画に掲げました市の将来像を達成する手段として、効果の薄い事業の見直しを行うなど、限りある財源の効果的、効率的な配分と重点化を進めてまいったところでございます。そして、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、今後も継続的に見直しを行い、簡素で効率的な行政運営を続けることが必要であると考えております。

したがいまして、本市の行政改革の必要性は、将来の地方交付税の縮減や新たな国のあり方に備えまして、支援措置期間内に真に必要な行政サービスの見きわめや費用対効果とコスト意識を徹底し、次世代に負担を残さない計画的な行政改革を推進し、財政基盤の整備・確立を図ることであると考えております。

次に、行政改革の理念とは、総合計画に掲げました市の将来像を実現するために、行政改革の視点からの考え方を示したものでありまして、行政の無駄を省くとともに、事務事業の効率化や市民サービスの向上を今まで以上に進めていくものでございます。第二次行政改革大綱におきましては、第一次行政改革大綱の各実施項目の内容について、その方針、方向性を継承、継続し、経験と反省を踏まえた上で、さらなる行政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

3点目の市民との協働を推進するシステムづくりにつきましては、政策、施策、事業の決定プロセスを公開することで行政の透明化を図り、みずから主体性をもって参加することのできるシステムとして、具体的には平成24年度をめどにまちづくり基本条例を検討することといたしております。

最後に、改革の即効性につきましては、開庁時間の延長や窓口業務の一元化など、すぐに市民の皆様喜んでいただけるものと、民間活力の活用や外郭団体の見直しといった中長期的期間での改革効果があらわれるものとがあります。したがいまして、第二次行政改革大綱に掲げました全20の実施項目の検証と着実な行政改革の推進は、中長期的な視点で取り組んでいくことが重要ですので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは、再質問をさせていただきます。

行政改革の目的は、簡素化で効率的な行政運営を実施するとの答弁をいただきましたが、簡素化とは行政の本当の無駄を省くことと、前期5年間の行政改革のあらすじといいますか——を反省の上で、後期5年間の行政改革大綱の充実に努めるのが執行部の仕事であり、責務と責任、これは菊池市を左右する重大なものとする

わけであります。ぜひ無駄事業を省き、効率的な行政運営に向けまして、しっかりとした位置づけをまたあらずじに向け努力にご期待をいたします。

改革の必要性については、早急に必要とする事業と先送りできる事業の事業見直しは明確なのか、優先順位の明確性、菊池市行政運営の位置づけに対しての不安を抱いておるわけであります。平成22年度から平成26年度までの後期5年間の大綱、市民視点の行政サービスの充実に向け、実施しなければならない行政の仕事であり、責務であると思っておるわけであります。

ただいまの答弁をいただきまして、行政改革の推進する必要性があると考えておりますとか、推進に努めていきたいという考えでありますとか、推進は重要でありますので、ご協力をお願いしますとか、全くやる気がうかがえないような答弁を今日までいただいている部分もあります。やはりこの第二次行政改革の実施項目、これは行政の仕事として確実に実行します、行いますという、そういったような明確な答弁がいただきたいというのが本音でありまして、やはり目標を立てて掲げた行政改革大綱は、表紙だけで済ませてはならないというふうにも思っておりますし、行政の目的、理念に対しまして、するかしないかだけをやはり再度市長のほうから答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま部長のほうから本市の行政改革の必要性、あるいはまた行政改革の理念というものについて述べさせていただいたところでございますが、行政改革につきましては、行政の基本的な仕組みをこの時代に即した新しい視点に立ちまして、見直し、またその手段として組織の統廃合とか事務の効率化、あるいはまた規制緩和などによりまして、将来によりよい菊池市を残すためのことと、このように考えております。

本年の3月議会で議決をいただきました第二次行政改革大綱は、従来の簡素で効率的な行政運営に改革の成果が市民の暮らしに直接結びつくような、市民の目線に立った行政サービスの充実を目的に、加えて市民との協働、また民間活力の導入を視点といたしまして皆様の満足度を高めることと、このようにいたしております。

この5年間もあらゆる面でその切り込みをやってまいったところでございますが、行政改革の目的ということからすれば、サービスの充実と財政の効率的な行政運営の両立を目指すもので、充実すべきところには大いに投資をしなければなりませんし、また逆に切り詰めるべきところは、この合理化ということの中におきまして、本市の行政改革の理念に沿ったところで切り詰めていかなければならないと、このように思います。

そのためには、単年度の財政収支の改善に偏ることなく、市民の皆様の理解と納得を得られるような、足腰の強い自治体づくりに向けて、長期的な視点に立った取り組みが大変重要ではないかと、このように認識をいたしております。ややもすれば、短期的な目の前の財政運用ということになりがちではありますが、将来を考えながら、長期的な視点に立ったところでの単年度収支というものを視点に置ければいいのではないかと思います。

ご指摘のように、このような改革につきましては、スピード感をもって痛みを和らげる、時折申しておりますけれども、早く悪いところは切り除いていく、そして早く痛みを和らげるということが必要ではないかと思います。しかしながら、痛みは市民の皆様方が伴うわけでありますので、広く議会、市民の皆様方にご理解をいただきながら、なぜこの痛みを伴うのかといったことのご理解の上に立った将来快適で豊かな菊池市をつくっていくために、子々孫々に安定・安心した暮らしができるような、こういったものを引き継いでいくことを考えながら、今後、第二次行革の改革大綱に基づきました取り組みを勇気を持って全庁体制で、ご指摘のとおり着実に、確実に実行してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） この行政の改革の大綱は、3月の議会において、一応議会のほうに説明を受けておりましたけど、やはりその財政経営の健全化に向けましても一番大事なことでありますので、先にお尋ねをしたわけであります。

それでは次、2点目に出しておりました菊池市の財政健全化計画に対しましてお尋ねをいたしたいと思います。

財政健全化計画につきましては、平成21年度12月の定例会において質問をいたしましたけども、時間がないというふうなことで明確な答弁をいただけなかったために再度質問をいたしますが、1点目に、財政健全化法に沿った効率性、有効性、経済性を踏まえた財政計画であるのかと。

菊池市は1日も早く経費の充当を抑制した財政健全化が必要と考えられます。人件費は、職員の削減、議員の削減により、実績はうかがえてまいりましたが、扶助費、公債費、特別会計への繰出金に対しての見直しはまだ見えてきておりません。また、税収の落ち込み、地方交付税の減額、さらには27年度から合併算定外から1本算定により、普通交付税の減額は避けて通れないような状況になってまいります。今後の財政運営は、やはり市民に必要事業と費用対効果の高い事業の推進に向け、効率性、有効性、経済性に対しまして、行政の考えをお示しいただきたい。

2点目に、自主的な改善努力をいたしますか、を用いた考えがあるのかということ

でお尋ねをいたします。

菊池市の財政判断は、財政力指数をもとに、または経常収支比率をもととするのか、菊池市の財政の硬直化へ年々と移行しておるわけでありますので、その点についてお尋ねをいたしますが、やはり硬直化の要因といたしますのは、基幹産業である第一次産業の衰退、世界的不況によります企業等の税収の落ち込みが伺えます。特に、農業に対しましては農産物の価格の低迷、後継者問題、機材等の高騰など、避けて通れない現実問題も抱えております。

本年度は、さらに畜産地帯であります本市において追い打ちをかけるように、宮崎県で発生しました畜産伝染病の口蹄疫により熊本県内の家畜市場の閉鎖、さらに2年前のリーマンの影響を受けまして、世界的不況によります失業者の増加により税収等の落ち込み、滞納額のほうの増加がうかがえてきております。菊池市の自主的な改善、さらには財政運営の健全化等に対しまして、市長の方針をお聞かせいただきたい。

この以上2点について、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

〔登壇〕

○総務部長（石原公久君） 重要な内容の二つの点についてのご質問でございますので、お答えにちょっと時間がかかるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、平成21年度の決算につきましては、現在、分析中でございますので、合併から平成20年度までで見ますと、人件費は減少いたしております。これは定員適正化計画の前倒しによる職員数の削減により、一定の成果を見ているところでございます。反面、ご指摘のように、扶助費や公債費、そして特別会計への繰出金は増加している傾向にございます。

ここで、おのおのの内容につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

扶助費の主なものとして、市立保育園への運営費負担金が約13億円、障がい者への自立支援給付金が約4億5,000万円、生活保護の医療給付が約2億3,000万円となっております。

公債費とは、過去に借りました地方債の元利償還金のことで、現状はこれを削減することはできません。今後の新規発行債を抑制するか繰上償還を行い、単年度の元利償還金を削減するしか方法はないところでございます。

繰出金は、後期高齢者特別会計に6億8,000万円、介護保険特別会計に約6億6,000万円、国民健康保険特別会計に約4億円、下水道関係に約4億8,000万円を繰り出しております。

一方、歳入面での課題は、現在のような経済や雇用の悪化が続きますと、税収の

落ち込みが心配されるところでございます。

二つ目は、地方交付税の合併算定外という特例が、平成26年度までで終了いたしました。5年間で段階的に削減をされ、平成32年度では、現在と比較いたしますと約15億円も減額をされ、さらに普通交付税の不足分として現在借り入れております臨時財政対策債分まで含めると、約18億円が減額となります。そこで、ご指摘のように、今後の財政運営には市民に対して必要な事業、費用対効果の高い事業を推進していかなければなりません。

効率性、有効性、経済性についての行政の考え方ということでございますが、これらは基本的には類似した意味を持っておりますので、総括的にお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、現在までの長い歴史の中で地方公共団体の会計処理は単式簿記によって行われてまいりました。しかし、この単式簿記では効率性、有効性、経済性が見えないというデメリットや経営感覚の不足などから、総務省は平成18年8月に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を発表し、地方公会計改革を推進しているところでございます。

この公会計改革とは、複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表——いわゆるバランスシートと言われますけれども、それと行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務4表の作成と公表を求めているところでございます。

このことから、今後において、この公会計制度の活用と、これに基づく行財政運営を行っていくことが効率性、有効性、経済性を高めることになると考えておるところでございます。

次に、菊池市の自主的改善、財政運営の見通し等についてであります。平成20年度の経常収支比率が96.1%であることから計算いたしますと、自由に使えるお金は約5億円しかございませんで、しかも普通交付税の不足分として借り入れております臨時財政対策債分を差し引きますと、自由に使えるお金は出てこないということを昨年12月の森議員さんの質問に対して答弁をいたしましたところでございます。このように、経常収支比率は財政構造の弾力性を判断するための指標であり、この比率が低いほど一般財源が豊かで、財政構造が弾力性に富んでいることを示すものでございます。

一方、財政力指数は当該団体の財政力を示すもので、その率は1に近いほど財源に余裕があることを示すものです。したがって、経常収支比率も財政力指数も財政状況を見る上ではどちらも重要な指標として認識いたしているところでございます。これらの二つの指標から見ても、本市の財政状況は決して安心できるものではございません。

今、国政においても財政再建が大きな柱となっていますが、財政再建をどのような道筋で行うかは議論の分かれるところでございます。増税なのか、徹底した無駄遣いの廃止なのか、あるいは経済対策なのか、国民の目線も今回の参議院選を通して、さまざまな考え方があるようでございます。

それでは、菊池市ではどのような方法を探るのかでございしますが、増税はできません。事業の見直しを含めた徹底した無駄遣いをなくすことに努めていくことが肝要かと思っております。また、第一次産業を中心とした経済の活性化を図るということも重要な課題でございします。これからも財政再建と地方活性化のための経済対策を並行して取り組んでいくことが最善の方法だと考えているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） それでは再質問いたしますが、この再質問につきましては、市長のほうから簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

財政の健全化計画に対しまして、本当に確実性がうかがえないような答弁でありましたけども、私がお聞きしたいのは、やはり効率性といいますのは、やはり行政のスピードでありまして、そして経済性は行政のコスト削減、そして有効性は事務事業の住民福祉サービスへの貢献度、そして計画性といいますのが、やはり最小の経費で最大の効果を上げる組織の編成と菊池市の資源を有効に活用する計画、こういったものではなからうかと思うわけであります。菊池市に必要な項目として、早急に取り組む重要課題ではないかというふうに考えるわけであります。

健全化計画は、予算執行のあり方を見直し、財政運営のスリム化を推進することでありすけれども、執行部の実態がうかがえないようなところでもあります。財政健全化基本計画と財政の計画を同時に進めるものと思っておりますが、やはり別の考えで取り組んでいかれては、この健全化に向けての取り組みができないんではなからうかというふうに考えます。やはり歳入と歳出のバランスを考えた上で、この残り5年間の基本計画を確実なものとして、市民サービスの向上に努めるのがやはり行政の仕事ではないでしょうか。行政のスピード、行政のコスト削減、事務事業及び住民サービスへの貢献度、最小の経費で最大の効果を上げる組織編成と、菊池市の資源を有効に活用する財政健全化を実現するためには、どのような考えを持っておられるか、これは市長にお答えをいただきたいと思ひます。

2点目の自主的な改善策について、再度お尋ねいたしますが、やはり財政健全化の基本は、財政の硬直化を早急に抑制し、市民サービス、投資的な事業の推進を進めるときというふうに考えるわけでありますが、投資的な事業といいますのは、やは

り老人福祉センターだとか、及びポケットパークの計画等、いろいろと道路事業等もありますが、先に菊池市の財政の立て直しを行い、市民が必要とする事業、費用対効果の高い事業計画を推進していくのが執行部の仕事であります。

まちづくり交付金事業、合併特例債の利用ができる事業だからといって、特例だけの理由で計画するものではないというふうに考えるわけですが、合併特例債の期限もあと残り5年、そして合併算定外から1本算定に移行し、32年には18億の減少というふうに答弁をいただきましたが、今日の国の動向を察し、平成32年には予想以上の厳しい状況が予測されるわけであります。18億程度の減少で済むでしょうか。やはり消費税の増額を含め、財政健全化法の定めにより、一般会計から特別会計への繰り出し、これは連結決算となるために禁止されてまいりますし、さらに国保税、水道料、下水道料等の特別会計の増額も確実に進んでまいります。菊池市の財政健全化に向けた執行部の実態、そういったものにつきまして、やはり福村市政の計画、方向性を明確にお示しいただきたい。

以上の2点について、市長の答弁を求めます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 財政健全化への取り組みの中で、お示いただきましたように、行政としてのいわば執行に当たりましては、効率性あるいはまた経済性、有効性、計画性などが市民に対して確実に伝わるように、そして十分理解していただけるようにすることはご指摘のとおりだと、このように思います。

ただいま部長のほうからご答弁申し上げました中に、地方公会計が見直されていくという中におきまして、これまでの単式的な簿記会計から複式になってくると。その中で、バランスシート等を見ることによって今まで単年度会計で見えなかった借金が、どれだけ残債があるのか、あるいは毎年度ごと、どのぐらいの借金を返済していかなければならないとか、あるいは起債というものを仰げば、その単年度については収支はうまく合うわけですが、この地方公会計が改めて見直されていきます中におきまして、今お話ありましたように、あらゆる特別会計も連結的なものになってくるということになれば、大変不安が広がるところであります。市民に対しましては、このようなことにつきまして十分理解していただけるように進めてまいらなければならないと、改めてまた思うところであります。そのためには、総務部長答弁にありました公会計、そして十分な情報というものを、菊池市に置かれた財政状況というものを詳しく市民に説明を、あらゆる場を通じながらご理解いただきたいと思います。

また、これらの四つの、効率性、経済性、有効性、計画性という四つの要素を確

実に進める手段といたしまして、予算編成や予算執行のあり方を見直す必要があると、このようにも考えております。例えば総合計画の目的達成のための予算編成、予算の執行であること、またその結果として総合計画に掲げておりますまちづくり、地域づくりを達成すること、そして個々の事業について、市民満足度や、あるいはまた費用対効果を検証するための行政評価を行いまして、評価が低い事業につきましては、積極的に廃止、見直し、縮減を図っていくことが大変重要であると、このように思います。そのこともご指摘のとおり、スピード感を持って取り組んでいかなければならないと、このように思います。

以上のような予算の執行と、先ほどの公会計改革の活用等をあわせた行財政運営を行うことが、効率性、有効性、経済性を高めることになると、このように考えております。

次に、自主的な改善策についてでありますけれども、財政健全化に向けた執行部の実態がうかがえないというようなご指摘でございましたが、財政の健全化というものは大きな課題であることは十分にそれぞれ職員皆様方が認識をしていただいております。今日のこのような不安定な経済状況の中におきまして、確実に将来を予測することにつきましては、繰り返しであります、大変容易なことではありません。市の置かれている現状、特にこの財政状況を正確に把握をしながら的確に分析を行って、そしてそれをもとに将来を見据えて運営することが市政を預かる立場の基本的な責任であると、このように認識をしているところであります。

先ほども述べられましたように、参議院選挙のさなかでありますけれども、消費税の増税というものがにわかにクローズアップをしております、国民の関心事であります。このこと一つをとりましても、議員ご指摘のように、地方に与える影響というのは本当に大きなものがあると思っはかり知れない恐怖感にあるわけがあります。増税分の税収というのが地方にどのように財政補てんとなるのか、あるいはまた国の借金返済になるのか、福祉のほうに回ってくるのか、今以上に地方の消費が冷え込んで、経済の、いわゆる雇用の回復に打撃を逆に与えるのではないかとということで心配もしているところであります。

こういったことから、地方は地方で自治体として可能な限り行財政運営のスリム化を図っていかねばならないと、このように考えております。そのための取り組みといたしまして、本年度職員の英知を集めまして、財政改革のプロジェクトを立ち上げたいと、このように考えております。

また、この優先順位という言葉もございましたが、これからの総合計画、そして新市建設計画に織り込まれております事業の見直し等の中で、十分この優先順位は決めていかなければならないと思います。

今後の中におきまして、中長期の財政計画につきましては、議会の皆さんとも十分に積極的に議論を深めてまいりたいと思っております。ご協力をいただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 市長のほうから答弁をいただきまして、大体行政の改革につきましても、財政健全化につきましても、やはり何といいましても一番わかりやすいというのが、やはりそのバランスシートといいますか、歳入歳出関係の問題が一番出てきます。こういうようなことで、以前からバランスシートの提出をお願いをしてまいりましたが、なかなか山の面積といいますか、山林等の整理ができていないとかというようなことで、まだ示されておりませんが、やはりこういったものをきちっと整備をできなくとも大体の予想でできるわけでありますので、やはりこのバランスシートちゅうのは絶対につくるべきだと。そして、やはりそういったものをもとにして、そのプロジェクト的な立ち上げをやっていただきたいというのがもう基本だろうと思っておりますので、そういった面について前向きに考えておられるか、再度市長のほうからお考えをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今、菊池市が保有している財産と、あるいはまた負債というものがはっきりしなければならないということにおきまして、道路であれ、山林であれ、いろんなものが所有しております、保有しております財産というのを評価をしていかなければならないということで、随分時間もかかってまいります。あらかたのところでもいいではないかということでございますけども、やはり指標として出すに当たりましては、綿密な数値を的確に把握した上でないと出せないのではないかと思います。

いずれにいたしましても、運営するに当たりまして、この内容的なものについて、大体、おおむねこういった方向であるんだということを把握をするためには、そういった暫定的な数値というものは、内部的なものとしてはつかみながら運営していきたいと、このように思うところでございます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、3点目の口蹄疫の問題につきまして、質問に入らせていただきます。

1点目といたしまして、宮崎県で発生しました口蹄疫問題で、熊本県に与えた被害状況について、4月20日に宮崎県において家畜伝染病口蹄疫の発生が確認され、熊本県に直接の口蹄疫被害といたしますか、県内は出ておりません。けれども、県内の畜産市場等への影響、また防疫対策としての消毒液散布等についての現状等をお聞かせいただきたいと思います。

また、新たに宮崎県の都城市で、大規模畜産地帯におきまして6月9日に3頭の牛に口蹄疫が確認され、半径10キロの移動制限、20キロの搬出制限区域が設定されまして、鹿児島県にも影響を与えてきておるような状況でもあります。隣接します熊本県としましても、畜産地帯の菊池市として、繁殖農家、育成農家、酪農家等への直接被害状況もお示しいただきたいと思います。

2点目に、菊池市の対策の状況についてであります。福村市長を初め市の職員の方々は、家畜伝染病である口蹄疫への認識、知識というものを持って対策本部を設置されたのかというちょっと不安がありますのでお尋ねをいたしますが、平成22年1月2日に韓国で発生が確認され、当初はA型のウイルス、牛だけの感染でありましたけれども、4月以降はO型ウイルスということで、牛、豚、羊、イノシシ等に、非常に感染力が強い口蹄疫が6月の初めまで韓国内部で確認されております。また、衣服につきまして、やはり潜伏期間が1週間ほどあるというふうにもお聞きをしていました。宮崎県への口蹄疫の感染も、韓国からの農業実習生の受け入れが可能ではないかというお話も聞いたところであります。そのようなとき福村市長は、口蹄疫に対しましての防止、これに向けてどのような認識と知識を持って口蹄疫の対策本部を設置されたのか、お聞かせいただきたい。

3点目に、家畜市場の閉鎖に伴い、畜産農家への支援についてお尋ねをいたしますが、熊本県は口蹄疫の緊急的な総合対策としまして、4月に4,000万、5月に2億、6月に2億9,000万、合計5億3,000万の出資。さらに、その後も経営支援、価格下落等の支援など、農家に支援を行う方針でありますけれども、菊池市は熊本県におきましても最大の畜産地帯でありますし、市の支援計画をお聞かせいただきたい。

熊本県内の畜産市場、4月下旬より中止といたしますか、閉鎖というふうな状況で、農家の収入に大きな打撃を与えているのは現実問題であります。また、口蹄疫、家畜伝染病に対しまして、畜産農家は危機感を抱いているときでありまして、口蹄疫が治まっていない韓国に福村市長が訪問されたということもお聞きをしております。基盤産業であります畜産地帯の菊池市、また観光を目的といたしました菊池市、この菊池市のトップである市長が家畜伝染病の発生地への訪問はいかがなものかというところも考えるところであります。菊池市にとりまして、重要な訪問であつたら

うと思いますけど、どのような状況で訪問されたかについてもお尋ねをいたします。

家畜伝染病口蹄疫によります畜産市場の閉鎖に伴い、対策と風評被害による価格等の下落、さらには観光地菊池に及ぼす影響に対しましても、どのような影響が出ているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上の点について答弁を求めます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 森 隆博議員の質問に対してお答え申し上げます。

市長にお尋ねでございますが、まず事務的なことにつきまして、私のほうでお答えをいたしたいと思います。

ただいま森議員に言われましたように、本年4月20日に宮崎県児湯郡都農町で口蹄疫の疑似患畜が発生、確認されたものでありまして、それによりまして熊本県内の家畜市場が4月23日から閉鎖をされております。この間、繁殖農家や育成農家は出荷予定の牛を出荷できず、収入が得られなくなり、えさ代等が増加しております。また、肥育農家におきましては、当面は出荷はできておりますものの、枝肉単価が下がり厳しい経営となっており、さらに肥育もと牛の導入ができない状況であります。酪農家においては、乳牛の子牛の販売ができず、粉乳やえさ代が増加し、牛舎も不足しております。養豚農家も母豚の導入ができず、畜産農家にとって精神的、経営的に厳しい状況が続いているものでございます。

感染防止としての防疫対策につきましては、口蹄疫進入防止のために行政としてできる限りの対策をとるとして、5月17日に最高レベルの対策本部を設置し、畜産農家へのチラシや消石灰の配付、公共施設等への消毒マットの設置、県外等の入り込み客が予想されますイベント等の自粛要請、市民への啓発チラシの配布や、市ホームページに掲載し注意喚起を行い、菊池市に侵入させないよう対策を行っております。

2点目でございますが、菊池市の対策の状況についてでございます。

口蹄疫につきましては、牛・豚などの偶蹄類が感染しますウイルス性の急性伝染病であります。家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されており、その症状は、発熱、多量のよだれなどが見られ、舌や口中、ひづめのつけ根などに水泡ができたりします。これにより、接触や歩行が阻害され、産乳量や肉質等に影響が出るもので、現在の家畜医療技術では完治は困難とされており、さらに伝染性が強いいため、確認され次第、家畜伝染病予防法に基づき、速やかに殺処分が行われます。偶蹄類が感染する伝染病の中で伝染力が強く、発生すれば畜産農家に大打撃を与える

疾病であると認識しております。

伝染経路につきましては、人や車などを介したものの、空気伝染によるものなど言われておりますが、今回の発生原因等につきましては、現在、口蹄疫医学チームによる調査が行われておりまして、終了後、国から発表があるものと考えます。

3点目の畜産農家の支援についてでございますが、家畜疾病緊急対策資金として、口蹄疫の発生に伴い、家畜市場の開催延期等で経営基盤継続が困難となった畜産農家等が借入する資金の利子に対しまして、利子助成補助金として県・市・融資機関で利子補給を行い、利子分の個人負担が生じないように取り組みます。また、家畜市場の閉鎖や取引の自粛を余儀なくされた機関に、出荷予定を迎えた牛、豚を適期に出荷できなかった畜産農家に、直近の取引平均価格を基準とし、販売額と必要経費を加えた価格差を1頭当たり上限1万円とし、予算の範囲内で補助を行います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○20番（森 隆博君） 市長の答弁は再質問にあわせて最後にいただきたいと思いますが、再質問を行います。

再質問は市長にお答えをいただきたいと思いますが、家畜伝染病の口蹄疫対策についてお尋ねをいたしました。形式だけの答弁でありまして、深刻な現状認識がうかがえません。まして、菊池市の基盤産業は何であるのか理解されているのか、不信感を抱きまして、再度お尋ねしますが、防疫対策について、菊池市の対応であります。宮崎県で4月20日に発生が確認され、4月23日には熊本県内の家畜市場が閉鎖となっております。菊池市は約1カ月後に最高レベルの対策本部の設置ということでもあります。畜産農家への消石灰の配付、公共施設等への消毒マットの設置、県外からのイベント自粛要請、市民への啓発チラシと、当然の対応をなされてきたわけでもあります。やはり菊池市は畜産の町であります。反面、菊池は観光を目的といたしました温泉の町でもあります。やはり人を呼び込む、そういった町でもあります。そのためには、やはりこの防疫というのが、対策が全くできていなかったというのも現実であります。

1点目としましては、やはり菊池市に出入りする道路におきまして、防疫の徹底、危機感に対する協力等の看板とか、のぼり等の設置がなされなかった。

2点目に、また観光地、温泉街の施設、回遊道路等への消毒マットの設置の義務づけが徹底されていない。

もう1点目といたしまして、口蹄疫は急性の伝染病である、この認識に対しまし

て、市長を初め市の職員の皆さん方の認識が本当にあったのかと。また、市民への自粛に対する説明も、満足な説明はなされておられません。

以上、菊池市が口蹄疫に対する防疫体制への対応、対策のおくれ、畜産地帯において幹線道路での防疫の徹底がなされなかったことは、本当にこれは現実的な問題と考えます。やはり福村市長に、家畜伝染病の口蹄疫の防止に向け、防疫の必要性、防疫への認識につきましてお答えをいただきたいと思います。発生の原因、そういったものをお尋ねしておるわけではありません。その点で、いかに侵入を防ぐかという、この防疫体制についてお尋ねをいたします。

宮崎県で発生しました口蹄疫は、以前に発生しましたA型ウイルスに比べ、感染力の強いO型ウイルスというふうに聞いております。韓国でO型ウイルスは4月8日から5月30日まで、特に忠清北道、忠清南道の牛、豚に発生をしております。一番危険な状態であるときに、確かに福村市長が韓国に訪問されたということは事実ではありますし、やはりこの家畜伝染病の口蹄疫に対しての認識に対しましても再度お尋ねをいたします。

3点目に、菊池市の支援についてお尋ねをしました。支援よりも、まずはやはり予防だろうと。ウイルスの侵入を防ぐ、その体制への予算計上が先決というふうに思うわけですが、そういった考えを述べられた職員さんはおられるのかと。意見を述べたが取り上げられなかったのかと、そういうような感じで不信を抱くばかりであります。

防疫体制には、やはり専門知識を持った情報把握のできる人材で対策本部を設置をされたのか、この点につきまして、再度市長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

私のほうから再質問の1点目と3点目を答弁させていただきます。

まず、1点目の感染防止としての防疫対策につきましては、4月20日発生の翌日、21日に菊池市家畜伝染病防疫対策要綱によりまして、九州内で発生があった場合の警戒態勢レベル1に該当しますので、関係課長に情報収集等の指示を行っております。その後、感染拡大が宮崎県内で続き、5月10日、熊本県が県内に発生したと同等の防疫対策をとるとしたのを受け、本市におきましても5月11日、警戒対策レベル2の菊池市家畜伝染病防疫対策会議を設置し、さらに5月17日に口蹄疫侵入防止のために行政としてできる限りの体制をとるとして、最高レベル3の非常事態対応の対策本部を設置、4回の本部会議を開催して、口蹄疫侵入防止のた

め、防疫の協議や農家に対する支援、発生した場合の市の体制、対応策を協議したところでございます。

その中で、県外から入り込み客が予想されます旭志のホタルフェスタ、ジュニアボート選手権、夏祭り花火大会等のイベント自粛要請を行いました。旅館組合17件に対しまして消毒マットの設置のお願い、市民への旅行等の自粛お願いのチラシを全戸配布、ホームページでの啓発や職員全員への周知を行っております。農家に対する消石灰の配付や消毒マット等の設置、イベント等や旅行等の自粛要請などの防疫対策を行ってきたところでございます。

幹線道路での防疫対策では、現在、熊本県並びに発生県と境界を接します市町村では、発生県との境界に消毒ポイントを設置、防疫対策を行っております。国道、県道等に消毒ポイントを設置するとしましたら、警察、保健所、県土木、県畜産部との協議が必要でありまして、県内発生が見られない現在、県の考えとしましては、発生地に隣接していない市町村が単独で設置することについては厳しいということでした。

3点目でございますが、口蹄疫侵入防止が市の最大の責務であると認識しております。防疫に対する予算では、消耗品費として畜産農家に配付する消石灰、公共施設等やホテル、旅館等に設置する消毒マット及び消毒薬等に対しまして2,263万1,000円、動力噴霧器40万6,000円、合計2,303万7,000円。それと、先ほど答弁しました農家支援関係予算で7,696万3,000円、総計1億円の予算を臨時議会において専決をお願いしたところでございます。

対策本部につきましては、菊池市家畜伝染病防疫対策要綱に基づきまして、現在、市長を本部長として、副市長、教育長、各部長、各支所長の12名の市職員で構成しております。専門的・技術的なことにつきましては、城北家畜保健衛生所等に指導・助言をいただきながら、侵入防止に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ご質問にお答えいたしたいと思えます。

私は、4月21日の朝、担当課より4月20日に宮崎県児湯郡都農町において、繁殖牛農家に口蹄疫の疑似患畜発生ということでの報告を受けたところでございます。第1例目が都農町に発生したということですが、疑似患畜ということで、まだこの口蹄疫であるかどうかはわからないということでした。菊池市の家畜伝染病防疫対策要綱に基づきまして、21の朝に報告を受けまして、九州内に発生の態勢レベルでありますレベル1の、庁内関係課長に情報の伝達と情報収集を命じ

たところでございます。

帰国後の２７日に発生状況を聞いたところであります。私は４月２４日から２６日まで韓国に行かせていただいたところでありますが、帰国後、２７日に発生状況の説明を受けまして、その内容といたしましては、７例であるということでございます。熊本県が家畜保健衛生所に命じて、県下の全畜産農家に対しまして、聞き取りを初め一部立ち入り調査を行っており、異常報告はないので、風評被害とならないように、特に畜産農家においては自己防疫に努めるように指導があったということでございます、風評被害のほうが心配をされていた状況下でありました。

４月２４日に陽性反応が出たということで発表がなされたところであります。帰りまして、そのような状況であるということを知り、大変な大きな問題にならないければいいなと思ったところであります。その後から連日のように複数の発生が報告をされまして、テレビや新聞報道に大きく取り上げられるようになりました。県境でありますえびの市で４例の発生を受けまして、畜産農家の不安が増大して、熊本県におきましても５月１０日に県知事を本部長とする対策本部が設置をされまして防疫の強化を図り、本県に侵入させないという強い知事の決意で防疫体制がとられました。

口蹄疫は偶蹄類が感染する伝染病の中で最も伝染力が強く、発生すれば畜産農家に大打撃を与える疾病であると同時に、他産業にも影響し、その被害額は予想しがたいほど大きなものになると、このように認識をしております。

本市におきましても、５月１１日、県内に発生したと同等の対策を講じるとして対策会議を設置をいたしまして、５月１３日には石原総務部長をＪＡ菊池に出向かせまして、三角副組合長と川原田総務部長と協議をいたしまして、行政として畜産団体と協力してできることの確認をさせました。また、翌日の１４日には総務部長、農林振興課長をまたさらに出向かせまして、情報収集と消石灰や消毒マット、消毒薬の発注を行わせました。また、１７日には地域の他の市町村に先駆けまして、近隣市長に発生した場合と同等の防疫を行うといたしまして、私を本部長とする対策本部を設置しまして対策の強化を図りました。さらに、５月１９日には再度、私と石原総務部長、岩下経済部長がＪＡ菊池に出向きまして、副組合長、総務部長、後藤畜産部長と面会をしまして、市とＪＡとの畜産団体が連携を図りながら、菊池市に絶対侵入させない防疫を行うとの確認と、行政としての支援体制について協議を行ったところであります。

菊池市は、もう言わずもがな県下最大の畜産地帯で、不十分とはいえ、行政としてできるだけ対策をとるべく対応してきたところであります。４月２４日から２６日までの訪韓の目的ということにつきましては、４月２８日に議会の全員協議会

でももう既に報告をしておりますとおり、熊本―ソウル線という、この熊本空港唯一の国際線が6月までで休便するというような情報でございました。それに伴いまして、県のほうにおきます国際線振興協議会が臨時の、緊急の理事会が開かれまして、何とか休便にならないようにということで、利便を、あるいは利用を高めるようにということでございました。そういう意味で、航空路線の維持活動の一環として、私は、私的ではありましたが、訪韓ツアーの一員として参加をさせていただきまして、訪韓しました24日の現在では、1例の発生の報告しか受けておりませんが、県においては風評被害をなるべくとらないようにというのが、慎重に行動してほしいというのがそのときの段階でありました。

韓国での発生につきましては、その時点におきまして情報もありませんで、知り得る状況ではありませんでした。ご指摘の忠清北道、南道につきましては行っていないですが、ソウルに滞在をしたということでございます。帰国後におきまして、報道によりまして、中国、韓国で発生しているO型ウイルスに類似しているというところを知ったところでございます。その後につきましては、韓国関係の事業につきましては、すべてを中止をしているところでございます。

現在、宮崎県の口蹄疫は、畜産農家や経済活動においても甚大な被害をもたらしておりますけれども、最近では新たな発生もなく、収束に向かいつつあるようでございます。本日の新聞でも非常事態宣言が月末に解除方針が固まったとの報道がなされておりますので。

○議長（山瀬義也君） 市長、時間であります。

○市長（福村三男君） はい。

宮崎県の皆様に心からお見舞いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ここで、休憩いたします。

○

休憩 午後1時57分

開議 午後2時07分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 先ほど、森議員のほうから口蹄疫のことにつきましては、るるお尋ねになりました。私も質問の中に入っております、先ほど森議員がお聞きにならなかったことを私は聞きたいと思います。

危機管理のマニュアルについてお尋ねいたします。

えびの市は、５月１３日の発生以降、新たな発生がないことから、今月４日に移動制限、搬出制限が解除されました。えびの市での感染拡大が最小限にとどまった理由を農水省は、地域的にも畜産の使用密度が高くなかったことに加えて、迅速な初動対応など、感染マニュアルどおりの対策を徹底したためと見ているそうでございます。拡大を防ぐため消毒を徹底し、症状が出た家畜をいかに早く発見し、処分していくかが大切であるということだと思います。本市においては、どのようなマニュアルが経過されているか、また現在、執行部において埋却地の調査を行っているようですが、埋却地の選定はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂本議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ただいまの森隆博さんのほうにも答弁しておりますが、菊池地域振興局管内で毎週１回、畜産担当の課長招集のもとに、県及び２市２町の情報交換を行っております。さらに、振興局管内で発生しました場合につきましては、そのときの体制、対応につきまして、県及び２市２町で確認を行っているところでございます。

組織体制としましては、県庁内に家畜伝染病予防対策本部、菊池市地域振興局内に、振興局長を議長に、市町村長や警察署長等をメンバーとする菊池地域家畜伝染病対策本部が設置され、さらに家畜保健所、保健衛生所所長を本部長とする現地防疫対策本部が設置されます。

家畜防疫は、県畜産課及び家畜保健衛生所が中心になって行われ、振興局職員や市庁職員は家畜保健衛生所が行う家畜防疫の後方支援等を行うとされておまして、家畜保健衛生所の指揮下に入ることになり、市独自の判断、行動はできないということになるものでございます。

それから、埋設の場所の問題でございます。

今回、宮崎県の口蹄疫処理問題では、埋設場所のおくれが感染拡大の原因の一つであると指摘されております。市といたしましても畜産農家に対しまして、口蹄疫発生時家畜埋却場所等の調査を行っておりまして、埋却候補地等につきまして情報収集を行いながら、万が一の発生の場合に備えてまいりたいということで考えています。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○１５番（坂本昭信君） やはり、要するに拡大、病原菌が熊本、菊池に入っていないのが一番でございますので、防疫体制、特に早急な対応をお願いして、一日も早い

安心と、関係者の懸命の努力で、一日も早く収束宣言が発表されて、またこの経験を生かして、次の病気が発生した場合の経験といたしまして頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

ブランド推進について質問いたします。

昨年１１月、こんにちは熊日の中で、市長の発案でブランド推進室ができました。２２年度の予算書を見てみますと、ブランド推進事業費８６３万６，０００円、主な事業内容は、担い手の確保につながる魅力ある農業づくりを目指すとともに、本市の知名度アップを図るため、菊池ブランド推進室を設置し、市場調査、ブランド化ＰＲ、戦略の検討、立案、販路開拓、供給体制の確立及びブランド品の選定等、多角的に取り組むと、始めるとあります。

そこで、ブランドの意味を調べてみました。ブランドとは、商標、銘柄であり、デザイン、品質、イメージなどの独自性を強調し、他の差別化を図るための商品につけられる名称であるそうでございます。つまり、特産品のブランド化のためには、他の地域にない地域の特徴、特産品とは違うといった品質や技術に対する独自性、優位性、それを支え担保とする信頼性を定着させることが必要であります。これらがブランドに付加価値を生じる要因になっています。

ブランド化とは、特産品にブランド名をつけてアピールするということであり、その特産品は他にはない区別化できるよさとしての独自性があり、それを生産現場で流通現場が推奨してから、信頼してほしいというメッセージを送るものである。このような生産現場等の決意が消費者に伝わったとき、それでは試してみようかということになり、すぐれたものであれば、その特産品に対する信頼の輪が広がってくるのであります。そして、生産現場は信頼を維持するための努力を重ね、そのようなことを繰り返しながら、特産品のよさは全国に広がり、全国的に認知されたときに全国ブランドとして地位を築くことになるのであります。

ちなみに、地方ブランドの代表的なものは、夕張メロン、松阪牛、秋田県の比内地鶏などがあるようでございます。

このようなことを受けて、執行部といたしまして、基本的にどのような考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂本議員さんのブランド推進についてということで、基本的な考えということでございますので、お答えをしたいと思います。

農林水産省の地域ブランドの定義とは、地域の売り手による当該地域、当該地域

とは自然条件や食文化を反映した地域ということではありますが、当該地域と関連性を有する商品、またはサービスを認識し、他の地域の売り手のものと差別化することを意図した名称、言葉、シンボル、デザイン、またはその組み合わせとなっております。このことは地域の事業者が協力して事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域との何らかの関連性を有する特定の商品の生産、または役務の提供を行う取り組みのことであり、地域発の商品、サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金、人材を呼び込むという、持続的な地域経済の活性化を図ることであると考えております。

本市のブランド化の基本的な考え方は、基幹産業が農林畜産業でありますことから、農林畜産物の販路を拡大することで本市のイメージをより明確にわかりやすく消費者に伝え、ブランドのイメージをつくるとともに、本市の知名度アップを図りたいと考えております。

本市から生み出されるさまざまな農林畜産物や加工品などの価値を高め、お客様に選んでいただけるものにするためには、農林畜産物や加工品などのクオリティー、品質を上げ、お客様の心に響く価値を備えることが不可欠であります。それとともに、商品やサービスを生み出す土壌である菊池市そのもののイメージや価値を高めて、本市から届けられる農林畜産物やサービスに菊池市が持つブランドイメージを自在に付加することによって、個別の商品やサービスのブランド化とあわせて相乗的な効果を生み出すことができると考えております。

本年度は、ブランドづくりに関する学識者や専門家の意見収集、本市の農林畜産物の評価の調査、消費者動向をつかむための市場調査、マスメディア等による農林畜産物のPR、既存の農林畜産物の販路拡大等を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 今、部長がおっしゃいましたように、商工課関係では地域特産品関係も協議の中にいろいろかと思えます。また、農林振興に至っては、農林水産部門関係の調査、それに郷土料理関係、それと野菜、果樹、花卉特用作物、農産加工関係、または畜産においては畜産物関係もあろうと思えますけれども、これはやはりそのブランド推進室だけの問題ではなくて、各部署、部署あたりでやっぱり横のつながりを持ってプロジェクトチームをつくるなり何なりして、やっぱり企画課あたりが音頭をとって進めていただきたいと思うわけですが、そのことについていかがお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 横のつながりをということでございますが、市役所内の関係各課と協議しながら、そのブランドづくりに努めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 先般、「来て見て食べて感動！九州観光物産フェア2010」というのが東京都で行われていたんですけれども、その中に菊池市からは菊池市のアイスクリームを出店ということでした。これがどうしたわけか、九州物産展ということがあって、後で聞いた話ですけれども、関係団体にはこぎゃんことであるということは知らせたか何か知りませんが、調べたところによりますところ、この二つには熊本市が水ば出すぐらいで、菊池市の知名度を売るようなことは一つも、菊池市も市長会であったんですから関係しとると思いますけれども、熊本県市長会東京共同事務所が主催でやっているわけでございますけれども、やはり菊池からも何か一つどみや出品してもらいたいという気持ちもあったわけでございますけれども、そのことは執行部としてはご存じでしたでしょうか、ちょっと。

それと、やはり菊池の地域発のブランドとしては、菊池のアイスがあるぐらいで、今のところ目立ったものはないようでございまして、ブランドで申しますと、やはり七城の米あたりもブランドとして十分価値する位置はあると思いますよ、全国食味会で2回も入賞しているようなことでございますので。やはりその作物の選定、そのあたりはどのように考えておられるか、そしてもう3回目で終わりで、最後でございまして、まとめて聞きますけれども、メロンあたりもやはりその特産品に入れてもいいんじゃないか。畜産もやはり旭志牛とか何とかいろいろあって、大分もう人気もいいわけでございます。そのようなことで、そういうのもいいんじゃないか。

それで一つ、これは私の考えでございますけれども、各物産展にやはり旭志の道の駅みたいに旭志牛の、旭志牛です、菊池牛のやっぱり肉の特売所、即売所、そういうのをやっぱり設けてもらいたい。やはり地産地消から始まってブランドが始まっていくと思いますので、地域で消費して宣伝してもらいたい。そして口コミでだんだんと広がっていくのが一番手取り早いのかなという。

それと贈り物でも、やはりお中元で送るものは肉とか何とか、やっぱり都会に送ればみんな喜ぶんですよ。そういうことで、やっぱり市民に、執行部一体となって繰り広げていただきたい、このような考えでおりますが、執行部の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後２時２４分

開議 午後２時２７分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂本議員さんの質問にお答えしたいと思います。

九州物産展につきましては、来ました情報が、遅くなって日にちがなかったということで、アイスクリームだけしか出店できなかったというようなことを今ちょっと聞いております。

それから、いろんな物産展等がございましたら、情報を収集しながら対応してまいりたいということで考えております。

あと、新規作物とか、そういったものにつきましてはＪＡ菊池等と協議しながら、新しい品種等につきまして研究しながら新規作物等の導入を図っていきたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ここで、休憩いたします。

休憩 午後２時２８分

開議 午後２時３５分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城 典臣君。

[登壇]

○２番（城 典臣君） こんにちは。

このたび、市議会議員選挙におきまして、市民の皆様のご支援をいただき当選させていただきました。今後４年間、福祉を初め、危機管理の充実を図り、安心・安全の社会を築き、また財政の健全化を図り、市民の皆様が豊かに暮らせる社会を築くため、市民の皆様の代弁者として頑張っていく決意でおります。どうかよろしくお願い申し上げます。

森林セラピー事業について質問いたします。

今回、選挙戦で市民の皆様からさまざまなご意見をお伺いいたしました。中でも、

最も多く言われた意見が、菊池が元気がなく、活力がないと。このままでは菊池が廃れてしまう。何とか議員の力でならないかと言われました。今、菊池市全体で、10年後、20年後の菊池のあり方、方向性を考えておかなければ、市民の皆様が心配されるようなことになるのではないかと危惧しております。幸い、菊池には歴史があり、温泉、清流の菊池溪谷、ダム、さまざまな施設があり、何より広大な山林も抱えております。しかし、本市のいいところを生かし切れていないのではないかと思います。

そこで、私は今求められている健康と環境をテーマとした市づくりをという意味で、森林セラピー事業を提案いたします。

その原点は、ドイツ、クナイプ療法から用いられております。森林セラピーとは、森林の持つ癒し効果を生かし、健康増進やリハビリに役立つものです。ドイツでは保険が適用された事業であります。日本も自然を用いたセラピー療法に保険が適用される日が必ず来ると私は考えております。

健康と環境を結びつけたほかの市にはない新たな事業で、なくてはならない市、必要とされる市を目指し、第三者から求められる市づくりで活性化を図ってはどうかと思っております。そのためにも、この事業を用いて、健康増進に加え、地域の食材、温泉に結びつけ、観光施設の充実を図り、参加者を満足させる森林セラピープログラムの開発や、関係機関、有識者、地域住民による協議会を立ち上げ、勉強会を開催したり、既に認定を受けた事業所、事業を展開している市を視察して、認定を受ける考えはあるかどうか、お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 城議員さんの森林セラピー事業についてというご質問にお答えしたいと思います。

菊池市の山林につきましては、市土の全体面積の61%程度が山林というふうなことでございまして、この自然豊かな環境を有効に活用することは市の活性化にとって必要なことだと考えております。

そのような中でございますが、議員が言われました森林セラピー事業とは、森林の持つ癒しの機能を心と体の健康に生かす取り組みで、これを農林業、観光、地域医療などに有機的に結びつけて交流人口を増加させ、山村地域の活性化を図る活動でございます。

全国で現在実施されておりますのが、長野県内で七つの基地と一つのロードがあり、取り組みが進められております。また、県内におきましては、球磨郡水上村が本年4月に認定を受けまして事業計画が進められておるところでございます。

本市としましても、国・県並びに既に実施されている市町村等の具体的事業内容などを調査いたしたいと考えております。その上で、事業内容が多岐にわたりますので、庁内各部局と協議をしまいたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今の質問に対しまして、私も一応経営をしておりますので、いろいろ考えますと、とにかくお金の出ない、また無駄なお金は使わないということではもう当然のことですけれども、お金を稼ぐ、お金を持ってくるということも大事なことでありますので、どうか前向きに考えていただきたいという思いでおります。

では、次に行きたいと思います。

きくちべんりカー及びあいのりタクシーの現状、運行の状況についてお聞きいたします。

去る6月18日において、菊池市街を走る循環バス、きくちべんりカー及び菊池・泗水両地区の中心と郊外を結ぶあいのりタクシーが地域交通機関の活性化及び再生に積極的に取り組み、行政負担の大幅な削減を実現し、顕著な功績があったとして、国土交通大臣表彰を受けられました。大変喜ばしいことであります。

しかし、これにより山間地域や菊池・泗水両地区の皆さんが交通便の悪さでサービス水準の低下を招き、不便を強いられているのが現状であります。もう少し細やかな交通網の整備がされないものかとお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 城議員のご質問にお答えいたします。

旧菊池市の中山間・山間地域につきましては、平成18年9月末に廃止路線、代替バスの路線が廃止となりまして、平成18年10月より、菊池あいのりタクシーの運行地域を拡大しまして対応しております。

あいのりタクシーは、これまでの路線バスと違い、バスが運行していなかった地域へも運行が可能なほか、自宅の玄関から目的地の玄関まで、ドア・ツー・ドアで行ける利便性から、市民の皆様から大変喜ばれているところでございます。

また、行政的に見ましても、バスへ出していた約2,600万円の補助金が約3分の1の850万円程度で済むなど、住民サービスを向上させながら、行政負担を軽減させることに成功しております。

市街地巡回バスのきくちべんりカーは、平成16年6月から運行を開始し、こう

したコミュニティバスでは1便に3名乗っていれば成功と言われている中に、昨年度は1便に10名以上の利用があり、市内外から大変高い注目を浴びております。ただ、これだけ高い利用率でございまして、年間580万円程度の運行赤字が発生し、補助金として運行補てんを行っております。

一部に、あいのりタクシーは予約が必要であり、面倒であると言われておりますが、予約という方法をとらなければ、以前の路線バスのように、路線や停留所を決めなければならない、利用者のいない停留所を回り、運行時間が長くなるほか、利用者の方は集落で決めた一つか二つの停留所まで歩いていかなければなりません。集落の面積が大きく、地形的にも勾配の大きい中山間・山間地域では、事前予約制でドア・ツー・ドアサービスができるあいのりタクシーのほうが効果的と判断しているところございまして、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

また、便数につきましては、現在、1運行当たり4名を超える利用があれば、毎日運行や増便を実施したいというふうに考えております。現在、水源地域線は1運行当たりの路線計算で3.3名、龍門地域線、泗水西部地域線、泗水東部地域線は約2名の利用でありまして、現状では現行水準が適正であるものと判断しております。

また、べんりカーの運行地域を拡大してほしいという要望もございますけども、べんりカーは路線バス以上に運行経費がかかることから、利用者の少ないような地域では、経費や運行サービスの面から、現状ではあいのりタクシーが望ましいというふうに考えておるところでございます。

議員がおっしゃいました交通不便地区の解消につきましては、現行の道路運送法や国の許認可の中では、路線バスを運行している乗り合いバス事業者が上位に位置づけられておりますので大変難しい部分もございしますが、今後、国を初め、さまざまな関係者と一体となって何らかの方法を考え、できるだけ早く解消してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） 今、言われましたけども、私が今回いろんな話を聞きました中には、なかなか、言われまして不便でということで、べんりカーに至っては「ふべんりカー」なんて言われていた方もいらっしゃいました。とにかくきめ細やかな運行体制をとっていただければと思います。

また、ちょっとこれ再質問ですけど、べんりカーが回っておりますが、そこにいすを置いていただきたいというお話もお聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 再質問にお答えいたします。

べんりカーの待合所にいすを置いてほしいというご要望でございましたけども、待合場所によっては置けるところと置けないところもあるということでございまして、これにつきましては警察との協議も必要となっておりまいます。議員からご提案のありましたことにつきましては、これ場所ごとに検討する必要がございますので、今後また検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それと、現在置いているところもかなりございますので、先ほど申しましたように、これは場所ごとに検討をする必要がございますので、今後、個別に考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） よろしく願いしておきます。

次の質問に行きます。

観光地の道路状況についてご質問いたします。

観光地の主要道路に樹木がせり出し、観光バスなどが避けて通らなければならず危険であり、観光地として売り出している本市としては恥ずかしい限りではないかと思ひます。宮崎県は、さすがに観光地として名を売っているだけに、樹木のせり出し等もなく、物すごく景観がよく、通行しやすいとお聞きしております。

車体に傷をつけたり、破損した場合、運転手さんが自腹で弁償しなければならない会社もあるそうです。また、お聞きしました。観光バス1台幾らするのか。何と1台3,000万から4,000万するそうです。やはり傷をつけたりしたくないと、だれしもが思うのではないのでしょうか。

私も実際に走行してみました。竜門ダムへの道路、県道133号線、菊池溪谷への国道387号線、四季の里への緑資源幹線道路、菊池人吉線を走ってりましたが、何カ所も樹木がせり出してあります。中でも、四季の里への道路は、桜の木の枝が中央線まで出てきています。見に行ったときの乗用車ですら対向車線にはみ出して走らなくてはならない。とても危険を感じました。どこにどう出ているのか、きめ細やかな把握をし、早急に改善していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

市道におきまして通行に支障がある路線については、道路の付近箇所等の実態調査を実施しまして、その把握をしておりますが、国・県道まで含めた観光ルートにつきましては把握できていない状況であります。

市道、県道、国道の対応でございますが、道路敷に樹木がせり出して観光バス等が通行しにくい箇所は、道路敷地内の立木であれば管理者にて伐採等の処理ができますが、所有者が管理者以外の場合は所有者で伐採等の処理をしていただくことになります。その場合、まず所有者の確認を行い、伐採のお願いをしている状況であります。

道路管理上の支障木等における市民へのお願いを昨年の広報きくち11月号にて掲載して注意を促しております。台風等で通行に支障が出た場合は、現地を調査し、支障木等の所有権を確認、連絡の上、処理をお願いしております。連絡がとれない場合は、区長さん立ち会いのもとで、必要最低限の処理を行っております。

道路管理者といたしましては、月1回、定期的に職員で安全パトロールを行い、道路の維持管理に努めているところであり、また路面におきましては、穴ぼこ等、危険箇所は、年間を通じて作業員2名でパトロールを行いながら補修作業を実施しているところでございます。

今後は、市道はもとより、国・県道につきましても、観光ルートを確認し、大型バス等の支障がある箇所を調べ、菊池地域振興局と情報提供を行い、有権者の理解を求めながら、道路交通の安全確保に努め、市民が安全で安心して通れる道路を、また観光振興のための道路維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

大変失礼いたしました。ただいま「情報提供を行い、有権者」と申しましたが、所有者の誤りでございましたので、訂正しておわびいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） いろいろお聞きしますと、もう大分前からこういう話は出てきているのに、なかなか改善されていないということでありますので、どうか早急に対策を考えていただきたいと。これはもう市民の皆様から上がった声を私は言っておりますので、よろしくお願いします。

これに関連して再質問をさせていただきますが、道路状況ということですので、再質問させていただきます。

八代の方よりお電話いただきまして、龍門線県道133号線にあるトンネル内が

暗くて、霧の日はなかなか見えづらいと。危険で、トンネル内が暗いので見づらいということで、どうにかならないものなのかと要請がありました。私も走ってみましたところ、中が本当に暗いです。黄色の電気がついておりますけども、ちょっと、もう少し明るいといいのになというのを感じました。そのときの状況とか何とかで変えてあるのかなと思いますけど、明るくはできないもののでしょうか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） ただいまのご質問は、県道菊池鯛生線のトンネル内と解釈してよろしいですか。鯛生菊池線のトンネルにつきましては、熊本県の菊池地域振興局の土木部が管理をいたしております。その中で、トンネル内の照明については調整していると考えます。しかし、住民にとって暗くて危ないという話でありますならば、菊池市のほうからもその状況についてお尋ねして、そして確認を試みたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○2番（城 典臣君） よろしくお話しします。

運転免許証自主返納支援事業について質問いたします。

高齢者の安全を守る意味から提案させていただきます。

高齢者ドライバーが加害者となる交通事故は、近年、増加の一途をたどっております。高齢者が加害者となる事故は、熊本県でも10年前から相当な数ふえているとお聞きしております。県の取り組みを見なければなりません、菊池市独自の取り組みで、高齢者が運転免許証を快く返納できるような環境づくりが必要だと思います。

ちなみに、大分の別府市の場合は、70歳以上の高齢者ドライバーを対象に、運転免許証を自主返納した場合、大分共通バスカード1万円分を進呈する。さらに運転免許証を身分証明のかわりにして持っている高齢者にも配慮し、現在、500円で発行している身分証明書がわりの写真つき住民基本台帳カードの発行手数料も無料としたと。大分県としては、こうした状況を注視し、昨年10月から自主返納支援制度を導入。免許証を自主返納した70歳以上の高齢者のうち、希望者に運転経歴証明書、手数料は1,000円ほど、を発行。同証明書を県内の高齢者運転免許証自主返納サポート加盟店で提示すれば、割引などの特典が受けられるようになっております。高齢者が運転免許証を快く返納できるようにするためのさらなる環境

づくりを目指しているそうです。

菊池市としてもこのような取り組みを行い、高齢者の安全を守り、また返納をためらっておられる家族や本人に快く返納していただき、よりよい老後を送られるよう、行政として後押しできないかと思い、ご質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 運転免許証の返納制度につきましては、高齢者ドライバーの交通事故防止を目的といたしまして、１９９８年度の改正道路交通法で導入されているところでございます。しかし、菊池警察署で返納される方は年間で１名程度で、運転が困難と自己判断された方は、免許失効まで保有されて更新をされないケースが多いと聞いております。

最近の交通事故の状況と特徴につきましても、議員さん今ありましたように、高齢者の関係する事故が多発しておりますし、きのうもスーパーに高齢者の方が突っ込んでけが人が出たというような報道があつておったかと思います。

他県で、大分県の紹介を受けましたけれども、自主的に返納された高齢者に対しまして支援する事業を始められている自治体も出てきているようでございます。ただ、個人の資格を家族等から返納を勧められましても、失いたくないと思われて、制度が浸透している状況ではないようでございます。何かの特典があれば返納される方も多くなるのではということで、運転免許証が身分証明書的に利用されていることも多いことから、これにかわるものとして、今、ご紹介がありました住民基本台帳カード、そういったものの発行をしたり、交付手数料を免除したり、そのカードを見せれば加盟店での優遇措置が受けられたりと、そういったものもあるようでございます。

現在のところ、本市といたしましては返納の特典措置はございませんけれども、ご意見のように、高齢者の運転には非常に危険な状況もございますので、今後、支援策につきまして、県や県警、関係機関、市役所内の関係各部と協議いたしたいというふうに思います。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城 典臣君。

[登壇]

○２番（城 典臣君） やっぱり今の事業の、結局はべんりカー、あいのりタクシー等の充実を図っていけば、また山間地の方々も考えられるんじゃないかという思いがいたします。いつかは我が身であります。私たちもみんな、ここにおられる方も全部その時期が来ると思います。また、そういうときは、やっぱり充実しとれば、い

つかはもう早く返納できるんじゃないかなという思いであります。

じゃあ、終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでございました。

散会 午後３時０３分

第 3 号

6 月 3 0 日

平成 22 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 3 号

平成 22 年 6 月 30 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（23 名）

1 番	工 藤 圭一郎 君
2 番	城 典 臣 君
3 番	大 賀 慶 一 君
4 番	岡 崎 俊 裕 君
5 番	水 上 彰 澄 君
6 番	東 英 俊 君
7 番	東 裕 人 君
8 番	泉 田 栄一朗 君
9 番	森 清 孝 君
10 番	中 原 繁 君
11 番	樋 口 正 博 君
12 番	二ノ文 伸 元 君
13 番	中 山 繁 雄 君
14 番	怒留湯 健 蓉 さん
15 番	坂 本 昭 信 君
16 番	隈 部 忠 宗 君
17 番	葛 原 勇次郎 君
18 番	木 下 雄 二 君
19 番	坂 井 正 次 君
20 番	森 隆 博 君
21 番	山 瀬 義 也 君
22 番	境 和 則 君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 8 分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一郎君。

[登壇]

○8 番（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。

菊池市は、合併後 2 回目の市議会議員選挙が先日行われ、新たに 2 3 名の陣営でスタートしました。心新たに菊池市民のため、市政に邁進していく決意であります。

国会では、昨年、国民の期待を一身に受け政権交代を果たした鳩山政権が、わずか 9 カ月で交代しました。幻想を抱かせただけでの空白期間だったように思えます。政治不信が蔓延する中、最近の国民のあいさつの多くは、いい天気ですねと言うかわりに、この国どうなるのと、そういうようなあいさつになっております。実際、私も菊池市民からこういう声はよく聞いております。せめて、私たち菊池市議団は、市民の声に耳を傾けて、議員としての使命を果たしていきたいと思っております。

まず最初に、子宮頸がんワクチン助成金について質問させていただきます。

子宮頸がん検診の受診率を見ると、アメリカでは 83.5%、イギリスでは 79.4%、カナダでは 72.8%、オランダ 66.4%で、いずれも全額公費助成で行われております。これら諸外国の受診率が高い理由として、三つ挙げられます。一つ目は、自己負担がないこと。二つ目に、個人に招待状を送る直接告知があるということ。三つ目に、電話などで受診を勧めるということでございます。それに比較して、日本は自己負担の上、直接告知もありません。また、電話のお知らせもありません。そういう中で、受診率が 21.3%と、極めて低いのが現状です。

しかし、昨年実施した無料クーポン券で、各県とも受診者が大幅にアップしております。財団法人日本がん協会が取りまとめた集団検診の受診者数を見ても明らかですが、一昨年と比べ、子宮頸がん検診が 9%増、また乳がん検診が 14%増になっています。特に、20 歳、25 歳の若い世代が増加したということで、非常に効

果があったということがわかります。なぜ検診したのかとの問いに、無料のクーポン券が送られてきたからというのが圧倒的な数字に上がったようでございます。

初めに、本市では２００８年と２００９年を比較して、子宮頸がんが、また乳がんの検診率がどうであったか、質問します。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） おはようございます。

泉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

本市におけます２１年度の子宮がん乳がん検診の受診状況について、ご説明をさせていただきますと思います。

まず、子宮がん検診につきましては、２０歳以上の女性に対し、菊池市内の産婦人科医院で行う個別検診と特定検診等の検診をあわせて行う集団検診を実施いたしております。実施状況は、平成２０年度の受診者２，２８３名、受診率が約１９％に対して、平成２１年度は受診者２，８２３名、受診率約２２％と、受診者数及び受診率とも増加をいたしているところでございます。

また、乳がん検診につきましては、４０歳以上の女性に対してレントゲンによるマンモグラフィー検査と超音波検査を実施いたしております。２０年度の実績で申し上げますと、マンモグラフィー検査の受診者が１，１９６名、超音波検査が１，１１１名、合わせまして２，３０７名となりまして、受診率は約２３％となっております。また、２１年度の実績は、マンモグラフィー検査で１，８４３名、超音波検査で１，０８５名の方が受診されておりまして、合計２，９２８名となっております。受診率は約３０％でございました。

なお、若い女性の健康づくりのために、３０歳から３９歳の方には乳房超音波検査を実施いたしておりまして、平成２０年度で３１７名、平成２１年度４４５名の方が検診をされております。

なお、検診費用につきましては、３割を本人が負担していただいて、７割を市のほうが助成をいたしているところでございます。

また、議員のほうからもお話がございましたように、国が平成２１年度から開始いたしました女性特有がん検診推進事業の実施状況につきまして、ご説明をしたいと思います。

子宮頸がん検診は、２０歳、２５歳、３０歳、それから３５歳、４０歳の方を対象に行われておりまして、受診者数が２６８名、受診率で１９．５％となっております。

また、乳がんの検診につきましては、４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳

の方を対象にマンモグラフィー検査を行っております。受診者数が５６７名、受診率が３３％となっているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○８番（泉田栄一朗君） 今の質問で、この女性特有の無料クーポン券を使ったということで、非常に上がっているという結果が見られるということでございます。

命を守る事業の後退が懸念されます。石川県能登町では、昨年度に引き続き、今年度もこの無料クーポン券を進めていくというようなことを言われております。ぜひ本市においても継続してほしいという考えがありますけれども、強くそれを望みますけれども、その考えがあるか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

ただいまお話ございました女性特有がん検診推進事業につきましては、平成２１年度、国の全額補助で実施をされました。平成２２年度につきましては、国が２分の１の補助として実施されておりまして、本市でももう継続して実施をいたしているところでございます。

なお、２３年度以降の取り組みにつきましては、国の動向等も見ながら、また県下の状況等も見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○８番（泉田栄一朗君） ぜひ引き続き継続していただきたい、そういうふうに思っております。

再々質問をさせていただきます。

次に、子宮頸がんワクチンとヒブワクチン接種について。

子宮頸がんは、子宮の入り口付近にできるがんでございます。日本では、年間１万５，０００人が子宮頸がんと診断され、そのうち３，５００人が死亡していると推定されております。主な原因が、ヒトパピローマウイルスの感染と判明しているため、ワクチン接種により約７５％が減少し、さらに定期的な受診によって１００％近く発症を防ぐことが可能で、予防できる唯一のがんと言われております。半年間で３回のワクチン接種が必要で、約５万４，０００円かかります。

今、全国でも早急にワクチン接種全額助成の運動が巻き起こっております。栃木

県日光市が全額助成を決めております。また、熊本県でもいち早く美里町が全額助成を決定しました。一番効果のある小学校6年生を対象としております。美里町の町長の言葉ですが、人の命が予防接種で助かるならという思いです。今後、対象を中学3年生まで広げる可能性があると話しておられます。続いて、小国町、芦北町、玉東町も全額補助を決定し、阿蘇市では助成する方向で検討しているということでございます。

引き続き、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンについて質問をさせていただきます。

細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌がとりつき炎症を起こす病気です。国内では年間約1,000人が発症し、その約5%が死亡、救命できても約25%が脳に後遺症を残すということです。発症年齢は生後3カ月から5歳ごろまでに多いということです。また、70歳以上でも多いとされています。警戒すべき感染症でございます。

ヒブワクチンは、2008年12月から販売されていますが、1回分約7,000円から8,000円という高価なので、受けるとよいとわかっていても、なかなか受けられないという声を聞きました。

栃木県日光市では、子宮頸がんワクチンともにヒブワクチンも全額助成を決定しました。東京都立川市では半額を助成しております。本市においても、子宮頸がんワクチンとヒブワクチンの助成について、強く要望したいと考えております。質問をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再々質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、子宮頸がんでございますが、この子宮頸がんというのは、発がん性ヒトパピローマウイルスの持続的な感染が原因となって発症すると言われております。子宮頸がんワクチンは、発がん性ヒトパピローマウイルスの中でも子宮頸がんの原因として最も多く報告されております16型と18型の感染を防ぐもので、すべての発がん性ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことはできません。また、ワクチンを接種しましても子宮頸がんにかかる可能性が全くなくなるということではございません。ワクチン効果の持続期間については、3回の接種で最長6.4年間と言われておりますが、その後の効果につきましては、まだ明確になっていない状況でございます。

我が国では、ワクチンが平成21年10月に承認されましたが、まだ予防接種法におけます定期の予防接種としては規定されておられません。子宮頸がんを完全に防

ぐためには、ワクチンの接種だけでなく、定期的に検診を受けて、がんになる前の段階のうちに発見することが重要であると思いますし、今後も子宮がん検診費用の助成を行いながら、女性特有のがん検診推進事業を実施し、受診率の向上を図るとともに、関係機関とも連携をとりながら市民への啓発に取り組み、子宮頸がんの予防策に力を入れてまいりたいと考えております。

このようなことから、市といたしましては、現在のところ、子宮頸がんワクチンの公費助成につきましては考えていないところでございます。

次に、ヒブワクチンについてお答えいたします。

ヒブワクチンは、ご承知のとおり、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型と言いついて、中耳炎、また副鼻腔炎、気管支炎などのほか、髄膜炎、敗血症、肺炎などの大変重たい感染症を起こす乳幼児の病原細菌でございます。ワクチンは、生後2ヵ月か3ヵ月のころから4回を接種いたしまして、1回の接種料は、議員が申されましたように、7,000円から8,000円かかっているところでございます。

県下の状況を参考のために申し上げますと、6月現在で上天草市、それから玉東町、苓北町の3市町が実施を行っております。助成金額は上天草市で半額、ほかの町は5,000円となっているようでございます。

このヒブワクチンの公費助成につきましては、昨年の12月議会でもお答えいたしておりますように、国の動向を見守っていきまると同時に、近隣市町の動向を見守りながら、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○8番（泉田栄一朗君） 今、計画をしていないと、また検討するということですが、福祿菊池市を目指している者として、市長、その内容でようございますでしょうか。市長からも答弁をひとつお願いしたいと思っております。

再々ということで、また個別にご相談に行きたいと思ついます。

それでは、次に田島工業団地の企業誘致について質問をさせていただきます。

平成20年第4回定例議会でも質問しましたが、今回も継続してその後の経過と今後の見通しについて質問します。

前回質問した内容を確認させていただきますと、田島工業団地は平成8年から9年にかけて用地を買収。用地費用総額は5億8,994万円でした。さらに、補償費、測量設計費、造成工事を合計した経費が総額13億289万円で、平成14年に竣工しています。また、利息、除草委託料等、約1,500万円、毎年経費が必要であるということでしたので、8年間で約1億2,000万円かかっているとい

うことになります。

前回質問の時点で問い合わせた企業は40数件あったと言われておりました。あれから1年半経過しましたが、その後、企業誘致のためにどのような働きかけ、努力をしたのか、また問い合わせ企業は今の時点で何件あったのか、現状をお尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） おはようございます。

泉田議員のご質問にお答えいたします。

田島工業団地の現状でございますが、田島工業団地は平成12年7月28日に開発行為の申請を行い、同年10月10日に許可されております。用途につきましては、工場、倉庫、事務所となっております、平成14年3月に完成し、分譲開始から9年目に入っております。合併後だけでも40件以上の問い合わせがありまして、そのうち数件につきましては、各会社の役員会または株主総会などの了解を得れば決定する状況まで進んでおりましたが、最終的に会社の経営計画の変更などにより立地には至っておりません。

このように、田島工業団地を有力な進出候補地として検討いただいておりますのは、田島工業団地の位置、交通の利便性、段差のない広大な区画などが工場用地に適しているからだと考えております。

県の企業立地課におきましても、北部九州の自動車産業集積地までの所要時間、九州自動車道までの交通の利便性、有効利用面積の規模等の利点から、1ヘクタール以上の規模で投資を検討する東海や関西地方の自動車関係企業に対して、優先して紹介をいただいているところでございます。

田島工業団地につきましては、今後とも重要課題として企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 非常に立地的にはいいということで働きかけ、また非常に可能性のあるということは私もわかります。ただ、40数件、前回あったということで、今回、1年半たって、まだその40数件から余り変わっていないような気がしております。ことしで8年経過し、9年目に入ったということでもあります。地元田島の住民もいち早く決定することを願っております。10年を区切りとして用途の見直しを図られるという国の方針でございますが、その点について、市としてはど

のような考えを持っておられるのかが一つ。

田島地域では、農業地帯ですが、熊本市に隣接し、植木インターまで7分、熊本空港まで30分、間もなく開通する玉名市の新幹線駅まで35分という、非常によいアクセスであるということでございます。さらに、企業誘致のために努力を重ねていただくのはもちろんではございますが、例えば温泉住宅団地の増設や福祉施設、また商業施設等を持ってくるなど、発想の転換が必要な時期が来ているのではないかと考えております。最近では、刑務所を呼び込みたいという県も多いそうです。

いずれにしても、住民の雇用の場をふやし、経済の活性化につながればよいということでございます。このような用途変更の考えがあるか、質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 再質問にお答えいたします。

今、用途の変更についてお尋ねがございましたが、田島工業団地につきましては、もともと開発の許可が、工場、倉庫、事務所ということで許可をいただいております。基本的には、この工場、倉庫、事務所というのを基本に考えておるところでございますけれども、今後、今、議員のほうからご提案のありました用途につきましても、柔軟に考えていきたいというふうに考えております。

今後、製造業等の誘致をもちろん進めてまいります。製造業だけにこだわるのではなく、その他の用途での具体的な相談等がございましたら、工業団地の有効利用を図るべく、開発行為の目的変更等につきまして、積極的に県等、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） とにかく努力をしていただくという、それを願うばかりでございます。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

泗水地区の都市再生整備計画について。

この事業は昨年までまちづくり交付金事業と言われていたものです。今、全国の自治体が、我が村、我が町、我が市の個性とは何か、アイデンティティーはどこにあるのかを真剣に考えるようになっております。今や何の施策も持たない自治体は皆無と言っていいほどです。行政ばかりでなく、住民運動や市民運動がまちづくりをテーマに活発な動きをしております。

菊池市は以前より景観基本条例を制定しております。そこにうたわれているように、安らぎと豊かな自然環境を保全し、後世に引き継ぐため、最大限の努力をすることが求められているとあります。今回、この泗水地域の公園計画がこれからのモデル的存在となるようにという思いで質問をさせていただきます。

平成２２年度から２６年度までの事業計画としての取り組まれている内容ですが、基幹事業である富の原公園、桜山公園、また提案事業である孔子公園について、年次計画の状況を説明していただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

公園の整備につきましては、企画部と建設部と経済部のほうで今回の質問の件については関係しておりますが、まず計画についてのご質問ということでございますので、企画部のほうからお答えをいたします。

今、ご質問のありました三つの公園は、泗水地区都市再生整備計画において計画されている公園であります。富の原公園、桜山公園は、新設公園としての整備、孔子公園は再整備を行うことになっております。現時点では、具体的な整備計画が策定されておりませんので、年次計画等についてお答えいたします。

まず、富の原公園でございますが、富の原地区にあります熊本森林管理署が管理されております旧苗畑事業所跡地を購入し、その一部を公園として整備する予定でございます。本年度、用地を購入いたしまして、平成２３年度に公園整備に向けたワークショップの実施、実施設計及び造成工事、平成２４年度に公園整備工事を予定いたしております。

次に、桜山公園でございますが、地元の意向を踏まえ、桜山区にあります養鶏場の跡地を含む周辺の地域に用地を求めることとしており、現在、地権者との調整を行っているところでございます。平成２３年度に用地を取得し、平成２４年度に整備に向けたワークショップの開催及び実施設計、平成２５年度に公園整備工事を予定いたしております。

最後に、孔子公園の再整備でございますが、本年度整備に向けたワークショップの開催、資料館の老朽化に伴う取り扱い、及び公園施設の再整備の設計業務、平成２３年度に整備工事を行うこととしております。孔子公園に隣接しております緑道につきましても、本年度に設計を行い、平成２３年度において再整備を予定しております。また、緑道整備につきましては、舗装の再整備や樹木の間伐等を計画しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 今、計画を言われましたけれども、その中に出てくる言葉の中で、ワークショップという言葉が再三出てきました。地域住民の皆様の意見、提案を聞いていくと。それを公園づくりに進めていくというような言葉だと思っております。また、一方的な知識や技術の伝達ではなくて、参加者がみずから体験したり、グループの相互作用の中で何かを学び合ったりするというような意味合いだと思っております。

それで、新しい公園をつくるということで、このワークショップのあり方について質問をさせていただきます。

まず、公園の一つの共通の認識が必要であると思っております。まず一つは、公園としての役割として、憩い、遊び、運動、散策をするレクリエーションの立場。それと、災害時の避難、救助等の防災の立場の公園。また、ヒートアイランド現象の緩和、生物の成育等の環境保全の立場。そして四つ目に、地域を特徴づける景観や、歴史、文化のシンボルの景観の立場、これがあると思います。

また、このワークショップで必要なこととして、二つ目に、アドバイザーとして学識経験者や専門性のあるスペシャリストを置くことが不可欠であると思っております。菊池市は、幸いにも県立大学と包括協定を結んでおります。その中で、教育者、学識者や、また学生に既存の公園を調査したり、またこれから教材として研究したいという、そういうこともこれから必要になり、また市民のために充実されていくんではないかと思っております。

また三つ目には、広く市民の参加ができるような体制づくりというのが必要だと思います。偏らないように、地域別、男女別、年齢別、職業別等から広く参加を求め、少数意見も吸い上げられるような工夫が大事だと思っております。ワークショップで、また留意点というのがありますけれども、例えば意見の強い人に引っ張られるようなことがないように、また多数決を絶対にしないようにというようなことだと思っております。

このようなワークショップの考え方を本市はどのように考えているか、お答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 再質問にお答えをいたします。

各公園の整備に当たりましては、地域住民の方々の意見を反映させるために、ワークショップの開催を計画しております。利用者にとりまして快適な空間になるよ

う、また地域の公園としてのあり方等の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

今回、新規に整備いたします富の原公園と桜山公園は、社会資本整備総合交付金を活用した事業であり、大きな整備目的としては、市民の健康増進に寄与する公園、人々が集い、憩える公園、防災機能をあわせ持つ公園として整備する計画としております。

また、孔子公園も同事業で取り組みますが、再整備になりますので、前述いたしました二つの公園とは少し違ってきますが、菊池市の玄関口として周辺の集客施設と一体となった観光施設を目指すとともに、市民の憩いの場となるような公園整備を考えております。

このように、それぞれの公園は違った要素を持った公園となることを考えますとき、今、議員がご提案をされましたように、ワークショップにおいてもそれぞれの公園の機能について専門的知識を持った方や県立大学の学生による調査研究活動を生かしたり、地域の方々の意見を十分取り入れられるよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） 再々質問をさせていただきます。

今のお答えの中で、県立大学の学識者や学生も使っていくということを言われたけども、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

ここで、市民の意見、要望を紹介させていただきます。

富の原公園ではどういう要望があったかといいますと、やはり非常に今、健康ブームでございます。そういう中で、散歩のできる遊歩道が欲しいと。また、医療機関のある老人ホームが欲しいと。また、養生市場のような第2店舗が欲しいと。また、スーパー等があればというような、ただ、これは非常に厳しい個人の意見でございます。近隣公園というのがやはり2ヘクタールほどの大きさの、また500メートル四方の公園ということですので、なかなかそこまではどうかと思いますけれども、とにかくこれは市民の意見でございます。

また、桜山公園には、子どもの遊び場、また市民がくつろぎができる、休憩できる場所、またバーベキューができるような場所、広場。

また、孔子公園では、現在、イベント会場になっていますけども、日常的に市民が集えるような公園が欲しいと。重複しますが、木を植樹して日陰をつくり、小さい子どもや高齢者がくつろげるような場所にしてほしい等々の声があります。

市民によるコミュニティー施設の運営がうまくいくと、その風景は活性化する

と思っております。例えば横浜市の公園では、企画、設計から整備後の運営まで、市民の主体的な参加によって進められ、その結果、施設は柔軟に活用され、利用する市民も運営する市民も生き生きとしている。市民的な広がりのある生活文化の風景を見ることができているそうです。自分たちで管理運営することにより、地域が自分たちの場所だという感覚を育てていることに役立っているようでございます。

菊池市が計画しようとしている公園及び、また既存の今、公園が14カ所ありますけれども、この中には市民から愛され、活用されている公園もありますが、ただ形だけでほとんど利用されていない、活用されていない公園もあります。これからつくる富の原公園、桜山公園、孔子公園については、ぜひ住民参加のワークショップで、モデル的な存在になるような公園になることを強く希望します。これは最後に市長に、ぜひそういう公園をつくってもらいたいという思いで答えていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） ただいま議員さんのほうからご提案がありましたように、公園づくりというのは市民の皆さんが主体的に参画されることを求められるものでありまして、結果として整備後の管理や運営まで踏み込んだ活用がなされれば、すばらしい公園になるものと考えております。本市におきましても、都市公園である遊蛇口公園、野間口公園、北古閑街区公園などは、地域の方々のご協力により管理されております。

公園緑地に求められる社会的要求は多様でございます。魅力的な都市景観の創出、地球環境に配慮した公園、だれもが安心・安全で快適に使える公共の場の確保、都市防災の視点など、環境の形成に寄与する機能の充実が求められてきております。また、これからの公共施設などの社会資本整備及び管理運営には、市民の皆様の参加が求められており、新たな手法を確立していく必要があると考えております。

公園整備については、大きな目標を掲げつつも、地域住民の皆様のご意見を十分拝聴し、整備する必要があると思います。一人でも多くの皆様に親しまれ、利用される公園整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 泉田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

ただいま公園に対する共通認識が必要であるというご指摘でありまして、全く同感でございます。地域みんなの手によってつくられ、みんなの手によって管理さ

れる、大変理想的なことでありますので、そのような公園をぜひひとつ設けていきたいなと思っております。

一般的に公園といいますと、地域コミュニティーの日常の交流の場であり、あるいはまた多様なイベントのスペースを備えております。また、お年寄りや子どもたちのための身近な交流の場となりまして、都市にあっては、これは本当に緑を確保する空間、あるいは災害の際の緊急避難の場所であるなどが考えられておりまして、市民の皆様方が気軽に利用できるような、あるいは集えるような、そんな地域の特性に応じた公園をつくっていくべきだろうと思います。多様な癒しや、あるいはまたこの健康を得られるような公園であってほしいと願っているところであります。

これから市が進めてまいります公園につきましても、この整備については、たゞいま部長の答弁にありましたように、多くの方々の意見を取り入れながら、これまでの時代と違ったような新しい時代を先取りしたような市民参加の公園ができればと、このように思っております。この背景には、地域の皆様方が常にそういった関心を持ちながら、つくることよりも、むしろ後の管理をしていこうというものに強く配慮していかなければならないと思います。

往々にして、つくるときには、今、幾つかの公園も提示されましたけども、みんなでやろうということになっていたはずであります。地域力というのがどんどん低下している中において、これを支えていくことができなくなっているという現実もあります。そういうことにならないように十分配慮しながら、地域の皆さん方の心をつなげたワークショップをつくって建設に向かって進めていきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○8番（泉田栄一郎君） ぜひ今回の泗水の公園をモデルケースとして頑張っていたきたいと、そういう気持ちでおります。

最後ですけれども、口蹄疫の予防対策についてでありますけれども、各先輩方の質問に重複しますので、私のほうは思いを少し語らせていただいて終わらせていただきたいと思っております。

現場の声を聞くことが一番だと思っております。去る5月30日、私も泗水、旭志の畜産農家さんの実情を回らせていただきました。せっかくならと、熊本県議団3人も連れていきました。現場の声は、私が思っていたより悲痛な内容でありました。国の対応は遅い、現場の声を聞かずして対策はとれないはずだと、そういう怒りの声をぶつけられました。市場に子牛を出す農家さんは、販売代金が入らず、えさ代も余分にかかり、牛の値段は下がり、あすからの生活もままならない等々と、

さまざまな相談を受けました。

私は菊池市の基幹産業を、農業を守ることが菊池市の観光すべてを守ることだと信じております。菊池市が今やるべきことは何か、それを英知を絞って全力で取り組んでいただきたい、そう切望しております。私もこれから農業問題についてさまざまな角度から考え、また一般質問をさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） 質問でなくて、よか。

○8番（泉田栄一郎君） ええ。これについては一応質問はありませんので、以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

開議 午前10時54分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） おはようございます。

日本共産党の東 裕人です。

今回は、市議選後初めての一般質問でありますので、選挙戦で掲げた問題から幾つか質問をしたいと思います。

初めに、国保税についてであります。

前期4年間の議論では、執行部も市民の税負担の限界との認識にまでたどり着きました。初めは、基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れなど、ほかの自治体でもやっていることに取り組むことにちゅうちょする姿勢も見えましたが、何はともあれ、市民の税負担の限界という認識にまで変化をしました。そのことはよしとしても、その変化を待つまでの間、市民は高過ぎる国保税に大変苦しんでいました。今現在も苦しんでいます。文字どおり、もう限界です。

ところが、昨年12月の議会では、引き下げは今の状況では考えられない、こういう答弁でありました。執行部の皆さん、こんな答弁では済まない市民の暮らしの実態を知っているのでしょうか。

5月の市議選を前後して、国保税問題で市民の方々からたくさんの声が寄せられます。よそから引っ越してきましたが、菊池の国保税の高さにびっくりしています、どうかしてください、こういう声がたくさん寄せられました。菊池に暮らす多く

の方々の生活実感として、国保税は高過ぎる、このことは共通の実感となっています。市民の暮らしと執行部の認識に大きなずれがあるのではないのでしょうか。

そこで、今回は選挙後初の定例会でもありますので、改めて国保問題での認識を問うてみたいと思います。

まず現状、菊池市の国保の状況です。

平成20年度熊本県国民健康保険事業状況報告書によると、菊池市の1世帯当たりの国保税は、県下14市で一番高く、18万9,609円であります。県下14市の平均より3万3,516円高く、水俣市と比べると7万8,734円も高い、こういう高い水準であります。国保税の格差は、水俣市の1.7倍、天草市の1.65倍、熊本市の1.16倍という税の格差があるわけです。

では、市民の懐はどうか。3月議会でも紹介したとおり、平成19年度市町村民所得推計では、菊池市は1人当たりの家計所得が254万円と、県下自治体で下から10番目という状況。所得は低く、国保税は14市で最も高い、これが菊池市の特徴であります。

そこで、こうした指標、特徴も示した上で初めにお聞きしますが、菊池市の国保税は高いのか、安いのか、負担能力を超えているのか、いないのか、まず改めて認識をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 東 裕人議員さんにお答えをさせていただきます。

国民健康保険は被用者保険に比べまして高齢者が多く、また加入者の所得が低いといった構造的な課題がございます。しかし、国民健康保険事業特別会計では独立採算制が求められておりまして、給付に見合う税率及び税額の設定により税収の確保に努め、国保会計を運営しているところでございます。

税率につきましては、平成20年度に現行の12.5%に改正をさせていただいたところでございます。その後、現下の厳しい経済状況を考慮しますとともに、国保運営協議会におきまして、12.5%が限界税率で、これ以上の負担には耐えられないのではないかと意見も多くございまして、不足する財源につきましては、基金の取り崩しにより現行税率を維持しているところでございます。

また、本市の国保の現状について、県下14市における平成20年度の決算で申し上げますと、所得割合計は12.5%で6番目、平等割、均等割の合計の8万5,300円が一番高く、1人当たりの調定額につきましては2番目に高い順位となっております。昨今の経済状況から所得も年々減少傾向にありますので、現時点では現行税率が限界ではないかと認識いたしております。高いほうと言わざるを得ない

と思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 高いと言わざるを得ないというところであります。やはり今言われたように、菊池市の国保税は高いと市民も思っているし、執行部もそう思っていると、現行税率が限界ということですから、高過ぎるということです。

この高過ぎる国保税については、先ほどの県の資料とか、ほかの自治体との比較を見なくても、本市の収納率を見ればわかると思います。これはもう執行部の皆さんが日々思われていることだと思います。本市の収納率は、国保税、平成20年度、現年度分で90.14%、過年度分で13.71%。これは執行部がよく言う悪質な滞納者はごく一部で、多くの市民は、高過ぎて払いたくても払えないから滞納しているというのが現状だと思います。

以前、私は徴税部門の差し押さえの問題について一般質問をしたことがあります。夜討ち朝駆けの差し押さえはやめようという質問をしました。その後、徴税課もでき、対話、訪問重視で努力をされているのは知っています。しかし、例えばしょうちゅうとかトイレットペーパーとか、引き出物とか、そういった換価しても微々たるものを差し押さえざるを得ないほど苦しい生活をしている市民の実態があるわけで、それを見れば、徴税部門が幾ら苦勞して努力しようが、収納率が上がるわけではないと思います。払いたくても払えない国保の現実が変わらなければ、収納率が改善するわけではないと思っています。今求められているのは、そうした状況を変えて、払える国保にしていくことだと私は考えます。

そこで、お聞きします。

執行部は、この払いたくても払えない状況をどうすべきだと考えていますか。払える国保にしていく気があるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 被保険者への還元という点では、これまで国保財政調整基金を取り崩して、負担軽減措置を実施してまいりました。さらに、将来の医療費抑制や被保険者の健康維持を目的に、特定健診、特定保健指導、健康づくり教室、訪問指導、それから人間ドックなど、保健事業の推進に力を入れているところでございます。また、所得の低い世帯に対しましても、7割軽減が約34%、5割軽減が約8%、2割軽減が約13%、合計で約55%の世帯にそれぞれの世帯の所得に応じまして軽減措置を行っているところでございます。

新たに倒産や解雇等の事業主都合により辞職された方に対しましては、前年の給与所得を100分の30とみなして国保税を算出する軽減措置や、さらには中間所得層の負担に配慮するため、課税限度額を4万円引き上げるなど、そういった措置も講じておるところでございます。

また、地方税法の規定により、客観的に担税力、いわゆる納税力の弱い方に対しましては、納期限の延長や徴収猶予等によります救済措置も設けて対応いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 払える国保にしていける気があるのかどうかという点ではお答えがなかったようですので、3回目でもいいですのでお答えいただきたいと思います。

国保税引き下げの問題は、税金を安くするという問題にとどまらない問題だと思います。菊池市の国保世帯の平均所得は平成21年度で118万円、低い水準です。では、仮に40代、所得118万円、4人家族の場合、国保税額は約28万円になります。所得の4分の1が国保税になる、これはほかの健康保険と比べても非常に負担が大きいものであります。所得118万円から4分の1の国保税が引かれて、差し引き約90万円。ここから住民税や国民年金を引くと、可処分所得はもっと少なくなります。12で割れば、月四、五万円、これで一体生活ができるでしょうか。これでは消費に回すお金がない、地域でお金が回らないのは私は当然だと思います。

さらに言えば、同じ所得118万円の世帯、このケースでも、社保の世帯であれば保険料は5分の1程度で済むわけです。これはおかしいのではないのでしょうか。同じ医療サービスを受けるために、所得の低い国保世帯のほうが5倍の保険税を払わなければ病院にかかれぬ。この問題、この格差解消を本気で考えなければ、私は国民皆保険制度は破綻をしてしまうと思います。制度そのものがこうした大きな問題を抱えている今、国でも市町村でも払える国保にしていけることが焦眉の課題となっています。

そこで、最後にお伺いします。

払える国保にしていける努力が国政でも地方政治でも急いで求められていることは、これまで述べたとおりです。このことに対して国政では、これまで長年、地方自治体、国保財政を苦しめてきたペナルティーの問題で、ことし4月22日の参議院厚生労働委員会において、収納率が低いと普通調整交付金を減額するというペナルティーをやめるべきだとの共産党議員の質問に、厚生労働大臣が、国としてはペナルティーはしないと表明をし、県にも国として要請をしていく、こういうことも委員

会の中で表明をされました。今後、そういう流れになるのではないかなと思います。

また、地方議会としては、この菊池市議会でもペナルティー問題も含めて国保問題の意見書をこれまで何度も国に上げるなど、議会としてやれることは議会として努力をしていると思います。

では、行政として払える国保にしていくために何をすべきなのか。残るは引き下げしかないのではないかなというふうに思います。据え置きされてきた努力は認めます。私は、さらに踏み込んで、所得に占める税負担割合からすればわずかですが、せめて1万円の国保税引き下げを求めたいと思います。14市平均で比べると3万円の引き下げを求めたいところではありますが、せめて1万円。お金はあるのではないですか。先送りした庁舎建設基金3億円あれば、3万円の国保税が引き下げられます。そこまで言わなくても、財政調整基金1億円あれば、1世帯1万円の引き下げは十分できます。せめて1万円の引き下げを求めますが、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 1万円の引き下げをしないかというご意見でございますが、国保の問題につきましては、不安定な要素はありますけれども、将来にわたって安定した運営に努める責務があると考えております。

このような状況から、平成22年度の税率につきましては、平成21年分の所得が思った以上に落ち込んでいたために、現行の税率で試算した場合、本年度は約3億3,800万円不足となり、給付に見合う税率にするには、現行税率の12.5%を大幅に引き上げる必要がございます。しかし、現下の社会情勢を見据えた場合、今以上の税加算は困難でありますので、本年度分につきましては不足分を財政調整基金及び一般会計からの法定外繰入金で対応するように予算措置をしておるところでございます。したがって、国保税の引き下げを前提とした検討は、現在のところ考えておりません。

いずれにいたしましても、国民健康保険事業を運営していく上で、健康な被保険者をいかにふやしていくかが最も重要なことであり、健康づくりを推進するため保健事業の充実を図りますとともに、市民負担の公平性の確保に留意しながら、今後も医療費や被保険者の動向を見きわめながら、被保険者の負担が増大しないように対策を講じてまいります。

また、この国保財政の赤字の問題は全国的な問題でございまして、今、ご紹介がありましたように、厚生労働省もそれを十分認識いたしております。国保新聞の中にも、ここに書いてございますけれども、全市町村の7割がもう一般会計からの繰り入れに頼らなければならない現状に來ていると。構造的な問題がもう生じてきて

いるんだというような報道がなされております。

このことから、今後、県を通じまして、国保の広域化を初めといたしまして、財政の安定化や制度の円滑な運営を引き続きお願いしてまいりたいというふうに思っております。一般会計からの繰り入れとなりますと、サラリーマン世帯の税負担ということにもなりますので、構造的な、抜本的な改革を国に迫っていく必要はあるかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 引き下げは市民の切実な願いですから、しっかり検討していただいて、引き下げの方向に進むことを強く求めて、二つ目の質問に移ります。

二つ目は、専決処分についてです。

今、ほかの自治体では長の専決処分についてさまざまな報道がされています。新聞などでもご承知のとおりだと思います。本市ではどうなっているのか、きょうはそもそもからお聞きしたいと思います。

まず、長の専決処分とは、議会が議決すべき事項について、議会の議決が得られない場合の補足的な手段として長に与えられた権限です。専決処分された事項については、議会で議決したのと全く同じ法律的效果を持ちます。

一方で、専決処分はまるっきり市長の自由裁量ではありません。客観性が要求されるものであります。重大な事柄を安易に専決処分されれば、これは議会の権限、議決権と監視機能を著しく侵害するものとなるからであります。そのため、地方自治法179条は長の専決処分について規定しているわけであります。

そこで、まずは専決処分をすることができる要件、地方自治法に限定列举されている四つの要件は何か、初めにお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 専決処分とは、本来、地方公共団体の長が議会の議決、決定を経なければならない事柄につきまして、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決、決定の前に地方公共団体の長みずからが処理することができることでございます。

地方自治法第179条に規定されている専決処分にすることができる要件といたしましては、一つに議会が成立しないとき、二つに出席議員数の不足により会議を開くことができないとき、三つに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないとき、四つに議会において議決すべき事件を議決しないときとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今言われた四つですね。

では、具体的な例を挙げて質問します。

ことし4月28日の臨時議会では、庁舎建設基金積立金を盛り込んだ平成21年度菊池市一般会計補正予算が専決処分をされ、議会の承認に付されました。私はこの臨時議会で、この大事な問題がなぜ専決処分をされるのか、質疑をしました。討論では、市長自身が市民世論を二分すると繰り返し述べるほど重大な新庁舎問題の極めて重要な構成部分である建設基金を専決処分とすること自体、市長の政治的責任も含めて問われる問題だと主張をしました。庁舎問題という大事な問題を専決処分に潜り込ませた市長の責任を、このとき問うたわけであります。こういうことが常態化すれば、市長は何でもできることになります。

そこで、お尋ねします。

この4月24日、臨時議会の場合、先ほどお聞きした専決処分の4要件のどれに基づいて専決処分がなされたのか、庁舎基金について議会を招集する暇がなかったのか、議会在故意に議決をさぼったのか、どの要件で専決処分としたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） お答えいたしますが、臨時議会は4月28日でございますので。

○7番（東 裕人君） 何て言いましたっけ。

○総務部長（石原公久君） 24日という発言があったもんですから。

○7番（東 裕人君） 失礼しました。

○総務部長（石原公久君） ご質問の案件は、本年4月28日の平成22年第4回菊池市議会臨時議会に提案いたしました議案第43号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第4号）についてだと思いますが、この議案を専決処分した要件といたしましては、年度末の補正予算ということから、地方自治法第179条に規定する三つ目の要件である「緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないとき」を適用したものでございます。

以上、お答えいたします。

補正予算（第4号）と申したそうでございますが、（第14号）の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） それは違うんじゃないでしょうか。年度末で議会を招集する暇がなかったからというのは、ほかのいろいろありましたよね、財源が確定したためとか。庁舎基金はあくまで私は違うと思います。招集する暇がなかったというのは、これは違う。この庁舎基金の問題は、去年の市長選挙の際の骨格予算には計上されなかった、あくまで肉づけ、政策予算であります。市長選後1年あったわけです。市長選後1年たって政策予算としての庁舎建設基金を専決処分で肉づけたと、これでは、この4要件の3番目と言われましたが、招集する暇がなかったとは到底言えないと思います、客観性がありません。

さらに繰り返しますが、これは通常の補正予算ではなく、合併後、この五、六年議論している重大問題、新庁舎建設にかかわる基金積み立てです。それを専決処分するというのは、私はそのときも言いましたが、非常に大きな問題だと思います。

今、4月28日の臨時議会の補正予算を例に挙げましたが、専決処分はご存じのとおり、仮に議会が否決をしても、承認が得られなくても、効力がなくなるわけではありません。しかし、反対多数、不承認となれば、次のステップは、議会としては市長の政治的責任を追及して、不信任議決などの手段をとることになると。だから、私は4月28日の臨時議会でも、市長の政治的責任にも触れ、反対討論をしたわけです。私はこの機会に、この安易な専決処分の問題に警鐘を鳴らしたいと思います。

最後に、ほかの自治体では、これは5月7日付の鹿児島県の南日本新聞で報道されていますが、専決処分をめぐって、議会のチェックを受けるという民主的な手続を無視し、専決処分の趣旨を逸脱した乱用、議会無視の市長の暴走、こういった事態もよその自治体では起こっているわけです。本市でも、まああり得ないとは思いますが、こうした安易な専決処分や乱用が起らないよう、地方自治法で限定列举された四つの要件だけでなく、専決処分に付す基準とか指針を明確にすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 専決処分を行う場合、四つの要件があることを説明いたしましたけれども、専決処分ですら適用します要件は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないときでございます。この要件につきましては、地方自治法の逐条解説等によれば、緊急性の認定は地方公共団体の長が行うが、自由裁量ではなく、長の認定には客観性がなければならないとあります。今回の場合、年度末の

3月30日付の専決処分であったことから、緊急を要するためという客観性は十分に保たれていると判断いたしております。

また、今後におきましても、議員さんのご意見を十分に配慮しながら、安易に専決処分をしたり、乱用することはございませんので、現時点ではご指摘の基準や指針を明確にする必要はないものと考えております。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

終わります。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 3億円の庁舎基金を安易に専決処分に盛り込んだことを理解できませんので、そう申し上げておきます。

では、最後に庁舎問題です。

この新庁舎問題については、3月議会以降、市長は全員協議会だとか、そういう場ではお話もありましたが、定例会では伺っていませんので、この機会に改めて庁舎問題の見解を伺いたいと思います。

4月1日の全員協議会で、新庁舎建設についての方針が打ち出されました。概要については、「広報きくち」5月号にも掲載されています。要約すれば、場所については合併の約束どおり花房台に庁舎を移転する。時期については、圃場整備完了後、平成26年度以降。さらに、文化財調査に約3年。よって、庁舎建設は、土地登記、文化財調査後。基金については、財政の許す限り毎年積み立てる。こういうものでありました。

この市長方針をめぐって、その後さまざまな議論が起こっています。先送りで、結局、庁舎移転しないのじゃないかとか、そのころは市長も議員もほとんど変わっているのではどうなるかわからん、こういう声があります。市議選直後の5月25日付、熊本日日新聞では、建設はまだ先、次の市長選次第でどうなるかわからんとの声も紹介されています。

では、一体この市長方針は何なのかと。市長方針が打ち出されて以降、市長の胸の内、真意がどこにあるのかの議論に終始している感があります。結局、先送りをするのか、それとも移転しないのか、あるいは文面どおり庁舎移転をするのか、まず市長の胸の内をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今、庁舎建設につきまして、私の真意がどこにあるかとの質問でございます。

東議員は、この件につきましては数回にわたりましてご質問をいただいております。その背景には、また住民投票という言葉も聞かせていただいております。

私は、この4月1日に皆様方に対しまして、新庁舎建設についての一つの方針ということで述べさせていただきました。これにつきましては、これまでの経過を踏まえながら、昨年の選挙を迎えたわけでもあります。その選挙の中におきまして、現況としては、庁舎建設というのは今であってはならないということを申し上げました。それは緊急突発的な耐震というものが出てきて、また学校の、子どもたちの命を守るのが先だということで、今、庁舎建設をすべきものではないということを申し上げてきたところであります。

しかし、庁舎建設は、合併協議会における確認事項であるということは動かし難い事実であるということに基づきまして、このことについて、この選挙という中におきましては、つくるのか、つくらないのかと、イエスかノーかという端的な、そんなご質問もよく受けました。ですから、今はつくるべきではないと言いますけれども、将来的には、いずれ朽ち果てるものでありますから、つくらなければならないのは当然の理であります。そういうことを含めまして、学識者、そしてさらには市民の皆さん方のご意見を聞く、例えば何とか検討委員会といったものでもつくり上げて、そこで話でも聞いて方向を定めなければいけないのかなと。改めて再確認になるのか、方向の転換になるのかというのは、そういう関係者のご意見を聞いた上でのことだということで思っておったところであります。

そういうことを踏まえまして、この4月1日に新庁舎の建設位置につきましては、合併協議会で確認されたとおりとするということを申し上げました。さらに、この予定地につきましては、花房中部第2期ということで点をおろされておりますこの地点につきましては、この畑地帯総合整備事業の推進状況と、またその後におきます文化財の調査などなど、これらが終了した後に土地の取得をするということでありまして、ご指摘のとおり、26年度以降にずれ込むということを申し上げたところであります。

その間におきましては、財政問題について、特にこの新しい財政需要がふえてきているということもありますし、平成30年以降の1本算定に移行するということも含めながら、全体的に一つの財政の将来の予測というものを立てて、計画を立てていかなきゃならないということで、庁舎建設というのは後顧の憂いがないというような財政背景というのをつくっていく上におきまして、プロジェクトチームでも立ち上げたいということは申し上げたところであります。

また、現在の本庁舎につきましては、ご案内のとおり耐震診断というものが急務でありまして、耐震の診断を行ったところが緊急性ということで、新庁舎につま

しての延期をせざるを得ない背景のもとにおいて、現庁舎の耐震化というのは避けて通れない、緊急性があるということになりましたんで、これについて現庁舎についての、これから本庁舎ができるまでの間については、これを利用していかなければならないと、そういうことを4月1日のときに申し上げてまいっておりまして、私の真意というのは、皆様方のご意見の集約の中にあって、方向性としてはこういう方向で行くべきであろうと、また現実問題として、当初から申し上げておりましたように、財政の問題と用地の問題と。とりわけ用地の問題について、取得ができない状況において、前に進めないための凍結が平成18年12月の議会であったということでございまして、いささかも変わってはおりません。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 庁舎建設は延期せざるを得ない状況はあるが、方向性としては、この市長方針の文面どおりということですよ。

そうすると、文面どおりと言われれば、非常にこれは大事な問題で、先ほど紹介した、先送りじゃないかとか、市長の腹の内はわからんとか、こうじゃないかとかという解釈論は一切成り立たなくなるわけですよ。庁舎移転を反対していた人たちが淡いよりどころとしたこうした先送りとか解釈の問題を、今、封印して、あくまで方向性としては庁舎をつくるというふうに言われたわけですから、そうであるなら、私はそのことを厳しく受けとめて、いろいろ考えるべきであると反対の方々にも伝えようと思います。方針どおり、文面どおりと。

では、次にお聞きします。

さきの4月28日の臨時議会では、方針で、凍結は解除されたのか、私が質疑をしました。市長は、凍結解除ではありませんと言われました。ということは、今引き続き、凍結中であるということです。では、市長はこの凍結中に何をすべきだと考えていますか、お尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 凍結の中におきまして何をやるかということでございますが、庁舎建設につきましては、まだ現在凍結中であるという今ご指摘のとおりでございます。いずれ、将来的には庁舎の建設という時期が来ることは、この論を待たないところだと思います。それは、今申し上げますように、具体的にはやっぱり何といってもこの花房中部2期地区の畑地帯総合整備事業、この地域内に建設地を定めているということにおきまして、この事業の推進が進まない限りにおいてはこの用地の取得ができないということでありますので、物理的に事業を進めることには至ら

ないということにおきまして、この凍結は続くということになります。

この事業については、もうご承知かと思いますが、県営事業でございますので、市といたしましては、地権者の皆様方、受益者の皆様方ともどもに、一緒になってこの県営事業の推進を進めていく。その過程におきまして、農地が公共用地として提供できるものが見えてくるということでございます。

これからもどのようなものを凍結中にやっていくのかということは、これまでもそうでありましたように、やっぱりこの一般財源というものを必要としているということでもありますし、またとりわけこの建設が26年度以降ということになれば、必然的に合併特例債の適用ができなくなってくると。そうなれば、この一部の負担であります一般財源というものを積み立てていなければ、そのときにおいてできないということになります。

そういうことで、財政の負担というものを将来的に考えた場合には、庁舎建設がいずれかの時期に来た場合に、その基金としては積み立てておくべきだろうということで、これまで積み立てをやってきたということでもあります。加えて、今申し上げますように、この土地改良事業の進捗というものを見守りながら推進をしていかなければならないということでございます。

そういった意味で、この二つの凍結中におきます事柄について進めていくということでありまして、凍結しているから農地基盤整備事業については、畑総事業については、ただ見ているよというわけではありません。積極的に進めております。それに伴っての基金造成ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 東 裕人君。

[登壇]

○7番（東 裕人君） 今、その土地の問題とかいろいろ言われましたが、そういうのを抜きにして、私はこの大事な問題で、市長はこの凍結中の3年半にしたことは全協で報告をして、広報に載せて、専決処分も含めて9億円の基金を積み立てただけとしかなかなか見えないわけです。

私はこれまでも繰り返し主張していますが、凍結中にやるべきことは、市民の声を聞くことであるというふうに思います。凍結しているのは、市長も今言われたとおり庁舎関連事業計画であって、市民の声まで凍結しているわけではありません。市長はこの問題で、市民世論を二分するとよく言われますが、このままでは合併後この5年間同様、これからも世論は二分されたままで変わらないと思います。こういう状況で、広報で理解と協力を市民に呼びかけても、なかなか納得を得られないのではないかなというふうに思います。

私はこの庁舎問題の最終判断は、あくまで市民の声を反映させるべきであると思います。繰り返し主張しているとおりです。この間の学識経験者との座談会とか、各種団体の役員との懇談会だけで終わらせるわけにはいきません。庁舎、いずれ建設が必要となると思います。しかし、一番問題になっているのは、つくるのつくり、額が大きい小さいではなく、庁舎の位置であります。この一番問題となっている場所の問題も含めて、そうした学識経験者の座談会とか懇談会で終わらせるわけには私は到底いけないと思います。一番肝心な市民の声を聞くことが、この間、欠けているのではないかなというふうに思います。

この間の状況も、今、述べられました市長の思いも含めて、財政状況も将来展望もすべて住民の前に明らかにして、住民投票で民意を問うべきであります。これは私は繰り返し主張している問題であり、行政が住民参加、住民との協働、市民との一体化、いろんなキーワードを掲げていろんな施策をされていますが、そういう自治体であるなら、なおのこと避けては通れない問題であると思いますが、どう考えるでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） たしか、18年6月の議会でございましたでしょうか、初めての議会に出られまして、東議員が開口一番言われたものは、庁舎の問題についての凍結だったろうと、こう思います。それで、私はそのときも、いわゆる議員さんが選挙で選ばれてきている、それで住民投票というのは、住民を代表する方々が議会として、選挙が終わった直下の第1回の議会であると、そして、私もその前年に選ばれたばかりであるということからすれば、住民の信任を得ている首長と、議会がある限りにおいて、直ちに選挙直後にその住民投票を行うということはいかなものかということで申し上げたことを記憶いたしております。

振り返ってそんなことを思いながら、今回の市議会議員の選挙、果たしてどれだけの皆様方の、住民の、この新庁舎に対します思いや、あるいは議員の候補者の方々の思いがあったのかなと、余り強くそのことを感じませんでした。この争点に全くなっていなかったということが新聞に書いてあったことをご記憶だろうと思います。また、老人福祉センターも本当に大変な悲願としてありましたけども、これもこの選挙の政策的な話にはなっていなかったかなと思います。そういったもので、市民の皆様方がすべて関心を示されているかといったら、そうばかりではないのではないかなと思います。

そして、住民投票というのは、直下から私は、やっぱり市を二分するから、これは控えておくべきではないかということをお願いしてまいりましたが、住民の皆さ

ん方の思い思いですからわかりませんが、まだまだ合併して直下でありますので、地域的な思いというのは非常に強くあると思います。それが綱引きになってはいけないということでありまして、極論を申し上げますれば、この住民の中の2分の1強の方々が旧菊池市民であるということからすれば、旧菊池市にその地を望みたいという方々の意向というのは、非常にこの住民投票に反映しかねない部分があると。それが、ただ単なる地域主義であってはいけないと、こう思います。十二分な知識を持った上で、新庁舎の位置が将来的にどこにあつていいのかという、そういう議論の中で決められた場所だと思つてはおりますけれども、これを改めて住民投票するとすれば、そういうような視点において選ばれる可能性が強くなってしまうということも非常に心配をしていたところであります。

そういう意味で、市を二分する構図を避けたいということの中から、広く市民の方々、あるいはこの8カ月間にわたりまして学識者の方々の貴重なご意見を伺ってまいったところであります。それぞれの思いが込められておりまして、再認識させていただいたところでございます。

そういう意見を踏まえまして、新庁舎建設についての方針ということを出させていただきました。怒留湯議員からも、この09年3月に、やっぱり住民投票ということのお話を聞きまして、市長はどうするんだということで、私は今すべきでないということを申し上げました。また、そのときにおきましては、09年、1年前でありますけれども、3月の選挙を目前にして、首長を目指す者としての考え方は、逃げてはいけない、避けてはいけない、明確に自分の意思をしなさいということでありまして、今、庁舎建設すべき時期ではないということを明確にお答えをさせていただいております。

その場にも、必要に応じてこの住民投票を、やっぱりどうしても必要となれば、やむを得ないということを申し上げた時期もありました。しかし、その後におきまして、選挙を経まして、その中におきまして、何か委員会等々でもつくって民意を酌み上げるということを申し上げて、そして学識者と住民の声を聞いた。そのことを背景にいたしまして、4月1日の方針発表ということになっておりますので、現段階におきまして、現段階といいますよりも、住民投票については、民意を問うという考えについては現況ございませんので、申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで昼食等のために、暫時休憩いたします。午後の会議は、午後1時から開きます。



休憩　午前11時43分

開議　午後　零時59分

○
○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） こんにちは。

議席番号5番の水上彰澄です。合併後の新人議員でありますので、よろしくお願い申し上げます。

通告どおり、私は4点の質問をいたします。

まず、四季の里の件でお伺いをいたします。

まず、四季の里の事の始まりから申し上げます。

時の総理大臣、竹下さん、ふるさと創生1億円事業で村おこしの取り組みであります。事業推進協議会をつくり、意向調査を全村民にアンケートをとったら、圧倒的に1番が温泉施設、2番が物産振興会館ということでありましたので、自治省のリーディングプロジェクトに乗せ、平成7年に建設されたものです。

建設事業を進めるに当たっての目標、設置目的として、1番、住民や老人の健康増進と融和。2番に、都市住民との交流促進。3番、緑豊かな自然環境の中で動物との触れ合い、またキャンプ研修での青少年健全育成と、住民、特に老人の保養を目的で村おこしの起爆剤になるということで、行政が51%、そのほか民間出資者が49%の1億円出資のもとで第三セクターとして始まったものであります。

建設以来、ずっと行政主導でやってきました。赤字経営で仕方ないとは思いますが、これまで15年間やってきた後、平成22年4月1日より民間委託をということになりました。幸いにも、地元旭野商事株式会社が受けられて、四季の里が残るのはありがたいことであります。

もともと旭志地域の住民福祉、健康増進に多分なる目的で建設されたもので、老人健康センター的及び公園的役割を果たしてきた施設です。利益を追求して建設されたものではありません。そのほか、第三セクターで物産館等は、出資者または農家や施設においても利益が出るもので、経営悪化し、委託あるいは倒産のときに出資返還がなされなくても仕方がないものと思います。

四季の里旭志においては、今日まで旭志の名声を非常に高めたものであります。旭志の大きな財産でありました。四季の里の創設に当たり、行政に勧められ、出資をされました村づくりに一番協力した者がばかを見ることでいいのだろうか。今日までの市からの増資は、本来ならば支援であるべきであったと、住民は出資者の善意を認めないとなると、今後、住民の支援することができづらくなる。みんな納得できないでいる。合併がなかったならば、旭志は旭志でちゃんと守っていたはずだ

と、そのように思います。まさに合併の弊害であります。会社清算時の差し引き出資額をなぜ全額返還できないかをお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、株式会社四季の里旭志は残余財産の清算中でありまして、在庫商品や食材、備品等、新しい指定管理者である旭野商事有限会社に買い取りをお願いされているところでございます。

この四季の里旭志の株式に対する出資金の返還につきましては、通常であれば残っている資産でまず残余債務を弁済した後、それで残余財産があれば、それを株主の皆様の出資割合に応じ配分するということになるものでございます。したがって、残余財産が出資金に満たない状況下におきましては、出資割合に応じた全額返還はできないものと考えます。

ただ、議員も申されましたように、四季の里旭志につきましては、住民の健康と福祉向上のため建設された旭志唯一の温泉施設でありまして、行政が主体となって運営しているものでございまして、第三セクターへの協力という側面から言いますと、一般的な会社の取り扱いだけの処理では納得できないという株主の皆様のお気持ちも十分理解ができるところでございます。

また、残余財産の配分についてのご提言につきましては、市の残余財産配分の辞退、辞退ということになりますと新たな問題も予想されるものでございますが、辞退も含めまして、理解と十分ご相談申し上げながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） ことし3月の定例会において、出資返還の請願書が市と議会あてに出されましたが、経済委員会に付託され、否決されたことで終わっています。市長は四季の里の社長でもあられましたので、なかなか言いづらいこともあったと思いますが、市長の見解は何ら述べられていない。

また、出資額返還においては、二、三年かかってもよいからできないものかという意見も出ております。全く民間会社の倒産と同じような法をかぶせて話をされるものですから、出資者も物が言えなくなってしまった。出資金返還ができないとするならば、仮に個人的に出資金を放棄された方と、市の株においては全額放棄されて、そのほか請求された人たちに、出資割合に応じて返還してもらうということにし

ていただきたいと思います。市長の見解を求めたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 四季の里の経営につきましては、ご案内のとおりでございます。水上議員さんも取締役の一員でございましたし、今、精算委員として大変なご苦勞をかけております。

ただいま部長のほうから答弁申し上げましたように、出資者の皆様方につきましては、行政が主体となって実施する住民の健康増進と福祉向上のための施設への協力と、まさに述べられたとおりであったかと思います。そういうことを受けて、出資をされたという旧旭志村における経過については十分認識をしているところでございます。

施設の必要性ということからいたしまして、このことについては何とか、第三セクターは姿を消しても、存続することが市民の皆様方、旭志、旧村民の皆様方に対する期待ではないのか、信頼ではないのかと、それにこたえるべきであるということで、何とか残したいという気持ちの中での民間委託ということになったわけがあります。幸いにして、民間におきます、特に地元の会社のほうが引き受けていただいたということでございまして、これを良として、さらに安定した経営が続行できますように、積極的に行政としても支援をさせていただきたいと思っております。

合併の弊害と、こういうお言葉もありましたけども、合併していればこそ支援ができてきたということもありましょうし、また他の施設等につきましても、温浴施設は温泉ドームがございまして、第三セクターの他の道の駅等々につきましても、やっぱり合併によりまして広く市民の皆様方の利便という、あるいは利用というものがなし遂げられているのではないのかなと思います。

請願書が議会に出されたことにつきましては、委員会におきまして採択されなかったということでございまして、その推移につきましては、私は見守りをさせていただいたところでございます。

これにつきまして、出資金を返還するか、しないかということにつきましては、今、清算会社といたしまして清算に入っておりますから、私の記憶によりますと、債権者の申し立て期間がもう切れたころかなと思っております。そうなれば、残余の財産が確定いたしますので、このことにつきまして財産から負債を差し引いて残余の資産が残るということは、まさに清算がつくという形になっていることだけは、悪いことではあるけども、よしとしなければならないんじゃないのかなと思います。債権者に、あるいはいろんな市民の方々を初めとする取引業者の方、あるいは社員の方々に迷惑をかけないで済むということについてだけはご理解いただきたいと思います。

います。

この上に立ちまして、株主として投資をされております方々に対しまして、意に沿うように努力をしていかなければならないということで議会のほうにも申し上げてきたところであります。いろんな制約もあろうかと思えますけども、残余の財産配分の辞退ということも含めまして、考えられることについてはあらゆることを検討して、議会にも十分ご相談申し上げながら、株主の皆様方のご理解に添えるような、誠心誠意努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 答弁に、部長、市長の残余財産の配分ということで申されました。全額返還というのは、いずれの会社においても非常に難しいものであると、そのようには思います。しかしながら、出資者の思いはそういうことではございませんでしたので、どうかこのこういう公的な場ではっきりと住民、出資者にそのことを伝えていただきたかったというのも本音でありますし、残余財産分における配分においては、先ほど申しましたが、放棄された方も入るのか、入れなくてもいいのか、この辺もお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 財産と申しますか、出資金につきまして、さっき申し上げますように資産が固まります。そして、負債が固まります。それから、清算を行って、ああいう残余の財産が幾らになるか。残余の財産の中には現金預金、プラスのまた建物等々が入っております。あるいは、商品がありますし、材料があります。そういうことにつきましては、あとを引き受けられました旭野商事さんのほうに、引き受けられるものについては引き受けてほしいということを要請をいたしておりますので、3月31日現在の現金預金に、プラス何がしかのアルファがつくということになります。そのことが全体の、いわば残余財産ということで配分される額になるわけであります。その中におきまして、菊池市の持ち分というのは69%ありますので、1億1,100万円に対する配当分というものについて、これをどうするかと。辞退するのか、しないのかといったことが問題として議会に相談したいということを申し上げたわけであります。

その他におきましては、個人で投資をされた方々の中におきまして、いろんな意味合いがあるかもしれませんが、自分は辞退するよと、そういった方々がおられた場合には、税の問題等々も含めまして、どう処理していいか、相談をしたいと思いますが、そういった方も中におられないとも限らないと思います。そういうこ

とを全体的に総合して、なるべく早い時点で議会のほうにまたご相談申し上げたいと、このように思っております。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 最善の努力をしていただきたいと、そのように思っております。

次に、2番目の公共下水道、農業集落排水事業についてをお尋ねいたします。

旭志においては、合併浄化槽で処理をなさいたいということになっているようだが、そのあとの進捗状況はどうなっているのか。聞くところによると、住民説明をし、アンケートをとって合併浄化槽ということになっているようだが、個人負担が一番安かったのか、その辺が末端まで伝わっていたのか、旭志は集落が点在していますけれども、100戸以上の大きな部落もあり、河川流域で導水管をもって連結ができる地域もあり、公共下水道的工法あるいは集落排水処理ができるのではないかと、5年ないし10年のスパンで考えていただきたいと。公共下水道と農業集落排水、または合併浄化槽の建設事業費並びに管理手数料、個人の年間負担金を家族人数か、何人槽で変わると思いますが、金額を示していただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） それでは、水上議員の質問にお答えいたします。

現在の事業対象地域につきましては、公共下水道事業は主として市街地における下水の排除、処理を目的としまして、また農業集落排水事業はおおむね1,000人以下の農業集落内の整備を行うものでございます。

公共下水道につきましては、新規事業採択時に費用対効果分析等の事業評価が必要でありまして、また採択基準で事業計画は困難ということですが、旭志地域の今後、どのような事業で取り組むか、また方針案決定のために、合併後の平成17年に市内部で検討会議を開いておりまして、農業集落排水事業の実施、事業実施の可能性のある旭志総合支所を中心に6地区の説明会を実施しまして、アンケート調査を行っております。その結果を踏まえまして、合併処理浄化槽ということになっておりますけれども、合併処理浄化槽につきましては進捗率が3割以上ということになっておりまして、21年度末で34.3%ということになっております。

それから、農業集落排水処理事業の1人当たりの使用料は平均月額1,040円となっておりますし、市町村型設置用合併処理浄化槽は、1人当たりの使用料は1,379円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 合併浄化槽は当然値しないと思います。いろいろと法や採択基準、要件等があつて厳しいようですけれども、環境面から将来考えていかななくてはならない問題と思うが、経営の要件において財政力指数が過疎市町村の平均値以下であることとなっているが、合併したらできなくなる、地域ごとにできないのはおかしいと。国・県の補助はあるようだが、もっと個人負担が安くてできるよう働きかけができないものか。100%の同意が前提になっているということでありますが、これはもちろん農業排水の件ですけれども、これは、100%の同意ということは、つくるなど言っているようなものであります。旭志がそういうことで農業集落排水処理ができるとするならば、旧菊池市においても同じような山間地、中山間地ございますし、農業集落がございますので、農業集落排水処理ができていくと、そのように思います。

民主党の政権も、五、六項目の対策事業の中に、下水道処理も言っていたようでもありますので、住民運動または行政主導でつくっていくべきだと考えますけれども、あくまで合併浄化槽でいかななくてはならないのか、その辺のところを、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと触れましたけれども、旭志地域の整備についてはどのような事業で取り組むのかということで、方針案決定のために合併後の17年度に市内部で検討会議を開いておりまして、農業集落排水事業での事業実施の可能性のある旭志総合支所を中心に6地区の地元説明会を実施しまして、並びにアンケート調査を行っております。

その結果を踏まえまして、内部で検討会議を行いました。集合型の農業集落排水事業では、事業完了に長期間の年数を要し、将来の人口減少、また地域特性を考慮した場合、市で合併浄化槽を設置する市町村設置型の合併浄化槽事業で取り組むことがこの地域にとって最も有効な施策と判断しまして、市町村型合併浄化槽事業区域として決定いたしております。

市町村型合併処理浄化槽事業で進めることで、旭志管内市議会議員の皆様へ説明し、また旭志全体区長会においても経過報告をお願いして、合併処理浄化槽で事業推進を行うということで進めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君）　そういうことになりますと、合併浄化槽でいかにくちやならんということになります。合併浄化槽を例えば取りかえ、補修、こういうときの助成と申しますか、こういうのもありますでしょうか。いろいろ公共的農業集落排水ということになると、当然行政側、市が担当してやると思いますけれども、個人の合併浄化槽となりますと、そういうときに、補修等において、あるいは取りかえ時において次の助成というものが起きますでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君）　建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君）　市町村型の合併処理浄化槽につきましては、旧菊池市におきましては平成15年度から市町村型で推進しておりました。それから合併後、平成19年度から全市において市町村型の合併処理浄化槽を進めております。その市町村型の合併処理浄化槽の場合には、浄化槽につきましては使用料を除きまして、市のほうで修理とか維持管理は行っておりますが、それ以前の個人でされた合併処理浄化槽については、まだ個人で修理はされているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君）　水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君）　もう3回聞いたような気がいたしますので、ただ今後において、この農業集落排水処理の個人負担が1,040円と、それから合併浄化槽、このほうが1人当たり1,379円でございますので。

○議長（山瀬義也君）　次の質問に移ってください。

○5番（水上彰澄君）　やっぱり3回終わったの。

○議長（山瀬義也君）　もう3回ですから、次の質問に。

○5番（水上彰澄君）　はい。

それでは、3問目に移りたいと思います。

スクールバスについてをお尋ねします。

近年、少子高齢化社会に突入して長引く中、さらにそのような状況が続く傾向にあります。国は、子ども手当、1人1万3,000円を支給することになりましたけれども、結婚や子どもを安心して産むような施策は打ち出していません。だから、だんだん子どもは減ってきて学級数も減少していると。

親は忙しくて共働きで勤めているけれども、比較的融通がつくのが農業であります。その農家も減ってきている中、小学1、2、3年生の低学年を学校に送れない、

スクールバスになっていたが、営業の電鉄バスも、赤字路線には市町村が負担をしていましたけれども、それも打ち切られてしまったと。スクールバスは残っているが、運行設置要綱に基づき、雨の中、心配だけれども、4キロメートルに満たないところは、100メートル、200メートルの少々足りないところにおいても乗せてくれないと、そのように言って親は愚痴をこぼしているようであります。

金を払えば乗れると言うが、なかなか払うまでには至っていない。あるいは、払いたくないということでしょう。4キロメートルにコンパスを当て、金を払えと言うが、そのようなことでよいのか。子ども支援は親の困ったところに支援しているのと同じで、安心して子どもを学校に行かせることができ、親も安心して勤めに、あるいは自営業で働けると思うものであります。

スクールバスにおいては、同じ道路、同じ距離を往復するだけで、燃料も人件費も変わらないはずですから、定員が何名か知りませんが、いつも半分ぐらいしか生徒は乗っていないので、もったいない話であると。どうか検討して、運行設置要綱または規則を変えたらどうでしょうか。

答弁をお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、現在のスクールバスの運行状況について申し上げたいと思います。

小学校は、迫水小学校、龍門小学校、七城小学校、旭志小学校の4校で、児童97名、中学校は、菊池北中学校、旭志中学校の2校で、生徒数93名、合計190名が利用しております。その中で、小学生60名、中学生80名が通学距離、児童4キロ、生徒6キロ——小学校4キロ、中学校6キロですが、以上の遠距離通学生と認められ、無償で利用しております。

ご質問の対象児童生徒は、それぞれ4キロメートル、6キロメートルの基準を達していない児童が37名、生徒が13名の50名についてですが、基準を満たしていない児童生徒のスクールバスの利用については、平成20年から教育委員会、学校関係、そしてスクールバス利用の児童生徒保護者からなる菊池地区及び旭志地区のスクールバス検討委員会を立ち上げ、その後、菊池市全体の検討委員会で約2年間協議し、ご理解をいただいたところで、ことし4月より有償制を導入することとなりました。

それに伴い、菊池市スクールバス及びスクールタクシー運行に関する要綱を定めたところです。その利用基準、第3条第1項第1号では、スクールバスの利用は遠距離通学生が通学に利用するときと定め、それ以外の場合は第3号に、学校長が特

に必要と判断し、教育委員会が認めた場合とし、第2項において、第1号の遠距離通学生の通学に支障のない場合に限ると定めております。

わかりやすく具体的に申し上げますと、スクールバスを運行している路線にあって、乗車定員に余裕がある場合、かつ学校の立地条件に影響されますが、低学年であったり、1人で下校するなど、防犯面などで登下校中に支障がある場合と規定しております。これは全市的な視点、そして公平性から有償制を導入したところですが、利用料を払えばだれでもバスに乗れるということではございません。教育委員会としましては、今後とも児童生徒の体力向上等も考え、スクールバスの運営に当たっては、菊池市スクールバス検討委員会と協議しながら、安全性及び利便性の向上を図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 検討委員会ができて2年間もかかって、結局はことしの4月からそういう決定になったということで、中身は大変立派であります。しかしながら、皆さんご承知のとおり、やはり田舎においては部落が飛んでおります。そういうことで、安全性が一番だと思います。

それにあわせて、いつも見ますと半分ぐらいしかバスに乗っておりませんので、100メートル、200メートル足らんぐらいのところどま、乗せたほうがいいんじゃないだろうかと、そういう思いの親からの意見でありますので、今回はこれを取り上げたということでありますし、規則は規則どおりにいかなくてもはならないと思いますが、さらに検討を重ねて、そういう地域の父兄あたりとの相談もしていただくというか、そういう話し合いをしていながら、再度検討していただくならば、そのように思います。よろしくお願いします。よろしく検討をお願いしますので、そのお答えをちょっとお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほど申し上げましたように、子どもさんを乗せるということに関しては何も規定しているわけではございません。ただ、全市的なもの、あるいは公平性から考えまして、有償制をお願いするということを申し上げておるところで、この有償制につきましても、通常の学割の半分というぐらいで負担も軽くしているところがございますので、どうぞそのことをご理解いただきたいと思いますし、最後も答えましたように、菊池市スクールバス検討委員会と協議しながら、安全性あるいは利便性のことは今後とも図っていくということでお答えさせていただきます。

きたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 次に、口蹄疫の件についてお尋ねします。

これは8議員の質問がありますので、重複するところもあるかと思いますが、私は支援のほうのお願いを申し上げたいと、このように思います。

口蹄疫の件については、菊池市では県下一番の畜産地域でありまして、畜産農家にとっては大変頭の痛いものであります。宮崎において収束するかのような報道もありますけれども、まだまだ心配であります。

そういう中、菊池市においては、隣接町よりいち早く緊急対策として1億円の専決処分を議決されました。畜産農家にとっては大変ありがたいことであります。その判断においては大きく評価したいと思います。ただ、1億円の振り分けと申しますか、使い道を市民に説明をお願いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員さんの口蹄疫の対策費ということでお答え申し上げますが、昨日の森 隆博議員さんにもご答弁申し上げましたが、再度答弁いたします。

口蹄疫防疫対策としまして、消石灰、消毒マット、消毒液等の消耗品費2,263万1,000円、及び消毒用動力噴霧器の備品購入費としまして40万6,000円、それから家畜疾病緊急対策資金利子補給補助金としまして4,226万3,000円を計上いたしております。

口蹄疫の発生に伴いまして、家畜市場の開催延期等で経営継続が困難となった畜産農家が借入いたします資金の利子に対しまして、利子助成補助金としまして、県8分の3、市8分の3、融資機関8分の2で利子補給を行いながら、畜産農家の方々の利子の個人負担を免除いたすものでございます。

さらに、家畜市場の閉鎖や取引の自粛期間に出荷予定でありました家畜で、ホルスタイン種及び交雑種にあってはおおむね生後7カ月、それから子牛等の和牛によってはおおむね生後9カ月、乳牛の子牛にあっては生後50日程度、豚にあってはおおむね生後5カ月の適期に出荷できなかった繁殖用のもと豚を対象としまして、直近の取引平均額を基準価格としまして、販売額と必要経費を超えた価格に差額が出た場合、1頭当たり上限1万円を菊池市口蹄疫緊急対策事業補助金としまして、予算3,470万円の範囲内で補助を行うことにしております。

価格差補助の交付対象者につきましては、菊池市に住所を有します畜産農家とい

うことになります。これにつきましては、菊池市単独の予算でございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 直近の市場の価格差の1頭、上限1万円ということでございますが、他市町がそれ以上ということはないと思いますけれども、郡市内で差が起きないように、横の連絡をとれるなら結構かと思います。

今度、支援対策のほうで熊本県が80億円の融資を準備していると、また無利子・無保証という資金を貸しますと言われておりますが、一昨年の飼料、燃料、肥料、これらの高騰、おまけに肉の販売安ということで、緊急支援対策資金を何千万単位で個人で借りております。また、ここで無利子・無保証であっても、農家が借りていいものかと戸惑っている状況であります。法定伝染病でありますので、返済しないでよい金を受け取るということでもありますけれども、あったほうがいいわけでもありますけれども、6月25日の農業新聞に載っていましたが、大分県は九州独自の、または移動禁止区域、県独自の販売基準価格を決め、基金の上乗せをすることと、掛金をとりあえずかけないと。これは何カ月かわかりませんが、そういう要望を出しております。

けさほども、鹿児島県においてはそのような報道がなされておりました。市行政とJAとで、熊本県に対し要望を出していただきたい。菊池地域は農業生産高の70%以上を畜産で上げているもので、後継者や、また次世代へつながなくてはならないものでありますので、強力な要請をお願いいたします。この辺においても、ひとつ郡市一体となって県に要望し、県からももちろん国ということになりましょうけれども、その辺の要望をしていただけるものか、この辺のところをお聞き申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 水上議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今現在、週1回、菊池地域の2市2町で農林関係の担当者の課長会議が、口蹄疫のことについて毎週行っております。その中で、2市2町で要望するというような形で議題を出しながら検討していきたいということで考えております。よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩いたします。



休憩 午後1時46分

開議 午後1時57分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、水上彰澄君より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

[登壇]

○5番（水上彰澄君） 先ほどの質問に「父兄」と発言しましたが、「保護者」と訂正をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 葛原でございます。

質問事項に農業問題としております。

まず、有害鳥獣捕獲補償についてとしております。この問題は、昨年、鳥獣被害対策で質問しております。途中でしたので、続きを質問いたします。

何が腹が立つかと申しますと、やはり農村の農作物、前日に荒らされることが一番腹が立ちますし、その中でイノシシが水田に行ったときの腹立たしさはまた格別でございます、かまでもどうにもなりませんし、コンバインを走らせても何もならないというようなことでございますし、そしてまたその共済金にかからない程度の荒らされ方でございますもんですから、どうしてもどうにもならないというようなことでございますし、皆様方もご存じだと思いますけれども、「月刊くまもと」の「アグリ」に特集として、鳥獣被害対策の熊本県における鳥獣被害の状況等々も載っておりましたが、私は菊池市の鳥獣の捕獲数と補償の金額をまず示してほしいと思います。

また次に、中山間地域等直接支払も国の区分で除外、5地区に示された新聞記事が6月9日に記載されておりましたので、どのようなことを質問いたします。5地区は、熊本、菊池、宇城、氷川、錦です。

三つ目が、農産物に対しての出荷者の手数料のことを質問いたします。品目というか、種類ごとでわかれば示してください。

1回目です。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 葛原議員さんのご質問3点につきまして答弁をいたしたいと思っております。

まず1点目でございますが、有害鳥獣捕獲の補償についてということでございます。

平成21年度の有害鳥獣捕獲の実績につきましては、イノシシ145頭、ノイヌ15頭、ドバト4羽、カラス365羽を有害鳥獣捕獲許可に基づきまして捕獲をしております。

有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、平成21年度より菊池市有害鳥獣捕獲隊の捕獲班に対しまして交付してありまして、イノシシ、ノイヌは1頭につき4,000円、カラス・ドバトは1羽につき200円、ニホンザルは1頭につき3万円の単価を設定しております。交付実績につきましては、申請されなかった部分もありますので、イノシシが134頭分で53万6,000円。カラス・ドバトが42羽分で8,400円であり、ニホンザル、野犬につきましては、報奨金の申請がありませんでしたので交付はありません。

本報奨金制度は、昨年度より実施してありまして、その結果としまして、平成22年度と比較してみますと、イノシシの捕獲数は約3倍に増加しております。

2点目の中山間地域関係でございますが、中山間地域等直接支払制度につきましては、国の地域区分改定により除外される地域を従来どおり直接払いの対象に残すため、県が特認基準に加える指針を示し、現在、国との協議が進められております。

ただし、本市における直接払いの事業実施地域につきましては、この区分による地域ではありませんで、本来、この制度で対象になっている山村振興法及び特定農山村法などの5法指定地域で実施しておりますので、何ら影響はなく、第3期対策においても従来どおり継続して実施してまいります。

続きまして、きくち観光物産館における現在の出荷手数料率につきましては、市内農家の出荷物は農産物等が15%、農産加工品等で、日持ちがせず、冷蔵庫保管のものが20%、漬け物、菓子類等、日持ちのするものが27%、そのほか市内菓子組合員の出荷物は24%、市外からの土産物等が30から35%となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今の2回目の質問で、中山間地域の直接支払いのことについては、そのまま変わりはないということでございますのでよろしゅうございますし、それから手数料についても、高い部分が35%というのは、余りにも高過ぎるような感じもいたしますし、普通であればそう高く、いろいろな面でも大抵、ちょっとどう言うていいかわかりませんが、35%といいますと、生産者からすれば。

[「市外から」と呼ぶ者あり]

○17番（葛原勇次郎君） 35%と言われたでしょ。

〔「市外から」と呼ぶ者あり〕

○17番（葛原勇次郎君） まあ、いずれにしても、その35%というのは余りにも高いような感じがいたしますし、この農家にとりましては、これは本当わずかな金額の中で10%、普通の農産物は15%と思います。

○議長（山瀬義也君） 次の質問に。

○17番（葛原勇次郎君） はいはい。

じゃあ、済みません。そのパーセントのことはよろしゅうございます。

捕獲すると、報奨金はわかりましたが、私は隣接の山鹿市も調べてみました。山鹿市は大小にかかわらず、イノシシは1頭7,000円、鳥は1羽1,000円、それからわなは、つくった場合は5万上限の半額。100基の計画のうち70基できたということでございますが、菊池市のわなはどうなっているかということが一つでございますが、このイノシシの金額は、たしか3,000円と菊池市は聞いておりましたので、これ4,000円か、4,000円でしたので、3,000円も違っていいのかなというようなことと、猟友会の方々も年配でございますし、やはり減ってもおられますけれども、やはりやる気があっていただかんといかんし、隣接と同じ金額に合わせるような考えはないかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

〔登壇〕

○経済部長（岩下義人君） 葛原議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今言われましたように、山鹿市につきましては、イノシシ1頭につき7,000円、カラス・ドバト1羽につき1,000円の単価設定で、1年間の捕獲頭数分を捕獲隊に対し、委託料として支払われております。

ただ、本市におきましては、まず菊池市有害鳥獣捕獲協議会へ有害鳥獣捕獲業務の委託料としまして、猟友会の方々は1人当たり2万6,000円を支払っております。また、それに加えて、先ほど言いましたように、イノシシ1頭幾らというような形での報奨金で対応しているところでございます。平成21年度1年間、この報奨金制度を実施しておりますが、さきにも述べましたとおり、イノシシの捕獲数は前年度に比しまして約3倍に伸びております。

一方、カラスの捕獲数が減少しておりますので、カラスにつきましてはいろいろ被害を及ぼしますので、本年度からカラスにつきましては1羽当たり200円から500円へ単価を引き上げ、捕獲の促進を図っておるところでございます。

山鹿市並みの引き上げにつきましては、22年度の実績などを見ながら、また協

議してまいりたいということを考えておりますが、先ほども言いましたように、菊池市につきましては、猟友会の方々に別に委託料ということで支払っているということでございます。

それから、箱わなの購入の補助金につきましては、山鹿市と比較した場合、山鹿市の有害鳥獣捕獲隊の箱わな免許取得者につきましては70名になりますが、菊池市におきましては15名であります。わな免許取得者に大きな差がある状況でございます。今後、菊池市有害鳥獣捕獲協会との協議を行ってまいりたいということと考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 猟師の方に2万6,000円補助をしていただいておりますが、これは何かをちょっとお聞きしたいと思います。

山鹿市の場合は、猟友会のほうに160万円支払うてあるそうでございますので、そういうようなことも検討いただければありがたいなと思っておるところでございます。

何せこの鳥獣被害というのは、本当に農家にとっては深刻な問題でございますし、本当に一番いいところを荒らされますので、撲滅に力を入れていただきたいと思いますし、そのことを一応お尋ねをいたしますのと、もう一つは追い込み、シシ狩りをするいたしますが、シシ狩りをする、他町村に追い込んで捕獲した場合、やはりそのどちらのほうに申請すればいいかというようなことも問題になろうかと思っておりますけれども、そのこともひとつお願いしておきたいと思っております。

それが二つ目と、三つ目が、ここでは余り捕獲数がありませんけれども、捕獲したイノシシを有効利用して地域特産にするような考えはないかを3回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いました山鹿市の160万の補助につきまして、ひとつ手元に資料を持ちませんので、後でまた議員さんのほうにご連絡をさし上げたいと思っております。

それから、申請につきましては、これは経済部の農林振興課のほうに申請をしていただくと結構でございます。イノシシ等につきましては、写真等をつけて申請していただくということになります。

それから、イノシシの捕獲したものについての有効利用ということでございます。

が、菊池市におきましては、有害鳥獣捕獲によりまして年間のイノシシの捕獲数が平成19年度で48頭、20年度で56頭となっておりまして、平成21年度が145頭と増加をしてきておりますが、施設を建設しまして、年間を通じて肉の安定供給ができるかとなると、恒常的に精肉を販売していくためには、現段階では数的に予測ができない状況でございます。そういうことございまして、今現在捕獲されましたイノシシにつきましては、捕獲者により適正に消費されていると聞いております。

そういうことございまして、今現在、熊本県内につきましては、天草で1カ所、個人で精肉施設を運営しておられるところがあるということございしますが、菊池市につきましては、今のところ、精肉施設のことについては現時点では考えてはおりないところでございます。

以上でございます。

済みません、追加で答弁いたしたいと思います。

菊池市につきましては、有害鳥獣駆除の委託料としまして、74名の会員さん方に2万6,000円を補助しておりまして、192万4,000円になります。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。

もうこれで3回目ですので質問をいたしませんけれども、山鹿市、また言いますけれども、菊池市は145頭、山鹿市は1,000頭であったということで、それと1,000頭取ると、7,000円やったから1,000頭かなというふうにも思いましたし、猟友会でも160万というようなことございますので、それも質問に含めたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ちょっと、葛原議員、指名、呼ばれてから発言をしてください。

葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） ご無礼いたしました。一生懸命やる気満々でございますもんですから、このような形になっておりましたが、今、山鹿市のことは申し上げました。

次に、2番目の質問に移ります。

隈府中央線についてとしております。質問の趣旨は、上町からどうなっていますかということでございますが、一応形としてはできておりますが、完成はいつごろまでかを質問いたします。

二つ目は、上町でとまるのか、進むのかの問題で、計画あるいは先の見通しはどのようなになっているかを質問いたします。これは付近の方々も心配されております

ことを申し添えます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 限府中央線についてお答えいたします。

上町から先の計画はあるのかということかと思いますが、まず限府中央線のお尋ねになりました完成年度は、平成24年度でございます。

限府中央線の北側につながります都市計画道路は、上町から迫間川を渡って玉祥寺の集落内を通り袈裟尾の県道菊池鹿北線につながる上町万福線と、御所通りの菊池地域振興局から電鉄プラザ裏を通って野間口の国道325号交差点につながります城山木の本線が計画されております。

20年以上経過し、未着手のままとなっている都市計画道路につきましては、県が平成17年度に見直しガイドラインを策定し、見直し事業として実施しております。本市も昨年度から県事業での見直しに着手しており、現在、交通量調査等を行い、路線の必要性や機能性の整備を進めているところでございます。また、計画決定から既に48年が経過しており、計画当時の高度成長期とは大きく社会情勢も変化しており、長い景気低迷による地方財政の厳しい運営が続いている状況でもありますので、あらゆる方面から検討を行い、見直し方針をまとめたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） いろいろある中で中央線ができ上がりつつありますが、この中央線が無駄にならないように、先ができなければ意味が私はないと思いますが、そのような進み方、どのように進めていかれるか、お聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

限府中央線は、周辺地域から市街地への交通アクセス機能の強化はもとより、安全で快適な歩行空間の確保による回遊性の向上やベンチやポケットパークを配置することにより、地域コミュニティの増進、火災や地震時の避難活動、消火、救急活動を助ける道路として整備を進めております。

接続します未整備の都市計画道路につきましては、北側を抜けます上町万福線も含めまして、住民説明会による意見を参考としながら、慎重に見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○17番（葛原勇次郎君） 慎重に進めるということで、ごめんなさい、済みません。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） まだ若い証拠ですので、皆様方。

じゃあ、慎重に進めていくということでございますので、もう市長さんのお考えを聞かずに次に行きます。

下水道についてとしております。これは「北宮住宅は下水道につながっていないが」と書いておりますが、選挙で回っているうちに呼びとめられ、この付近はなぜ水洗にならないのかというような問いに、私は、なぜと言われてもということで、これは市長さんのお考えでしょうと申し上げました。この問題は計画に上がっているような感じもいたしますが、はっきりと私わかりませんので、答えをお願いしたいと、答えを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

北宮住宅の水洗化につきましては、本年3月の一般質問でもお答えをいたしております。早期に水洗化を進めるために、平成23年度に新たな住宅施策である公営住宅等長寿命化計画を策定し、県の地域住宅計画に盛り込み、補助対象事業として、ほかの水洗化されていない団地とあわせて整備してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 進められているということであれば、もうこれで何も言うことはありません。

次に、4番目の教育振興についてとしております。

要旨といたしまして、学校統合についてと、2に給食についてとしておりますが、学校統合につきましては、質問した経緯があります。そのときは、統合に対しては地域住民の方々が賛否両論ある旨のことを申し上げました。十分過ぎるぐらい話し合い、進めてほしいということも申し上げました。このことについては、教育長もご存じのことと思います。

今回、菊池市総合計画の後期基本方針計画22から26年度の計画書の施策の14、学校教育の充実の中に、現状と課題の中の文言に、過小規模校が増加し、学校規模適正化審議会から解消が求められていると示されております。答申を受けての

取り組みはどのようにされるか、質問をいたします。

それから、二つ目の給食についてとしておりますが、食育全般のことであって、米飯給食を取り組まれてくれたことは大変よかったと私は思っておりますし、高く評価をします。私は弁当のことで質問をいたします。

食育基本法が２００５年７月に施行され、推進計画を立て、取り組んでおられます。その中の学校給食は、農産物をつくった農家や調理してくれた人たちの感謝の気持ちを子どもたちに教え、求めた面があり、弁当は自分でづくり、調理し、学ぶことに意義があり、調理し、弁当箱に詰めることは貴重な経験であり、与えられた食事をするのと根本的に違う旨のことを、新聞の論説に弁当の日のことを「食育実践へ、全小中学校に」の見出しで載っております。これは６月１０日の農業新聞でした。この取り組みは、私は大変意義があるものと思います。どのように考えておられるかを質問いたします。

それが一つと、弁当を取り入れている学校が市内にあるかが二つ。

三つ目は、給食費の滞納状況はどのようになっているか、三つだけ質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、１点目の審議会答申後の取り組み状況についてでございますけれども、ご承知のとおり、昨年４月に学校規模適正化審議会から答申がなされました。教育委員会としましては、その答申を受け、学校規模適正化基本計画を作成するに当たり、その素案作成の段階から、関係保護者や地域住民の方々のご理解をいただきながら進めるべきといった基本姿勢のもとに進めてまいりました。

これまでの取り組みとしまして、関係学校のＰＴＡ役員や保護者、地域住民を対象とし、答申内容の説明とあわせ、意見交換会を昨年９月から本年３月にかけて、それぞれ学校単位で合計１３回実施してまいりました。そのほかにもアンケート調査を平成２１年度関係小学校に、児童が在学中の保護者と、児童が平成２７年度までに入学予定の保護者にアンケートをとりました。さらに、小学校２年生から６年生の児童を対象に実施してまいったところです。

なお、そのアンケート調査では、審議会答申であります水源小学校、迫水小学校、龍門小学校を菊池北小に編入することや、河原小を隈府小に編入することについての賛否も問いましたが、保護者の皆様の全体意見としては、５１．２％が賛成、反対は３３．１％という結果でした。１クラスの児童数についても、２１人以上がよいという回答が７３．９％、１学年のクラス数は２クラス以上がよいと答えた方が８７％、また複式でもよいと答えた方が１９％であったのに対し、単式学級がよい

と答えた方が66.7%に上り、保護者としては一定規模の児童数、クラス数が望ましいというほうが多数意見でございました。

このような取り組み状況につきましては、市議会文教厚生常任委員会の報告や全員協議会への資料提供等、適時行ってまいりました。また、文教厚生常任委員会での複式学級の視察を行っていただいたところです。

また、本年度になりまして関係学校のPTA役員さん方を一堂に集めた説明会や河原地区、水源地区、迫水地区、龍門地区の42名の区長さん方を対象とした説明会を開催し、これまでの取り組み状況報告や今後のスケジュール等について説明をする中で、多数の貴重な意見、ご要望をいただいております。さらに、全体区長会の中で回答を求められた際には、取り組み内容や教育委員会としての考え方等についてご説明し、ご理解とご協力のお願いもさせていただきました。

次に、給食についてお答えします。

本市学校の食育推進につきましては、平成19年度に菊池南中学校を実践中心校として、河原小学校、菊之池小学校、花房小、戸崎小の協力校とともに、文部科学省委託事業にて、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業を実施したところでございます。

食育推進事業では、食育通信や食育アンケートなど、さまざまな取り組みを行っており、議員お尋ねの弁当の日につきましても、「食に関心を持ち、感謝する心を育てる」、あるいは「家庭のコミュニケーションの場づくりとする」、また「食事づくりの喜びを味わい、家族や先生にほめてもらうことで自信を深める」のこの三つを目的とし、年2回程度、給食が実施されない日に生徒みずからがつくった弁当を持ってくる日として取り組んだところであります。このような取り組みの結果、児童生徒の家族への感謝の気持ちや、保護者の方々も含め、給食や食育の大切に気づくことができたところであります。

現在では、この実践校を含め、小学校7校、中学校2校で菊池市内の学校の約半数が弁当の日を実施している状況であります。また、弁当の日を実施していない学校につきましても、食育についてそれぞれ特色ある取り組みを行っているところであります。

次に、給食費の滞納状況についてであります。毎年7月に実施されている学校給食実施状況等調査の最新の調査では、市内小中学校における給食費の未納状況については、小学校が1校で児童数19名、金額で38万9,412円、中学校が4校で生徒数14名、金額にしまして36万920円となっております。未納者の児童生徒数で見ますと、未納率は小学校で0.7%、中学校0.9%でございますが、ちなみに県の平均が小学校0.9%、中学校で1.2%となっております。比較

しますと、いずれも0.2から0.3%ほど下回っている状況であります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 9月から3月、13回の話し合い、それからアンケート調査等々がされております。この学校統合につきましては、今後の考え方を説明の中に申し上げたと言われただけでございますので、今後の計画はどう進められているかを一つ質問いたします。

それから、2回目の弁当の日のことは十分検討して進めてほしいと思いますし、自分でつくるとなると、小学校は高学年になろうかと思いますし、自分の家で親子でつくる楽しさ、またつらさも教育の一つだろうと思いますし、保護者の考えはいろいろだと思いますけれども、子ども手当も来ることだし、毎日弁当をつくらなければならないということではございませんので、食育の一環として取り上げることは大変よいことだろうと思います。あと半数の学校に、ぜひ求めていただければありがたいなと思っておるところでございます。

それから、そういうようなことに対しまして、今聞きました給食費の滞納の面も大分理解度も変わってくるんじゃないかなろうかと私は思っておりますので、全校での取り組みの考えをお願い申し上げます。お願いと質問ですね。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、今後の計画についてでございますけれども、先ほど答弁しました、これまでの関係者への意見交換会内容やアンケート調査結果をもとに、現在、基本計画の素案づくりに取り組んでおります。これが本年8月末ごろまでにはつくり終えたいと考えておるところでございます。

なお、基本計画の素案ができましたら、再度保護者や地域住民の皆様方へのきめ細かな説明会等を実施し、市民の皆様のご理解をいただきながら、学校規模適正化基本計画の正式決定に向け取り組んでまいりたいと思いますし、また最終的な学校規模適正化の開始時期としましては、平成24年4月を目指しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、給食費の滞納対策につきましては、直接的な効果は別としまして、議員ご指摘のとおり、食育を進めることで給食や食育に対する保護者の意識が向上し、給食費の納付意識も高まると考えるところでありますし、現在、食育推進によります弁当の日につきましても、今後、南中校区の小中学校だけでなく、市内すべての学校で取り組みができるよう働きかけていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今度が3回目でしょ。

じゃあ、学校は大体統合の方向で進めたいというような教育長のご意見のようでしたが、統合を進めるといたしますならば、その後の跡地と申しますか、あとの学校と申しますか、その考えはどのような考えをお持ちか、あればお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校跡地利用につきましては、現在のところ、こちらとして具体的な計画はございませんけども、本年5月11日に開催されました区長全体会でのご質問にお答えをしましたように、まず地元で学校跡地利用に関する検討組織を立ち上げていただきたいなと思っております。その中で、それぞれの地域に合った地域が目指す今後の具体的な跡地利用計画の素案的なものを行政に対してご提案をお願いしたいと思います。

なお、地元からの総意で提案された案件につきましては、行政としましてもしっかり耳を傾け、地元代表者や行政等からなります別組織を立ち上げながら対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） よくわかりました。

次に、5番目の口蹄疫についてとしております。それぞれ4名の方々が質問されました。大半の方が、もう防疫の徹底の不足、指摘がされておりますが、重複しないように聞いてみたいと思います。

宮崎県の発生地は、一日も早い撲滅と収束であります。菊池市におきましては、防疫、予防であります。そのことは、けさの新聞にもいろいろ載っております。そのためには消毒、出入りをなるべく少なくすることに尽きると思いますが、県知事も消毒の義務を6月13日に発令されておりました。

ある区の区長さんが、6月12日、土曜日でしたが、畜産農家も口蹄疫に対して大変危惧をされているし、区民としても協力する意味と一般の人に理解をしていただく意味からも、集落の出入り口に石灰をまきたいので、二、三袋配付してほしいとの旨の申し出がありましたので、私は大変ありがたいことだと思い、即、部長に

電話し、部長からは、石灰の在庫がないかもしれないが、係の部のほうから月曜日に対応の返事をするとのことでした。

ところが、意外な返事で私はがっかり。このぐらいのことかと情けなくなりまして、残念でたまりませんでした。石灰1袋、農協扱いで559円です。の二、三袋、600円で計算して1,800円、100個で18万、これで予防ができるなら、それにこしたことはない。幸い今は出ておりませんが、対応できない理由が理解できず、私は情けなくて情けなくて、二、三袋の石灰を要求した区に賛同する議員とそれを拒む行政はどちらが正当かと全国の皆様に問うてみようかと、一般質問の通告をいたしました。

ところが、さすが市長さんです。わかっていただきました。口蹄疫被害の農家への支援策として、6月23日の新聞に、熊本県の肉用牛の出荷、支援助成金も決まり、この金額はいつごろ至急されるかということを質問いたします。

二つ目は、市で予算を組んだ1頭1万円の支援金は、農家に何頭ぐらい支払われたかを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） では、葛原議員の質問に答弁をいたしたいと思います。

熊日新聞に載っておりました国のえさ代に係る助成につきましては、宮崎、鹿児島、熊本の3県の畜産農家に対しまして、えさ代などの支援のため、子牛1頭1日当たり400円を支給するという追加対策が発表されたところでございますが、支給時期、その内容などの詳細につきましては、県のほうにもお尋ねしておりますが、まだ示されておられません。

それから、先ほど水上議員にもお答えしましたが、市の単独補助制度でございますが、これにつきましてはまだ家畜市場が始まっておりませんので、家畜市場が始まりましたら、その販売額と必要経費を加えた価格差に対しまして、1頭当たり上限1万円としまして、予算3,470万円の範囲内で補助を行うというところで実施していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○17番（葛原勇次郎君） 今の畜産農家の方々の考え、気持ちは、今、菊池市では絶対に最初の人になりたくないというのが一番の思いです。1人どなたか出れば、ががとなるかと思えますけれども、それになりますと物すごい大変なことになりますが、そういうようなことで、本当に必死な思いでされておりますことをよくよく

知っていただきたいというのが私の願いでございますし、それから農家の方が石灰を散布されるときに、ぜんそくの云々ということを経済部長も市長もともに言われましたけれども、そのことについても一生懸命配慮されての散布されていることも申し添えておきたいと思います。もう答えは要りません。やめます。

以上です。

○議長（山瀬義也君）　ここで、休憩します。

休憩　午後２時４４分

開議　午後２時５２分

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○１３番（中山繁雄君）　各総合支所の充実について、空きスペースの有効利用について質問いたします。

４市町村が合併して６年目になります。庁舎問題につきましては、合併協議会では花房台に建設予定でありましたが、財政問題などで凍結になり、本年４月に市長は花房台に建設と申されましたが、しかしこれから構造改善、文化財の調査など、まだハードルが残され、早くて平成２６年度以降に建設になっております。

現在のまま、各総合支所を使われる予定でしょうか。合併により、公共施設の維持管理、運営上の問題など、さまざまな問題が出てくるのではないかと思います。行政機関の再編で支所の一部に空き空間ができております。これらの支所の機能強化や市民サービスの向上もまた、支所も財産であり、有効利用をして早急に対応しなければならないと考えます。

七城支所におきましては、有効利用として企業に貸しておられます。各支所の今後を考えたとき、この空き空間を利用して、周辺地域の活性化のために、新たなソフト事業、社会資本の整備を行う必要があると思います。空き空間をなくすことにより、地域の活力、コミュニティーの核になり、市民の相互交流の場となり得ると思います。また、支所を拠点に民間企業の力を利用して、地域の農産物の販売や新しい加工食品の開発など、できるのではないのでしょうか。

これは私の考えですが、旭志を例に出しますが、一つ目は、川辺工業団地ができるのを見越し、思い切って支所機能を公民館に移し、支所を企業に貸し出す。この貸し出すことによって、地域の活性化に大きく寄与すると思います。

二つ目は、支所に窓口業務を残し、農協、郵便局を支所に統合する。また、２階

は企業に貸し出す。これが支所を有効活用する一番の方法だと私は考えます。これからの高齢化社会、一つの場所で何でも用が済むという支所が理想だと私は考えます。現在の旭志の農協も郵便局も駐車場が狭く、利用しにくくなっております。市として、こういう考えはないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 各総合支所内の空きスペースの現状についてご説明いたします。

まず、七城総合支所は、1階部分は総合支所の業務に利用いたしております。ご紹介ありましたように、熊本県が、平成20年度だったと思いますが、産業支援課が中心になりまして、インキュベーションシステム、いわゆる起業をされる方々を支援するという事業でございますが、それを県内の2カ所につくるということでございまして、早速菊池市も手を挙げまして、県北地区のインキュベーションシステムということで誘致をしたところでございます。それを七城の支所内に誘致いたしまして、「夢挑戦プラザ県北」という名前で、今、貸し付けておりますが、そのほかは、七城は会議室や書庫として使っているところでございます。

旭志総合支所にあつては、1階部分は総合支所の業務に、2階部分は会議室や書庫として利用いたしております。

また、泗水総合支所は、1階部分は総合支所の業務、3階部分はご存じのとおり菊池広域連合の事務局が利用いたしております。2階部分につきまして、今、会議室や健康診断などに利用いたしておりますけれども、ことしになりまして熊本森林管理局から、建てかえのために事務所を探しているという情報を得ましたので、早速こちらのほうにも話を持ちかけて、来年の3月まで熊本森林管理署に貸し付ける予定で、今、進めているところでございます。

このように、一部分は有効的に活用いたしておりますけれども、大部分は会議室や書庫として総合支所の業務に利用しているところでございます。

ご指摘のように、今後のあり方でございますが、企業に貸すということも一つの大きな案ではなかろうかと思えます。全体的に有効利用を図っていかなければなりませんけれども、庁舎は行政財産であることから、利用につきましては一定の制限がありますので、要件を満たす範囲内で積極的に対応を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 本当に合併前は、周辺地域は今に比べたら活用力があったと思います。企業を支所に誘致することにより、地域の活性化になると思います。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

また、これは余談ではございますが、支所の職員と話しているうちに、職員でまだ副市長と話したことがない、会ったこともないと聞きました。支所にかかわらず第三セクターや支所に副市長は進んで行かれ、現状を見られたことがありますか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、永田明紘君。

[登壇]

○副市長（永田明紘君） 中山議員の質問にお答えをいたします。

総合支所への訪問につきましては、昨年7月の就任以来、2回ほど訪問をしておりますが、なかなかすぐには覚えていただけないのが率直なところでございます。しかし、必ずしも十分ではございませんので、今後、定期的に巡回するなど、総合支所等の訪問の充実を図りたいと考えております。

いずれにしても、企業は人なりという言葉がありますように、職員の皆さん方一人一人の頑張りが市政の浮揚につながるわけでありますので、そのような気持ちで、これからも職員の皆さん方に接していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 副市長には頑張っていただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

緊急時の対応について質問いたします。

昨年からGPSを使った新消防システムができると聞いておりましたが、詳しくは聞いておりませんでした。最近、大津方面から消防車が菊池方面に行くのをよく見かけるようになりました。新システムについて、どのような方法で、緊急時に対して、以前と現在ではどう対応が早くなったか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 菊池広域消防本部に高機能消防指令センターが設置され、4月より運用が開始されております。指令センター設置に伴います効果について、消防本部のほうに聞き取りを行ったところでございます。指令センターで119番通報を一括集約したことによりまして、災害発生場所に多くの戦力を迅速かつ適切に出動させられるようになり、一般建物火災の場合、ポンプ車3台、救助工作車1

台、救急車1台、指揮車1台、計6台の車両、それから、18名程度の人員が出動可能になったとのことでございます。

また、直近出動の態勢をとることができるようになったため、災害発生場所付近を調査中、あるいは走行中の車両があれば、無線指令及び動態端末に情報を送ることによって直ちに現場に向かわせられるため、現場到着の時間短縮が図られています。このことから、大津が旭志のほうに火災の現場に来たり、菊池市から大津管内のほうに出動したりということが行われているわけでございます。

車両位置が瞬時に把握できるため、出動により無人になった署での次の事案に対して、他署からのバックアップ体制が容易になり、空白時間を最小限に抑えることが可能となったと伺っております。発信地表示装置の導入により、災害発生場所の特定が瞬時に可能となり、現場到着時間の大幅な短縮が図られているということをお伺いしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 一刻を争う火事や事故、病人の対応に対して、本当によいことだと思います。しかし、このシステムは消防署付近、住民の多いところの対応にだけしか見えてきません。以前、何人かの議員さんが質問されておりましたが、菊池の山間地の対応はどうなっているのでしょうか。私は少し不公平に思いますが、市としてこれをどう考えておられますか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 今、ご指摘の点につきましては、消防の合併のときにも話題となりまして、私もその当時、旧菊池の山間地域の対応について、緊急体制はそれで充分なのかと、そういった分署の必要はないのかということで、合併協議のときに随分お話をした経験がございます。

現在、菊池広域連合消防本部では、消防本部及び消防署並びに消防車両等の適正配置と消防出張所等の必要性について、効果的かつ合理的な支所等の配置の検討を盛り込んだ菊池広域連合消防施設整備基本計画を策定中でございます。合理性、妥当性に基づきまして、適切な配置プランが示されるものと思っております。分駐所の整備につきましては、これまでも要望してまいっておりますが、広域連合選出の議員さん方4名おられますので、その方々と一緒になって、今後も十分検討されるように、一緒に要望してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○13番（中山繁雄君） 地域格差のないように、広域議員の方、頑張っていただきたいと思います。

3問目の質問にいたします。

グラウンドについて質問いたします。

旭志においては、素晴らしいグラウンドをつくっていただきました。このグラウンドができたからではありませんが、旭志中学校では一昨日、テレビの放送でもありましたが、RKK旗で準優勝しております。今、全校生徒140名の中で、本当に素晴らしいことだと思っております。

私も応援に行きましたが、応援しているうち、野球の専門家ではないが、そういう方が見ておられまして、旭志の子どもは外野のフェンスのある意味がわかっているねと言われました。フェンスのある球場での練習はしていないのかなとも言われました。

熊本の各市で、野球場を持っていない市のほうが少ないと聞きました。合志市はNTTグラウンドを購入したとも聞きました。北中学校も九州大会、県代表として出場するそうであります。本当に菊池のレベルは高いと思います。このレベルをもっと高めるためにも、ぜひグラウンドが必要だと思いますが、どう考えておられるか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 旭志中学校、そして菊池北中学校の活躍というのは、私もしっかり存じておりますけども、素晴らしいものがあります。今後も本当に楽しみにしておるところですけども、そこで質問の件ですけども、結論から申し上げますと、今のところ野球場の建設予定はございませんけども、市の現状を申し上げますと、野球競技として使用できる会場は、菊池市多目的グラウンド2面、七城グラウンド1面、旭志グラウンド1面、泗水グラウンド1面の4会場で5面あります。その施設の現在の利用状況としては、多目的グラウンドであるため、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等が中心的な利用状況で、それぞれの地域の方が主に利用されています。

このように、野球競技専用のグラウンドというのは、県立の菊池高校の野球場を除いて本市にはございませんが、現在の4会場とも野球競技用として十分使用できる施設であり、利用頻度や利用価値からすれば、このように多目的用途のグラウンドがよいのではないかと考えています。

議員ご要望のように、新たに野球場を建設するとなれば、現在あるグラウンドの利用率が低下したり、また用地の確保や建設費、維持管理費と、多額の予算が必要となります。そうしたことから、費用対効果も含め、野球競技者の利用ニーズやグラウンド全体の利用状況を慎重に見きわめながら、建設については今後の課題とさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○13番（中山繁雄君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後3時11分

第 4 号

7 月 1 日

平成 22 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 4 号

平成 22 年 7 月 1 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（23 名）

1 番	工 藤 圭一郎 君
2 番	城 典 臣 君
3 番	大 賀 慶 一 君
4 番	岡 崎 俊 裕 君
5 番	水 上 彰 澄 君
6 番	東 英 俊 君
7 番	東 裕 人 君
8 番	泉 田 栄一朗 君
9 番	森 清 孝 君
10 番	中 原 繁 君
11 番	樋 口 正 博 君
12 番	二ノ文 伸 元 君
13 番	中 山 繁 雄 君
14 番	怒留湯 健 蓉 さん
15 番	坂 本 昭 信 君
16 番	隈 部 忠 宗 君
17 番	葛 原 勇次郎 君
18 番	木 下 雄 二 君
19 番	坂 井 正 次 君
20 番	森 隆 博 君
21 番	山 瀬 義 也 君
22 番	境 和 則 君

23番 北田 彰 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	永 田 明 紘 君
総 務 部 長	石 原 公 久 君
企 画 部 長	谷 口 誠 君
市 民 部 長	宮 本 啓 一 君
経 済 部 長	岩 下 義 人 君
建 設 部 長	中 原 純 一 君
七城総合支所長	赤 星 和 範 君
旭志総合支所長	山 田 憲 章 君
泗水総合支所長	春 木 義 臣 君
財 政 課 長	松 岡 千 利 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田 代 武 則 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	井 野 英 利 君
農業委員会事務局長	齋 藤 誠 君
水 道 局 長	安 武 昭 二 君
監 査 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係	荒 木 崇 之 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

午前9時58分 開議

○議長（山瀬義也君） 着席はされましたね。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） おはようございます。

本日から7月になりました。一般質問、本日3日目ですが、よろしくお願いします。

先般、通告をいたしました本市の活性化について、2番目に農業の活性化について、3番目に子育て支援について質問をいたします。

今回は、口蹄疫対策関係について8名、子宮頸がん予防接種について3名の方が質問がありました。重複をなるべく避けたいと思います。

まず、本市の活性化について質問をいたします。

今までは地域間競争の時代であったと思います。これからは、地域の特性を生かした地域間の連携が必要ではないかと思っています。城北地域における地域間連携はどのように行われているか、質問をしたいと思っています。特に地域間の連携では、経済、文化、観光、教育と、地域の連携を行うことが大切ではないかと思っています。熊本県における本市の位置づけはどうあるべきか、どう発展すべきであるか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

2番目に、その中で、特に城北地域の中で、どう地域間の連携を図りながら本市の活性化を行う考えであるか、お伺いをしたいと思います。

3番目に、交通アクセスが地域の発展に大きく影響すると思いますが、熊本空港から菊池まで、あるいは新幹線開通後の玉名、山鹿、菊池、阿蘇についての交通体系はどのように行われるか、お伺いをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） おはようございます。

限部議員のご質問にお答えいたします。

近年、県北地域の自治体は、特に観光、文化、地域交通といった地域間競争の時代から、連携した取り組みを深めていく時期へと移行しております。地域間連携と活性化につきましては、その活動の一つといたしまして、歴史公園鞠智城の国営公園化を目指した取り組みを、県、山鹿市と共同で推進しております。鞠智城の年間入場者は約11万人に上っており、国内外の修学旅行生や観光客の誘致に大きく貢献できるものと期待しております。

また、九州新幹線が平成23年3月に全線開通いたしますので、県北地域で連携し、利用客などにもアピールできるよう、文化、史跡等を紹介した観光パンフレットの作成などにも取り組んでおります。

このほか、県北の観光協会、温泉組合、民間団体等で設立されました菊池川温泉郷づくり協議会に参加するなど、今後の城北地域の活性化のため、さまざまな連携活動に協力、支援をしてまいります。

次に、熊本空港から菊池までの公共交通につきましては、生活交通路線として、本市からJR肥後大津駅までの2路線がございます。JR肥後大津駅から空港間は関係団体が検討を行ってまいりましたが、県が本年10月から来年3月までシャトルバスを試験運行することになっております。今後は、空港とのアクセスにつきましては、空港シャトルバスの動向及び合併前に実施しておりました事前予約制による乗り合いタクシー方式など、利用者の利便性や市の財政負担などの状況を踏まえながら考えてまいります。

次に、九州新幹線開通後の城北地域の交通体系についてでございますが、路線バスは、現在、玉名から山鹿間、山鹿から菊池間にそれぞれ2路線がありますが、いずれも利用者が少なく、運行赤字が出ている状況であり、また菊池から阿蘇までの間は直接結ぶバス路線はございません。

このような状況と、熊本駅から菊池間のバス路線は運行欠損がなく、補助を出していないこと、1日50本近く運行していること、熊本駅、玉名駅の新幹線運行ダイヤの発表がことしの12月以降になるなど大幅におくれていますので、各交通事業者及び関係自治体の対応も定まっていないことなどから、当面は熊本駅とのアクセス整備を軸に進めていくべきではないかと考えております。

新幹線運行ダイヤの発表がおくれていることで、いろいろな事業計画等が立てにくい状況ではございますが、県や県北自治体及び交通事業者と情報を共有しながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。

限部議員のご質問の中に、城北地域におきます地域間が、今まで競争という原理に基づいて頑張ってきたけれども、今後はその地域の特性を生かしながら、地域連携というものを深めていくべきではないかといったお尋ねであろうかと思えます。

今、熊本県央を見ておきますと、県政というものにつきましては、ご案内のとおり、今、184万人の人口を要している熊本県であります。そういった中で、以前におきましては、市町村合併が進む前には、おおむね60万、60万、60万ということで、180万人の人口がちょうど県央の熊本市、そして県南、県北と、このように分かれて人口分布があったと思います。しかし、今、行政体の変化、統合によりまして、この菊池を中心といたします県北は人口がふえていたということで、それは少しずつバランスが崩れかかっておったわけではありますが、市町村合併によりまして、県央であります、いわばこの政令都市を目指す熊本市のほうに植木町などが合併をいたしまして、中央部が膨らんでいく形になっております。そして、この県北であります植木町等の3万余が熊本市に合併したということ等も含めまして、県北のほうは人口が、幾分県北、県南とのバランスが崩れつつあるという状況だと思えます。

しかし、実質的な今の人口の増加というものから見ますれば、県北がはるかに人口増加率が高いということでもありますので、またいずれバランスが保たれると思いますが、申し上げたいのは、やはりこの地域連携という中におきまして、最も身近な、近接します、お隣であります熊本市というものが我々の連携軸の中の大きなものでなければならないのではないかなと、こういった見方をしているところであります。

そういった中におきまして、熊本市が政令都市になり、そして新幹線が来て、そしてお隣は世界の阿蘇というような、大変知名度の高いものをお隣に持っておるということは、我々が考えでは、この菊池の庭先に阿蘇山があるといった思いで連携を深めていけばいいんじゃないかなと、こういった思いもするところであります。

今、農業の粗生産高、あるいはまた製造品出荷高等を見ていまして、農業はご案内のとおり、八代地域と菊池地域は常に1位を争っている状況下にありますし、製造品出荷高におきましても商品販売高におきましても、県下におきましては4番手ということでありまして、農・商・工、まさにこのバランスのとれた都市構造に今なっていると、このように思っているところであります。

これから、商業とか林業、さらには観光、歴史、そういったものを中心といたしまして、県北におきますところの菊池市は中心的な一つの大きな役割を担っていくべきであろうと、こういうふうに思います。県北におきますそれぞれの都市が、経済、文化、歴史、観光、教育などにそれぞれの持つ特色を生かしながら、地域の活性化につなげていかなければならないと。さらなる価値を高めていくための努力をしているところであります。

そういう中で、ご指摘のとおり、県北の中心的な役割を持つ菊池市といたしましては、周囲の関係市と連携をさらに深めながら、今、部長が申し上げますようなさまざまな組織団体をつくって、そして連携を深めていっているところでございますが、さらにその深まりをまたもっともっと厚いものに、お互いの信頼を勝ち得るような、そういう状況の中で共存共栄の道をたどっていければなと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） ただいま菊池市は県北の中心的な役割を担わなければならないというふうな市長のご発言でございました。また、交通アクセスが地域の発展に大きく影響すると思われますので、今後も努力をお願いをいたします。

次に、本市における地域の活性化はどのように行われているか。ただいまは県全体から見た活性化でございましたけれども、次に菊池、本市内における地域の活性化、それから地域間の交流はどのように行われているか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） まず、私のほうから本市の活性化につきましてお答えをいたします。

本市における地域の活性化につきましては、本市の三つのまちづくりの目標であります豊かな自然環境を基盤とした歴史、文化、生きがいのあるまちづくり、豊かな自然環境を生かした農林水産業、観光業、商工業を主軸とした活用力のあるまちづくり、豊かな自然環境に包まれた快適で安心できる生活空間を創造する優しさのあるまちづくりを推進するために、市民参加のまちづくり、連携交流の促進、生涯学習の推進、産業の振興、都市基盤の整備、自然環境の保全と活用など、さまざまな施策を実施しております。その中で、地域の活性化対策としまして、コミュニティ助成事業と地域づくり推進事業に取り組んでおります。

まず、コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターの助成金を活用するもので、市民の皆さんが自主的に行うコミュニティーの活動の促進を図り、地域の

連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的としております。

また、地域づくり推進事業は、市民の皆さんがみずから考え、みずから実践する地域づくりを推進することを目的としており、地域づくり施設整備事業、地域づくり活動事業、人材育成事業、菊池遺産の保護及び活用に関する事業の四つがございます。

この中の菊池遺産の保護及び活用に関する事業につきましては、昨年度から実施している事業でございます。この事業は、本市の自然や歴史及び伝統文化に育まれた地域資源を将来にわたって継承をしていくべきものとして認定し、市民とともに、その保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を創造し、発展に寄与することを目的としております。市といたしましては、このような各種事業を活用して、各地域が活発な活動ができるよう、区長文書、広報紙などを通じて事業の周知に努めております。

次に、事業の実績でございますが、コミュニティ助成事業につきましては、平成20年度、21年度の2カ年で屋外ワイヤレス放送システム整備、遊具施設整備、テント、いす、テーブルといった備品整備、コミュニティーセンター建設など、13団体で3,890万円の助成金の決定を受け、事業を実施しております。地域の連帯感に基づく自治意識の高揚、コミュニティ活動の促進が図られておると考えております。

次に、地域づくり推進事業につきましては、平成20年度、21年度の2カ年で区の掲示板等の設置や区の夏祭り等の行事に関する各種活動など、60件の事業につきまして1,191万2,000円を交付し、地域の方々がみずから考え、みずから実践する地域づくりを推進することにより、地域の皆さんで支え合う社会の形成、地域の活性化につながっていると考えております。

菊池遺産の保護及び活用に関する事業につきましては、本年5月に菊池一族関連の史跡、地域の大木や地蔵菩薩、伝統料理など、各地区から推薦のありました29件につきまして、菊池遺産として認定をいたしました。今後、地域の皆さんとともに、地区のシンボルとして地域振興のための活用を図ってまいります。

最後に、平成22年度の応募状況でございますが、コミュニティ助成事業につきましては、屋外ワイヤレス放送システム、公園遊具整備、テント、軽スポーツ用具等といった備品整備など、既に8件の事業に対して1,400万円の助成金の決定を受け、現在、事業を実施しております。

次に、地域づくり推進事業につきましては、現在、区の掲示板、遊具等の設置や祭り、スポーツ大会等、都市と農村の交流事業など、25件、315万9,000円の補助申請があつておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私のほうから、スポーツ、文化、教育を通した地域間交流についてお答えをしたいと思います。

まず、スポーツに関して申し上げます。

本市のスポーツを通した地域間交流や活性化の成果については、大きく四つの点が考えられると思います。

まず、1点目であります。菊池市内の各スポーツ競技団体の一本化として、平成18年4月に合併後の菊池市体育協会を組織しています。1市2町1村の各種目協会が一本化することにより組織されたものであり、現在、26種目協会が加盟し、構成委員4,236名で組織されています。このように各種目協会が一本化されたことに伴い、各種目において、スポーツを通した地域間交流が行われています。例えばグラウンドゴルフ協会では、会員800名で組織され、各地域での大会等を通した地域間交流が盛んに行われております。

2点目に、小学校ソフトボール大会の開催です。これは合併後の菊池市内の全小学校を対象に募集を行い開催しているもので、本年度で第5回目となります。

3点目に、市民スポレク祭の開催です。これは合併後に始まった事業で、軽スポーツの普及とスポーツレクリエーションの祭典として、毎年、輪番制にして各地域で開催しています。

4点目に、市民体育祭の開催です。平成20年度には、市全域を対象として、第1回菊池市民体育祭を菊池市多目的グラウンドで開催しました。

このように、スポーツを通した地域間交流では、各種競技団体の一本化や各種イベントの開催が挙げられ、成果については市民同士お互いの親睦と融和が図られてきていると思います。

次に、生涯学習関連では、毎年、生涯学習フェスティバルや文化祭により、市民の文化交流を行っています。そのほか、青少年を中心とした地域間交流として、調理やものづくりなどを行います土曜体験教室、青少年育成キャンプ、さらに地域ふるさとカルタ大会、わんぱく広場など、全小学校児童に呼びかけるとともに、各種ボランティアグループや高校生ボランティアの協力を得て、さまざまな交流を行い、親睦と融和が図られておるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 本市の活性化の一つは、住民の協働によるまちづくり、住民と行政の協働によるまちづくりではないかと思っております。211の行政区の住民が地域の課題を発見して、地域力を高めていくことが大切ではないかと思っております。今、ご紹介いただきましたようなさまざまな地域間の交流が行われることによって、本市の活性化が図られると思っております。

続きまして、生涯学習は、私たちが生涯にわたって学習する機会をつくっていただく大切な事業であります。本年は、すばらしい生涯学習講座のご案内のパンフレットをつくっていただきました。この生涯学習を通じて、本市の活性化がどのように行われているか、お伺いをいたします。

また、主催講座、自主講座、出前講座について、年度別利用状況をお伺いをいたします。だんだん講座数も多くなり、利用者も多くなって予約がとれない、特に中央公民館は部屋数も少なく、3階まで上がるのが大変であるとの苦情も聞きます。なるべく多くの方々が自由に学習する機会をつくってほしいと思います。どのような対策が考えられるか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、パンフの紹介をいただきました。これからも、できるだけ市民の皆様にはわかりやすいように編集してお知らせしていきたいと思っております。

生涯学習を通じての市の活性化ですけれども、各種講座を受講された方が学習した成果を社会に還元することにより、地域における指導者として、あるいはボランティア活動に活用できるような仕組みを取り入れる必要があると考えております。実際、昨年度は講座受講終了後、傾聴ボランティアやヨーガボランティアの方々は、ボランティア登録を行い、老人ホームや自治公民館等でのボランティア活動を実施され、生涯学習の成果を地域に還元されております。このように、今後とも講座受講後は地域社会に役立つような生涯学習の体制を構築していく必要があると思えます。そして、それが生涯学習を通じた市の活性化へつながると考えます。

次に、公民館4館における主催講座ですが、20年度の実績は44講座を実施しまして1,261名の受講者がありました。21年度は42講座、1,171名の受講者、22年度は、前期分だけですが、36講座の970名の方が受講されております。

自主講座については、主に公民館を拠点に自主的に活動されている団体で、20年度は24講座の269名、21年度は26講座の276名、22年度は24講座の289名と、年々増加している状況です。

出前講座におきましては、市民の方の要望に市職員が自治公民館などに直接出向

き、各種制度についての説明や介護予防あるいは健康増進などについてお話をするものです。平成20年度が56回開催で1,739名、平成21年度が48回開催で1,687名、平成22年度は、現時点で10回開催し、476名の参加がっております。最近の傾向は、健康、福祉、介護予防に関する受講希望が多いようです。

次に、市民の方が利用したいときに公民館等の会議室が空いていないという議員さんからのお尋ねですが、講座数や利用数の多い中央公民館につきましては、毎月月初めに文化協会や自主講座の一斉申し込み受付を行っております。公民館の利用は予約申し込みによる方法を行っているため、後日に申し込みをされる方や利用直前に申し込みをされる方には、利用したいときに会議室があいていないことがあると考えられます。したがって、公民館を利用されるときは事前に利用の予約をしていただくことをお願い申し上げます。

最後に、3階まで上がるのが大変であるということについてでございますが、中央公民館は、ご存じのように昭和48年に建設され、老朽化もかなり進んでおります。3階まで上がるためには、エレベーター等の設置が考えられますが、構造上、設置が困難でありまして、また多額の改修費用が必要となると考えられますので、現在の施設において利用をお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 多くの方が生涯にわたって生き生きと学習する機会をこれからもつくっていただきたいと思います。

2番目に、農業の活性化について伺いをいたします。

本市における口蹄疫対策について伺います。

首相は衆議院本会議の所信表明に対する代表質問で、宮崎県の口蹄疫につきまして、国家的危機とも言える課題だ、感染拡大の防止に向け、政府一丸となって全力を挙げると述べられました。6月16日には、新たに国富町で発生、5市6町にも及んでおります。

県の対応、市の対応について伺いをします。

2番目に、農業団体、農家、市民への指導はどのように行っているか、また企業団体への指導について伺いをいたします。

3番目に、これから梅雨期に入りますが、また梅雨期とともに、最も家畜にとって厳しい環境になりますが、発生した場合の緊急対応はできているか、伺いをいたします。

また、畜産農家の経済的支援についてお伺いをいたします。

繁殖農家、育成農家にありましては、市場閉鎖による収入源、肥育農家におきましては、もと牛の導入ができない。また、養豚農家につきましては母豚の導入ができない。酪農家では子牛の販売ができないと、いろんな問題が生じております。また、消毒液等、経済的支援が必要であるが、どう対応するか、お伺いをいたします。

以上の質問につきましては、通告の3番目に森 隆博議員が、4番目の坂本議員、6番目の泉田議員、8番目の水上議員、9番目の葛原議員から質問がありまして、答弁をいただいておりますので、省かせていただきます。

えびの新聞の6月5日付と6月18日付の新聞で、口蹄疫に備え、EMの活用するという題の見出しが出ておりました。外敵に強い農業へ、EM活用で病原菌を寄せつけない農業を目指せ、それから微生物の働きでウイルスを寄せつけない環境づくりと健康な家畜を育てる方法についての取材記事が載っておりました。提言の中でも、特に10年前、台湾で起こった口蹄疫の大流行の際に、EM菌を活用していた養豚場は1頭の被害もなかったそうですけれども、その地域が全部殺処分しなければならぬということで、非常に悲痛な思いをされたということが載っておりましたけれども、EM菌に対する対策についてどう思われるか、所信をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） おはようございます。

限部議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

口蹄疫に対するEM菌対策についてどう思われるかということでございますが、有用微生物EM菌を活用した技術につきましては、減農薬、減化学肥料栽培、あるいは家畜のふん尿等の臭気対策、それから水質浄化対策等、さまざまな分野に活用されていることはよく聞き及んでいるところでございます。

ただ、市としましては、現在、国・県の指導に基づいた予防、防疫資材による対策を実施してきたところでございますので、ただいまご紹介いただきました有効と考えられる対策につきましては、畜産農家の皆様の判断に委ねたいということで考えております。今後は、市、農家、関係団体全体でさまざまな対策を講じながら、口蹄疫の侵入防止に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 限部忠宗君。

[登壇]

○16番（限部忠宗君） 口蹄疫対策で最も恐ろしいのが気の緩みではないかと思いま

す。沈静化傾向にあります今こそ、消毒を徹底する必要があるのではないかと思います。今回、菊池の夏の祭典でありました夏祭りも市民の皆様方のご理解で中止になりました。市民のご理解という、農工商連携の一つだと思います。やっぱりお互いに助け合いながら、本市の発展を図らなければならないと思った次第でございます。

次に、農道の整備についてご質問をいたします。

農道の整備は、本市農業の活性化にとって重要な課題の一つであると思います。3月定例会におきまして、中山間地の農道整備について質問がございました。平たん地域におきましても、特に今回の口蹄疫の問題で感じましたことは、大型の畜産農家が集落を離れて畜舎をつくっておられますけれども、未整備のところが多く見受けられます。畜産環境をよくする上からも、農道の整備は必要ではないかと思っております。

今、現物支給という制度がございますけれども、高齢化が進む中で、なかなか現物支給では困難なところも多く見受けられます。調査を行って、早急な対応をお願いしたいと思います。お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 限部議員さんの農道の整備についてということでご質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

農業の形態が多様化する中で、農業の活性化、農業機械の有効利用を行うためには、農道の整備は大変重要であると考えております。現在までに市が管理を行っております農道の整備状況につきましては、全体延長約114キロメートルのうち、舗装済み延長が約63キロメートル、整備率が54.7％であります。まだまだ整備がおくれている状況と認識をしております。また、中山間地域では、市管理農道以外の地元管理の農道が大半を占めておりまして、未舗装の箇所も多いのが現状でございます。

現予算の中での農道整備に係る工事請負予算のほとんどが農道の維持管理費でございます。そのようなことから、少ない予算で施工可能である原材料支給での農道舗装を行うことが、より効率的であるにとらえております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、平たん地におきましても高齢化が進む中で、原材料支給により整備が困難な地区もあることから、今後は状況を調査しながら、補助事業等を含め、請負施行の必要性などを考慮しながら整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 3番目の質問に移りたいと思います。

子育て支援につきましてお伺いをいたします。

まず1番目に、予防ワクチン接種はどのように行われているか、定期、任意に分けてまして、現状をお伺いをいたします。

また、現在問題になっております細菌性髄膜炎を引き起こします肺炎球菌予防ワクチンについて、病気の発生状況、予防ワクチンの効果、対象者、価格等をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 隈部議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、本市の予防接種事業につきましてご説明をさせていただきたいと思っています。

予防接種法に基づきました定期の予防接種といたしまして、子どもに対しては三種混合、これはジフテリアと百日ぜきと破傷風でございます。それから、二種混合、これはジフテリアと破傷風でございます。それからMR、これは麻疹と風疹でございます。それと、日本脳炎、BCG、ポリオも実施をいたしております。

接種方法といたしましては、ポリオは集団接種を行っておりまして、その他の予防接種は市が委託しました医療機関で個別に接種を行っております。費用につきましては、全額公費で助成をいたしておりまして、保護者の負担はございません。

なお、平成21年度の接種率は約95%となっております。

また、大人に対しましては、定期の予防接種といたしまして、満60歳から64歳までで、心臓や、また腎臓、また呼吸器に重い病気のある方と、満65歳以上の方を対象といたしまして、季節性のインフルエンザを実施をいたしております。これに関しましては、費用が、接種料が3,100円かかりますけれども、そのうち2,100円を助成をいたしております。平成21年度の接種率は51%となっているところでございます。

また、任意の予防接種といたしまして、満3歳から64歳の方に対して、季節性のインフルエンザを実施をいたしております。接種料3,100円のうちで1,600円を助成をいたしております。平成21年度の接種者数は延べで1万157人となっているところでございます。

さらに、平成21年度、22年度につきましては、新型のインフルエンザの予防接種を実施いたしております。費用につきましては、生活保護世帯の場合は接種料

を3,600円を全額公費で助成をいたしておりまして、そのほかの世帯は2,600円を助成をいたしております。接種者数は延べ1万913人となっております。

次に、肺炎球菌についてでございますけれども、この菌は子どもの多くが鼻の奥に持っておりまして、細菌性髄膜炎などの病気を引き起こすと言われております。細菌性髄膜炎の発生頻度は、5歳未満の小児10万人当たり2.9人とされております。国内での発生は年間約200人と言われております。小児用肺炎球菌のワクチンを接種することによりまして、これらの病気を減らすことはできると考えております。

ワクチンの接種対象者につきましては、通常0歳児でありまして、4回の接種が必要となります。1回の接種費用を1万円と仮定いたしますと、年間の経費は約1,680万円が必要となります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○16番（隈部忠宗君） 各地で細菌性髄膜炎を引き起こします肺炎球菌予防ワクチンの補助について、各市町村が取り組んでおりますけれども、これについてはご検討をお願いしたいと思います。

子宮頸がん予防接種につきましては、昨日、泉田議員の質問で答弁がありました。これにつきましても、美里町、芦北、玉東、小国等の町村が助成をしておりますけれども、本市としても前向きな取り組みをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間休憩いたします。

○

休憩 午前10時41分

開議 午前10時51分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 皆さん、こんにちは。

先般の市議会議員選挙によりまして、市民の皆様のご信任によりまして、初めて当選をさせていただきました大賀慶一でございます。新人らしく、議会に新風を吹き込むつもりで頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず初めに、旭志新明高永地区にあります民間所有の小学校跡地について質問をいたしたいと思います。

この土地は、もともと旭志村立新明小学校の跡地でありまして、ほぼ区の中心部に位置しております。そういうことで、非常に地域住民につきましても愛着のある土地でございまして、約8反ほどの面積がございます。昭和43年ごろに旧旭志村が紡績工場を誘致いたしまして、この会社に売却をいたしております。その後、工場も閉鎖され、所有者も転々と変わっておりますので、今後、だれが所有するのか、何ができるのか、現在、非常に地域住民は不安に思っている状況でございます。

そこで、今までの経緯と現況につきまして、ご質問をいたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） お尋ねの元新明小学校跡地の経緯につきまして答弁させていただきます。

昭和42年度まで新明小学校として旧旭志村が管理運営してきましたけれども、当時の四つの旭志管内の小学校の統合によりまして、昭和42年度末に新しく旭志小学校を妻越地区に建設をいたしました。廃校になった4小学校につきましては、優良企業の誘致を推進したしまして、それぞれの小学校跡地にそれぞれ企業が立地いたしました。この旧新明小学校跡地には、愛知県の都築紡績株式会社を誘致したところであります。1年後には、この会社の子会社であります旭羊毛株式会社が経営を引き継ぎまして長く事業を展開され、地元からも多くの方が雇用されまして、活気ある企業であったと思っております。しかし、紡績業界も厳しい時代を迎えまして、平成8年末に旭羊毛株式会社が経営を断念されたところでございます。

また、その後に都築紡績株式会社が再度買い取り、数年間経営をされましたけれども長くは続きませんで、平成17年以降は企業の活動も停止となりました。その後は、有料の老人ホームを計画されてきた事業者もございましたけれども、最終的にはその計画も流れてしまったところでございます。

現在は、所有者だけが転々と変更になっておりまして、何の事業も行われていない放置の状態であるということでございます。

以上、経緯につきましてお答えをさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは、再質問をいたします。

現在、菊池市の人口は年々減少をいたしております。今後、市の人口の流出を防ぐとともに、市外からの人々の流入を図るためには、企業の誘致はもちろんのこと

でございますが、私は一つの方法といたしまして、菜園つき住宅の建設が必要ではないかと考えております。

近年、人々の健康志向や食の安全面などにおいても、自分の農園で野菜や穀物などを生産することは、都市部、農村部に限らず、非常に関心が高まっております。また、菜園つき住宅につきましては、全国的にも割合少なく、話題性もあると思いますし、マスコミ等にも取り上げられて、菊池市のPRにも大いに役立つものと考えております。また、この場所を起点に都市と農村の交流もでき、農業への理解も深まると思っております。十分に費用対効果も高いと思いますが、そこでぜひとも市が取得して、菜園つき住宅の建設の考えはないかということを質問いたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 市営住宅をつくる計画とはという質問でございます。本市では住宅マスタープランにより住宅に関する施策の方針を掲げまして、それに従い、菊池市の環境に適した住環境の確保に現在努めているところでございます。空き家情報の提供やアスベスト対策補助、耐震対策など、生活形態の変化、それから災害に対する対策、町なか居住への誘導など、市民の住環境の確保への支援に現在取り組んでおります。

現在、菊池市では公営住宅30団地、1,200戸の管理を行っております。既に老朽化した既存の公営住宅を多く抱えており、その改修や建てかえを急ぐ必要がございます。菊池市において、全世帯数に対する公営住宅戸数の割合は、熊本県の平均割合を超えておりまして、また少子高齢化が進む中、人口減少が予測され、さらに民間の賃貸住宅の空き家も多くあり、これ以上の新たな公営住宅の増設は難しいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 新たな住宅の建設につきましては難しいということでございますが、このことにつきましては、今後も機会を見まして質問をいたしたいと思えます。

それから、再々質問でございますが、当面の課題といたしまして、この土地の現在の状況が、雑草が伸び放題でございまして、防犯上も大変危惧するところがあります。また、周囲を取り巻くコンクリート製の塀が一部破損していますので、地震や台風が発生すれば、隣接します県道や市道に倒壊するおそれがあります。非常に

危険な状態にあると思います。

また、冒頭にも述べましたように、この地は地域住民にとりましても非常に愛着のある土地でございますので、今後、業者に対しまして、この土地の管理につきまして指導をしていく考えはないか、また市長に現地を見ていただく考えはないか、この２点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 塀垣の安全管理についてということでございますが、当該地の北側には県道原植木線、東側には市道高永村中線が平行していますが、塀垣は基礎部分が石積み、その上にコンクリート柱を建て込み、間にコンクリート板を設置した構造であります。私有地であるため、敷地内部から詳細な確認ができないものの、道路敷地から現状を確認しましたところ、コンクリートの壊れが一部ありますが、全体的には安定していると思受けられます。構造計算上で安全であるかどうかは判定できませんが、近隣のブロック塀も同様に石積みの上に空洞ブロックを立てた構造となっているため、道路管理者として現段階では当該箇所のみを管理指導することはできないものと判断します。

今後は、道路パトロールとあわせて状況を監視しながら、はがれ、崩壊等、異常兆候の早期発見に努め、そのような状況が確認できた場合には、適切な指導を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 旧旭志新明小学校の跡地について、現地を見る考えはないかということでございますが、よくあそこの場所は通っておりまして、たしか東側のほうに市道が走り、そして北側のほうに県道が走っていると。今、ご指摘のところにつきましては、北側のほうの県道に隣接したところの場所かなと思っております。担当のほうから図面を広げまして見させていただいておりますので、概況についてはわかります。

ただ、部長答弁にありましたように、あくまでも私有財産であるということでもありますので、もう至るところに朽ち果てようとしている建物があったり、構造物があったり、市内各地にはあります。そこにつきましては、やっぱり市の行政がやるべきことと、個人財産として保護をしていかなければならない個人の責務というものがあるかと思います。個人がやるべきことについては、行政はそれを監視しながら、指導、監督、助言を行うということでございまして、所有者に対しまして、

歩道を通る人たち、道路を通る人たち、車、そういったものが危険というふうに予知されるものについては、所有者に対して適切な助言をしていくということで指導していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現地につきましては、そちらの方向に行く際においてはまた見たいと思いますが、民地に立ち入ることもできませんので、外から眺めるだけの程度になるのではないかなと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、女子児童生徒に対する子宮頸がんワクチンの接種につきましてお伺いしたいと思います。

この点につきましては、昨日の泉田議員あるいは先ほどの隈部議員から質問がありましたので、私は、市民部長からは接種をしないというような答えでありましたが、既に世界100カ国以上で使用されておりまして、発がん性ウイルスを長期にわたって子どもから守ることができまして、唯一予防可能なワクチンでございます。そこで、本市の将来を担う子どもたちの命を守るという観点から、いま一度ワクチン接種について、市長にお考えを伺いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 市長にということでございますけども、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、議員申されましたように、この件に関しましては、昨日、泉田議員にもお答えいたしておりますし、先ほど、隈部議員のほうからもご要望がっております。重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

議員が申されますように、この子宮頸がんワクチンにつきましては、発がん性のヒトパピローマウイルスの中で子宮頸がんの約70%を占めます16型と18型に有効とされているところでございます。また、子宮頸がんは検診が大変有効でございまして、がんになる前の状態で早く発見すれば、がんによる死亡者を減少させることができると言われているところでございます。

各種のがん予防対策としましては、若いうちからの健康意識の高揚も大変重要なことですので、子宮がんに対しましては予防対策に重点を置き、検診受診率の向上、また思春期教育等の関係機関と連携した市民への啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

そういうことから、昨日、泉田議員のほうにもお答えしましたが、現時点での公

費助成は考えていないところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま部長が答弁をいたしましたけれども、予防策といたしまして、この子宮頸がん検診、あるいは子宮がんの検診というものの受診率を高めるために、市民の皆様方に対しまして啓発に積極的に取り組んでいきたいと、このように思いますので、現在の時点におきましては、公費の助成につきましては考えておりません。

ただ、今議会におきましては、ご案内のとおり多くの方々、多数の議員の皆さん方からの質問をいただいておりますので、今後、ワクチンの効果がどうなのか、あるいはまたいろいろと心配される向きも全くないわけではありません。そういったことを含めまして、国やほかの自治体、団体等の動向、また全体的な予防接種の取り組みの中で、ただいま紹介もしておりましたように、財政的なこの負担というのが大変大きくなってまいりますので、こういった面も考慮をしながら検討をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 今、市長から前向きに検討してみたいというお話でございましたので、ぜひとも他市町村の現況を見ながら、財政面も非常に大変でございましょうが、ぜひともこの子宮頸がんから子どもの命を守るという観点で実現していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次に、口蹄疫のことについてお伺いをいたしたいと思います。

このことは、先ほど来、数名の同僚の皆様から質問をいただいておりますので、私は埋却地のみに選定を絞り、質問をいたしたいと思います。

口蹄疫の広がりを防ぐためには、殺処分して埋却するのがいかに大切かということが最大のポイントと言われております。

そこで、まず埋却地の選定に当たって、その条件についてどんなことを考慮するのかという条件につきましてお伺いしたいと思います。

2番目に、その条件を踏まえて、本市管内での埋却地の選定状況はどうなっているのか、この2点につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 大賀議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

坂本昭信議員さんにも答弁をいたしておりますが、今回、宮崎県の口蹄疫発生につきまして、初動対応のおくれと埋却場所選定のおくれが、感染が拡大した原因であるということで指摘をされております。

口蹄疫は家畜伝染病予防法の中の法定伝染病の一つでありまして、国・県が主体となって対応することになっており、市はその指揮下に入ることになります。埋却場所の選定に当たりましては、原則、感染拡大をするため、畜舎の隣接地で畜産農家の所有地を提示することになります。

埋却場所につきましては、所有者、関係者——関係者としましては県廃棄物対策課、生活衛生課、保健所、市等でございますが、関係者及び地域住民の方々と事前に協議するとなっております。人家が密集している場所や飲料水が汚染されるおそれのある場所は除くことになっております。また、地下水との関係、4メートル程度の掘削が可能であること、埋却後3年以上掘り返される可能性がないこと、臭気対策ができること、掘削、埋却用の機械の搬入が容易であること等の条件があります。その上で、埋却地が決定されるものであります。畜産農家に条件に合った土地がない場合は、畜産農家、国、県、市で協議を重ね、速やかに埋却地を選定することになります。

市といたしましても、畜産農家の方々に口蹄疫発生時、家畜埋却場所等の調査を行っておりまして、埋却候補地等についての情報収集を行いながら、万が一発生した場合に備えてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 先日の新聞報道にもありましたように、今後、国は畜産を営むには埋却地を義務化するという方向で検討しているようでございます。それだけその埋却処分をするということがいかに重要であるかということでございます。ただいま、るるお聞きしまして、市の考えはわかりました。大変スピーディーに対応するというのが一番問題でございます。

そこで、非常に、また先ほどのお話を伺いますと、条件をクリアするというのが、たくさんの条件があると思いますので、大変埋却地選定に当たっては難しい問題もあるかと思いますが、万が一発生した場合、例えば市がその土地を取得するとか、そういう考えはございませんでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 再質問にお答えしたいと思います。

埋却地につきましては、先ほども言いましたように、畜産農家の方々に埋却場所につきましての、自分で自分の土地に持っとるかというようなことで調査をしております。ただ、埋却地を持たない農家の方々についての埋却地、それを市で買収するかというようなことですが、今現在、国が今度法令化するようでございますし、その動向を見ながら、今後検討していきたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○3番（大賀慶一君） 埋却地につきましては、大変地域の住民、畜産農家の方々、非常に心配しておられます。ぜひともスピーディーに対応をお願いしたいと思います。

このまま口蹄疫が終了することをお祈りしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は、菊池市中小企業振興基本条例についてお尋ねをいたします。

この条例は、皆さんもご存じのとおり、平成20年3月議会において、議員提出議案として全員一致で可決をした条例であります。産業版の地産地消を実現するため、行政がみずから先頭に立ち、その範を示すための条例であり、熊本県の市町村では、この菊池市が初めて制定をしたと記憶をしております。

当時の北田議長を中心としまして、議会運営委員会で条例の骨格をつくり、詳細については、全員協議会でも多くの意見を聞きながら、議会全体で取り組みをいたしました。当時、私も議会運営委員会に所属をしておりましたので、市内業者の定義または出張所の取り扱い、営業実態調査の義務、確認を初め、幾多の激論を行った記憶がございます。

条例施行以来2年、日本経済は悪化の一途をたどる中、菊池市の中小企業にどのようにこの条例が生かされているのか、確認の意味も込めて五つの点についてお伺いをいたします。

まず、1点目です。第1条、目的ですね。条例には、この条例は菊池市の発展を支えてきた中小企業の役割の重要性にかんがみ、地域の中小企業の実態調査を行い、その振興について基本となる事項を定め、中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展を促進することにより中小企業の振興を図り、もって活力ある地域社会の実現を図ることを目的とするというふうにうたわれておりますが、この目的に対して、執

行部としての基本理念をどのように考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

2点目、基本施策についてであります。

基本施策については、1項、2項あるんですが、中小企業の経営基盤の安定強化に対する施策、人材育成及び雇用の安定に関する施策、情報の収集及び提供に関する施策、資金調達の円滑化に関する施策、その他市長が必要と認める施策であります。

第2項については、市の発注する工事、業務委託、物品の購入に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。2番目には、中小企業者が製造または加工した物品、及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。3番目が、経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。4番目に、基本的施策を実施するために必要な財源上の措置を講ずるよう努めることというふうになっておりますが、主な施策と取り組みの状況を示していただきたいと思います。

第5条、これは市の責務についてであります。この市の責務についての対応はどのようななされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

4点目、第6条、中小企業の努力における、ここにも3項うたっておりますが、菊池市としての指導体制をどのように行われておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

5点目、第7条、市民の理解と協力について、菊池市として取り組んでいることは何か、以上5点の点について、できるだけこの中小企業基本条例のみお聞きをいたしますので、できるだけ具体的に、施策も含めてご回答をお願いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 樋口議員より、中小企業振興基本条例に関しまして5項目の質問がございましたので、順を追ってお答え申し上げます。

最初の質問でございます第1条の基本理念に対しての考え方につきましては、中小企業者の育成及び健全な発展を促進することが目的達成のための手段であり、本市の活性化並びに発展に寄与することが目的であると考えております。したがって、市が発注する公共工事や物品の購入など、極力地元企業での対応や発注機会の増大に努めているところでございます。

2番目の質問であります第4条、基本的施策につきましては、主な施策と取り組み状況についてお答え申し上げます。

第4条第1項第1号の中小企業の経営基盤の安定強化に関する施策では、中小企業近代化等資金利子補給補助事業、中小企業信用保証料補助事業、菊池市工場設置奨励条例に伴う適用工場の指定による固定資産税の課税免除などを行っております。

第2号の中小企業の人材育成、雇用の安定に関する施策では、中小企業後継者育成対策事業において、後継者の新規就業並びに結婚の際に助成を行ったり、勤労者生活安定資金融資制度事業などが挙げられます。

第3号の中小企業に関する情報の収集及び提供に関する施策では、時期をとらえて市の広報やホームページ等を活用した情報提供を行っているところであります。

第4号の中小企業の資金調達の円滑化に関する施策では、中小企業経営安定資金融資事業、中小企業小口資金保証制度事業、中小企業無担保無保証人融資事業、セーフティネット保証制度の認定等を行っており、金融機関を通じて活用をいただいているところでございます。

第5条、市の責務及び第6条、中小企業者の努力については、後ほど総務部長のほうから答弁をいたします。

第7条、市民の理解と協力につきましては、中小企業の活動が市民一人一人の生活に密接に関連しており、その振興は行政、中小企業者のみならず、市民の理解と協力を得て行う必要があるとの認識を持つという市民の行動原則を規定したものであります。中小企業の振興は、本市の発展に深く寄与されることから、市民の皆様方のご理解とご協力は必須条件となってまいります。本条例が生きた条例となるよう、市の広報やホームページ等を活用して、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 本条例の中での契約関係、入札関係につきましては、総務のほうからお答えをさせていただきます。

まず、第4条関係の基本的施策の第2項に該当する事項でございますが、主な施策と取り組みの状況についてお答えいたします。

工事発注における競争入札につきましては、市内業者に発注した実績ですけれども、建設工事は平成20年度の221件中210件、率にいたしまして95%。平成21年度は299件中271件、率にいたしまして90.6%となっております。

なお、年によって多少の変動はございますけれども、毎年9割以上の工事を市内業者に発注いたしております。

次に、委託業務につきましては、平成20年度は116件中61件、率にいたし

まして52.6%。21年度は119件中65件、率にいたしまして54.6%となっております。委託業務の市内発注の割合が少ない理由といたしましては、建設工事とは異なりまして、発注業務に対応できる業者が少ないこと、特に発注量が多い測量設計、土木コンサルタント業務等の業者が極めて少数であるためでございます。

物品の購入等につきましても、本条例の趣旨に基づき、市内で調達できるものは市内で、どうしても市内で調達できない特殊品や専門品についてのみ市外から調達することといたしております。

平成20年度の実績が932件中561件、率にいたしまして60.2%が市内業者。平成21年度は282件中249件、率にいたしまして88.3%が市内の業者に発注をいたしております。比較いたしますと、28.1%増加したことになります。

次に、第5条関係、市の責務についての対応でございますけれども、担当部署におきましても、発注に際して現在も本条例の周知を行っております。本年6月には、各小学校に配置されております県職員の事務職員の方々がおられますが、この方々を対象に条例の趣旨徹底を図るために、研修会を開催いたしましたところでございます。今後も、さらに職員への指導を行ってまいりたいと思います。

また、5万円以上の工事、修繕、委託業務につきましては、21年3月から入札契約の主管課であります総務課で合議、チェックをするということございまして、もう義務づけております。公正な見積もり及び地元発注の指導、助言を行っているところでございます。勝手に各課で購入することはできないシステムを構築いたしております。

次に、第6条関係の中小企業に対します本市の指導体制ですが、指名の運用のほか、受注した元請業者に対しまして、本市発注の工事は市の予算で行うことを考慮し、市内の関係業者との取引や市民の雇用を仕様書に記載し、お願いしているところでございます。

以上、私の関係の分についてのお答えとさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11番（樋口正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

第1条、目的に関しては、菊池市の経済の活性化と発展に尽くすことが最初の目的であるという答弁でございましたが、まずその考えを念頭にお聞きをいただければと思います。

2番目の第2条、基本施策について、主な施策と取り組みについてですが、中小

企業の経営基盤の安定強化に関する施策として、中小企業近代化等資金利子補給補助事業、さらには中小企業の信用保証料補助事業が挙げられましたが、この事業については各商工会が窓口となってやっておるわけですが、多くの事業所の方が制度の継続を望む声がありますので、そのようなご対応をお願いできればというふうに思います。

菊池市工場設置奨励条例については、企業誘致に見た施策ですので、これはちょっと省かせていただきますが、中小企業の人材育成、雇用の安定に関する施策について答弁がありました。新規就業並びに結婚の際に助成を行うことというふうにあります。その内容をできればご説明いただければというふうに思います。また、勤労者生活安定資金融資制度の内容と金利等も含めて、ご説明をいただければというふうに思います。

さらには、中小企業の資金調達の円滑化に関する施策で答弁をされたセーフティネット保証制度の認定については、これは市としては確認業務だけで、事業予算、事業主体等は国と一般金融機関でありますので、市とは直接はそうは関係しないと思うんですが、中小企業経営安定資金融資事業、また中小企業小口資金保証制度事業、さらには中小企業無担保無保証人融資事業についての予算規模と金利等のあらましと利用状況について、お答えをいただきたいというふうにあります。

また、市の責務の中で、本来であれば今年度も市の職員の採用があったわけですが、新人研修時にこの条例はできれば教育をしていただきたいというふうに思っております。なぜなら、条例制定後2年を経た現在でも、何度となく市内の業者さんからよくおしかりを受けるのは、議員の皆さん、そういうふうに中小企業を守るために条例をつくったとおっしゃるが、実際、窓口に行って職員の方に、あなたたちはこんな条例があるので地元を優先するということを考えていただけないのかというお願いをするときに、平気でそのような条例は知りませんとお答えになる職員がまだおいでになる。このことは事実でありますので、確かに本当にその方はご存じないんでしょうけど、それでは条例の意味をなさないと私は思いますので、最後は上司の方が決裁印を押すわけですから、そういうところでチェックがはいるんでしょうが、少額の見積もりの入札であるとか、そのような部分に関しては、その見積もり入札を行った後にそのことに気づいて、やはり地元がありますのでやり直しますというふうにはいかないわけですから、そのことをどうにか徹底をしていただきたいと思います。ある自治体では、入札参加申し込みの時点で、はっきりと本市は地元優先ですと断言されるところもあるようでありますので、今後、徹底した指導を望みますが、いかがお考えでしょうか。

4点目の第6条、中小企業の努力における菊池市の指導体制についてですが、現

在、執行部におかれましては、ご答弁のとおり、市内の関係業者や取引や市民の雇用を行う旨を仕様書に盛り込んであるということですので、その点はまことにありがたいことであります。法律上、強制はできないことではありますが、菊池市としての姿勢を明確にするためにも、今後ともその指導体制の強化をお願いしたいところであります。

ただし、今後はさらに、なぜ市内業者を優先するのかということを企業側にも徹底して説明、理解をしていただくべきであると考えます。例えば大規模災害時に重機を使用しての活動や河川のはんらんの迅速な出動体制など、地場産業でこそなし得る協力体制の確認を、災害対策組織内の位置づけ等、日ごろより確認をすることが必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。現在、その取り組み、組織ですね、組織の位置づけができてきているのか、そうでなければ、今後、取り組みについてどうお考えかということをお聞かせいただければと思います。

また、今後、菊池市としても取り組むであろう総合評価方式での入札制度で、地域貢献度など、さまざまな地域に対しての日ごろの活動を要請、実施をする、指導を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

実は、私はことしの2月に全国消防団中央幹部研修というのに2泊3日で参加をさせていただきました。その中で事例の紹介として、ある自治体では従業員の消防団員雇用人数をポイントとして考えて、指名条件の優先事項にするということがありました。それは市内在住者の雇用をまず一番に示すことであり、さらには地域防災力の向上に貢献をしているということが認められるからであるというふうにおっしゃっておられました。市の仕事を受注することを考えれば、私は決しておかしいことだとは考えていませんが、いかがでしょうか。

また、5点目、市民の理解と協力について、菊池市として取り組んでいることについては、市の広報やホームページ等で活用しているということですが、できればもっと広報については考える余地があるんじゃないかなというふうに思います。その必要性については後ほど説明いたしたいと思いますが、さらなる広報活動についてお考えがあれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 樋口議員の再質問にお答えいたします。

本条例に対します主な施策の内容と現状についてでございますが、まず中小企業後継者育成対策事業につきましては、商工業の後継者の育成、振興と、新規就業の支援のため、中小企業の後継者に対しまして助成金の交付を行うものでございます。助成額は、育成助成金が1人当たり30万円で、就業時に1回を限度として助成、

結婚助成金が1人当たり5万円で、条件としましては商工会に加入している事業者の満40歳以下、就業後5年以上従事する後継者が対象となります。平成20年度は、育成助成金が1件、結婚助成金が5件。平成21年度は、育成助成金が2件、結婚助成金は1件交付をしております。

後継者に対しましては、商工業のみならず、農林業に対しましても各区長さんを窓口として同様、同額の助成制度がございます。いずれも本市の地場産業の振興を目指す若者の支援、自主的な努力の助長を行っているところでございます。

また、各種融資制度についてでございますが、まず勤労者生活安定資金融資制度は、勤労者に対し、教育費、医療費、冠婚葬祭費など、生活の安定のため必要な資金に対し、1人当たり100万円を限度として、利率2.65%で融資する制度でございます。

中小企業経営安定資金融資事業は、中小企業者の育成振興と経営の合理化を促進するため、設立資金及び運転資金を用途として、1企業当たり600万円以内、利率2.3%ないし2.4%で融資を行うものでございます。

中小企業小口資金保証制度事業も同様に、中小企業者に対し必要な小口資金を有利に融資するもので、利用限度額は1事業所につき400万円以内、利率は2.2%ないし2.4%となっております。

中小企業無担保無保証人融資事業は、零細な小企業者の小口資金融資の円滑化を図るため、設備資金及び運転資金を用途として、無担保無保証人により利率2.0%ないし2.2%で、200万円を限度として融資を行うものでございます。

これらの融資制度は、本市が市内の金融機関に運用資金を預け、勤労者もしくは事業者から商工会を通じて申請される事業ですが、現状としましてはほとんど利用がなされていない状況でございます。

また、市民の理解と協力につきましては、さまざまな機会を通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 再質問の総務部関係についてお答えをさせていただきます。

市の責務における職員への意識づけでございますが、新人職員の研修であったり、また条例を知らない職員がいるというようなご紹介をいただきましたが、そういったことはあっちゃならないことでございますので、公共工事や物品の購入の際は、極力地元企業へ発注をするという本条例の目的、趣旨にのっとり、再度庁議等を通じて全職員へ周知を図ってまいりたいというふうに思います。

現在、購入する場合は、必ず各課の決裁を経た後に、総務課のほうに全部上がってくるようになっております。総務課のほうでその内容についてチェックをいたしますので、そういったことも含めて職員で徹底をしてみたいと思います。さらに、職員間の情報端末 I P K で周知することによりまして、意識の徹底を図ってまいります。

次に、6 条関係でございますが、今後とも引き続き受注業者に対しまして、仕様書により市内関係業者との取引や市民の雇用をお願いしてまいります。

大規模災害時の組織の位置づけにつきましては、平成 20 年 4 月に菊池市と菊池市建設業協会との間で菊池市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合には、大規模災害時の支援活動に関する協定書を締結いたしております。この協定書の中で、支援活動の内容として、一つ目に、菊池市が管理する公共土木施設等の被害情報の収集及び菊池市に対する報告。二つ目に、公共土木施設等における簡易な応急措置。三つ目に、菊池市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置となっております。

次に、試行段階であります。昨年度に実施いたしました総合評価方式による入札におきまして、企業の評価項目の中で菊池市民を何名雇用しているか、また菊池市消防団員が在籍しているかどうかを地域貢献度の評価対象といたしました。今後、発注します総合評価方式による入札におきましても、菊池市消防団員が在籍しているかなどを地域貢献度の評価項目とするようなことを指名審査会で検討してみたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○11 番（樋口正博君） 先ほど後継者育成について、結婚の祝い金というところがあったんですが、合併をして、また再度商業の場合は復活したのかなというふうに思うわけですけど、これ年齢制限は 40 歳以下ということだったんですが、今、晩婚ですので、これできれば年齢制限は取り払っていただきたいというか、もうちょっと上げていただくというか、そういう考慮をしていただければというふうに思います。

順番は変わりますが、まず第 4 条の基本施策についてですね。これについては、さまざまな施策を考え、また取り組まれていることに敬意を表します。ただ、中小企業の資金調達の円滑化に関する施策の中で、中小企業経営安定資金融資事業または中小企業の小口資金保証制度事業、さらには中小企業無担保無保証人融資事業の 3 事業、加えて勤労者生活安定資金融資制度事業について、制度はあるんですが、

利用がないということです。そういうことであれば、中小企業者側から見れば、全く使いにくい制度であるという結論なんですよね。

昨日、全員協議会でも発言をさせていただきましたが、現在、日本じゅうで口蹄疫の問題が大きな恐怖を植えつけているわけですが、当然一番の被害者は家畜農家であります。本当に大変な災害であり、あらゆる対策を講じるべきであるというふうに考えますが、既に市内中小零細企業にも大きな打撃を与えております。今後も9月までの大きなイベント中止に、さらに傷口を広げるというふうに考えております。

しかし、商業に対する保証制度は国・県はなかなか考えていただけない。ならば、そんなときこそ市の制度をと考えるものですが、現在までの利用者数を考えれば、果たして商業者の救済になるのかというのは甚だ疑問なところであります。

毎年、商工予算として預託金が計上されております。予算書の上だけで、執行されないということでもありますね。ここに資料をいただいておりますが、平成22年度の商工予算、商工業振興費、これが5,126万4,000円計上をしてあります。ただ、この内訳についてちょっと調べてみますと、この5,126万4,000円のうちに各四つの商工会の補助金が2,119万1,000円、さらには融資事業の預託金、これが1,850万円。これ、引いたら本当わずかな金額なんですよね。ちょっとした、ほかにはイベントの参加であるとか、物産展の予算を計上してありますが、5,000万円のうち実質使える予算というのは1,000万弱なんです。そのことを考えるときに、本当にこの予算組みでいいのかというのは、再度考えるべきではないかというふうに考えます。もうそうであれば、他の商工活性化策に組みかえをするのか、もっと利用しやすい制度への取り組みを行うべきかと考えますが、いかがでしょうか。

ここに議員必携があります。予算審議の着眼点、商工費、この中に、商工費は商工業振興、観光、開発、振興のための経費が計上される。1番目に書いてあります。金融機関に預託して融資している場合、その利用状況はどうかチェックをしないと。ほとんど使われていない予算を今後も計上していくことが果たして適当であるのか、このことは経済建設常任委員長を筆頭として、経済建設常任委員会でも再度考えていただきたいというふうに考えております。

次に、残りの4点のことについて、総合的な質問をさせていただきたいと思います。

第1条の目的、第5条の市の責務についての対応、第6条、中小企業の努力における菊池市の指導体制、第7条、市民の理解と協力についてをお伺いしてまいりました。確かに、答弁にありましたように、条例施行以来、建設工事は90%以上、

備品購入は８８％と、受注率の向上が顕著に見られ、執行部の努力は認めるところではありますが、冒頭に述べられた目的意識が明確化されているのであれば、限りなく達成率が１００％に近づくよう、努力を惜しまずに行ってほしいと考えます。とりわけ大きな案件ばかりが注目を浴びますが、数千円、そして数万円、数十万という小口の案件に対して、できればもっと庁内の意志徹底をお願いをいたしたいというふうに思います。

条例には、中小企業の定義は、中小企業基本法第２条第１項に規定する中小業者とありますが、これ多分ご存じとは思いますが、製造業で言えば、出資の総額が３億以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社、サービス業であれば資本金５，０００万以下で、従業員が１００人以下の会社、これ多分菊池市の企業を全部調べても、こういう会社は１００社なんかはないですよ、数１０社だと思っているんです。その下に書いてあるのが、小規模企業者の定義ということで、製造業その他であれば従業員が２０人以下、商業、サービス業であれば従業員５人以下、僕ら小規模事業者とも言うんですが、いわゆるほとんどが零細企業なんですよ。まず、そういう零細企業、菊池の中のスモールビジネスの方がほとんどであるということを、まずそのことをご理解と承知をしていただいて、今後、対応していただきたいというふうに考えます。

ちょっと話はそれますが、つい先日というか、テレビの中で「官僚たちの夏」というドラマがありましたね。多くの方がごらんになったと思うんですが、戦後日本の経済復興をテーマとした内容で高視聴率であったということで、私も何回か拝見をさせていただきました。敗戦国という屈辱的なハンディを背負いながら、日本人の誇りを取り戻したい、その一心で、今で言う経済産業省の官僚たちの闘いを描いたドラマでした。海外からの干渉、政治の圧力、さまざまな障害を乗り越えて戦後復興を行った、その裏側をかなりリアルに表現をしてあったドラマだと思うんですが、私もテレビを見ながらいろいろと考えました。

ただ、総合的にその内容を見て自分なりに解釈したのは、戦後の日本が何を行ったかということについては、私は徹底した保護施策であったというふうに考えます。その保護施策を貫き通した日本があったと。時の政治家、官僚たちは、海外からの圧力、批判を浴びながらも、産業復興のために決してそのことに屈することなく、批判を体を張って受けとめた。そのことにより国内産業の育成を行い、今日の海外市場を席卷する産業基盤を築いたのではないかというふうに私自身は理解をしました。

これは、俗に言う商業とか企業だけではなくて、農業にしてもやはり保護主義、そのことがあって今の農業は成り立っている部分が多分にあると思います。今の政

府はF T Aの完全自由化とかという、ちょっとわけがわからないことを言っている
のでどうなるかわからないんですが、やはりこの国に見合った産業の構築、そのこ
とを行うことで、この国が再度興ったということを考えれば、この菊池市も商業を
活性化する中においては、その意気込みが必要ではないかというふうに考えます。

職員の皆さんも、多分市外の業者から不満の声が上がると思います。ただ、そう
いうときは、先ほども述べたように、議会全員一致の、さらには議員提出の議案で
ありますから、ぶつぶつ言っても議会が決めたことだからと、そのぐらい腹をくく
ってご返答されればいかがかなというふうには考えています。また、市民の皆さん
からもさまざまな声が聞こえることはあると思いますが、条例の目的をまずしっか
りと伝えていって、理解をしていただきたいと思います。

過日、怒留湯議員から理科教材の件についてご質問があり、その質問と私の内容
は若干相反するものがあるかもしれませんが、一般企業の場合は、私ももともと営
業ですから、自社の製品を使ってもらうために、図面指定をしてもらうために、夜
討ち朝駆けで商品名を記載してくれということで行っていました。ただ、行政のさ
まざまな、そのような仕様書に関しては、たとえ商品名が入ったとしても、同等品
等ということが必ずつくはずなんです。怒留湯議員がおっしゃった子どもの教材に
ついては、若干その意味合いが違うのかもしれませんが、その同等品等ということ
に関して、市内業者に多く声をかけていただければ、いろんな対応ができると思い
ます。

真に菊池市の中小企業の育成を行うための覚悟を持って挑んでいただきたいとい
うふうに思いますが、5月の臨時議会、入札案件で福村市長は、本田議員の質疑に
対し、初めてですかね、登壇をされて「物品の購入であれ、またこういった請負業
務でありまして、ご案内のとおり、中小企業基本条例が制定をされて、地元のも
のは地元でということで積極的にいろんな物品購入を初めといたしまして地元志向
になっておことはご案内のとおりであります。」と、こう答弁をされております。
そうであれば、さまざまな批判があろうとも、身を挺して地場産業の育成に努めて
いくのが使命であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

この熊本県は、昔からなかなか100億円企業というのが育たない県なんですよ
ね。できることであれば、この菊池市から1社でも2社でも、100億とは言わず
50億でもいいですが、そういう企業を育成をしていただいて、地元の雇用の創造
を行って、企業の体力が盤石になったいつの日か、今度は、今は熊本市内の業者が
こっちに入っていますが、逆に菊池市から熊本市内の仕事に参入をして、そのとき
に菊池の地場企業をともに手をつないで進出をしていく、さらには福岡、全九州、
全国に飛び立つような企業を育成していくためにも、現在、この条例、制定された、

まだたった2年ですが、大変な時期ではありますが、批判に負けず、不退転の覚悟で産業育成に臨んでいただきたいと思います。市長、執行部の思いをお答えください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 樋口議員のご質問にお答えしたいと思います。

いろいろな視点に立たれまして、中小企業振興基本条例についての解説的なものでお話を聞かせていただきました。その中で、総合評価という言葉がございましたが、特に今、請負工事等については総合評価が導入をされて久しくなってもおります。しかしながら、物品の購入だとか委託とか、そういったものについてはまだまだ総合評価の域に達していないと私は思っております。

もちろん請負工事等につきましても、もっと地場の皆様方、あるいは地元の皆様方の地域における貢献度というものを評価すべきではないのかなと思います。1社にあってどれだけの人を雇用をし、そしてそういった方々が、いわゆる資産税としてこの市に対する納税がどういったふうになっておるのかといった、そういうことも十分と見きわめなきゃいけないと思いますし、単なるこの消防団だけということではなくて、ほかにもボランティアにたくさん身を挺しておられる方々がおられます。そういう方々が、いわゆる地元あるいは地場と言われるゆえんでありまして、看板のみがあるだけで地元ということには言えないと、このように思います。

地域にありまして、企業であれ個人であれ、そういった姿勢に対して大なり小なりの貢献をされているのは現実でございまして、そういったものの中で納税であったりボランティアであったりというものが含まれているのではないのかなと、こういうふうに思います。

また、受注者であります業者あるいは個人、そういった方々におかれましても、受注者である半面においては、逆に納税者であったり、そういったボランティア活動を通じて地元に対する地域力になっておられるということもあるわけでありまして、それを評価することが総合評価の一面になるのではないのかなと。それをさらにシステム化していく必要があるだろうと、こういうふうに思ってもおるところであります。

条例の公布後の市の対応につきましては、先ほど来、総務部長なり経済部長のほうから述べたとおりでございますが、ご指摘のとおり、私も4月28日の第4回の臨時議会の答弁の中におきまして、地元のものは地元でと、おっしゃるとおりのことを答弁をさせていただきました。これはあくまでも競争性の原則を損なわない限りにおきまして、地元は地元ということでもあるわけでありまして、この競争性の

原理をなくして地元というわけにはいけないということもあります。この点についてはご理解をいただきたいと思います。

ただ、実績的には、ご紹介がございましたように、いわゆる建設工事については90%を超えた発注率になっていると。また、この物品納入につきましても88%ということで、90%近くが地元が発注が前年度はなされているということでございます。市民の皆様方からの、関係者の方々であろうと思いますが、批判というものにつきましても、どういったことがあっているのか、私も直接聞いていませんけれども、この100%、やっぱり地元が発注ということを目指していくべきであろうと思います。

工事や物品購入ということにつきまして、市外の業者が有利な条件の部分もあると思いますけれども、今申し上げますような総合評価というものを地元にとりだけの貢献があるかというのは地元にあつて初めてでありますので、地元になの方々にありましても菊池市にいろんな意味でボランティアをされるということがあれば、それもまた評価の対象になってくるのかなと思います。条例の理念に基づきますところの地場産業の育成のために、予算の適正な執行、そしてまた透明かつ公平、公正なこの競争の確保に留意しながら、今後も地元業者の皆さん方に発注が大いに促進できますように推進したいと、このように考えております。

また、中小企業に対します各種の融資制度でございますけれども、利用が極めて低いということございまして、今後はより利用がしやすいような、なぜ利用されていないのかと、資金の用途がそれほどないのかどうなのかといった現実面からとらえながら、やっぱりもっとほかに便利のいいものがあると、そういうようなものがあるのかもしれない。そういうものであれば、これを廃止するなりしながら、もっとまた新しい時代を先取りする形で、また現況に合ったような形で制度をつくり直すと、見直すということも考えていかなければならないのかなと思います。

いずれにいたしましても、今ある制度につきまして、さらに商工会等々、協議をしながら、いわゆるこの周知というものを徹底をしていきたいと、このように思います。この条例につきましては、地元中小企業の振興のみならず、地域経済や雇用面に大きな影響を及ぼすものだと、このように認識をしておりますので、さらに充実強化を図っていききたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君）　ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後零時01分

開議　午後零時57分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） ・ ・ ・ ・ ・ 樋口議員の後で影が薄うございますけれども、私なりに一言しゃべらせていただきたいと思います。

去る5月23日に施行されました菊池市議会議員選挙に際しましては、多くの市民の皆さん、そして菊池市職員の皆さん方より絶大なるご支援を賜り、おかげさまで見事当選の栄位に浴することができました。心より感謝申し上げます。この上は、常に市民の代表者たるを肝に銘じ、是々非々の信念のもと、正々堂々邁進すること、覚悟であります。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げ、お礼の言葉といたします。

それでは、早速市長の政治方針について市長に伺います。

昨年5月行われました市長選挙において、支持する議員の数よりも相手候補を応援する議員の数が断然多く、前々回はあなたを応援した議員までもが相手のほうに行ってしまいました。このような大変厳しい状況の中、あなたは躍進する菊池市を目指して、ひたむきに菊池、着実な前進をスローガンに掲げ、相手候補への誹謗中傷など、一言も口にせず、真っ正面から正々堂々戦い抜かれました。そして、投票日当日、相手陣営では、勝った、勝った、万歳、万歳と、何度も氣勢を上げられたそうです。その結果、良識ある多くの市民の方々は、やっぱり福村でなきゃだめだと、あなたを選択したのであります。

そのとき、あなたが公約として掲げられました五つの約束、子育て支援と高齢者支援、教育の振興と人材育成、資源の有効利用と観光振興、農林商工業の振興と地域の活性化、企業誘致と働く場所の確保、以上、五つの公約、つまりローカルマニフェスト、この実現こそ、多くの市民は大きな期待を抱いているのであります。これらを実現するためには、あなたの決断、実行力、そしてリーダーシップ等、十分に発揮し、計画、そして行動に移していくことこそ重要であります。

そして、さらに重要なことは、議会のサポートだろうと考えます。伝統と良識ある菊池市議会、これを構成する新議員の皆さんは、議員たるものの精神、つまり議員は有権者、非有権者にとらわれず、全住民の代表者であることを深く認識され、行動されるはずです。選挙の結果をいつまでも根に持つことなく、それはそれとして常に市民の立場に立って、よいことはよい、悪いことは悪い、つまり是々非々の信念を持って、良識ある判断をされるものと私は確信をいたします。

市長もこのような視点に立って、菊池の将来のため、住民の福祉向上のため、掲げられた政策実現のため、勇気と行動力を持ってどんどん推し進めていってもらい

ますよう、強く期待するものであります。そこで、市長の力強い決意を伺いたいと存じます。

次に、子育て支援、高齢者支援についてであります。子育て支援の一環でありましょう、現在、小学校3年から6年生まで、医療費無料化が実施されていることは、ほかに先駆けて大変結構なことと存じます。しかし、これではまだまだ不十分な点も多くあるかと思えます。世の女性たちが安心して子どもを産み育てる環境づくり、さらにその必要性を強く感じるころであります。極めて深刻な少子化を解消するという観点からも、今後どのような対策を講じていかれるのかお尋ねいたしますとともに、高齢者支援についてもあわせてお尋ねをいたします。

我が国は、ほかに例を見ないスピードで高齢化が進んでまいりました。さらに今後は、4人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えることになります。このような高齢社会において、すべての老人が健康で生きがいのある老後の生活を送れるようにすることこそ何より大切なことと考えますが、今後、どのような対策を準備しておられるか、またその実現に向けてどのような方法を講じていかれるのか、お示ください。

さらには、市民の健康を守るという意味において、昔は余り聞くことがなかったんですが、最近よく耳にするのがメタボリックシンドローム、どんなことかと聞いてみますと、大きい人、つまり肥満体の人をそう言うそうであります。私みたいにスタイリストは別といたしまして、これにかかると特に困るのは男性でございます。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

そこで市民部長、メタボリック対策としてどんなことを考えておられるか、お示ください。

次に、教育の振興と人材の育成であります。教育こそ国の基本と言われるように、人間形成上、最も重要なことは教育にあると言っても過言ではありません。特に小学校、中学校課程での教育こそはその基本であり、最重要だと考えますが、充実した教育環境の整備とあわせて、人材の育成を今後どのように実現されるのか、

お示してください。

次に、資源の有効利用と観光振興について伺います。

本市においては、美しい水と緑、自然豊かな菊池溪谷や西日本一の泉質を誇る菊池温泉、さらには菊池一族を初めとする歴史と文化、これら観光資源は豊富であります。これら資源の中には、有効利用できず、まだまだたくさんの観光資源が眠ったままの状態にあることは否めない事実であろうと思います。今後、さらなる観光誘致を図っていく上で、これら資源の有効活用はぜひとも必要だと考えますが、これらの観光振興策をお示してください。

次に、農林商工業の振興についてお聞きします。

農業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることは周知の事実であります。担い手不足、従事者の高齢化、農畜産物の価格の低迷等々、どれをとっても大変厳しく、農家経営を圧迫しております。基幹産業である農業を今後どのように発展させていくのか、さまざまな問題もあろうかと存じますが、まずは農家所得の向上こそが最重要だろうと思います。

そして、すぐれた特産品の掘り起こし、生産技術の向上、また本市における農業形態は、山間地、中山間地、平たん地と、三つの形成から成り立っております。もちろん優良農地もたくさん存在いたしております。そのような状況の中、特に中山間地、山間地における耕作放棄地が最近目立ってふえているように感じます。1日も早くこれらを解消し、農地有効利用等、今後どのような農業振興策を展開していくのか、お示し願いたいと存じます。

次に、企業誘致と雇用の場確保についてお尋ねをいたします。

現在、県営事業として進められております川辺工業団地に計画が進められております本市にとっては、財政厳しい中、願ってもない事業だと考えます。県に対してできる限りの協力を惜しまず、1日も早い完成を願っております。田島工業団地については、昨日、泉田議員のほうから詳しく質問されておりましたので省略するとして、もう一つ、七城町の蘇崎工業団地については、現在どのようなになっているのか、さらに今後これはどのような見通しを持っておられるのか、お示してください。

最後になりますが、市長、お伺いをいたします。

昨日来、多くの議員より活発に議論されております口蹄疫の件でございます。その話をずっと私は聞いているうちに、多少不安になってきました。市長に相談といえますか、ちょっと話を聞いてもらいたいと思います。

.....
.....

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（山瀬義也君） 中原議員、これは議場での発言でありますから、謹んで発言されますように。

○10番（中原 繁君） はい。

〔「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ここで、暫時休憩いたします。

○
休憩 午後1時09分
開議 午後1時14分

○議長（山瀬義也君） 中原議員の質問中、一部不適切な発言がありましたので、議長において、地方自治法第132条の規定に基づき、発言の取消しを命じます。後日、会議録も修正いたします。

それでは、発言を続けてください。

〔登壇〕

○10番（中原 繁君） じゃあ、よかですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

そしてまた、副市長。

○議長（山瀬義也君） この口蹄疫問題、通告外でありますから、この問題については。

○１０番（中原 繁君） いや、答弁は要りません。

○議長（山瀬義也君） いえ、これは通告外でありますから。

○１０番（中原 繁君） じゃあ、もうやめます。

.....
.....
.....
.....

以上で、まず質問を終わります。

〔「大分不適切な発言があるぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

〔登壇〕

○市民部長（宮本啓一君） 中原議員の子育て支援、それから高齢者支援につきましてお答えしたいと思います。

まず、医療費の件でございます。

まず、乳幼児等の医療費の助成につきましては、県下１４市の給付状況を申し上げますと、中学校３年生まで実施しているところが１市、それから小学校６年生までが二つの市、小学校３年生までが二つの市、就学前までが九つの市でございます。１４市の中におきましては、本市は高い水準で医療費の助成を行っているということで思っておりますので、現在の時点では現在のままでいきたいと考えております。

それから次に、本市における高齢社会の現状をまず申し上げますと、平成１７年の合併以来、人口は減少傾向にございます。ただ、その中で６５歳以上の高齢者が増加傾向にございまして、少子高齢化が進展していることがうかがえるところでございます。

平成２１年１０月１日の現在の熊本県の資料によりますと、県の全人口に占める６５歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は２５．５％となっております。全国平均よりも３ポイントほど高くなっているところでございます。

なお、本市の高齢化率につきましては、現在、２７．３％となっております、県の平均よりも高い水準になっている状況でございます。

さらに、第４期の菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画における予測といたしまして、５年後の平成２７年度には高齢化率が３０％を超え、ますます高齢化が進むことが予想をされているところでございます。

そのような中におきまして、本市としましては高齢者が住みなれた地域で心身の健康と社会的な尊厳を保ち、支え合いながら、心豊かに暮らせるまちづくりを目指

して、次のような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

一つとして、生活習慣病予防の基本であります1次予防を重要視した健康づくりの推進。それから二つ目に、要介護状態にならないための予防や改善に重点を置く介護予防システムの確立。それから三つ目に、介護サービスや在宅支援の充実。四つ目に、地域で支え合う仕組みづくり、生きがいくくり、また社会参画の促進。それから五つ目に、安全で快適な生活環境づくり。このような取り組みをより充実させながら、高齢者の方が安心して生活できますような必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

それから、議員のほうからありましたメタボリックシンドロームにつきまして、ご説明したいと思います。

これは代謝症候群とも言われますけれども、一般的に肥満度が25以上の方で、さらに腹囲が85センチ以上の方が該当するそうでございまして、高血圧症とか高脂血症、また糖尿病に重複してかかっている方で、放置すれば動脈硬化等の病気になりやすいというふうなことでございます。

そういうようなことにならないように予防が必要でございますけれども、その対策といたしまして、本市では40歳から74歳の国民健康保険被保険者の方につきまして、特定健診、また特定保健指導を実施しております。特定健診の結果で生活習慣病を発病する危険度の高い順から3段階に分けまして、それぞれに合わせた食生活や運動などの生活習慣改善についての保健指導を実施しております。また、地区や各種団体に対しましても、健康教室や健康相談を行いまして、市民の皆様の生活習慣病予防を支援をいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私のほうから教育の振興と人材の育成についてお答えします。

教育委員会としましては、人材の育成について、菊池市の教育理念であります文武両道、廉恥礼節たる児童生徒及び市民の育成を目指し、さまざまな教育環境の整備に努めております。その中でソフト面につきましては、まず一つ目に、本市独自の人的配置としまして、補助教員26名や特別支援教育支援員22名、計48名の配置。また、適応指導教室や心の教室等の各種教育相談員として10名。さらに、学校図書司書19名を配置するなどにより、児童生徒の個々に応じたきめ細かな指導等に努めています。これらは県下でもトップクラスの配置になっています。

二つ目に、教職員の指導力の向上や専門性の強化を図るため、学校現場に精通している指導主事の常駐とあわせ、教員退職者である学校教育指導員の配置にも努め

ております。

三つ目としまして、教職員の多忙感の解消を図り、子どもたちに向き合う時間を確保するために、2学期制の導入や学校だけでは解決困難な問題に対処するために、スクールサポート事業に取り組んでいるところです。

四つ目として、学校規模適正化に向けまして、昨年4月の菊池市学校規模適正化審議会の答申内容を尊重し、規模適正化の基本計画策定と、保護者の皆様を含めた市民の皆様の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

五つ目としまして、本年度は学習指導要領の改定に先行いたしまして、昨年度から導入いたしました小学校への外国語活動をさらに推進するために、市内の小学生及び中学生100名を対象に、3泊4日の英会話のみで合宿生活を送る英語の森きくち事業を実施してまいります。

次に、学校施設はそこで学ぶ児童生徒のみならず、住民にとっても最も身近な公共施設です。そのためにハード面として、安全・安心で環境に優しい学校づくりに向け、耐震化、エコ化、ICT化の推進を図り、21世紀の学校にふさわしい教育環境の充実を図ってまいります。

まず、学校施設の耐震化につきましては、隈府小学校体育館の耐震補強工事がことし1月に完了しております。また、小中学校の耐震診断は全て実施いたしました。その結果、現在、小学校9校で12棟、中学校3校で6棟の施設が耐震化の必要な施設として残っておりますが、平成20年度までに小学校では隈府小学校校舎、七城小学校校舎、菊ノ池小学校体育館、中学校では菊池南中学校の校舎及び体育館、七城中学校校舎、旭志中学校の校舎の耐震補強工事を行い、耐震化いたします。

なお、残りの小学校の7棟につきましても、平成26年度までには耐震化する計画でございます。

次に、太陽光発電導入等エコ改修としまして、隈府小学校、菊池南中学校、七城中学校、旭志中学校に太陽光パネルを設置します。その他の小中学校については、学校の耐震化を見ながら、逐次設置していく予定でございます。

そして、学力向上対策のための条件整備の一つとして、各中学校普通教室にエアコンの設置を行います。また、ICT化、ICT環境整備促進として、大型の52インチのデジタルテレビを小中学校に各3台、計57台、電子黒板を54台、校務用パソコンを208台、児童生徒用、教育用パソコンを555台、またそれに伴う周辺機器の整備を行っています。

このように、教育委員会としましては次代を担う児童生徒の育成のために、よりよい教育環境を構築していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 中原委員さんの資源の有効利用、観光振興についてということでご答弁を申し上げたいと思います。

菊池市は豊かな自然を有し、菊池溪谷や龍門ダム、良質の菊池温泉、菊池一族の歴史など、さまざまな観光資源がございます。この観光資源を生かし、平成23年春の九州新幹線全線開業に向け、本市の認知度を高めるため、福岡や大阪、広島等の商談会に積極的に参加し、観光客誘致に努めるとともに、菊池川流域の関係団体と連携した新たな商品開発に取り組んでいるところでございます。

さらに、本市のイメージアップを図るため、地名の隈府と英語のワイフ——妻という意味でございますが——とのごろ合わせ、さらに菊池温泉は化粧の湯として女性に人気があることから、おしどり夫婦の里としてのイメージづくりに取り組んでいます。

また、行ってよかったと思っていただくよう、観光協会等と連携し、観光ボランティアガイドの研修事業や、おもてなしの心を大切にした受入体制の整備を図っていきたいと考えております。

今後は、菊池市の宝の魅力を最大限に引き出すための戦略を練るとともに、定着した観光イベントと抱き合わせながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 引き続きまして、農業の耕作放棄地の解消の関係でございますが、菊池市につきましては、ご存じのように地勢は大きく平地、それから中山間地、山間地と分かれとるわけでございますが、その中に農地が広がっております。ただ、議員言われますように、特に山間地、中山間地におきましては、今、耕作放棄地がふえているという状況にあるものでございます。

耕作放棄地対策につきましては、協定に基づいた農業生産活動等による農地の適切な維持管理により農地の荒廃を防止し、農業の持つ多面的機能の維持、増進を図る中山間地域等直接支払制度を継続し、支援してまいります。

また、平成21年度において、市、県、農業団体で組織する菊池市担い手育成総合支援協議会の業務の中に、耕作放棄地再生利用に関することの業務項目を規約に追加し、国・県の耕作放棄地対策の補助事業を活用してまいります。この事業により、本年3月には木庭地区において竹が密集した田17アールの再生利用作業が行われました。今後、稗方地区の畑13アールにおいても、同様の状況の中、再生利

用作業が行われることになっております。

耕作放棄地解消につきましては、中山間地域は、地目は農地、原野、山林との区別がつきにくい地域も多く、耕作放棄地であるのかの判断が困難な地域もかなり存在しています。農業委員会では、毎年農地パトロールを実施し、耕作放棄地の把握に努めており、本年度は消費者への通知並びに意向調査を計画しております。

また、耕作放棄地に隣接した農地所有者や耕作者から農業委員会へ連絡があれば、直ちに農振担当と現地調査を行い、害虫発生防止、雑草種子の飛散防止のため、農地の保全管理をお願いしているところでございます。

このように、通報によって保存管理が図られる状況もあるため、農林振興課と農業委員会との情報を密にし、県を初め関係機関連携により、各種事業も活用しながら、積極的に耕作放棄地の解消を図る取り組みを進めてまいりたいと考えております。さらに、現在実施しております中山間地域総合整備事業により、生産基盤の整備の推進により、農地の有効利用に努めたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 5番目の企業誘致と雇用の場の確保の実現に向けての取り組みについてお答えをいたします。

県営の工業団地の整備につきましては、平成17年の合併当初から旭志川辺地区の地権者の皆様を初め、市議会並びに市が一丸となって工業団地建設を県に要望した結果、平成20年度に5カ年計画で大型工業団地を整備することが決定され、現在、県において環境影響調査も終了し、基本設計や用地交渉に着手しているところでございます。

この県営新規工業団地は、菊池テクノパークと名称がつけられておりますが、この建設につきましては、市といたしましても県と連携し、できる限りの支援を行いながら、まずは早期の着工に努めてまいります。

また、既存の工業団地であります蘇崎工業団地につきましては、合併からこれまで、玉田工業、平田機工、サンユウ九州の企業の誘致が行われたところでございます。まだ6.9ヘクタールの未売却の工業団地が残されておりますので、こちらにつきましてはかなり長期間保有が継続しておりますので、この早期売却は重要な課題と認識しております。市といたしましては、独自の補助制度を充実するとともに、県の大阪事務所に職員を派遣し、関西、東海圏を中心に、積極的に誘致活動を行っているところでございます。

現在の誘致の状況でございますが、現在、本市におきまして具体的な紹介をさせ

ていただいている企業もございますし、また県外から直接問い合わせをいただいている企業もございます。県の企業立地課のほうでも北部九州の自動車産業集積地までの利便性や面積規模等から、工業団地として適地として位置づけておりまして、優先的にご紹介をいただいているところでございます。

世界同時不況から回復傾向にあるとはいえ、企業の設備投資はまだ依然として大変厳しい状況でございます。ここで手を緩めることなく、県の企業立地課、県東京事務所並びに県大阪事務所と連携を密にし、今後も積極的に企業の誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 中原議員の私に対します昨年の選挙を通じたところのマニフェストの実現性といひましようか、実行力について問われたところでございます。

ご指摘のとおり、五つのマニフェストで施策を挙げておりまして、子育てであったり、教育の振興あるいはまた観光振興、さらにまた企業誘致、それに伴いますとこの雇用の場の確保、さらにはまた農商工業の振興といったことを掲げてまいりました。

選挙におきましては、当初、合併につきましては、合併を進めてきた者としての責任として立候補というものを、初代の平成17年の選挙では立候補したところがあります。そして、10年の新しいまちづくりの新市建設計画、そして総合計画に基づきまして、今、まだ道半ばであるということを主張いたしまして、市民、有権者の方々のご信任を得たところであります。これは行政が継続していかなければならないということと同時に、やっぱりかかわってきた者といたしまして、その先が見えるところまで頑張っていかなきゃならないという強い思いがございまして、選挙戦に打って出たわけであります。

このローカルマニフェストにつきましては、私の政治生活の中での中心的な一つの施策でもありますので、このことにつきましては、ただいま関係部長のほうからそれぞれご説明と経過の説明をいたしましたけども、およそ着実に前進をしていると言って過言ではないと、このように思っております。

いずれにいたしましても、いろいろなご批判もあるかもしれませんが、着実に前進を進めていくということで、選挙戦におきましてストレート勝負で行きたいということを申し上げてきたところでございます。いろんな一面におきましてはご批判もあろうかと思いますが、どしどし今お出しをいただきまして、菊池市民が本当にやっぱりよかったと思えるような合併、そしてこれからのまちづくりという

ものを進めていかなければならないと、こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） どうも答弁それぞれありがとうございました。

以上をもちまして終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時38分

開議 午後2時02分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、中原議員から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

中原 繁君。

[登壇]

○10番（中原 繁君） 先ほどの私の一般質問の発言の中で、北田議員に対して不適切な言葉を発しましたので、おわびを申し上げます。

また、議長より発言の制限を受けました部分につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） ここで、議長より皆様に申し上げます。本会議場での発言は、地方自治法、会議規則に基づき、不適切な発言とならないようお願いをしております。

ここで教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長、田中忠彦くん。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほど、中原議員にお答えしました中に、耐震化の中で、「平成22年度までに」と答えるところを「平成20年度までに」とお答えしたようです。訂正しておわびいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 皆さん、こんにちは。

私は通告に従って質問を始めたいと思いますが、去る4月1日に新庁舎建設についての方針ということで、福村市長のほうから発表にありましたレジュメに従って質問を続けたいと思います。

そのつもりであったわけですが、きのう、東裕人さんのほうから核心部分についての質問もございました。あわせまして、議事録をずっと見ておりましたところ、18年3月定例会におきまして、同じ共産党の甲斐健彦さんの質問に出会うことができました。その中で、2点ほど気になる部分があったので、質問の初めに申し上げながら質問に入りたいと思います。

まず、合併当初、甲斐議員は病気療養中であつたのでございまして、いろいろな審議に参加することができなかったという前置きがございましたけれども、その中で、まず図書館のことに触れられまして、文教菊池と言うならば、近隣と比べてどのぐらいの図書館の蔵書があるかというようなことを聞いておられました。泗水の図書館には6万から7万冊あるであろうけれども、西合志町には22万冊あると。文教菊池という言葉が泣くではないかというような意味のことを発言しておられました。

続きまして、新庁舎のことです。

長いこと政治、経済、文化の中心はやっぱり隈府であつたと。何で山の上になおらにゃいかんかと。そのことを言いたいというふうな議事録が残っておりました。私はやっぱり本質はこのことであろうというふうに長いこと思っておりました。財政問題、リーマンショック、いろいろ回りくどいことは言われておりましたけれども、きのう、東議員が質問されたとおり、核心はやっぱり場所ではないかと、このようにずっと思っておったものでございます。

そこで、質問に入ります。

まず、市長は建設位置については花房台地にと、当初のとおりであるというふうな決断をされました。その決断の経過についてお尋ねをいたします。

5名の有識者とどんな形で何度ほど座談会を開かれたのか。その中で決め手となるような、参考になるような意見があったのか、なかったのか、そのことを最初にお尋ねをします。

二つ目に、圃場整備についてお尋ねをいたします。

中部地区2期工事と申すそうでございますけれども、私も農家でございまして、農地に関する強い執着心といいますか、そういう気持ちは持っておるものでございます。特に、あの地域は非常に複雑、多岐にわたる諸問題を抱えた地域でございまして、事前換地の同意率が100%に達したというお話を聞きまして、関係者といいますか、地元の委員さんたちを初め、努力された方々に非常に大事業であつたろうというふうな、お礼と言うとおかしゅうございますけれども、感心する思いで称賛をいたしたいと、このように思うとるものでございます。

そこで、改めましてその工事面積、参加地権者数あるいは地区外となりました面積、不参加者数等をお尋ねをしないと、このように思います。

3番目に、その基盤整備事業によりまして、不換地扱いになる土地というのが出てくるわけでありますけれども、生じます非農地と、その非農地の中に点在します個別買収部分を含めますと、7.6ヘクタールほどになるというふうに伺っておりますが、その中には文化財包蔵地域があるというふうに聞いております。担当者の話によりますと、3年ほどかかりますと、これは市長の説明のとおりであります。その3年はかかるということにつきまして、本当にそうかなという素人としての疑問を持っておりますので、そのわけについて説明を願います。

4番目に、これも方針について述べられておりました順番に従って聞いておるわけではありますが、現本庁舎の耐震というお話もございました。花房台に庁舎を建設するということは決めましたと。そうしますと、ここの本庁舎はどういうふうな扱いになるんであろうというのは、だれもが思うところであらうというふうに思います。耐震の補強をしなければならないということはわかるわけではありますが、私がお尋ねしたいのは、補強する以上はどういうふうに使うか、その利活用の計画がありませんと、なかなかお金の使いようがないのではなかろうかと、このように思うものであります。何に使うのか、ただ当面、怒留湯議員の質問にもありましたけれども、緊急の場合、市民のよりどころであるという意味はわかった上で質問をしたいと、このように思います。

以前、今度勇退されました松本議員は、市政というものは思いつきではできないと、何度もおっしゃっておりました。やっぱり練りに練った計画がないと、1日も市政というのは動かないものであると。そういう観点からしますと、一番大事なことであろうと私は思うわけでありますけれども、本庁舎につきまして、あるいはその付随します事業につきまして、計画がないというのは非常にやりづらいといえますか、あつてはならんことだろうというふうに思っております。耐震補強の考え方、いかがか、これをお尋ねいたしまして、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 企画部長、谷口 誠君。

[登壇]

○企画部長（谷口 誠君） 森議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、座談会につきましての方式といいますか、その形式につきましてお答えをさせていただきます。

市長が4月1日に新庁舎建設についての方針を発表されましたが、それまでに学識者と座談会や市民懇談会を開催させていただき、方針決定の判断の参考とされました。その経緯についてのご質問でございますが、方針を発表されましたときにも触れてありますので重複するところもございますが、お答えをしたいと思います。

座談会につきましては、学識者5名の方にお問い合わせをいたしまして4回開催し、ご

意見をお聞きいたしました。座談会の形式としましては、1回の開催につきまして学識者1名から3名の方にご出席をいただき、執行部からは市長、副市長、企画部長及び事務局として企画振興課の新市調整室の職員が出席し、実施をしております。

ご意見をいただく際のテーマとしましては、これからの行政サービスのあり方について、合併後のまちづくりのあり方について、今後の日本経済の動向について、後の中長期財政計画についての4テーマを設定し、それらのテーマに沿ってご意見をいただいたところでございます。

その中のご意見の一部だけを簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

まず一つは、人口が固定されている条件のもとで新しいまちをつくるということは、どこかを捨てるという選択肢が必ず出てくるというご意見もございました。

また、住民投票というのは公職選挙法が適用されないので、何でもありで、真の民意を問うことにはならないと。議会の中で充分議を尽くしていただくことが大事ではないかというご意見もございました。

また、庁舎建設は交付税の算定がえの今がよい時期ではないかと。庁舎を建設してつぶれた自治体は聞いたことがないというご意見もございました。

また、新庁舎を現在の経済情勢が激変した中で仮につくるとした場合、何のために、なぜ今するのかをはっきりしなくてはならないし、もっと経済情勢が見定められるような時期が来てからがよいのではないかというご意見もございました。

そのほか、たくさんのご意見をいただいたところでございます。

以上、意見をご紹介させていただきます。

最後に、この座談会にかかった経費でございますけども、学識者の先生方に謝金をお支払いしておりますが、合計で14万円をお支払いをしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 森議員の花房中部2期地区の圃場整備事業の現状というようなことでのご質問でございますので、お答えをしたいと思います。

花房中部2期地区の圃場整備事業につきましては、現在、事前換地計画案について、地権者の皆さんからの同意をいただいたところでございます。事前換地後の工事予定面積は75ヘクタール、参加地権者は252名、地区除外面積は2.8ヘクタール、不参加地権者数は5名でございます。

今後、平成22年度内に区画整理の実施設計並びに地区外排水路、集落道路の実施設計、用地交渉を行う予定でございます。また、あわせまして受益地区、工期等の計画変更を行い、順調に進んだ場合、面工事が完了するのは平成26年度になる

見込みでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私のほうから文化財の調査関係についてお答えをしたいと思います。

当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていますので、発掘調査を行う必要があります。圃場整備については県の事業であるために、事前に県教育委員会により確認調査が行われ、その大まかな範囲が絞られます。その範囲内で遺跡を壊すおそれのある地点とか場所については、県の委託事業として、各自治体の教育委員会により正式な発掘調査となります。

建造物の建設など、公共事業を含め一般開発においては、市教育委員会で遺跡の下調べとして確認調査を行い、その結果によって正確な範囲を決定し、その地点に係る開発行為については、面としての正式な埋蔵文化財発掘調査となります。

開発行為による発掘調査は、埋蔵文化財に影響する最低限の場所について行われるものですので、建物等の建設位置や範囲が決まらなないと、その調査範囲も定められないこととなります。庁舎の建設位置や駐車場、取りつけ道などの周辺整備の計画が具体的に示されないと、面積等も不明のために、正確な発掘調査期間や、並びにその経費についても算出できないこととなります。このようなことから、調査に当たっては事業者との十分な協議が必要と思っているところです。

なお、調査が3年程度かかるという理由についてでございますけれども、仮に新庁舎建設に係る発掘調査面積が4万平方メートルであった場合は、1カ月当たりの作業量は、例えば職員1名配置で作業員20名で計算しますと、1カ月14日出勤で400平方メートルの作業量となりますので、1カ月当たり1人の作業量は1.4平方メートルになります。この計算でいきますと、4万平方メートルを1人当たりの作業量で割りますと、2万7,972日となりまして、作業員20人の場合、約3.83年、30人の場合、約2.55年となりまして、20人ないし30人の作業員でいけば、約3年かかるということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 本庁舎の耐震診断を行いましたところ、これまでも報告いたしておりますが、7ランク中、危険度が2番目に高いランク2という判定結果でございました。このことから、本庁舎の耐震補強工事が必要となってきたところで

ございます。

現在のところ、具体的な詰めは行っておりませんが、概算事業費で申し上げますと、耐震補強工事に約2億5,000万円、これに内装工事や設備工事、それに要望が出ておりますエレベーターの設置や仮設工事及び設計費用などを含めると、大まかではございますけれども、約4億円から5億円となり、期間的にも2年半から3年を要するという大きな事業になる見込みでございます。

また、議員さんのご意見の中にもありましており、利活用計画の後に施工することが当然のことでございます。しかし、現在のところ、利活用計画も十分に煮詰めておりませんので、無駄がないように慎重に進めなければならないと思っております。

しかし、現在の新庁舎の建設のスケジュールは、今、教育長からもありましたように、畑総の登記ができるのは26年度以降ということでございまして、その後、教育長から答弁いたしました文化財の調査が3年かかるということになりますと、それでもう8年でございます。それから順調に行って建設に入りましても、2年から3年かかるということが予想されます。トータルいたしますと10年という歳月が流れてしまうわけでございますが、本庁舎は菊池市防災計画の中でも防災拠点としての位置づけがされておりました、市民の情報がすべてこの中に入っておりますし、コンピューターで稼働している状況でございます。そういうことを考慮いたしますと、緊急性もあるということを考慮しなければならないと言わざるを得ないと思います。

以上のように、多くの課題を整理しながら、慎重かつ早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 今、ワールドカップがあつておりました、日本選手団の活躍が非常にテレビ等でも流れておるわけでありまして、デンマークとの試合を見ておりました、2人の選手でありましたか、フリースローのとき、遅延行為ということでイエローカードをもらったんじゃないかと思います。当の本人は、全然そういうつもりはなかったなというふうに、私も見とって思ったわけでありまして。しかし、審判の見方によりますと、勝っている日本がゲームをおくらせとるというふうに見えたんでありましょう、イエローカードが出ました。

どうもこの問題に関しましては、市長が遅延行為をやつとるんじゃないかと、そういうふうな目で見ますと、それらしく映る部分もあるものですから、一々理詰

めで答えておられますその答え自体が、そうかなというふうな疑念を持って聞かざるを得んというふうな部分もおわかりいただいて、ひとつ答弁をお願いしたいというふうに思います。

せんだって、菊池市はべんりカーあるいは相乗りタクシーという件で、国土交通省から表彰を受けられました。そのときの表彰の伝達式のあいさつの中で、市長はまだおくれて不在でございましたけれども、主催者のあいさつの中で、非常に福村市長が公約に掲げられて、ぶれないでこられた結果がこのような表彰につながったという話をお聞きしまして、改めて庁舎問題を振り返ってみますと、福村市長、ぶれておられんということは、なるほど、そうであるなというふうに評価をしたいというふうに思っております。一度も約束を破るというようなことを申されたこともありませんし、決めましたから私はやりますとおっしゃっておられますけれども、この座談会の資料を見ましても、やっぱり限府に煩惱があるといえますか、やっぱり限府をどうかというふうな思いが随所にあられております。

先ほど、冒頭に甲斐議員のお話を紹介しましたがけれども、何で山の上にと、限府にお住まいの方から見ますと、山の上にと、こういう見方になると思います。片や泗水あたりから見ますと、やっぱりいいところだなというふうに思うわけであります。さっきワールドサッカーのことを申し上げましたが、見方によってはいろいろとれるわけでありますが、一番肝心かなめなところでございますので、市長に伺います。

市長は、約束だからということで、きのうの東議員にも守るというふうにおっしゃいましたけれども、その答弁ばかりではやっぱり市民は納得されないんじゃないかなというふうに思います。結局、難しい決断をされるわけですから、その決断の理由といえますか、それを丁寧に、やっぱり具体的に全市民に説明する責任が市長にはあられるんじゃないかなというふうに思います。今まで約束した地であるから、合併協議の場で決定した場であるからという答弁を何度も聞きましたし、絶対にぶれておられません。しかしながら、やっぱりそこには新市を引っ張る船長としての熱い思いがなくてはなりませんので、新しい新市づくりにおいては、自分はこう思うというのがあっていいのではなかろうかなというふうに思いますので、このことについて市長のお答えを伺いたいと、このように思います。

二つ目、県営事業として、規模としては結構大きいと。圃場整備のことでありますけれども。普通、県営事業は二十四、五兆が単年度ですよという話を私も聞いております。70兆を超えますから3年かかるでしょうということですが、ここにつきましても、もともと県と協議の上であの台地に庁舎をつくりますよという話の上で進んでおる基盤整備でありますもんですから、もうちょっとどうにかな

らんかなと、スピードアップできないかなというような思いがありますので、そのことをお尋ねをいたします。

3番目、なお今の質問と同じでありますけれども、市が買いたいといいますか、将来、市有地になりたいという部分は確定するわけであります。そうしますと、この用地は基盤整備の地区から外れるわけでありまして、農林サイドからは外れると。そうであるならば、なおなお先ほど教育長のお話にありました学術的な調査というのはもちろん理解できるわけでありますけれども、熱意を持ってスピードアップすることはできませんかということが3番目の質問であります。

4番目、耐震にあわせまして、私はずっと新庁舎建設の凍結の功罪ということについて考えておりました。市長としましては苦渋の選択であったろうと思いますし、そのことがよかったなという部分も確かにあると思いますけれども、その凍結によりまして、もともと新庁舎は生涯学習センターなり保健センターなり、複合施設として建てたいというふうな基本構想がありましたものですから、本庁機能ばかりではなくて、付随します文化施設等の審議が全くあれ以来ストップしとると、このような状況にあると思います。

そこで、凍結を解除されているいろんな部門、例えば図書館をどうするとか、健康施設をどうする、公民館をどうするあたりの審議は始めたほうがいいんではなかろうかというふうに思いますが、いかがですか。2回目のお尋ねといたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 森清孝議員の再質問にお答えしたいと思います。

花房中部2期地区の事業工期の短縮につきましては、文化財調査あるいは予算等の問題もありますので、できる限り短期間で完了するよう、事業主体でございます県に要望してまいりたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 庁舎の問題に対してのお尋ねでございますが、この庁舎の建設についての思いというのは、ぶれていないというご指摘がありまして、ありがたい半面、また一面においては、その状況によりまして言葉が変わったりしている部分がないとは言えないと思います。まずは、やはりこの合併協議におきまして決定されたものは遵守しなければならないというのは、議員皆様方がご指摘をされてきたとおりであります。

先刻、平成18年だったでしょうか、甲斐議員の質問の内容もご披露いただきま

したけども、甲斐議員が長きにわたりまして療養生活をされておりましたその中で合併が合意をされてきたということでございまして、登院されまして、議場におきましてそういった質問があったことを記憶をしております。あとを受けて東議員さんが出てこられまして、これについては住民投票をすべきじゃないかと、民意がどこにあるんだといったご指摘があったことも十分記憶をいたしております。

そういった中で、昨年の選挙が、2度目を受けたわけであります。最初の合併当初の選挙におきましては、これは合併の合意事項である新市建設計画、総合計画というものを遵守して誠実を持って、誠意を持って着実に計画どおりに執行していきますということを申し上げてまいったところであります。それは庁舎の問題につきましても、まさにそのとおりでありました。その後、多くの方々から庁舎の移転について賛成あり、反対ありといった行動が出てきたところであります。

そういったさまざまな意見が出た中で、議会におきましても、ご承知のとおり、これについて凍結の決議が採択をされまして、それを受ける形で、私といたしましてはこの平成19年度の予算を計上するような状況に、予算査定を行う段階におきまして、平成18年12月に議会におきまして、これについては予算計上しないということになりまして、凍結ということになったわけであります。

凍結についての功罪ということを言われておりますけども、凍結は必然的なものでは凍結でありました。もちろんこれは努力が足りないとか、いろんなご批判もあったかと思っておりますけども、県営の畑総事業の、この推進というものにつきましては、地元の受益者の方々が大変高齢化している、後の担い手がない、そういった中で同意をされる人と未同意の方と、また反対運動をされる方と、いろんな方々が来られる中におきまして、行政といたしましては後押しはしてまいったところでありますが、やっと事前換地が終わるとというのが今日の状況であります。

その前段におきます18年12月については、全く事業が確定をしないということで、これはもうなくなるんじゃないかと、そういう状況にも立ち至っておったわけであります。そういう背景を持ちながら、本当に換地委員会の皆さんのご努力によりまして、また推進協議会の皆さん方のご努力によりまして事業が成立をしたという大変なご苦勞の背景は、今述べられたとおりであります。

そういうことを受けまして、建設というのは予定どおりということで、この花房台地につきまして、議会にご報告して承認をいただいておりますように、A、B、C、DのこのD地区におろすということになったところをご案内のとおりであります。

そういう形でとり決められまして、その推進ということであったわけですが、今申し上げましたように、予算計上しても用地がまだ確定を全くしていない

と。場所だけはこちらが人様の土地にラインを引っ張っただけでありまして、その推進には換地委員会のご努力を待たざるを得ないという状況であったわけであります。

それで、今の現況といたしまして、やっと換地が終わったということでございまして、そして２６年度までには工事が終わるであろうと、それから３年有余かかるだろうと思われましても、この包蔵しております文化財の調査をしなければならないと。それから建設ということになれば、少なくとも１０年余の年月がかかってしまうと。そういう過程において、この本庁舎を初めとする公共施設の耐震診断を行ったところ、ランクが１から７のうちで本庁舎についてはランク２ということで、極めて危険な状況になっていて緊急性を要するというふうになってきたということでございます。

こういうさまざまな状況があります中で、予定どおりとなっておりましたけれども、多くの方々が前回の、昨年の選挙の当時におきまして、私は庁舎建設は今すべきではないと申し上げてまいりましたが、やっぱり推進をしていく、また決まったとおりにやっていかなきゃならないと、このことだけは変わらない事実でありますので、これについて多くの市民の方々にいま一度お話を聞かせていただこうと、あるいはまた学識経験者の方々からこれからの都市計画として、あるいはまちづくりとして、行政体としてどうあるべきかといったもののご意見を聞かせていただこうというのが、先ほど部長のほうからお話申し上げましたようなことでございまして、その結果を踏まえながら、いろんなさまざまな問題がありましたけれども、皆さん方の意見と、それから合意事項というものをあわせながら、方向性というものをさらに確認するというにおきまして、今日までの合併の合意について、これを遵守していくということを申し上げたところであります。

しかしながら、現実問題としては用地が手に入っていないという状況で、これをスピードを持ってやりなさいと、それからまた何かしら私のほうが遅延行為を行っているのではないかとことを述べられましたけれども、いまの現状は、これは農地の総合整備事業というものがそれぞれの地元の皆さん方の熱意でやられておまして、やっとここまででき上がってきたと。本来は、１期地区、２期地区ということではなくて、１、２を合わせたところでやるべきものが、どうしてもまとまりが欠いているということで、事業のスピード化のために１と２を分けてやって、１が今既に竣工しているということの状況でありまして、２期地区について今の状況になっているということでございますので、決して遅延ということではありません。

また、繰り返し申し上げてまいりましたが、合併当時の合意事項として花房台地につくるということだけが確定いたしておりました。そしてまた、３年という

数字も入りました。しかし、私が申し上げましたとおり、3年というのはあくまでも目標であるということでありまして、ただ目標が、まさしくこの空念仏に終わってしまって、3年というのは、全くできない話を入れてしまうということについては、私としてはできないということをその場で随分と申し上げてまいりました。しかし、皆さん方のこの合併におきます思いとしては、やっぱり自分たちの任期のあるうちに、あるいはまた首長が、今現在、この新しい新市長が選ばれて、その任期中にという思いがあったのではないかと思います。またそれも相当の理由があると思います。

そういうことで、この3年を目標にということを入れたわけではありますが、私が想定しておりましたように、絶対5年以上かかって、5年でも無理な話ですというのは、県も説明に参っておりますし、私もそのことを訴えてまいりました。結果的に、今、6年目を迎えておりますけれども、まだまだ遠い先の話だと言っておりますが、そのことが遅延行為によってできたのではなくて、当初から想定されたものがそのままなっているということを言わざるを得ないと、このように思っておりますので、どうぞその辺についてはご理解をお願いいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、計画に沿った形で進めていくようにしていきたいということを申し上げておりますので、その点について、どうぞひとつご理解をお願いいたしたいと、このように思います。

それから、複合施設についてでございますが、これはもう一体化した形での計画として上がっております。しかし、これが、庁舎の建設がこのような形になってくるということになった場合には、それじゃあ旧庁舎の利活用等も含めながら、どうしていけばよいのか、庁舎と切り離していけるのかどうなのかといったものについては、今後検討する必要があるのではないかと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） いま一度、市長のほうに伺いたいというふうに思います。

お話はわかりました。そうであろうと思います。ただ、凍結の功罪というふうに、一部お尋ねしましたし、市長もお答えになりました。その罪のほうについて言いますと、やっぱり、きのうでしたか、副市長は、企業は人なりというふうなお話をされました。そうしますと、市役所に例えますと、市役所は職員なりという話になるわけではありますが、何といいましょうか、長の一念といいますか、市長が今お話のとおりであろうというふうに思いますけれども、自然とわき出る、自分は花房にやっぱり庁舎をつくるんだという思いが強ければ、自然とその波長というのは周りの人に響いて、それに向かって職員もやるんじゃないかならうかというふうに思います。

冷静な市長でありますもんですから、その辺のところがいかかなというふうにも思っております。

お言葉を信じますと、順々にやっとなということでもありますし、それはそれでいいと思いますけれども、私はやっぱり凍結をされたもんですから、ある職員にとりましては、やりたいな、頑張りたいなと思うのに腰が引けますし、さぼりたいなと思つとる職員にとりましては、格好の逃げ場ができたといいますか、一応凍結になつとるもんですから、考えられませんか、だれしものがやっぱりそのようになるんではなからうかと思ひます。

そこで、庁舎は先のことではあるかもしれませんが、温泉街でありますとか、市の活性化という言葉が出ますけれども、そのことが基本となることが決まりませんと、なかなかそっちのほうにも、歴史を生かしたまちづくりなんかにも身が入らんのではないですか。

そこで、いろいろ施設なんかを、図書館のことも後で教育長に尋ねたいと思ひますけれども、どうかしたいと思ひましても、やっぱり複合施設ですから、あと6年も7年も、そのままうちやいときますか。その辺について、市長のお考えを伺ひます。凍結を解除されて、審議する部分は審議したらいいんじゃないかと、このように思ひますが、いかがですか。最後の質問にします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市庁舎が、いわゆるまちの顔あるいはまた中心的なにぎわいの場、そういうことの役割というものをこれまで果たしてきた、これは否定すべきものではないと思ひます。しかしながら、学識者の先生方のお話の隅々に出てくるものは、決して庁舎がこれから町の顔になるわけではないと。また現在、この菊池市を見ましても、旧泗水、七城、旭志、旧菊池、隈府、そういうものを見ますときに、非常に古いこの町並みであります、特に隈府の町なか、そういうものが非常にこの今の現状として寂れてゐると。

そういった中で、これを移転するということについてはということのご意見もありまして、それは一つの意見だとして受けとめさせていただきましたが、いわゆる1000年の歴史を持つ歴史のまち並みというものが、果たしてこの移転場所というものが農地のまっただ中につくった場合に、その歴史的なものの顔はどこになるんだろうと、そういう新しい町をつくるという、いわば平城京の遷都ではありませんけれども、1000年の歴史を持って、そして新しい町を次のところにつくるという、そういう思いを強く持って、そしてその新しいまちづくりのための中心として庁舎をつくると、そのぐらいの意志を持って取り組まなければいけないと。新しい

町をつくれば、今ある町はなくすというような思いでなければならないというような、非常にイメージの強い言葉を聞かせていただきまして、共感する部分もあれば、それはまた非常にこの新しい町をつくっていかなければならないという意見を持っておられる方々の意見と相反するものだと、そういう意見の中で非常に悩み苦しみて、そして結果的には、やっぱり私は今の現状としては、やっぱり4市町村が合併して、お互いの審議に基づいて合意ができたわけでありますから、その合併の合意というものをやはり守っていくという姿勢を貫かなければいけないのではないかと、そういうことでの判断をさせていただいているということでございます。そういう意味で、意を尽くしておりませんけども、ぶれることなく、やっぱりこの方針どおりにいきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9番（森 清孝君） 谷口部長のほうから座談会につきましても四つほどお話がありましたけれども、平均的なところをとっておられて十分な答えであったというふうに思います。賛成、反対の選びどころが要を得ておったというふうに思いますが、その中で一つありましたように、ちょうどそのころ、夕張のショックがあつとったわけでありますけれども、どこかの先生が庁舎を建てて破綻した自治体はどこもありません。夕張はその第三セクターでありますとか、観光とかで失敗してなくなつたんだよというような話があつたことをつけ加えまして、次の質問に入ります。

選挙がありましたばかりなものですから、ローカルな話もしませんと、大分票も減りましたんで。泗水中央線整備について伺います。

325号線と泗水中央線のルートが決まらんということが、途中まで今できておりますけれども、私たちの地元のところではなかなかルートが決まりませんというお話があつておりました。そこで、確定したというふうに聞いておりますけれども、どのように決まったか。

また、325号の立体交差の部分まで、いつになったら舗装まで完了して供用できるのか。

それからあわせまして、前回も質問したと思いますけれども、同地区の河川敷の美化は何とかならんかというのが地域の課題でありますものですから、以上3点、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

泗水中央線は、全体計画延長2,300メートルとしまして、市道の住吉赤星線、

これは住吉橋のところですね、から市道堤防飛熊線、これは県道西古閑泗水線と接しているところでございますが、この区間の１，０００メートルを１期工区、それから国道３２５号下を通過し、旧旭志村などの１，３００メートルを２期工区として平成２６年度完成を目指し整備する計画でございます。

ルートとしましては、第２飛熊橋といいますと、３２５号線のすぐ下の橋でございますが、までは合志川の右岸、これは住吉側になりますね、右岸を上りまして、第２飛熊橋を渡りまして、左岸側を上り、旧旭志村との境までを整備してまいります。

供用開始は平成２６年度を見込んでおります。

次に、河川敷内の美化につきましては、現在、合志川の河川敷内は、雑草、特にヨシとか土砂とか石等が点在している状況でございます。環境美化のために、河川敷内土砂、石やヨシなどの撤去作業を地元関係地区でということにつきましては、菊池地域振興局に環境美化のモデルとして河川敷内の除草等ができないか、相談しましたけれども、河川敷内は急激な増水等により水難事故の危険性が高いということで、原則、河川敷内の除草は認めていないということでございました。

現在は、河川敷内の除草につきましては、県のほうが業者に委託してやっているということでございます。合志川は県の河川管理でありますので、菊池地域振興局で土砂、石の除去及び除草等を具体的に相談し、景観を損ねる場合、河川管理上、必要があるかどうか判断するとのこととあります。

今後、菊池地域振興局に対しまして、業者が行います除去作業等に当たりましては、景観にも配慮しながら、地元にしみのある河川となるよう、維持管理について具体的に地元、市、県で相談していかなければならないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○９番（森 清孝君） ちょうどその地区は、旧菊池市、旧泗水町、旧旭志村のちょうど接点になるところでございまして、何度も言いますけれども、合併前はなかなか目の行き届かない地域でございました。そこで、事業としてもおくれとる部分もあるというふうに思っております。

今、ルートが決まりまして、その次の段があるわけですが、あそこをよく皆さん方は散歩をされますけれども、私たちの管理地区内に、今、左岸、右岸の話が出ましたが、なかなかわかりづらうございますので、北岸のほうを上るというふうな説明であつたろうというふうに思います。南岸のほうの舗装を、もう三、四年前から区長さんを通じてお願いをしておりましたけれども、ルートが決まりません

と二重になって工事をせにやならん場合もございますので辛抱してくださいという
ようなお話でございました。北岸のほうを通るといふふうになりますと、今までお
願いしとった南岸のほうは、断る理由はなくなったといふふうに思いますが、いか
がか。これのみ、部長、お答えを願いたいといふふうに思います。いかがされます
か。できますか。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 森議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの市道は市道飛熊旭志線のことと思いますが、飛熊橋左岸を起点としま
して、合志川沿いを、上流を約 9 1 0 メートル上る旧旭志村境までの道路でありま
すが、現況はほとんどが未舗装の状態であります。

お尋ねの泗水中央線計画路線の対岸に約 3 0 0 メートル未舗装の市道が残ること
になります。第 2 飛熊橋からは泗水中央線として拡幅整備計画路線となっております
ので、旭志の境までは泗水中央線の整備でいきますけれども、その対岸の残り 3
0 0 メートルについても別の事業で、泗水中央線の整備とあわせて計画していくな
らばと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森 清孝君。

[登壇]

○9 番（森 清孝君） 3 番目の歴史資料、史資料の収蔵と活用についてのところに進
みたいと思います。

お話によりますと、教育長、この定例会が最後だそうで、勇退されるそうでござ
います。お疲れでございました。私も本好きの一人としまして、図書には非常に興
味がございます。そういう中で、合併した当時、公民館の 3 階にありました図書室
にも何度か足を運んだものでございますけれども、泗水の図書館と比べまして、そ
の貧弱さには本当に唖然としたものでございますが、このたび、1 階のほうに変わ
りまして、4 年間のうちでは一番クリーンヒットではなかったろうかなということ
で、教育長にお礼申し上げたいと、このように思いながら質問をさせていただきま
す。

各合併しました 4 市町村には、それぞれ町史、村史、市史というのがございまし
て、私も興味があつてそれぞれ読ませてもらっておりますけれども、一番遅くでき
ました泗水の町史、2 回目の編さんだっと思いますけれども、それを読んでおり
ますと、後書きに膨大な資料を集めた、それぞれの手を介して非常に貴重な資料
を集めまして、一部はまた本人に返したところもあるし、寄せたところもあると書

いてございました。優秀な先生方が寄られまして集めたその資料を、どうなっとなるだろうという疑問がわきまして、前回、坂本資料記念館のことをお尋ねしたとき、そこまでお尋ねしておりませんでしたのものですから、古文書等の扱いあたり、どうなっとなるのか、お尋ねをしたいと思います。

その前に一つ、先ほど冒頭に申しました図書の数ですね、文教菊池の名に恥じやせんかというような、甲斐さんがお話になりましたけれども、現在どうなっておりますか、あわせてお答えをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、菊池市の図書館等の蔵書数についてお答えをしたいと思います。

菊池市につきましては、泗水図書館と教育委員会の3分室にそれぞれ図書室がございますが、泗水図書館の蔵書数が8万663冊、中央公民館図書室が2万2,857冊、七城公民館図書室が5,778冊、旭志公民館図書室が5,891冊、合計11万5,189冊となっております。

あわせて、近隣の施設についても申し上げたいと思いますが、合志市は西合志と合志の二つの図書館がありますが、合計27万7,693冊。菊陽町図書館が11万2,396冊。大津町図書館が13万8,896冊。山鹿市鹿本図書館が6万3,897冊。植木町図書館が7万3,965冊。玉名市が3施設ございますが、合わせまして21万4,326冊。阿蘇市が2施設ありますが、その合計が12万9,363冊という状況でございます。

次に、資料収集についてでございますけれども、地域の歴史、文化、産業などを詳細に記しました故郷の辞典とも言える市町村史は、市民等への啓発資料として、合併前の市町村でそれぞれ発刊されております。菊池市史上巻は昭和57年、下巻は昭和61年に発刊されておりますし、七城町史は平成3年、旭志村史は平成5年、泗水町史は平成13年に発刊されております。

発刊に当たりましては、編さん委員の皆様の数年にわたる研究、資料収集、調査等の成果により完成したものでございますが、市町村史編さんに係る各種参考文献や資料等は借用されたものがあると思いますので、これらは既に返却されているものと考えます。

また、編さん委員の皆様が個々に調査研究されているものなどもございますので、現在、編さん時に使った資料がすべて残っているかは不明ですが、関連資料につきましては旧市町村の旧編さん室や関係課の庁舎で保管しているところです。旧菊池におきましては、中央公民館に編さん室がございましたので、主な資料はここに保

管しております。七城におきましては、七城公民館内。旭志は多目的研修センター内。泗水におきましては、B & G プールに隣接します倉庫にそれぞれ保管しているところです。

以上、お答えしたいと思います。

○9 番（森 清孝君） ありがとうございました。終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 0 0 分

第 5 号

7 月 2 日

平成 22 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 5 号

平成 22 年 7 月 2 日（金曜日）午前 10 時開議

第 1 議長の常任委員会委員辞退の件

第 2 一般質問

第 3 議案第 74 号 平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号）

上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第 1 議長の常任委員会委員辞退の件

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 74 号 平成 22 年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号）

上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（23 名）

1 番	工 藤 圭一郎 君
2 番	城 典 臣 君
3 番	大 賀 慶 一 君
4 番	岡 崎 俊 裕 君
5 番	水 上 彰 澄 君
6 番	東 英 俊 君
7 番	東 裕 人 君
8 番	泉 田 栄一朗 君
9 番	森 清 孝 君
10 番	中 原 繁 君
11 番	樋 口 正 博 君
12 番	二ノ文 伸 元 君
13 番	中 山 繁 雄 君
14 番	怒留湯 健 蓉 さん
15 番	坂 本 昭 信 君
16 番	隈 部 忠 宗 君

17番	葛原	勇次郎	君
18番	木下	雄二	君
19番	坂井	正次	君
20番	森	隆博	君
21番	山瀬	義也	君
22番	境	和則	君
23番	北田	彰	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村	三男	君
副市長	永田	明紘	君
総務部長	石原	公久	君
企画部長	谷口	誠	君
市民部長	宮本	啓一	君
経済部長	岩下	義人	君
建設部長	中原	純一	君
七城総合支所長	赤星	和範	君
旭志総合支所長	山田	憲章	君
泗水総合支所長	春木	義臣	君
財政課長	松岡	千利	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	田代	武則	君
教育長	田中	忠彦	君
教育次長	井野	英利	君
農業委員会事務局長	齋藤	誠	君
水道局長	安武	昭二	君
監査事務局長	大塚	茂幸	君

事務局職員出席者

事務局長	永田	哲士	君
議事課長	城	主一	君
議事係長	上田	敏雄	君
議事係	荒木	崇之	君

○議長（山瀬義也君）　じゃあ、全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

午前 9 時 5 9 分　開議

○議長（山瀬義也君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、都合により、副議長に交代いたします。

（議長　退席）

（副議長　議長席へ）

日程第 1　議長の常任委員会委員辞退の件

○副議長（坂井正次君）　日程第 1、議長の常任委員会委員辞退の件を議題といたします。

議長から地方自治法の趣旨に伴い、常任委員会委員を辞職したいとの申し出があります。本件は、申し出のとおり辞退を許可することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂井正次君）　異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに決定いたしました。

（副議長　自席へ）

（議長　議長席へ）

日程第 2　一般質問

○議長（山瀬義也君）　次に、日程第 2、引き続き一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元君。

〔登壇〕

○12番（二ノ文伸元君）　おはようございます。

議席番号 12 番、ちょうど真ん中の二ノ文伸元です。よろしくお願いいたします。

4 年ぶりの市議選も、前回 28 名から、今回 23 名へとふるいにかけて、大変厳しいものでありました。しかし、それだけこの議場に座っておられる議員さんの方たちは大変優秀な方たちばかりと認識をしております。たまには不穏当発言をなされる方もいらっしゃいますが、とても誇らしい半面、責任の重さを強く感じているところであります。不穏当発言のないよう、議場では慎みたいものであります。

私は、このたびの選挙戦を通じて、市民の方々よりさまざまな疑問点や意見、要望をお聞かせいただきました。きょうは、その中からほんの一部を質問させていただきます。

まず、限府中央線と回遊道路について質問をいたします。

このことについては、旧菊池市、平成16年第4回定例議会で質問をしておりますので、申し添えておきます。

限府中央線は約25年前に商工会より陳情がなされ、もろもろの事情により区画整理事業にかわるものと計画がなされ、現在に至っているものと理解をしております。

限府中央線の住民への説明会は、平成15年に全体会2回、16年度に4地区に分けて1回ずつ実施をなされております。そして、説明会の中でさまざまな意見、要望や問題点などが出されております。一つ目に、用地買収に関する意見として、移転先、代替地を探してほしい、税金の控除や残地の取り扱いについて、住みなれたところを離れたくない、どちらから買収していくのか等々、それらの要望、意見、問題点に対して、丁寧に執行部より説明がなされております。理解をいただきながら、現在、完成に向けて進んでいるところであろうと思います。説明会から7年を経過しておりますが、なかなか完成するまでには至っていないようであります。

次に、回遊道路についてであります。

必要性については、説明では、限府中央線を核として、回遊道路等を整備することにより、現在の自動車交通体系に対応した商業や住環境が改善され、市民の方々のまちづくり活動と相乗りして、中心市街地の活性化の大きな一助になるという説明が出されております。

そこで質問ですが、限府中央線と回遊道路についての進捗状況と今後の見通しについてご説明をお願いをして、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） おはようございます。

ただいまの二ノ文議員の限府中央線と回遊道路についての進捗状況、それから今後の見通しについて答弁いたします。

限府中央線及び回遊道路の整備につきましては、平成15年度から平成19年度までをまちづくり総合支援事業で行っております。平成20年度から平成24年度までの計画で、まちづくり交付金事業により着手しましたが、平成22年度からは社会資本整備総合交付金に移行しており、その交付金が活用できる限府中央地区都市再生整備計画に基づき事業を進めているところでございます。

まず、都市計画道路であります隈府中央線の進捗状況でございますが、事業に必要な計画取得用地面積約4,700平方メートルに対しまして、現在まで3,620平方メートルの買収が完了しており、取得率にしまして約77%の進捗率でございます。

また、本工事のほうに関しましては、計画延長430メートルに対しまして、平成21年度までに150メートルが竣工しており、本年度予定しております110メートルが完了すれば残り170メートルとなり、進捗率では60%となります。

続きまして、回遊道路の進捗状況でございますが、まちづくり総合支援事業時に、12路線約3,600メートルを整備しておりまして、平成20年度からの都市再生整備計画事業においては6路線、約1,460メートルの計画に対しまして、平成21年度までに3路線、514メートルを竣工しており、本年度計画しております切明稗方線583メートルが終了しますと進捗率75%となり、残りは菊池郵便局前の栄町正観寺線、その路線が181メートルと、その路線が交差します向町北宮線、同じく181メートルの合計362メートルのみを残すこととなります。

今後の計画でございますが、いずれの事業も平成20年度から平成24年度までの認可でやっておりますので、その期間をもって24年度完了を目指しておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 計画がなされて、さっきも申しましたように、何かもう10年ぐらいはたっていると思いますけども、24年度までに完成を目指しているところで、完成をするということまでは来ていないということだろうと思います。しかし、やはり24年度まで、いろんな事情があると思いますけども、ぜひもう完成するという気持ちで頑張っていただきたいと思います。

そういう中で、いろんな課題や問題点があると思います。この隈府中央線にしても、回遊道路にしても、なかなか完成に向けての問題点、課題があると思いますけども、その課題や問題点はどのようなことを想定されてやっておられるのか、そしてまたその課題に対しての対処、解決策というものをぜひお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再質問にお答えいたします。

質問事項についての答弁が前後するかと思いますが、お許しを願いたいと思いま

す。

まず、隈府中央線整備に関する課題におきましては、事業計画用地内にお寺がございます。その寺の事業用地につきましては、登記簿上の所有者に相続等が発生しておりまして、把握している相続者だけでも400名近くとなっております。移転が必要なお墓をお持ちの方に関しましては、おおむね墓の調査は終了しておりますけれども、墓が移転できる土地の協議も必要でございますので、事業用地の代替地も含めた協議を行っていかねばなりません。今後、誠意を持って所有者お一人お一人に事業に対するご協力をお願いしていかなければならないと考えております。

それから、回遊道路に関する課題点等でございますが、工事を行う際には、近隣お住まいの方々の協力は必要不可欠となります。本年度工事を行う切明稗方線におきましては、施工前に関係者の皆様に説明会を開いております。その中で、ご心配な点やご要望等もお聞きし、可能な限りご意見を取り入れた上で工事を施工する予定でございます。

次に、平成15年度から平成19年度までに施工いたしました回遊道路12路線の3, 597メートル中9路線、2, 212メートルにつきましては、自然色の排水性舗装で工事を実施しております。回遊道路の整備に関しましては、安全・安心に歩け、景観にすぐれた道路修景を図ることを目的にしていることから、通常の舗装とは違う整備で実施してまいりました。

しかしながら、自然色排水性舗装で行った9路線に関しましては、舗装の剥離が見受けられ、交差点などは特にその状況が顕著になっております。施工当時は十分その強度を認識した上での施工でございましたが、現時点においては剥離した石が側溝に入るなど、補修等の工事が必要な状況となっていることも事実でございます。このことにつきましては、早急な対応を行う必要があるものと認識しておりますので、特に剥離が進んでいる箇所については、補修方法等を十分考慮した上で対応してまいりたいと考えております。

それから、歩車道の段差がなくなったため、車が通りやすくなり、スピードを出す車がふえ、危険であるというような意見もお伺いしておりますが、整備前に地域住民の方との説明会においても、そのご意見を含めたデメリット、メリットのお話をさせていただき、結果として現在の整備方法で施工させていただいております。減速させる工作物等の検討も行いましたが、公安委員会からの許可がおりず、運転される方のモラルと安全標識等の充実を図りながら、事故防止には努めてまいりたいと考えております。

次に、足湯の整備に関してでございますけれども、隈府中央線や回遊道路と同じく、都市再生整備計画に基づく事業であるポケットパーク整備に付随する事業とし

て、上町、横町、中央通り、切明の４カ所に整備する計画にしております。進捗状況としましては、平成２０年度に切明、横町の用地の購入を終えまして、平成２１年度には上町、横町、切明、３カ所の方々とワークショップを行いながら、実施設計を完了し、平成２３年度に同地区３カ所の本工事を実施する計画としております。

次に、築地井手の関係ですけれども、築地井手のオープン化につきましては、平成１５年度から実施しましたまちづくり総合支援事業において実施できないか、地元住民等も含め協議を重ねてまいりましたが、道路幅員の確保等において問題があり、地元住民の同意が得られずに断念した経緯がございます。以上のことから、現在実施しております限府中央地区の都市再生整備計画による実施は今のところ計画しておりません。

最後になりますが、現在行っております事業につきましては、総合計画、中心市街地活性化基本計画を上位計画と位置づけて、平成２０年３月に作成しました限府中央地区都市再生整備計画にのっとった事業であります。必要性についても、現在も十分あるものと認識いたしております。

以上、答弁いたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○１２番（二ノ文伸元君） 選挙のときに、私、いろいろこの限府中央線、回遊道路のことについて、いろんな市民の方々のご意見やご要望というものを聞きながら質問をしたわけですが、以上のような問題点とか、そういうのをやはり市民の方々はしっかりと認識をしながら心配をしておられます。ぜひこの２４年度の完成を目指して、また２４年度まで完成しなければ、またそれ以外にも問題が出ないように、しっかりやっていただきたいと思います。大事なやはり住民のご理解、これが一番だろうと思いますので、これからなお一層説明というものをしっかりやっていただきたいと思います。

次に進みます。

次に、市道亘甲森線についてお伺いをいたします。

この件につきましては、限府中央線と深く結びつきのかかわるものと考えております。今橋の老朽化に伴い、あの歴史深い橋をかけかえ、現在、立派な橋が菊池川をまたぎ、今地区と片角をつなぎ、市民にとって交通便のいいものとなることが期待されておりました。

計画では、平成１３年度より地方道路整備臨時交付金事業及び地方特定道路整備事業による国民、市民の血税を使つての立派な事業であると私は認識しております。しかし、計画からやがて１０年経過しようとしておりますが、いまだに連結どころ

か、地権者と話し合いもままならない状況にあるようです。私は、個人的には全く計画性のないものであると思っております。

そこで質問ですが、今橋と限府中央線をつなぐ気があるのか、ないのか。

2点目、現在、地権者との話し合いもままならない、一向に先の見えないこの状況をどのように執行部はお考えになっておられるのか。

3点目、これまでの進捗状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

亘甲森線は、現在、今集落から今村橋を渡りまして、亘深川線までのうち約140メートルの工事を実施し、残りの約35メートルが地権者の同意が得られず、いまだ着手できていない状況でございます。

また、市道亘深川線から市道大琳寺木庭橋線までの約265メートルも交渉を続けておりますが、同意が得られていない状況でございます。未着手の全体筆数にしまして約32筆、地権者約20名の方々のご理解をいただくよう交渉を続けているところでございます。

交渉の詳細につきましては、個人的にプライベートな問題がございますので、答弁は差し控えさせていただきますが、市の方針といたしましては、地権者の同意が得られるよう、粘り強く交渉を続けていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○12番（二ノ文伸元君） 時間がかかっても、これから先粘り強くつなぐように努めていくということですね。粘り強く、これから何年かかるかわかりませんが、やはりきちっとここは結びつきができるように、しっかり努力をしていただきたいと思います。

それでは再質問ですけども、いつできるかわからないということで、やはりあの道は今橋が新しくなったことにより、車の通る台数が以前より大分ふえていると思います。やはりそのためには迂回路が必要ということで、前も質問をしましたけども、シルバー人材センターから亘甲森、それから亘深川線のちょうど交差点、あれぐらいまでの間にやはり渋滞とか、そういうのが起きているようです。その迂回路の整備状況としまして、前に計画がなされているということを発表がなされておりますけども、その整備状況と課題、そしてその課題の解決策をお示しをいただきました。

いと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お答えいたします。

現在、亘甲森線の迂回路線となっております市道亘甲森２号線でございますが、通過車両もふえ、路面状況も悪くなっており、通学路としても危険な状況となっております。

この路線の整備計画としましては、平成２０年度に測量設計、平成２１年度に歩道設置に係る一部の用地取得、本年度に用地取得箇所の歩道設置及び路面整備として舗装工事を発注の契約で進めております。工事内容としましては、施工延長２６０メートル、その中で片側歩道設置延長２４メートル、及びアスファルト舗装を行う予定でございます。早急に工事発注を行い、安全・安心な道路づくりを行っていきたいと考えております。

それから課題でございますけれども、亘甲森線の用地交渉が第１番目ではございますけれども、ある程度の長期化する可能性がありますので、課題としては、亘甲森２号線の中で道路幅員が狭く、そして通行に支障を来している箇所が２カ所ありますので、今後、関係者の方にご協力をお願いして、通勤者や通学児童が安全に安心して歩行できる歩道の整備及び車両がスムーズに走行できる道路整備を行い、亘甲森線の暫定路線として、市民生活に支障のないよう整備に努めてまいりたいと思っております。

先ほども申しましたけれども、亘甲森線の用地交渉につきましては、引き続き粘り強く継続して当たってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ニノ文伸元君。

[登壇]

○１２番（ニノ文伸元君） 粘り強く頑張ってください。

終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前１０時２４分

開議 午前１０時３２分

—————○—————

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） おはようございます。

無所属の東 英俊です。

昨年1年間、3回行いました一般質問と議会活動では、福村市長を初め執行部の方々には大変お世話になりました。これからの4年間、また菊池市発展のために全力で頑張ってまいります。

また、私は一般質問のたびに言っておりますが、この一般質問は唯一議員側からの政策の提案の場と位置づけておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、本日のニュースで、午前0時に都城市の移動制限区域が一部解除になったという朗報を受け、ほんの少しだけでございますが、安堵しておるところでございます。がしかし、まだこの口蹄疫に対しましては気を緩めることはできないと、このように思っております。

それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思っております。

まず初めに、1番の口蹄疫の発生による本市の経済損失額と立て直し策についてであります。

今回の一般質問に際し、現在の世相を反映した形で、家畜伝染病で極めて伝染力の強い口蹄疫に関する一般質問が多くの議員さん方からなされました。ここで私が言うまでもなく、口蹄疫の発生の恐怖は皆様方に十二分に理解されたに違いないと、このように確信をしております。

最初の感染確認から6月20日で2カ月となる宮崎県の家畜伝染病口蹄疫問題、ご存じのとおり、宮崎県の5市6町にまたがり発生をし、牛、豚、ヤギ、羊、合わせて約27万6,000頭の殺処分が完了したことは皆様周知のことと思われま

す。ここで憂うべきところは、畜産農家のことはもとより、口蹄疫の発生した5市6町の自治体のことではないかと、このように思われます。いろいろな人の話によれば、その5市6町は異臭が漂い、町は死んでおると、このような報告も入っております。

宮崎の発生を受け、この熊本には絶対に口蹄疫を入れないとして、県の対策本部でも防疫体制の強化が図られていることや、本市でもJAと連携をし、消石灰の配布や市全域への啓発、そして可能な限りの対策を講じられていることは十分に私は理解をしております。

ただ、この口蹄疫は、バクテリア、いわゆる細菌ではなく、ウイルスであります。でありますから、このウイルスが生きていくためには、ほかの生物の細胞内で自己複製をし、存在し続け、主に空気感染で拡大するということが、また豚に感染した場

合は、ウイルスの放出が牛の3,000倍もあるということ、それで宮崎において人や車を介して5市6町にまたがり、290例もの感染が拡大したことから推測をいたしますと、絶対に、絶対にあってはなりません、こればかりは目には見えないことでもあります。危機管理の面でお聞きしますが、本市でももし発生した場合、菊池市全域のあらゆる産業が被る被害額から推測される本市の経済損失額はいかほどになるのか。

それと、この前、畜産系のほうから全畜産農家に対しまして、もし発生した場合の埋設場所の選定というアンケートがきました。その埋設場所、牛ならば何メートル四方でどのぐらいの深さに何頭入るのか、豚ならば何メートル四方でどのぐらいの深さに何頭入るのか、もしわかっておるならば、この2点をまずお聞きします。お願いします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 東 英俊議員のご質問にお答えしたいと思います。

口蹄疫が市に入った場合の経済的損失はというようなことでございますが、本市でももし口蹄疫が発生した場合の市の経済に及ぼす被害の予測でございますが、菊池市のほぼ全域が半径10キロメートル以内の家畜の制限区域、それから半径10キロから20キロメートル以内の搬出制限の区域となりますため、宮崎県の川南町ほかの発生地域と同様の状態となります。そのようなことでございますので、現在の菊池市の畜産関係の生産額約200億円程度がほぼ皆無となると予想しております。

なお、4月20日に宮崎県での発生以来、商業、観光関係での影響としましては、イベント等の中止により、宿泊等のキャンセルを含めまして、約4,000万円程度の減収見込みでありまして、さらに商店街個々のお店の把握は難しいものの、同様に売上が少なくなっているものと推察しております。

菊池市で、もし口蹄疫が発生した場合、畜産農家はもとより、旅館、ホテル等のサービス業、商工業関係ほか、菊池市全体の経済に多大な影響を及ぼし、はかり知れない被害が生じるものと考えているものでございます。

それから、口蹄疫の埋却関係のご質問がございましたが、埋却地につきましては、選定に当たってのポイントは、昨日申し上げましたが、その中で埋却地につきまして、10アールでございますが、10アールの畑に幅4メートル、長さ30メートル、深さ4メートルの溝を掘るわけでございます。その中に、今、不透水性のビニールを敷いて、その中に埋却するというようなこととなります。

今言いました幅4メートル、長さ30メートル、深さ4メートルの穴の中に牛が

5頭、それから豚におきましては10頭程度を埋却するというので、県のほうから聞いておるものでございます。

○6番（東 英俊君） 部長、それ後からでもよかですよ。

○経済部長（岩下義人君） じゃあ、ちょっと後でまた調べます。申しわけございません。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） ただいま部長の答弁にありました畜産部門での損失額が200億円だと、それと商工関係で4,000万円。この数字におきまして、本当にこれといった算出根拠がまずあるのかどうか、少し疑念が持たれるところであると、私はそう思っております。まだまだ本市がこうむる被害というものは甚大な被害、損失額があるのではないかなと、こういうふうに私は思っております。

各分野、全産業における被害額、そしてそれから来る税収の見込み減、この額を割り出していかなければならないのではないかなと。そして、地方分権が叫ばれる今の時代は、市独自のあり方を示しつつ、あらゆることを数値としてとらえるすべを身につけ、そしてそのように行くことが大切ではなかろうかなと、このように思われます。

そこで、再質問をいたしますが、本市で発生し、甚大な損失をこうむった町全体を立て直す具体的な対策案があるならば、それをお聞きます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 具体的な立て直し案ということでございますが、今現在、国・県から発表されております対策について申し上げたいと思いますが、まだ具体的に市としての対策案については持ち合わせておりませんので、そういうことでご了承いただきたいと思います。

仮に発生し、すべての処理が完了した後の畜産農家の状況につきましては、肉体的、精神的、経営的など、大変厳しい状況下で再開を迎えることになるということに考えております。宮崎県の例で見ますと、国の発生農家への対応といたしましては、殺処分家畜等に対する手当金としまして、患畜につきましては評価額の3分の1、患畜となるおそれがある疑似患畜につきましては評価額の5分の4が、家畜伝染病予防法の規定により交付されるものでございます。また、経営再開を支援するため、経営支援互助金が畜種ごとに交付されます。さらに、殺処分された患畜あるいは汚染物品の償却、埋却に要した費用に対する交付金がございます。ワクチン接種農家への対応としましては、感染拡大防止策として早期殺処分を行ったことによ

ります時価評価額の殺処分奨励金と経営再開支援金が交付されます。

発生農場の再開につきましては、県等にお尋ねしたわけですが、なかなか明確な回答がございませんでしたが、農林水産省のホームページによりますと、処分終了後、県の家畜防疫員の指示に従い、少なくとも1週間間隔で3回以上の確に畜産等の消毒を実施し、さらにその地域の移動制限が解除されれば再開できると示されておるものでございます。市としまして、国・県へ畜産農家の現状等の状況を提供しながら、最大の支援を要望するとともに、一刻も早く経営の立て直しができますよう支援を行いたいと考えております。

現在、宮崎県では約27万6,000頭の処分が完了し、今後、国・県より各種の農家支援や畜産経営再開希望農家への再開に向けた支援策が具体的に示されるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 先ほど経済部長の答弁、お聞きしましたけど、私も畜産農家です。要するに、畜産農家そのものはある程度国が保証するというのは十二分に私も理解しております。ちょっと辛口で言わせてもらいますならば、私が聞きたいのは、この町全体、その経済的な立て直しをどうするかというところは私は本当はお聞きしたかった。やはりちょっと行き当たりばったり感があるということは否めないかなと、このように思います。やはりすべてを考慮して、何らかの施しを行う上で、算出基礎となる数値が必要であると。

また、この本市において経済損失のシミュレーションもつかめていない、このような感じがしてなりません。具体的な対策、立て直し対策が示されないのは、私も一市民として非常に不安を感じつつ、そして議員としては何とかしなければと、このように思うところでございます。

発生した宮崎の自治体には、大変申しわけがないと思いますが、もしこの菊池市で発生した場合は、それを参考として、そして国、総務省、そういったあたりといろいろな形で経済的な損失のその立て直しをする上でのシミュレーションを、やはりある程度危機管理という面からすれば持っておくのは必要ではなかろうかなと、私はこのように思っております。

次の質問に移ります。

行政改革について、財政硬直化の緩和策でございます。

一般質問の初日に、森隆博議員が菊池市行政改革大綱と財政健全化計画について質問されており、多少の確認内容を含めた形で今回の一般質問を進めたいと思って

おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

夕張市の財政破綻、いわゆる夕張ショックを受けて、政府は透明なルールのもとに、早期是正措置を導入することによって住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくべく、地方財政健全化法を２００７年６月に成立させました。具体的には、健全化法において地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、四つの財政指標を健全化判断比率として定めております。

そこで、菊池市公告第４８号の財政白書で公表されております本市の財政状況を年度別の決算状況であらわされている数字から、私が読み取り、分析した判断、その感想は、一言で申し上げますと、財政状況が悪くならない程度に、うまいぐあいにやりくりされているなという感じがいたしました。

がしかし、気になる点が全くないというわけではありません。例えば、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率が約９７％近くにまで増加をしてきておると。そして、自由に使える形状の一般財源が少なくなっているため、財政の硬直化が進んでいるということ。また、健全化判断比率の四つの指標のうちの実質公債費比率、これは地方債の元利償還金の水準を図る指標で、公営企業操出金までを加えた公債費の標準財政規模に対する割合なんですが、この数値において国が示す早期健全化基準は２５％としながらも、１８％を超えると、これまでどおり起債の発行に国の許可が必要となっており、この数値に着眼をしてみても、１８％におよそ３ポイントにまで近づいてきておるこの菊池市の実質公債費比率であります。このことから、本市において財政の硬直化が進んでいることは否めない事実であると、私はそのように思っております。

そして、その財政白書の平成２１年度一般会計歳入内訳において、経済不況のあおりからか、自主財源は予算現額において１２億円ほどのマイナスというふうに出ております。そのうち税金の滞納額が６億４，５００万円を含んでおると。大幅に自主財源が減ることも予想できております。また、この税金の滞納は、恐らく徴税課の職員の方々を、またさらにこれから数年間悩ませていくことになるかと思われます。

また、合併特例措置が終了した平成２７年からは、５年間をかけて地方交付税額が約１５億円ほど縮減されることもご存じのことと思われます。菊池市本来の交付税額になることをかんがみれば、今のうちから本腰を入れて国の進める地方分権をほかの自治体よりもいち早く確立し、市民の方々に菊池に住んでよかったと言われるまちづくりに向けて、議会と執行部が一丸となって着手するべきであろうかと思われます。

—297—

交付税の減額でございます。議員さんがご指摘されたとおりでございます。今後におきましても、もし現状のまま進むとすれば、通常の収入だけでは支出を賄うことができなくなることが考えられます。

では、その対応策はとなりますと、当面の策としては、財政調整基金や減債基金を取り崩して、不足する財源を補てんすることが考えられますが、その基金もおっしゃったように合わせて60億程度しかございませんので、すぐ使い果たしてしまうということが考えられます。

今回の口蹄疫の発生によりまして、農業総生産額が280億円、そのうちの200億円が、部長が申しましたように、畜産の生産額でございます。直ちに畜産を再興しようとしたしましても、元牛を導入して、それが出荷できるまで18カ月から20カ月を要しますので、その間2年間は所得が全くなく、えさだけを食べさせていくという形になります。生活はどうするのか、えさ代の支払いはどうするのかと、そういった問題も絡んでまいりますし、これは酪農にとっても養豚にとっても同じことが言えると思います。ローテーションして回るためには、2年以上の歳月を要することが十分に予想されます。

また、小売業の年間の売上高でございますが、県下で4位の売上高を誇っておりまして、その額が930億円でございます。これが1年間ストップしたと考えまして、1割減にいたしましても、90億程度の収入がなくなるということになります。また、観光客が年間362万人来ておりますが、1人当たり2,000円で換算いたしましても72億円。それから、宿泊客が20万人となっておりますので、1人客単価1万5,000円で計算いたしましても年間約30億円。また、ほかに運送業、飲食等のサービス業に与える影響ちゅうのは多大なものがあると思われますので、甚大な被害を受けることが予想されます。畜産の固定資産税一つにとりましても7,200万円でございますので、これを何%減免するのか、これも大きな課題であろうと思います。その他に市民税等もございますし、そういった場合への対応としての基金がこれで足りるのかというような問題も出てくるかと思えます。そこらあたりから考えまして、基金の考え方というものも、今後、十分大災害に対するマニュアル的なものを考えて、基金の造成も考えていかなければならないというふうに思います。

ここで、具体的な取り組みを紹介したいと思いますが、第1に予算編成と執行の見直しでございます。総合計画に掲げましたまちづくり、地域づくりに向けた予算編成を行い、優先順位により財源を充当し、費用対効果等を求めた予算の執行を行うことが重要だと考えております。

第2点目は、職員の英知を集めた財政改革プロジェクトを立ち上げ、思い切った

改革を行うことが必要だと考えております。これは本年度中になるだけ早目に立ち上げろということで市長の指示も出ておりますので、対応してまいりたいと思っております。

いずれも多く多くの時間と労力を要するものと予想しておりますが、スピード感を持って取り組まなければ効果がありませんので、できるだけ早い時期に着手してまいりたいというふうに考えております。

また、さらなる行政改革をどうするかということでございますが、実現のための第二次行政改革大綱につきましては、先般、森隆博議員にお答えしたとおりでございまして、現状は国の経営の方向性や運営のシステムの大きな変化とともに、市民ニーズの高度化、多様化、さまざまなライフスタイルの変化により、行政サービスに求められる範囲は広がっております。しかし、限られた財源と厳しい社会経済情勢や人口減と少子高齢化、また本市の財政状況などを考慮しますと、安易なサービスの拡大は好ましくなく、簡素で効果的な行政運営と市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供、すなわち市民の暮らしの満足度を高めることが重要と考えております。本市では、従来の簡素で効率的な行政運営に加えまして、改革の成果が市民の暮らしに直接結びつくような、市民視点の行政サービスの充実を目的に、市民視点の行政改革、市民との協働と民間活用力の活用を改革の視点として、質の高い行政運営を目指すことといたしております。よって、市民サービスの充実と効率的な行政運営の両立を目指し、最小の経費で最大の効果を上げるべく、充実すべきところには投資し、逆に切り詰めるべきところは合理化をするということを考えております。

次に、本市のパブリックコメントの実態でございますが、平成17年6月に市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画及び公正で民主的な一層開かれた市政を推進するために、菊池市市民パブリックコメント手続要綱が制定されまして、市の基本的な制度を定める条例や、市民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、また総合計画など、市の基本的政策を定める計画などは、その趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、それに対する市民の方からの意見、情報及び市民の皆様からの提出された意見に対する市の考え方等を公表することといたしております。

その実態について数字で申し上げますが、17年度に3件の公表で1件の意見がございました。18年度は2件、19年はゼロ件、20年度は1件の公表で、いずれも意見はありませんでした。21年度は都市計画マスタープラン、第二次菊池市行政改革大綱、それから菊池市養護老人ホーム民営化実施計画、菊池市次世代育成支援後期行動計画の4本を公表いたしました。残念ながら意見はありませんでした。

た。しかし、パブリックコメントは行政の透明化を図るため大切なことでございますので、今後におきましても充実に努めてまいりたいと思います。

次に、プライマリーバランスの考え方でございますが、合併後の平成17年度から平成20年度までの決算における基礎的財政収支は、各年度において地方債の元利償還金の額がその年度で新たに借り入れた地方債の額を上回っていますので、黒字となっております。したがって、本市の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスは均衡が保たれており、健全な財政運営を行ってきたと言えると思います。

しかし、現時点での新市建設計画では、平成26年度までの5カ年間に於いて多額の合併特例債の発行を予定いたしております。その中で特に多いのが、24年で約43億円、25年度が約45億円となっております。基礎的財政収支は、地方債を返済するための元利償還金の額と新たに借り入れる地方債の額を比較しますので、この計画どおりに地方債を発行すれば、基礎的財政収支は赤字が見込まれ、プライマリーバランスは均衡が崩れることが予想されます。この要因は、現在の新市建設計画では後期の5カ年間に事業が集中しているためで、これに伴って合併特例債も後半で約140億円を発行する計画となっております。

ただ、この140億円の中には、新庁舎などの建設関連事業も含めまして、建設分として57億円を含んでおりますので、これを差し引いて考えますと、今後の5カ年間に於きましても基礎的財政収支は黒字が見込まれ、プライマリーバランスは均衡を保っていけるものと推測されます。しかし、いずれ庁舎の建設は予定しなければなりません。計画的な執行が求められてくるというふうに思います。

ご案内のとおり、地方は大変厳しい状況が続いておりまして、今後の財政見直しには多くの不確定な要素や課題を抱えておりますが、本市の財政運営におきましては、新たに借り入れる地方債の額を地方債を返済するための元利償還金の額以下に抑えることにより黒字を保ち、ご指摘いただきましたプライマリーバランスの定義を守り、健全財政の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 部長の答弁、安心しました。やっぱりプライマリーバランス、元利償還金を市債発行額が上回らない、これは絶対に基礎的財政収支の上では必要であると、私はそのように思っております。

また、それと財政改革プロジェクト、初日の森議員への答弁の中では、平成24年度を目指しておるといような内容だったかと思われませんが、やはりこのプロジェクトチームも早期にやっぱり設立するべきではなかろうかと、そのように思っ

おります。

私は、将来の菊池市のために充実していかなければならない一つの制度として、昨年の12月議会で本市における行財政改革のために行政評価制度について一般質問をさせていただきました。この行政評価制度とは、政策、施策、事業の一連の評価を行うことであり、この制度そのものが庁内内部で行われている部分と、評価を行う上で成果重視型で行くべきではないかというような提案を私は12月にさせていただきました。さらに、外部の第三者機関も設け、そこでも評価をしていくような方向性で行かなければならないのではないかともしも言わせていただきましたが、これはまずどうなっているのか、お聞きします。

そして、先ほど2点目の答弁にもあったように、一つの、幾ら情報公開をしても、市民からのパブリックコメントがやはり少ないという事実、これはなぜでしょうか。それは、恐らく考えたら簡単だと私は思います。施された政策に関連する一部の人たちに対する利益誘導型の政策を省けば、自分の知らない分野であったり、行政の将来を左右する政策がどのくらい効果があるのかを数値で示されているのならまだしも、検討する材料、数値がないものに対して、やはり幾ら市民の方とはいえ、物を申すことはどう考えてもなかなかできるものではないと、私はそのように思います。

また、そればかりではないと考えます。私も、今、家内と2人で畜産経営をしておりますが、一つの事業を行おうとするとき、その投資額と効果、そして経営に及ぼす影響、効果額を考えて、それを数値としてあらわして、唯一のパートナーである嫁にそれを提示して、そして嫁の許可を得なければ、私もこれまで3,000万円の事業を3本ほどこの11年間でやってきておりますが、その許可をもらわなければ私もその事業はやらなかったと、そのように思っております。

冒頭質問しました本市において口蹄疫が発生した場合の経済損失額、そしてその立て直し策で露呈したように、行政において一つの事象、いわゆる政策の効果、そしてその損失額がこれまで執行部の方々に聞いてもなかなか今までは出てこなかったと。このことから、行政が行った施策の効果がプラス幾らなのか、マイナス幾らなのか、このことによって自分たちの生活がどう変わるのか、これが市民レベルで見えてこない限り、パブリックコメント、これはなかなかふえてこないのではないかと、このように思われます。

そこでお聞きしますが、この政策における数値化という部分では、これからの行財政改革において絶対に必要不可欠のものであるし、他の自治体に先駆けて、この菊池市で実践していくことを私は強く執行部に求めますが、政策、施策、事業の数値化をどのようにお考えになるかをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 無所属の東議員にお答えいたしたいと思います。

ただいまプライマリーバランスのお話、とくとくと聞かせていただきましたけども、今、国家財政がまさしくプライマリーバランスが崩れて、税収をはるかに上回るような国債の発行状況になっております。ぜひひとつ国に向かっても、大きくこのご提案を国民の声として訴えてほしいなと思うところであります。

行政評価につきましては、第三者によりますところの外部評価の必要性も含めましてお話がありましたとおり、昨年の12月で東議員にお答えしたとおりでございます。現在、市が取り組んでいますすべての事務事業が総合計画に掲げたまちづくりの理念、豊かな水、光あふれる田園文化のまちを実現する一つ的手段であることから、行政評価につきましてはすべての事務事業が効果的、あるいはまた効率的であるかどうかと、また市民の皆様方につきまして、皆さん方が満足感があるのかと、さらには予算に見合う費用対的な意味での効果があらわれているのかと、また当初の予算、予定どおりに、計画どおりに進捗しているかどうかをチェックして、次年度の予算にそのことをどう反映するかということが必要になってくると思います。

また、政策、施策、事業の数値化につきましては、今議会上程の総合計画の後期基本計画は、主要事業ごとに数値目標を設定をいたしまして、行政評価によります進捗管理を行うことで、事業の達成度や効果を検証して、事務事業の選択、重点化と評価結果に見合った予算の配分など、質の高い行政サービスを市民の皆様方に提供する体制を整えて、成果重視型の行政運営を行うことと、このようにしております。

当然のことながら、新たな施策、あるいはまた政策というものを立案することでの費用対効果というものについては、いろんな意味で不測の事態というものにつきまして、その損失というのがどう発生し得るのかシミュレーションをすることも行政評価の一環として必要であると、このように考えております。先ほどの口蹄疫に対します被害想定はどうなるんだと。全くこれまで経験したことのない事柄でありまして、本当にそのシミュレーションというのは、今状況としてできる状況にはないと思いますが、いずれやはりこれは的確に把握しておかなければなりません。東議員おっしゃったように、やはり宮崎におきますそういった体験といいましょうか、今の事象ということ踏まえながら、このことが治まりましたときには、どういうことが被害として出てきたのか、いろんな意味で今後も続くであろう心のそういったケアというものを含めまして想定をしていかなければならないと。今、菊池市で想定できるものについては、今の埋却処分の用地の問題も含めまして、そういった

計画あるいは予定というものをしておりますけども、まだまだいろんな意味で、この目に見えない被害、損害というものが多発するということを考えなければいけないと思います。

そういった意味で、評価は、過程や結果において客観性や透明性を高めるために広報やホームページなどで公表いたしますとともに、職員によりますところの内部評価と、そして広く有識者の方々を代表して構成する外部評価というものを併用することで、公平性と中立性を保ちながら担保できるものであることから、外部評価制度は、ご指摘のとおり大変必要不可欠なものであると、こういう認識に立っておりまして、平成24年度導入を目標に、今後、取り組みを検討してまいりたいと、このように考えます。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 今、市長答弁にありましたように、私が12月議会で申しました成果重視型、これに対する提案を私はいたしましたけども、今回の総合計画の中に成果指標という形で数値が出されておる、これは非常に私は大変前向き、一歩前進したかなと、このように思っております。

また、今答弁されたことの早期実現こそがこの合併した新生菊池市の礎となって、合併して5年間をかけてようやくスタートラインに立ったと言えるのではないのでしょうか。それから考えますと、合併特例措置の期間が10年というものは非常に私は短いと、このように考えます。

残り5年しかないということで、先ほど総務部長の答弁にもあったように、これから5年間で市の市債の発行が約140億円ほどの見込みがあると、そういった駆け込みの乗車をすることこそが地方分権化の失敗、自治体の弱体化、そういったものに拍車をかけたりすることになりはしないかと、私はそのように考えます。懸念されるところがそういったところでございますし、今定例会中にこの菊池市議会は国に対して合併特例措置の5年間を延期する、それを要望する意見書を提出も検討すべきではないかなと、私はそのように考えております。

地方自治の政、要するに政治をつかさどる市長を初め執行部の方々は、限られた税金の中で、政策立案には大変苦慮をされていることも理解をしております。政策でどの産業をバックアップすると効果的なのか、本市の経済が活性化するためには政策でどのようにリードをしたらいいのか、地方がよくなるのはどんな社会なのかといったぐあいでございます。

地方自治体の実情を勘案して、マクロ的な視点で景気のよくなることを考えますと、経済政策には二極のパターンがあるかと思われます。弱い産業に手を差し伸べ

る補助政策、強みを伸ばしたりイノベーションを促進する成長政策、いわゆる衰退する産業を救うのか、発展が見込める産業を伸ばすのか、そういった賢明な判断が求められるところではないでしょうか。

ここで、あえて執行部の方々が考える地方分権とは何か、それはお聞きはしますが、私が考える地方分権化の利点というものは、さまざまな自治体が健康の増進や子どもの教育問題、経済の活性化などといった政策課題に対して、異なった政策実験を試みることができるところにあると考えます。もっとも、国から地方へ、その地方の実情を把握した上で、有効な政策があらかじめ国から知らされているわけでもなく、むしろ自治体が行う政策そのものが試行錯誤を通じて見出されるべきものであると、このように考えます。

要するに、地方分権とは、各自治体には地域の多様性、自立を目指し、いろいろな政策に取り組んでもらいながら、失敗する権利も与えられておるのではないのでしょうか。もし、その政策が成功した場合は、それを国が評価して他の自治体に知らしめていくというところに本質の部分があるように思われてなりません。この前、この菊池市が国交大臣表彰を受けたべんりカーやあいのりタクシーのそういった政策、そういったのもいい例だと私は思っております。次のステップは、恐らく政策立案時における数値化の実現、私はこれを期待しております。

次の質問に移ります。

ほかの自治体で進む子宮頸がんワクチンの接種を本市ではどう考えておるかというところでございますが、この子宮頸がん接種に関しましては、私を含めまして4名の議員の方々が一般質問をされております。若干内容的に少し違うところがありますので一般質問をさせていただきますが、昨今話題となっておるワクチンの一つに、子宮頸がんワクチンがあります。このワクチン接種については、県内の幾つかの自治体で全額負担か、もしくは半額負担を、この6月定例会で議会で承認をしたというような内容の記事が、新聞紙上をかなりの数でにぎわせております。

そこで、私もこの子宮頸がんという病気、それとこのワクチンというものについて、ちょっと調べさせていただきました。

この子宮頸がんの発生には、HPV、要するにヒトパピローマウイルスの感染が関連しておると。これは今まで3名の議員の皆様方に市民部長が答弁された内容と全く一緒でございます。このHPVに対するワクチンは、接種することによって体内に抗体をつくり、HPVの感染を防止すると。そして、平成22年、ことしの3月現在で、国内で市販されているワクチンは、ハイリスクというタイプに分類されている15種類のうちの2種類、16型、18型、この感染による子宮頸がん及びその前がん病変に対して、高い予防効果があるとされております。

また、アメリカやオーストラリアでは、保険未加入の子どもや12から26歳の女性が無料で予防接種を受ける制度が導入されており、2006年6月にアメリカで承認されたのを初め、世界80カ国で子宮頸がん予防ワクチンが承認されています。アジア圏では、韓国、香港、シンガポールなどが承認済みで、日本でも昨年12月に承認をされています。

また、がんの中でワクチンで予防できる予防法が確立されているのは、現在のところ、この子宮頸がんのみとなっております。

ただ、ここで問題なのが、テレビや新聞の情報を見ているだけでは、一般に広く子宮頸がんを100%予防できるワクチンのようなイメージで情報が宣伝されているところがございます。ワクチン製造のその仕組みや、またその歴史、また薬害事件などの現実について語られることが残念ながら余りなかったこの事実や、本来、人の命を守る役目を担うはずの製薬会社や医療機関及び政府が、人体に及ぼす影響を考慮するのに必要な情報を国民に提供せず、いい面ばかりの情報が錯綜しておるということを踏まえれば、逆にこの余りよすぎる情報に私は警鐘を鳴らさなければならないのではないかなと、このように思っております。

予防接種そのものは、医療費の支出が右肩上がりの近年において、コストパフォーマンス、いわゆる人命を守るという面での費用対効果の面からかんがみれば、すぐれた手段の一つととらえがちですが、ワクチンの危険性がないとも限らないのではないのでしょうか。

近年のワクチンによる医療事故の賠償例の一つに、日本脳炎ワクチンによる急性散在性脳脊髄炎の健康被害例があります。2005年5月に厚生労働大臣は、1991年以降の健康被害13件について、ワクチンとの因果関係があることを認めて賠償を行いました。その後、厚生労働省は慣例化されていた日本脳炎ワクチンの接種を積極的には勧めないように、地方自治体にも勧告をしております。

また、アメリカでのエイズワクチンの例でも次のような事件が起きております。2004年からアメリカ国立保健研究所が支援したエイズワクチンの実験で、エイズウイルスの一部を弱毒化した風邪ウイルスに組み込んだ新型のエイズワクチンが開発された。それを健常者約3,000人を対象にして実験が行われ、このエイズワクチンを接種された人々は約2倍もエイズにかかりやすくなることが判明をし、2007年9月には実験は中止されておる。

ここで、まず1点目ですが、本市ではこの子宮頸がんワクチンの人体に及ぼす健康被害と安全性の部分をどのようにどの程度認識をされておるのかをお聞きします。

また、子宮頸がんはワクチンの接種によって約7割のHPV感染を予防すると言われ、臨床試験では5から6年間感染を防ぐことが確認をされています。そして、

この子宮頸がんに限っては、１次予防が感染を防ぐワクチン接種、２次予防が定期健診となっております。子宮頸がんは、発がんの過程がとても明確で、健診により、このウイルスの感染からがん化——がんになる前に書きませんが、がん化する前の異形成という状態を発見することがとても可能である。そして、がん化する前の前がん病変の危険がこの子宮頸がんについてはとても期間が長いので、定期健診により早期発見ができると思います。

ただ、日本における検診受診率は、諸外国に比べて極めて低く、欧米では高いところで８０％程度の受診率、日本ではわずか２０％程度。そして、若い方の受診率は依然低い現状であります。

ここで、２点目ですが、本市における女性のがん検診受診率はどれだけか、年代別の割合、そして二、三年の動向が、もしデータがあるならばお聞きをします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

〔登壇〕

○市民部長（宮本啓一君） 東 英俊議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、子宮頸がんワクチンに対する認識がどうかということでございます。

議員が申されましたように、厚生労働省が平成２１年１０月に輸入ワクチンを承認いたしまして、同年の１２月から接種が始まったところでございます。発がん性ヒトパピローマウイルスにはさまざまな種類がございまして、今回のワクチンは１６型と１８型に有効とされております。そういうことで、すべてのウイルスに有効というわけではございません。

人に及ぼす健康被害と安全性について、どの程度認識しているかという内容でございますけれども、先ほど申し上げましたように、このワクチンは昨年１２月に接種が始まりまして、まだ半年経過したところでございます。そういうことで、日本のデータも非常に少ない状況でございます。情報によりますと、効果の半面、副反応の可能性も全く否定できるものではございませんし、今後、情報収集に努めながら、安全性、また効果などにつきましても見きわめていかなければならないというふうに思っております。

次に、子宮がんと乳がんの検診の率でございます。

まず、子宮がん検診につきましては、平成２０年度は全体で約１９％でございます。そのうち年代別では、２０代が約９％、３０代が約２１％、４０代で約１７％、５０代、約１９％、６０歳代、約２９％となっております。また、２１年度で申し上げますと、全体で約２２％でございます。年代別では、２０歳代が約１４％、３０歳代、約２７％、４０歳代、約２２％、５０歳代が約２０％、６０歳代、約３４％となっております。２０年から２１年にかけては、約３％ほど伸びており

ます。

その中で、平成21年度からの補助事業であります女性特有がん検診推進事業——無料クーポンの件でございますけども——の受診状況でございますが、20歳代が約10%、20歳代で約17%、30歳代、約21%、35歳、約25%、40歳で約26%となっております。

次に、乳がんの検診でございますが、平成20年度の全体では。

○6番（東 英俊君） 乳がんはよかです。

○市民部長（宮本啓一君） 以上、お答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 私がちょっと調べた子宮頸がんワクチンが人体に及ぼす副作用の報告では、もう既に世界ではワクチンを接種後、亡くなっておる方がもう数十名おると。そして、多くの女性、そして女の子が重度の障がいを負っておるという報告ももう入っております。また、最近になってワクチン製造時に添加されるアジュバントと言われる免疫増強剤が、普通ワクチンをつくるときにはこの免疫増強剤をほとんどのワクチンに入れるんですが、人体への長期的な影響として、いまだ実験段階ではあるんですが、不妊症を引き起こすという情報ももう出されております。また、ワクチンを接種する場合、それだけで100%ではなく、必ずその後の定期健診の受診をほとんどの医師が勧めている実態から判断しても、その重要性がわかるかと思われます。

にもかかわらず、本市における平成21年度の子宮がんの検診受診率を見てみると、60歳未満までの女性で、今、部長答弁にあったように、20%台の受診率。30歳未満になると10%台の状態である。健康的な女性でいてもらうことは、この菊池市においても、少子化問題の解決、そして根幹部分ではなかろうかと。守っていかなければならない大切なところであります。

全国的にも女性特有のがんについては、検診受診率が非常に低い状況であり、これを危惧した政府が昨年度の補正予算で、未来への投資につながる子育て支援の一環として一定の年齢の方を対象に、先ほど部長が答弁されたがん検診の無料クーポン券、それとこのがんについてわかりやすく解説した検診手帳が配付をされております。このように、早期発見、早期治療の観点から、受診率の向上に国も躍起になっておることがうかがわれますが、悲しいかな、本市においてクーポンの利用の部分でも受診率は非常に低い状態。

ここで再質問ですが、1点目、幾つかの自治体で進む子宮頸がんワクチン接種への公費助成ですが、安全性も考慮した上で、私はもう少し時間をかけ検討すべきで

あるというふうに考えますが、本市はどのように考えておられますか。

2点目、本市においてがん検診受診率の向上のための施策は、一体今何をなされておるのかお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、子宮頸がんワクチン接種への公費助成につきましてでございますが、現時点では考えておりませんが、先日、大賀議員のほうにもお答えしましたように、今後、議員ご指摘の副反応や効果などを十分見きわめながら、国や自治体の動向、あるいは財政面等も考慮しながら、相対的に検討してまいりたいと考えております。

次に、検診の受診率向上のための施策についてお答えしたいと思います。

子宮頸がんの予防対策としましては、自分の健康に責任の持てる健康意識の高揚と検診による早期発見が大変重要かと思えます。しかし、ご指摘のように、本市においても受診率はまだまだ低い状況でございますので、検診費用の助成や女性特有のがん検診事業等を実施しながら、受診率の向上に努めるとともに、関係機関と連携をとりながら健康教育を実施し、市民への啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 再々質問に移ります。

この子宮頸がんワクチンは、冒頭でも申し上げたとおりなんですけど、昨年10月に厚生労働省で承認され、日本国内の各医療機関でも接種が受けられるようになっております。そして、全3回の接種で約3から5万円程度かかる接種費用を、今、国はワクチン接種無料化のために、公費負担に係る費用を今現在試算をしておる段階であり、恐らく参議院選挙が終わった後、概算要求が、そしてこれを通過するならば、来年の予算に盛り込まれる予定、また見通しであるというふうに私は聞いております。

これらのことから、子宮頸がんワクチンの安全性の確立と、国の公費負担の動きを踏まえるならば、本市は他の自治体みたいに急ぐ必要はないと私は考えておりますし、再質問で答弁された検診受診率の向上啓発施策では、受診率の数字が物語っているように、女性に対する意識づけが不十分ではないか。やはりがんを未然に防ぐために、検診による早期発見、早期治療、これが一番有効であろうかと思われま

ここで、最後にお聞きしますが、本市において受診率を欧米並みの８０％台に上げるために、さらなる具体的な施策、啓発をどのように考えておるか、最後にお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再々質問にお答えします。

受診率向上のための啓発としまして、本人のまず意識、家族の意識、それから地域ぐるみの意識の高揚が大変大切だと思います。そこで、今後につきましては、関係機関と連携を踏まえながら、小学校とか中学校、あるいは高校生に対する思春期教育、またPTAや女性団体等の各種組織に対する健康教育、各種母子保健事業におきます教育を行うとともに、広報紙やホームページ等によりまして、さらなる啓発に努めてまいりたいと思います。そして、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時３４分

開議 午後 零時５９分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、岩下義人君から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。
経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 先ほどの東英俊議員の質問の中で、埋却地の件で間違ってお答えをしておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

埋却地につきましては、基本的な穴の断面としまして、上幅が６メートル、下幅が４メートル、深さが４メートルとなっております、そういった断面の埋却穴を設置したとしますと、１メートル当たりの埋却頭数につきましては、成牛で２頭、母豚で８から１０頭が埋却可能でございます。

圃場全体に埋却穴をつくるわけにはいきませんので、余裕等を見ましたときに、１００メートルかける５０メートルの圃場——５０アールでございますが、圃場の中に、先ほど言いました標準断面の溝が８０メートルの３本が確保できたとしまして、牛で４８０頭、豚で２，４００頭が埋却可能となることになります。

以上、訂正を申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 次に、東 英俊君から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

東 英俊君。

[登壇]

○6番（東 英俊君） 午前中の私の一般質問の発言の中で、一部議員の皆様に誤解を与えるような発言がありました。発言の中で「・・」までについてを取り消させていただきます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 次に、坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） こんにちは。

ともに10年後を見据える坂井でございます。

本日は、経済なくして福祉も教育もない、元気な菊池をつくるという観点から、本市の活性化施策について、通告に従い質問をいたします。

この新聞は、全国版の日本経済新聞でございます。本年5月22日に発行された新聞です。この新聞に、本市の菊池溪谷は何と日本で2位に、全国の散策したい溪谷ランキングが載っておりますが、この菊池溪谷が全国第2位にランクをされています。本当にうれしい限りでございます。

このように、菊池の宝、資源はたくさんあります。菊池溪谷を初め菊池温泉、竜門ダム、菊池川、名水百選の豊かな地下水、それから日本一の七城米を初め、豊富な農畜産物、また近くにある空港、九州自動車道、国道3号線等からのアクセス道、環境資源は整っておりますけれども、なかなか思うように生かされていない。時代背景が悪いと言えばそれまででございますけれども、何か元気がないと感じているのは私だけでしょうか。特に商業、観光業に関しましては、このままではいけないのではないのでしょうか。無難過ぎて何らかのアイデア、プランをもとに施策事業を展開し、チャレンジしていかなければ、衰退の一途をたどるのではないのでしょうか。

有利な合併特例債を使って、元気な菊池、活用力ある菊池にするために合併した本市であります。そういった補助金を有効に活用しなければと思いますが、ここで質問でございます。

農林業、商工会、商店街関係でございます。それから、観光、温泉街関係。それから住宅、人口増関係でございます。そのような関係にどのような補助金、交付金がありますか、お示しをください。

また、合併後5年たちましたが、合併特例債213億のどれぐらいを利用し、ど

れだけ残っているのか、また今後５年間、利用予定額、また見込み計画の割合を示してください。新市建設計画、総計と共通の数字をお示してください。

以上を１回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂井正次議員の活性化施策についてのご質問にお答えしたいと思います。

農業関係の補助事業等につきましては、各種作物の生産振興、経営力の強化や合理化などを図るため、機械施設等の整備事業として、国事業では耕種部門で生産総合対策事業、畜産部門で畜産総合対策事業、そのほか耕種・畜産の認定農業者や集落営農組織を対象とした経営体育成交付金などが設けられております。また、農村地域のまとまりを守り、農業、農村の持つ多面的機能の維持、保全を図る中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策については、国・県と連携し、継続した事業を実施、支援を行ってまいります。

現段階における本年度事業の予定につきましては、単県事業を中心に展望している段階でありまして、内訳としまして、昨年に引き続き飼料米の作付推進、定着のための機械整備、非主食用米総合推進事業で２法人、総事業費約１，５００万円、水田農業の生産性向上を図る集落営農支援としての機械整備、水田地域営農体制整備支援事業で１組合、総事業費約１，０５０万円、園芸産地の維持・発展を図るための機械施設整備、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業で２組合、総事業費７４０万円を要望しております。いずれの事業も２分の１から３分の１以内の補助率となっております。今後も県を初め関係機関からの情報収集に努め、本市に合った補助事業を取り込みながら、積極的に農家経営の安定につなげていきたいと考えております。

商業（中心市街地）の活性化を図るための補助金につきましては、中心市街地活性化法に基づく事業として、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金があります。この事業は、中心市街地活性化基本計画の総理大臣認定が条件ですが、商業者や商店街、民間事業者を対象として、商業施設及び商業基盤施設を整備するための費用を補助するもので、補助率が３分の２となっております。また、現在、本市でも実施しておりますまちづくり交付金も基本計画の認定を受ければ、計画区内で実施する事業の補助率が４０％から４５％となるよう優遇されております。

次に、地域商店街活性化法に基づく補助金として、中小商業活力向上補助金があります。この事業は、法人格を持つ商店街等が中心となって商店街活性化計画を策定する必要がありますが、商工会を初め民間事業者や商店会が実施するアーケード

やテナントミックスなどの施設整備に対して、５億円を上限として３分の１の補助となっており、さらに事業が各ブロックの経済産業局により認定された場合は、３分の２の補助が受けられることになっております。

観光につきましては、観光庁の施策として、観光圏整備事業補助制度がございます。この事業は、国内外観光客の２泊３日以上滞在型観光を促進するために支援されるものでございます。事業としましては、観光圏整備に係る滞在促進地区内等のサービス向上を図るための宿泊施設整備等の宿泊魅力向上事業、観光圏整備に係る体験、交流、学習施設の整備促進事業、観光案内標識の整備等の観光圏情報提供事業などがあり、補助率はいずれも５分の２以内でございます。補助対象事業者につきましては、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体が出資する法人格の規定があるため、現在は取り組んでいない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） お尋ねの住宅整備に関する補助事業はどのようなものがあるかということでございますが、公営住宅関係の補助事業につきましては、県の地域住宅計画に基づき実施します地域住宅交付金事業があり、補助率はおおむね４５％となっております。その中で現在取り組んでいる事業としましては、新築や建てかえ工事を行う公営住宅等整備事業や既存住宅の改修などを行う公営住宅等ストック総合改善事業がございます。また、それ以外に地域優良賃貸住宅整備事業等があります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 本市の合併特例債の借入上限額は２１３億円となっております。現在までの実績を申し上げますと、平成２１年度までに借り入れた額は４７億４，２８０万円で、上限額の２１３億円に対する割合は２２．３％となっております。このうち共通事業分として借り入れた額は７億６，５７０万円となっております。

次に、今後５カ年間の発行見込額についてお答えをいたします。

新市建設計画に基づきまして年度ごとの発行見込額を申し上げますが、これは２１年１１月現在ということでお願いしたいと思います。２２年度が１６億９，０００万円、このうち共通部分が３億６，０００万円。２３年度が２２億３，０００万円、このうち共通が１２億６，０００万円。２４年度が４３億３，０００万円、こ

のうちの共通分が３１億３，０００万円。２５年度が４４億８，０００万円、このうち共通分が３６億８，０００万円。２６年度が１２億３，０００万円、共通部分が７億５，０００万円となっております。この５カ年間の合計では１３９億６，０００万円、このうちの共通分が９１億８，０００万円を予定いたしております。平成２１年度までの借入額の４７億４，２８０万円に今後５カ年間の発行見込額の１３９億６，０００万円を足した合計額は約１８７億円で、上限額の２１３億に対する割合は８７．８％となっております。

ただし、この中には庁舎分、また庁舎にかかわる関係事業分の５７億円が入っております。ただ、合併特例期間中に庁舎の建設ができるかどうか、今のところ２６年以降ということになってきますと、期間中にはちょっと無理だということになるかと思いますが、その分を差し引けば１３０億円で約６０％を起債を起こすという形になるかと思いますが。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○１９番（坂井正次君） どうもありがとうございました。

農業に関しましては、２分の１から３分の１程度の補助金があると。それに、本市は辺地に辺地債、今、８割ありますね。そして、また商店街に関しては、中心市街地活性化基本計画の総理大臣の認定を受ければ３分の２の補助がある。まちづくり交付金は４０から４５％、観光に関しましては４０％、いかに合併特例債が有利かというのがわかるかと思いますが。

そしてまた、８７．８％の利用計画でありますけれども、１００％の利用はないと多分思います。それに、庁舎５７億円が残ることも考えられます。この有利な補助を、いかに有利にこの５年間で使って元気な菊池をつくるかというのが今後の課題だと思っております。

以上の説明がありましたけれども、本市の経済活性化につながる交付金、そしてまた補助金等、例えば福村市長の英断で、これすべての事業所に好影響を与える光ブロードバンド施設整備事業等は合併特例債を使っておられるようですね。経済効果抜群の事業だと私はと思いますが、そのほかにどのような経済活性化のための事業が補助金で実施計画されているのか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 活性化施策についてということで、坂井正次議員の再質問にお答えしたいと思います。

1 回目の答弁で申し上げました 2 つの法律に基づきます補助金につきましては、双方とも計画の策定と認定が条件となっております。中心市街地活性化基本計画につきましては、平成 20 年度に素案を作成し、昨年、経済産業省が行う中心市街地商業等活性化支援業務診断・助言事業を受けまして、内容についての提言をいただいたところでございます。このため、現在、計画認定に向けての関係団体との協議を続けている最中であり、補助金を活用した具体的事例はございません。

ただし、社会資本整備総合交付金事業につきましては、基本計画の認定にかかわらず、国土交通省所管の都市再整備計画区域の認定を受け、順次実施しているところでございます。中心市街地活性化のための事業といたしましては、1 億円以上の大きい事業費ではございませんが、菊池市空き家及び空き店舗活用事業を実施しており、NPO 法人菊池まちづくり千年の風によるまちづくり拠点施設として、旧松倉邸の施設改善や菊池市商工会による地域コミュニティ施設として、旧三木誠文堂の施設改修を行っております。

商店街活性化計画については、現在のところ、計画策定の動きはございませんので、活用の具体的事例はございません。観光、特に温泉街活性化の事業につきましても補助金を活用した具体的事例はございません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 先ほど、どういった補助金、補助制度を活用していく考えであるかというような 2 回目の質問にございまして、その中で辺地債、合併特例債のお話がございましたけれども、これは借入、起債を起こして金を借りるものでございまして、辺地債の場合、その元利償還金の返していくお金の 8 割が交付税に算入されると。合併特例債の場合、7 割が算入されるということ、計算式に入りますよということで、交付税の算定におきましては、基準財政需要額というのをまず計算をいたします。その需要額から菊池市が収入として受け取ります基準財政収入額というのが、税金等が入ってまいります。その分は収入として入ってきたから、その分は差し引きますよという計算式になります。

ですから、詳しく計算していきますと、7 割はそのまま、償還金の 7 割が、7 割交付税で入ってくるものじゃございまして、それから収入が引かれますので、場合によっては 5 割とか 3 割しか入ってこないということも考えられます。そこあたりの問題もございまして、将来にわたって、先ほどプライマリーバランスの問題がございましたけれども、将来にわたって返していくお金の計算をまずして、どれだけ借入すれば返していく能力があるのか、家のローンと同じでございしますが、そ

の借入に当たっては十分注意をしながら有効に活用していく必要があると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 再質問にお答えいたします。

今までの実施状況と今後の考え方ということで、住宅関係で申しますと、公営住宅等の整備事業について申しますと、事業費５億８，９００万円の田島団地と、事業費が３億４，０００万円の新明団地及び事業費が３億１，６００万円の砂田西団地の新築工事を合併後完了しております。今後の計画としましては、朝日東団地の建てかえ工事に着手する予定でございます。

それから、公営住宅等ストック総合改善事業につきましては、合併後、葉山団地と福本団地の改修や、砂田団地、永南団地、北園団地の水洗化工事などを実施しております。今後は、継続中であります葉山団地改修の早期完了と、未水洗化団地等の改修に取り組んでいく考えでございます。

その他の取り組みとしましては、限府中央地区の町なか居住推進に向けて、高齢者に優しい賃貸住宅整備補助事業を本年度から２４年度にかけまして社会資本整備総合交付金により実施しておりますし、さらには市内全域の空き家、空き地の有効活用を通して、定住促進の地域活性化を図る空き家・空き地情報活用制度を実施しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○１９番（坂井正次君） 総務部長が今おっしゃいましたけれども、確かに計算は複雑で、５割か、そこら辺になるかとも思いますけれども、やっぱりそれでも５割でございます。私は有限会社を経営しておりますけれども、５割補助ならやっぱり飛びつきます。ほとんど補助なしで融資でやっている関係でもございます。

今、部長さんたちの経済活性化のための事業ということで説明がありました。私が考えるに、これで活性化するだろうかというような不安を感じました。また、新市建設計画、投資的経費事業費集計を拝見させていただきましたけれども、当初、４２９億円が２１年１１月には３８６億円で減額されており、その中で投資的事業とありますけれども、ほとんどが道路整備、耐震設備、基盤整備事業などが大半を占めると思っております。いずれも必要な事業ではございますけれども、本当の経済活性化のための事業をもっと私は考えるべきだと思います。新市建設計画ができてからの事業追加というのは大変なことだと思います。共通の事業をふやしてでも、

思い切ってやるときはやる、チャレンジしなければ活性化にはつながらないと私は思います。

活性化への私のプラン、本当に平凡なプランでございますけれども、少し説明をさせていただきたいと思います。

ブランドづくりも活性化事業も無難ではだめと私は思います。無難とは、平凡ではあるが、落ち度のない様でございます。ブランドづくり、活性化事業も貪欲な挑戦、チャレンジ精神が私は大切だと思います。

農業のことにしましてはまた後で質問しますけれども、活性化のための商店街のプランをちょっと言わせていただきます。

買い物の行動といいますか、女性がどこに行きたがるか、買い物にですね。女性の立場で考える必要があると思います。菊池市は、外貨、つまりは買い物をしているだけで、落ちた金が外貨ですね。外貨収入を逃しているような気がいたします。私の家内、娘に聞いてみました。紳士服はどこに買いに行ったらいいかね。そら、山鹿の青山、そしてまたザザホラヤがある、そしてまた光の森だろうねと。外出用の女性の服はどこに行くかい。そら、光の森だろう、ゆめタウンたい。電化製品はどけ買い行くかい。山鹿のヤマダ電機、コジマ、ミスターマックスに行く。それに、東バイパスに行くかもしれんというようなことを言っておりました。それは、そういった品物が菊池にあるかもしれませんが、私たちの認識では余りないわけで、その売上げの金額は、菊池市民がよそで買い物をする金額は相当なものだと思います。また、大変不便でもあります。

税金収入、雇用に関してもマイナス面があります。地場の中心街の商店街も非常に大切であります、世の中の移り変わり、現代の購買者、特に女性の意識を考えれば、道は狭い、駐車場が少ない、商品がそろわない、また商品が高い。客は流れていくのも仕方がないなと私は思いました。

そこで、質問ですけれども、市も思い切って何らかの補助金を使うと言っては何ですけれども、道路を整備し、区画整備をやり、広いスペースを持った商業ゾーンをつくる考えはありませんか。第1点の質問です。

それから、観光業について。

まず、日本で2番になった菊池溪谷であります。やがて新幹線も開通します。溪谷を生かすも殺すも温泉郷次第だと思います。溪谷に行った多くの方々が泊まっていたけるようにしなければならないと思います。そのためにも新しい試みも必要だと思われます。例えば、補助金で珍しいどこにもないような元湯を、例えば市民広場の中につくり、四国の道後温泉に元湯があります。これはもうすばらしいホテルに宿泊している方もその元湯には必ず入れに行かれます。そのような意味です。

そしてまた、旅館から元湯までの途中に散策体験道路をつくり、お菓子づくり体験、食味体験レストラン、土産売り場等、散策できるようにする一つのプランです。

もう一つ、貸し切り露天ぶろを全旅館に補助金、また市の助成でつくってもらえれば、1旅館に三つか5室ぐらい対応すればいいと思いますけれども、菊池温泉郷共通プランとして宣伝、非常に売りになると思います。プラン2でございます。

築地井手というのが女子高の向こうにありますけれども、築地井手溪流が私に言わせれば非常に景勝地でございます。目覚ましに、酔い覚ましに、友人と夫婦で軽く散策できるプラン3です。

あと一つあります。夫婦で、また友人と旅館セット料金、これセット料金、これ手形と私は言いますが、専門契約してあるスナック二、三軒、飲んで歌えるセットプラン4でございます。

以上4点、ばかばかしいプランを発表しましたがけれども、どの案も温泉のことです。言うはやすく行うは難しいですが、何もしなければ始まりません。ここからが質問です。より可能性のあるプラン、アイデアに第一歩としてプロジェクトチームを組み、進めていく考えはありませんか。質問です。これ打ち合わせをしておりますので申しわけないと思います。

もう一つ、人口増住宅施策について。

若者の定住増、高齢化率解消策としても、固定資産税、市民税、税収増にとっても大変な大事な施策だと思います。しかし、いろいろ聞いておりますと、土地買収、また造成費用に補助はないようなことをお聞きいたしました。荒尾市は、三井炭鉱の土地を公社で買い取り、今、分譲宅地で売っているから、人口はふえ続けているというそうです。本市は一番可能性のある富の原、花房台地の土地を公社で分譲住宅地として買い、人口増を図る考えはありませんか。これも質問です。

以上を質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 坂井議員、多岐にわたるご質問でございまして、担当部がどちらになるのかわかりませんので、私のほうから概略について答弁をさせていただき、また足りないところがあれば、また部長に再質問でもしていただければと、このように思います。

先ほど、日経新聞のお話がありましたけれども、私もいただきまして拝見させていただきました。いわゆる溪谷美では、奥入瀬に次いで第2位であったということでございました。また、その前の月の新聞にも、日本の溪谷美ということで写真家協会が選んだ溪谷が掲載されておりました。それにおきましても、東の奥入瀬、西の

菊池溪谷ということで出ておりまして、２度ほど菊池溪谷が全国的に第２位であるということを示したものでありました。こういったすばらしい観光の資源を持っているということを改めて認識をし、また多くの方々がそのことにおいて全国各地で、一度菊池溪谷というところに行ってみたいと、そう思われたんではないのかなと、このように思うところであります。

ただいまいろいろと数多く述べられましたが、商業ゾーンというものをつくってはどうかということではありますが、中心市街地につきましては、先ほど部長のほうからご答弁申し上げましたけども、商工会、商店街連合会等と協議をしながらまちづくりを、どうして中心市街地のにぎわいを取り戻すかということで、基本計画策定に向かっているところでございますが、これは国との調整というものを図って採択をしてもらわなければならないということでございますので、いましばらく時間がかかるだろうと。

そういった中での庁舎問題というのは、非常に中心の商店街連合会等におかれましては心配をされております。庁舎がこちらから移転するということが明確になった状況において、中心市街地の活性化の核が、コアがなくなってしまうということで採択は難しいと、そういうような心配をされておりますが、いずれにいたしましても、この計画は計画としてしっかり頑張っていかなければならないと思っております。この中心市街地活性化の基本計画の中では、計画区域を商業のにぎわいゾーンと、それからまたこの観光交流ゾーン、福祉ゾーン、そして住宅ゾーンと、このように四つのゾーンに分けて策定中であります。

議員より提案がありました市営の温泉施設というのは、過去におきましては温泉地でないところに市営の温泉が設けられたということだと思います。周辺の町村、旧七城町におきましても、温泉ゾーンをつくって七城町振興公社の会社の中で経営をしておりますけども、これなどにつきましても、その当時に今言ったような温泉がなかった町として、中心的にこれを皆さん方の癒しの場にされたのだらうと思えます。旧菊池におきましては温泉地であったということで、民営の旅館、ホテル、さらには銭湯があるということもありまして、温泉、温浴施設というのは公営がないというのが現状であります。こういったことにつきましては、現在のところにおいては計画はございません。

また、散策ロードのお話がありましたけども、回遊道路の整備が進んでおりまして、午前の質問の中にもお答えしておりますように、このまちづくりの支援事業という、交付金事業という、旧の名前がそうであったんですが、これについてはこの１０年間で中央線は整備すると。回遊道路につきましては、５年間で効果を出すために５年間で期限を切るということで、前期が終わって、この後期のほうに今入っ

ていることをごさいますて、このことについてはそういった町を散策できるようなものをつくっていこうというのが回遊道路で、段差の解消、そして防災に強いまちの一つの備えとして、道路の拡幅ということになっております。

また、中心市街地には、ご案内のとおり、十五家めぐりといって、15軒のお菓子屋さんたちを、それぞれが特色のあるお菓子をつくっておられますので、そういうことを散策をすると。その散策の中にもこの足湯というものを施したらどうだろうということで、足湯計画が今入っているところであります。散策する中におきまして、足湯にゆったりとひたっていただこうということでもあります。これはアートポリス構想によりましてつくられますので、恐らくいろんなところからの視察等が全国的に入ってくるのではないかなというふうにも考えておるところであります。

今回、議員がご提案をいただきました地元の住民の方々、関係者団体と、この基本計画をもとにしまして検討していきたいと思いますが、今、菊池市のことにつきましては、特に工業製品が1,700億円あると、あるいは商品の取り扱いなんかも900億円ほどあるということで、商工業、農業ともに本当にバランスのとれた町だと申し上げましたけども、そういうことについて、さらに外貨を稼ぎなさいということでございます。それがブランド推進課の設置になりまして、付加価値をつけようということにもなるわけであります。

今、ご承知のとおり、熊本県は蒲島県政のもとに稼げる県、熊本づくりということで頑張っておられますので、私たちもまたこの菊池の自治体として大いに稼げる県としてこの市民所得の向上のために、さらにこの農業所得、そして工業の出荷高、商品の販売高、企業の誘致を初めといたしまして頑張っていかなければならないと、こういうふうに思っております。

また、以前も築地井手の修景のことについてはご質問をいただいております、築地井手を温泉客の皆さん方が散策できるようなこととということでもあります。大変すばらしい景観と清らかな水がそこに流れておりまして、これは確かにおっしゃるとおりのことだと思います。これがこの菊池川の水辺公園のほうまで伸びればいいなという声をよく聞きますが、参考としたいと、このように思っております。

また、セットプランとしていろんなものをセットにして、スナック等々、食事場所、レストランとか、そういう食事の、お寿司屋さんとか割烹だとか、そういったところをセットにしてはどうかということにつきましては、これもまたこれからの課題とさせていただきたいと思いますが、花房台の住宅云々とおっしゃいましたけど、これは今の現状といたしましては、過日も答弁の中にありましたように、住宅は非常に過剰傾向になっているという状況の中でありますので、相当慎重を期していかなければならない。今、公的な中において住宅の必要性というのは、もちろん

家賃が安いということもあって、公営住宅に対する希望者は多いわけではありますが、現実問題として、民間の家、空き家が相当空いているということが、アパート等々の住宅が空いております。これに、さらに市が公共的なものをすれば、先ほどの、いわば民間の力を借りていこうという中に逆行するような形もなりかねないということではないのかなと思います。

そういうことを総合的に、トータル的に何か進めるためのプロジェクトチームでもつくらんかというようなご意見でございますが、これもご意見として承っておきたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 十五家めぐりとか、あるとは思いますが、やはりちょっと距離が長過ぎたりして、現実としてなかなか回りにくい。より効果的に結果を。

○議長（山瀬義也君） 次の質問に行きましょうか。

○19番（坂井正次君） はい。

第一歩を踏み出すプロジェクトチームを考えたらいいと思います。

2番目の質問に、市長、触れられましたけれども、ブランド推進について質問したいと思います。

毎回、数多くの議員が農業、特に農産物のことで質問されましたけれども、農産物、また他の産物も付加価値を高めるためにもブランド化は必要なものであります。そんな市民の要望にこたえるべくブランド推進課が設置され、推進に向けて努力をされていますが、市としてどのような考えで、どのように取り組んでいかれるのか。また、推進課の予算額はどれぐらいかをお示してください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂井議員のブランド推進についてということでお答え申し上げます。

本市のブランドづくりにつきましては、基幹産業が農林畜産業であることから、農林畜産物の販路を拡大することで本市のイメージをより明確にわかりやすく消費者に伝え、ブランドのイメージをつくるとともに、本市の知名度アップを図りたいと考えております。

本市から生み出されるさまざまな農林畜産物や加工品などをお客様に選んでいただけるために、その心に響く価値を備えることが不可欠であります。それとともに、商品やサービスを生み出す土壌である菊池市そのもののイメージや価値を高めて、本市から届けられる農林畜産物やサービスに菊池市が持つブランドイメージを自在

に付加することによって、個別の商品やサービスのブランド化とあわせて相乗的な効果を生み出すことができると考えております。

本年度は、ブランドづくりに関する学識者や専門家の意見収集、本市の農林畜産物等の評価や消費者動向をつかむための市場調査、マスメディア等による農林畜産物等のPR、既存の農林畜産物の販路拡大等を行っているところでございます。

今後は、本市のブランド戦略を確立し、その後、具体的な業務に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、ブランド推進についての予算ということでございますが、ブランド推進課の本年度の予算につきましては、国のふるさと雇用特別交付金の委託事業の2,000万円を除きますと、約860万円の事業費となっております。本年4月の新設課でございますので、本年度の予算につきましては、ブランドづくりに対する調査が基本と考えまして、福岡、大阪、東京などへの情報収集や市場調査などを行うための旅費を初め、農林畜産物のPR用のパンフレット作成費、メディア活用事業費、福岡市内において販売・PRする販路開拓委託事業費、ブランド戦略委託事業費などのほかに、新たなブランドづくりに関する商品開発や商談会等に係る市単独の補助事業費などを計上しているところでございます。

そこで本年度、熊本県立大学の地域貢献研究事業の採択を受けましたので、その中で本市のブランド戦略を確立したいと考えております。具体的な業務にかかる予算につきましては、来年度から反映して出てくるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 一つのブランド品をつくり上げるのは、非常に大変な苦労と努力が要ると思います。ただ、推進課をつくっただけではどうにもなりません。

時間もないので単刀直入に言いますけれども、大きなイベント、マスコミなどを利用するためにも、極端に言えば、1億円ぐらい使う覚悟で臨んだらいいと思いますけれども、お答えください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 今、坂井議員さんのほうからブランドづくりのために1億円以上使ってはどうかというようなことでございますが、先ほども言いましたように、ことしの4月から新たに課としてでき上がったものでございます。その中で、今現在、いろいろな菊池市のいうならば農産物のこういったものがとれるかとか、あとそれについての対外的なバイヤー等の協議とか、そういったものを進めており

ます。そういったものをした中で、今年度末にこういったものを、具体的な例が出てくると思いますし、それから大きい予算等を使わせていただきまして、対外的な販売等に入っていきたいということで考えております。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） やっぱり本気でやるか、それは決意次第だと思います。

本市でブランド推進課ができて、菊池ブランド品第1号になるかもしれないのがえこめ牛であります。このブランド牛は、2008年から転作で生産した飼料用米を牛に供与し、10年といいますから、ことしから本格的に出荷を始めると。休耕田を解消し、自給率の向上にもつながる。出荷前の3カ月間、農耕飼料の約2割を飼料用米に置きかえて育てると。

全国農業新聞にJA菊池の組合長が載っておられましたけれども、JA菊池の川口組合長が載っておられます。えこめ牛を紹介してありました。2008年から2010年は1,300頭の出荷予定。5年後には5,000頭を出荷したいと書いてありました。しかも、飼料用米で育てた豚は、銘柄豚はあっても、飼料用米で育てた銘柄牛は、ブランド牛としては日本では初めての試みだそうであります。休耕田解消と耕畜連携という観点からも、本市ブランド推進課のブランド品第1号としての成果としても非常に意義があると思います。

しかし、ブランド1号のえこめ牛も大きな問題が生じてきました。飼料用米は時間がかかる収穫作業をコンバインでやらねばならないし、それを乾燥せねばなりません。しかし、サイレージ稲は、米が実る前に刈り取るので作業が楽で、同じ減反奨励金8万円なので、みんなが作業が簡単なサイレージ米へとシフトしてしまう可能性が非常に高くなっております。

市からの助成金、100万円ほどあるそうですけれども、米代が1反2万4,000円、これはコンバイン代、カンントリー代、運搬代を引けば、3,000円ぐらい赤字になるそうです。その3,000円でほとんどなくなると言っておられました。そうなれば、本市ブランド1号の日本初の飼料米牛えこめ牛は、なくなる可能性もあります。そこで、えこめ牛がなくならないために、サイレージ飼料稲より有利にし、飼料用米をつくっていただくために、10アール単位1万円、市からの助成を願いたいと、農家の声が上がっております。

詳しくは、JA菊池のえこめ牛係に聞いていただければわかると思いますけれども、今年度の飼料用米の作付面積、JA菊池で80ヘクタール、うち本市内で70ヘクタール作付するそうであります。70ヘクタールは反に直すと700反であります。1反1万として700万の助成が必要となります。市としてブランド推進室

のブランド第1号、日本初の飼料用米牛えこめ牛推進のためにも市の助成が必要でありますけれども、市の考えをお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 坂井議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

ブランドえこめ牛の育成のために、飼料用米につきまして10アール当たり1万円程度の補助をする考えはないかというようなことでございますが、JAのえこめ牛生産振興のための飼料用米作付推進につきましては、平成20年度から熊本県菊池地域振興局、JA菊池及び菊池管内市町等で菊池地域飼料用米推進協議会を設立し、本年度から新規需要米推進協議会と名前を変えて取り組んでいるところでございます。

飼料米の作付実績と今後の計画につきましては、平成21年度が約30ヘクタール、本年度が先ほど言われましたように70ヘクタールでございます。平成23年度が100ヘクタールを計画しております。

ただし、作付を推進する上では、価格の面で稲作農家側で主食用米と差額があり、畜産農家側でも配合飼料価格との差額が生じるという課題があります。この価格の差額を埋めるための稲作農家側では、国の所得補償関係の交付金が活用できますが、まだ若干の差額が出ていますので、生産技術の面で、多収技術・多収品種の導入、作付団地化の推進などにより、低コスト化による差額の解消が必要となります。議員ご提案の飼料用米作付者に対する補助は、この差額解消の対策だと思います。

本市としましては、飼料用米を定着させるために、市の単独事業として飼料用米作付農家に対しての補助金につきましては、平成21年度は計100万円の交付、本年度は計210万円の交付を予定しておりまして、平成23年度までに継続してまいりたいと考えております。10アール当たり3,000程度となる見込みです。また、本年度からは、さらに畜産農家が飼料用米を使用する場合、配合飼料との差額の一部に補助を行う予定でございます。

今後、JAのえこめ牛生産振興のための飼料用米作付推進につきましては、現在行っている補助制度の効果等を踏まえて検証してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） 市道危険区域対策について質問いたします。

七城西回り道路と橋田芦原線の交差点での交通事故、軽い追突事故ならばいいのですけれども、いつも両方とも真っすぐの直進道路なので、スピードも出、人命に

影響を与えかねない。事故があるときは、いつも2台の車が激突して吹っ飛ぶ重大事故がほとんどでございます。これは警察の方も消防署の方もよくご存じでございます。地域の方は魔の交差点と言われており、恐れられております。交通事故の状況はどのようになっているか、お示してください。

もう一点、市道切明稗方線ですけれども、菊池プラザバスターミナルから菊高に向かう途中の右側ですが、市道とお店の段差は20年前は全然なかったそうなんですけれども、市道とお店の20年前の写真を見せていただきました。現在は、お店から1メートルぐらいのところに市道があり、30センチ程度、市道が高くなって段差ができております。お店をやっている以上、急な30センチの段差は不便で危険であると言われております。なぜこんな段差ができたのか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 時間がございませんので、端的に申し上げます。

19年が人身事故2件、物損11件。平成20年が人身2件、物損3件。21年は人身が1件、物損3件。22年6月まで人身事故は1件、物損2件、合計3件発生しております。大変事故が多発している状況でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 歩道と民地の段差がついた理由でございますが、当該路線については、平成7年4月1日に熊本県から旧菊池市に移管された路線でございます。工事が行われたのは、市に移管前の県道のときであったため、工事を行った熊本県にお尋ねしましたが、確たる回答はいただけず、本市においても経緯や理由については把握することができませんでした。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○19番（坂井正次君） もう飛ばして3点目の質問にいたします。

今言いました事故多発西回り道路橋田芦原線、危険であります。早急なる信号の設置を望みますけれども、お答えをお伺いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 地元から要望が上がっておりますし、申請書も出されておりますので、菊池警察署を通じまして、県の公安委員会のほうに提出されております。

す。今、議題に上がっておりますが、管内の信号機設置は年に1カ所あるかないかの状況でございまして、交通量からいたしまして、かなり今厳しい状態にあるということでございます。

対応につきましては、凹凸の交差点のカラー舗装をしております。センターには、交差点のびょうを打っておりますが、一たん停止もありますけれども、なかなか交通事故は減らないということでございますので、先般、警察の交通課長と協議いたしまして、交差点があるということを視覚に訴えようということで、今度は看板を、事故多発とか、交差点ありとかというものを手前のほうからも設置して促していこうと思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君）　ここで、休憩いたします。

休憩　午後2時02分

開議　午後2時11分

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君）　皆さん、こんにちは。

いよいよ最後となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回、合併後2回目の選挙が行われ、再度議席をいただきましたので、市民の代弁者として、初心を忘れず、さらに努力をしまいたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市道改良についてお尋ねをいたします。

柏木護線の改良についてですが、この路線につきましてはこれまで何度も質問、要望をしまいました。水迫地区木護集落は迂回路がないために、立門木護線が落石等で通行どめになると陸の孤島になっておりましたので、平成18年より難航していた用地交渉も再開し、これまでそれぞれの関係者の努力によって、いよいよ橋梁本体を整備するとのことでありましたので、現在の状況を詳しくお伝えください。

次に、戸城渡打線でございますが、水迫地区戸城集落と水源地区渡打集落を結ぶ重要な道路であり、また県道二重の峠菊池線の災害時の迂回路としても重要な路線でありながら、改良が途中でとまっておりましたが、辺地総合整備計画の追加によ

って整備の着手の予定であります。現在の進捗状況をお示してください。

次に、西迫間寺小野線ですが、この路線については平成9年から何度も質問、要望をしまいましたが。現在は、西迫間集落内の家屋移転も進み、あとは井手の部分の改良が残っているようですが、現在の進捗状況をお示してください。

次に、七坪小楠野線の七坪集落内の道路改良についてですが、この地域は陣内の一般廃棄物処分場との関連もあり、早急に対応の必要性を要望しておりますが、現在の状況をお示してください。

次に、茂藤里線・平良々石茂藤里線についてですが、この路線も茂藤里集落内の重要な部分であります。今後の改良の計画をお示してください。

次に、玉祥寺立石線についてですが、道路側溝もなく、旧菊池電車の軌道敷がいまだに道路に残っており、危険性もありますので、早急な対応が必要であります。今後の改良の計画をお示してください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 市道の改良について、進捗状況をお答えいたします。

柏木護線につきましては、平成20年度より工事に着手しまして、昨年度に橋梁右岸の取り付け部を整備、本年度に橋梁本体を整備し、随時路面を整備しながら、平成26年度までに木護地区までの整備を完了する計画でございます。

次に、戸城渡打線につきましては、平成21年度に測量設計を行い、本年度に用地買収、来年度より工事に着手する計画でございます。

次に、西迫間寺小野線につきましては、本年度には西迫間集落地内の整備を完了し、七坪地区下の圃場整備沿いの整備を平成24年度で完了する計画で進めております。

次に、七坪小楠野線につきましては、来年度より整備に着手する計画でございます、23年度に着手する計画でございます。

茂藤里線・平良々石茂藤里線につきましては、本年度に測量設計を発注しており、地元との協議を行い、用地取得ができ次第、工事に着手したいと考えております。

次に、玉祥寺立石線につきましては、来年度以降に取り組んでまいりたいと考えております。暫定的に、玉祥寺立石線につきましては、電車の線路の部分につきましては、オーバーレイをして危険がないように一応、緊急に対応はいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、それぞれの地域にとっては非常に大事な路線でございますので、今後ともよろしく願いしておきます。

それでは次に、旧いこいの広場跡の現在の状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成21年12月の定例会において質問させていただきましたが、そのときの答弁によりますと、平成14年に雇用能力開発機構より譲渡し、その後、民間の活力を期待し、観光振興に寄与できること、地元とも連携を図ることを目的に民間募集し、株式会社菊池高原と5カ年間の賃貸契約を締結し、平成20年3月に契約満了をしていますとのことでありました。

その後、市の考えとしては、売却を視野に入れた不動産鑑定も行われていましたので、地元水迫地区としては、いこいの広場跡地は地域の核であります。里山の家と隣接しており、大変重要な場所でもあり、これまで地元の企業が借用されておりましたので、水迫地区のふるさと祭り等にもいこいの広場跡地を駐車場に気持ちよく貸していただき、開催することができておりました。もし、市が売却をする場合は、地元水迫地区との協議が必要だと申し上げました。また、菊池高原との契約終了後は、そのままの手つかずの状態になっておりますので、先ほど坂井議員も触れられましたが、散策したい新緑の溪谷ランキング全国2位の菊池溪谷への観光ルートとしての景観上の観点からも、早急に対応をお願いしておったところでございます。

前回の再答弁では、条件が整い次第、21年度内の早い時期に契約締結ができるように努めてまいりたいとのことでしたので、今回、22年度となり、部長も変わりましたので、旧いこいの広場跡の現在の状況と今後の計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、岩下義人君。

[登壇]

○経済部長（岩下義人君） 木下議員の旧いこいの広場跡地の現在の状況と今後の計画ということでご質問がございましたので、お答えしたいと思います。

今も少し経過を言われましたが、このいこいの広場の跡地につきましてはの今までの経過等について、少し述べさせていただきたいと思います。

野外活動施設いこいの広場につきましては、当時の雇用促進事業団が勤労社会福祉のための余暇活用施設として昭和58年に設立したものでございます。しかし、特殊法人改革の一環として雇用促進事業団が平成9年に廃止、当時、事業団が所有、

運営しておりました施設の見直しが行われ、維持改修費等がかさむとの理由から、運営が撤退されたものでございます。

平成１１年に雇用能力開発機構が設立、独立行政法人に向け、全施設の譲渡、廃止が見直され、平成１４年に雇用能力開発機構により、当施設の譲渡を受けたところでございます。

その後、民間の活用力を期待し、観光施設としての運営と地元との連携を図ることを目的に民間募集を行い、株式会社菊池高原と５カ年間の賃貸借契約を締結し、平成２０年３月に契約満了となったところでございます。建設当初の余暇を利用したレクリエーション施設としての目的が達成されたことや、施設の老朽化により売却へと方向転換をし、不動産鑑定を行ったところでございます。

今後は、周辺地域の住環境に配慮した利用と、乱開発にならないような所管の委員会での報告をしながら進めてまいりたいということで考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○１８番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、地元のほうの協議というのが一番必要になってくると思いますので、そのことを踏まえて検討していただきたいと思います。

それでは、次に進みたいと思います。

次に、市営住宅について、市営住宅の整備の状況と市の対応についてお尋ねをいたします。

市営住宅については、これまで何度か質問させていただき、風水害や火災等によって住宅が消滅したり、移住が困難になった場合の緊急避難住宅の確保や、入居者が風呂がま等を設置する必要がある老朽化した住宅の整備等を質問、要望してまいりましたが、現在の市営住宅の整備の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） 市営住宅の整備状況でございますが、本市では現在３０団地、１，２００戸の市営住宅を管理しており、その整備につきましては県の地域住宅計画に基づき、年次計画により順次整備を行っております。近年では、田島団地、砂田西団地、新明団地の建設及び葉山団地、福本団地の改修や砂田団地、永南団地、北園団地の水洗化工事を実施しております。本年度は、葉山団地、平屋２棟の改修、全戸対象の火災報知器の設置を実施します。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

それぞれに新築、また改修ということも計画をされているようでございます。今回は、特に市営住宅の整備の状況と市の対応についてということの質問をしておりますけれども、実は約2年前から市営住宅の整備不良のために、精神的にも肉体的にも大変な状況の家族がおられます。若い夫婦に小学生と保育園児の女の子の4人家族ですけれども、市営住宅の押し入れ部分の不都合によるものであり、市としては結露が原因ということで何度か対応されておりますけれども、抜本的な対策になっておらずに大変な迷惑をこうむっておられます。私も現場を見に行きましたけれども、押し入れの壁は雨漏りをしているように黒くなっておりまして、カビだらけの状態でした。入居者の方もぜんそくのような症状が出るので、病院にも通っておられる状況であり、市の対応に対する不満も訴えられたという状況でございます。

現在も寝室としては使えず、リビングのほうで就寝され、布団も収納できずにおられます。民間のアパートであれば、家賃をまともに取れる状況ではないと思われましますし、また入居者の健康状態も、小さい子どもさんがいらっしゃいますので、とても心配であります。市民を守る立場の行政として、今後どのように対応されるのか、また家賃の減免等も含めお尋ねをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、中原純一君。

[登壇]

○建設部長（中原純一君） ただいまご指摘の住宅は音光寺団地でございますが、ご指摘の部屋につきましては、ほかの住宅の改善方法等を参考に修繕工事を行ったところではございますが、効果が十分でなかったため、現在、結露によるカビ対策として、ベニヤ板のかわりに水気をはじくパネル材に変えるなどの工事を行っている状況でございます。

改修効果が不十分で、部屋の利用に際しましては、入居者の方には大変ご不便をおかけしましたが、今後とも解決に向けた工法の検討を早急に行い、誠意を持って入居者の方と協議を行いながら、一日も早い効果のある改修を実施してまいりたいと考えております。

また、減免については、現在のところ考えておりません。入居者の方には、改修作業など、大変ご迷惑をおかけしておりますが、基本的に短期間の工事につきましては、部屋の住みかえ等による実施は行っておりませんので、今回の工事でもそのように取り扱いをさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

部長にも実情は、たしか見ていただいと思うかもしれませんが、非常に基本的に生活のできるような状況じゃないというのが長く続いているわけですね。今、減免も考えられないし、また短期間の改修でありますからということでございますけれども、最初からすると、もう2年ぐらいつつとそういう状態を繰り返して、1回修繕もしましたけれども、そのことによって大丈夫だろうと思って布団を入れたところが、全部まただめになったと。だから、もう全部廃棄しましたと。その中には、結婚式の写真とか、そういうのもございましたということで、非常に苦しい思いを私どもにも訴えられました。精神的にもやっぱり肉体的にも、先ほども申し上げましたように、非常に苦しんでおられるのが実情でございます。民間の住宅であれば、絶対家賃が取れるような条件ではないと思います。

私も市営住宅の管理条例というのをちょっと調べてみましたけれども、なかなかやっぱり瑕疵的なものも含めて、やっぱり借り主というのは非常に弱い立場みたいな形ですね、市営住宅の場合ですけれども、そういう形で、なかなかこういう状況のときの減免措置はないみたいですが、本当に、市民を守る立場でありますので、ぜひとも市長には1回現場を見ていただいて、それは新しく建てるのももちろん大事でしょうけれども、改修という形の中で、そういう本当に困っている部屋があるということを1回見ていただきたいと思いますけど、市長の考えもお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 市長の対応ということでございますが、今、担当部長のほうからお答えをいたしましたように、大変入居者の方にはご迷惑かけているということで、適切な、誠意を持って対応したいということでございますので、その対応を見守りながら最善の対処をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ぜひとも誠意ある対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に菊池北中学校尚実寮跡の今後の対応について質問をいたします。

尚実寮は、昭和45年5月、旧迫間中の核であった茶畑を中心とした、栗、梅、桃、柿で構成された農業実習地の尚実園の名前を迫間の学風を残そう等の趣旨のも

とに、旧迫間中学校を寄宿舍に改善し、北中学校の遠距離通学生を収容するに当たり、寄宿舍名を尚実寮と命名されたものであります。その後は、北中学校経営の核として、寮生はもちろん、夏休みに行われた生徒会の幹部宿泊訓練、クラスの野外宿泊訓練など、尚実寮を活用した北中教育への広がりもあったのであります。

このような寮の意義の観点から何とか存続をと、これまで田中教育長を初め、歴代の校長先生に努力をしていただいておりますが、残念ながら時代の変化、少子化、生徒数激減、木造寮舎の老朽化の中で、ことし3月、39年間の長い歴史に幕をおろしました。これまで北中学校の尚実寮の輝かしい歴史的役割を果たしてきたことに対して敬意を表するとともに、これまで尚実寮を支えていただいた歴代の校長先生、PTA、舎監の先生方、寮母さん、調理人、保護者会、そして地域の皆様方に、私からも感謝を申し上げたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、閉寮となった尚実寮跡の市としての今後の対応についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 今、紹介にありましたように、北中の尚実寮、3月31日をもって閉寮いたしましたけども、まずはその尚実寮跡の運動場についてでございますけども、地元3地区、大柿、菊池平野、戸豊水で管理、利用されておまして、今後も地区の交流の場として考えております。

次に、寮室等については、築後60年を過ぎておまして、建物のメンテナンス及び修理等には多額の費用がかかりまして、維持管理には支障があると考えておりますので、現在のところ、防犯面も考えて解体という方向で考えています。

なお、解体後の跡地利用につきましては、地元と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございました。

本当に老朽化もしておりますので、解体ということですが、いたし方ないというところもあると思います。いずれにしても、その跡地についての、更地になった後についても、しっかりと地元との協議をお願いしたいと思います。

それと、本当にこれで田中教育長の答弁は最後だと思いますので、これまで本当にいろいろご心労かけましたけれども、本当にお疲れでございました。ありがとうございました。

それでは、次に福祉問題。在宅老人等緊急通報システム事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、ひとり暮らし老人等に対し、急病、災害等、緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与するものでありますが、現在の利用状況と利用料金と他市町村との比較も含め、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 木下議員のご質問にお答えします。

緊急通報システム装置の設置数につきましては、合併いたしました当初、平成17年の4月末で申し上げますと、その設置数は菊池で309台、七城が27台、旭志が42台、泗水が145台で、合計523台でございました。

また、本年の4月1日現在の設置数につきましては、菊池が219台、それから七城が21台、旭志が26台、泗水が93台、合計359台となっております、先ほど申し上げました17年4月末に比べますと、現在、164台が減少しているという状況でございます。

また、利用料金につきましては、毎月の利用料金が大体3,150円ほどはかかっておりますけれども、生活保護世帯を除きまして、利用者に1割の負担をいただいているところでございます。1割といいますか、315円の負担をいただいております。これは本年の4月から実施をいたしているものでございます。

なお、近隣市町村の状況につきまして申し上げますと、山鹿市におきましては、設置費用6,825円ほどかかりますけれども、これは市が全額負担をいたしまして、毎月の利用料金大体3,150円は、生活保護世帯を除きまして非課税世帯が1,000円を負担いたしております。山鹿市の現在の設置台数は94台でございます。

また、近隣の合志市、大津町及び菊陽町におきましては、設置費用、先ほどと同じ6,825円でございますが、これは課税世帯の場合は全額本人が負担をしておられまして、毎月の利用料金は全額各自治体が負担をしていらっしゃいます。設置台数は、合志が280台、大津で92台、菊陽で94台となっております。

なお、この機会につきましては撤収する場合にもまた費用がかかります。大体3,150円ほどかかっておりますけれども、これは本市を含めまして、すべての自治体が全額負担をいたしている状況でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございました。

このひとり暮らしの緊急のための通報装置なんですけれども、ことしの4月から1割負担ということで、そのことによって、正直な話、その負担があるなら、もう外してもいいですよと、そういう形の反応もあったかなということを考えるわけなんですけれども、そのことに対してのそういう反応はあったかなかったか、再質問したいと思いますけれども。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） 再質問にお答えしたいと思います。

この利用料金に関しましては、先ほど申し上げましたように、本年の4月から1割負担をお願いしているところでございます。実施に当たりましては、利用者に対して、ことしの1月と3月に周知を図ってまいったところでございます。その中で、一部の方には個人負担ということを理由にこの装置の撤去を希望される方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方はご理解をいただけたものと認識をいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございました。

やはりそういう負担になれば、なかなかやっぱり厳しいような状況になるひとり暮らしの方もいらっしゃると思います。中山間地のほうのひとり暮らしの方々と、こういう町部の方々のひとり暮らしとは、また隣近所のやっぱり連携といいますか、やっぱり声がけも、本当に私どもの地元のほうでは、もう一軒一軒が何百メートルというか、何キロも離れておりますので、本当のひとり暮らしの方々もたくさんいらっしゃいます。そういう中でございますので、傾斜配分といいますか、やはり山間部とこういう町部のひとり暮らしの状況の比較というか、そういうのも含めて、それと合志市あたりは取ってないというところもございまして、そういう面も含めていろいろ検討していただきたいと思います。これも要望でございます。

それでは、次に参ります。

次に、裁判について質問させていただきます。

旧市営牧場跡地の大規模養鶏場建設業者コスモチキンとの損害賠償事件控訴については、改めてこれまでの経緯をお話ししたいと思います。

旧市営牧場跡地は、昭和63年4月に旧菊池市が福岡県大野城市の児島氏に菊池市議会の議決により売却が行われたものであります。面積は約50ヘクタール、売却代金は1億2,500万で契約され、特に用途指定、実地調査等、指定用途の変

更と土地の譲渡等の禁止が明記されており、これらについては水迫地区区長会の承認が必要となっておりました。しかしながら、平成18年4月6日に地元水迫区長会に何の相談もなしに売買が行われ、契約が進んだのであります。

地元としては、建設用地が菊池川の支流である、また木護川の源流であることや、悪臭、鳥インフルエンザなども心配であり、近くに菊池溪谷もあり、観光面でもマイナスと考え、この豊かな大自然を子や孫に永久に引き継いでいくことが責務であるとの思いから、水迫区長会、水迫清流会が核となり、菊池市民への署名活動、立て看板の設置、議会への請願など、全市民的な反対運動を展開し、また平成19年2月4日には、大規模養鶏場建設即時中止を求める総決起大会が開催されました。

このようなさまざまな闘いの努力の結果、大規模養鶏場の建設は中止となり、養鶏業者コスモチキンを支援していた日本ハム並びにホワイトファームを撤退させることができたのであります。

その後、菊池市に対して、平成19年5月21日、養鶏業者コスモチキンが市の確認ミスで建設が困難になったとして、土地購入費や営業損害を含む総額約1億2,400万の損害賠償を求めて提訴され、ことしの4月9日に判決となったわけであります。

そこでお尋ねですが、これまでの大規模養鶏場建設業者コスモチキンとの損害賠償事件控訴判決について、最終的な費用も含め、詳しくお示しをしていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） コスモチキン裁判につきましては、これまで全協でも報告し、その経過と結果につきましては、先般も詳しくご説明したところでございます。ただ、新しい議員さん方がおられますので、改めて報告をさせていただきます。

平成19年5月に提訴されました大規模養鶏場建設に伴う損害賠償等請求事件、通称コスモチキン裁判は、相手方原告が菊池市原字木護の旧市営牧場跡地を市の農用地区域に含まれていない旨の誤った証明をもとに所有者から購入し、大規模養鶏場を建設するための準備を行っていました。しかし、その後、市から本件土地は農用地地域であり、用途区分が定められていることから、農業用施設用地への変更はできない旨の回答に対し、土地の購入費、準備費用、営業による利益を上げることができた営業損害額1億1,000万円の損害をこうむったとして、市を相手に訴えた裁判です。

平成19年7月24日の第1回口頭弁論を皮切りに、計12回の弁論準備と証人尋問を経て、平成21年4月21日に最終弁論を行い、結審。同年6月16日に第

1 審の判決がありました。判決内容は、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき、準備費用等 3 2 0 万円の支払いと、平成 1 9 年 6 月 3 日から支払い済みまでの年 5 分の割合の金員の支払い。また、訴訟費用の 1 0 分の 1 を負担することという内容でございました。なお、営業損害額 1 億 1, 0 0 0 万円については認めませんでした。

その後、この 1 審の判決を不服として、平成 2 1 年 7 月 1 日、相手方が控訴し、舞台を福岡高等裁判所に移して審議。計 3 回の弁論で結審し、平成 2 2 年 4 月 9 日に、本件控訴を棄却すると判決の言い渡しがありました。この判決に対し、上告期限の 4 月 2 7 日までに相手方が上告しなかったため、約 3 年間にわたったこの裁判は結審したわけでございます。

以上、経過と結果でございました。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18 番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、市民の血税がある程度使われたわけでございますので、それと長きにわたり裁判ということで、地元としても非常に心労があったと思います。

次に、市長は平成 2 0 年 8 月 6 日に水迫里山の家において、市長みずから文書にて市のこれまでの行政の対応に対して謝罪をされ、土地の買い戻しを遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき、地域環境に配慮した土地利用が図れるよう最善の努力をし、今後においては市が責任を持って問題解決に当たってまいりますと確約をされました。

私は、平成 2 1 年 6 月の定例会において、市の確認ミスを認めて、裁判でありますので、市長としての責任も含めお尋ねいたしました。そのときは判決が下らなければ想定上の問題にお答えするべきものではないとの答弁でございました。先ほどの部長の答弁で確認できましたように、裁判も無事判決が下りまして、先般、専決でしたので、もう支払いも済んでいると思います。

そこで、改めて市長にお尋ねをいたしたいと思いますが、水迫地域住民に対する旧市営牧場跡地の買い戻しの約束について、また裁判の最終の判決が出ましたので、市長としての責任についてもお答えをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 原告の有限会社コスモチキンは、ただいま部長のほうから答弁いたしましたように、1 審におきましては、当初は大野城市に在住の方に対しまして、土地売買の契約解除の意思表示を行いまして、買い戻しの訴えを起こされたところであります。訴えられました本人も買い戻しに同意をされまして、熊本地方裁

判所の山鹿支部からも買い戻しによります和解の打診がありました。原告はどうしたとか、これに応じられませず、平成20年7月1日付で大野城に在住の方に対する、いわゆる訴えを取り下げたものであります。

しかし、控訴審において、原告より市に土地の買い戻しを入れた和解の可能性について上申書が提出をされたために、福岡高等裁判所より市としての買い戻しの可能性について確認がされました。市といたしましては、ここが大事なところでありますが、土地の売買契約書というものは、市と、この大野城市に在住の方との間の契約であります。そのために、第15条におきまして買い戻しの約定が入っておりますが、この1審時の当初に原告が主張していた相手へ買い戻してもらい、その上で市がその方から買い戻しをする方向であれば対処できる可能性が考えられる、こういうことでございます。

非常にわかりにくい話であります。この売買契約は菊池市と大野城市の人が売買契約した。そして、この買い戻しができるようになっていて、目的外の場合には買い戻しをするということになっております。買い戻しをしますよということについて、菊池市側からすれば、この方が第三者に売った、コスモチキンに売ったものが元に戻ってきて、そして大野城市の人から菊池市に買い戻しを求めると、こうなった場合には、それは買い戻し特約に、買い戻しの条項に従って買い戻しの可能性が考えられると、こういうことでございます。ただし、手続等も必要な時間がかかるのでということで、裁判所のほうには申し上げたところでございます。福岡高等裁判所は、原告に対しましても和解による解決が可能かの確認がなされたところでもありますけれども、原告側はその後の進展がなく、結審となって裁判が終わったわけであり、結審となりましたので。

現状におきましては、旧菊池市営牧場跡地につきましては、この当事者でありますコスモチキンの会社が保持している状況であります。現状の行方を見守る以外にほかはありませんが、菊池市の環境基本条例に基づきまして、地域の環境に配慮した土地利用が図られるように最善の努力を行いたいと、このように考えております。

また、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、旧市営牧場跡地の用途を採草放牧地としております。他の用途として利用や、あるいはまた施設建設の場合は、用途の変更や除外の手続を必要としておりますので、これらの制度に基づきまして対応していきたいと、このように考えております。

○18番（木下雄二君） 責任については。責任についてのお答えは。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 責任については、これまでの全協等々の中でも、また本会議の

中でも陳謝をしてまいったところであります。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

なかなかわかりにくい説明でございましたけれども、いずれにしても地元としては、里山の家で20年8月6日に市長が来られて、基本的にはもう今までの行政のほうの対応に対する謝罪もされ、買い戻しをやりますと、そういうことについてのお約束もされております。いろんな手続等、今、ちょっと説明がありましたけれども、いろんな事柄があるでしょうけれども、地元としては、いずれにしてもコスモチキンが、今現在は土地はもう買収して持っておりますので、コスモチキンに対しての、そのいろんなことも含めまして、買い戻しの約束は守っていただくようにやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

じゃあ、次に進みます。

それでは最後に、ごみ処理について、九州産廃問題を含む市のごみ処理について質問をいたします。

今回は、特に九州産廃についてお尋ねをいたします。

九州産廃は、昭和56年、旧菊池市の柏地区に産業廃棄物の最終処分場が操業して以来、たび重なる処分場の拡張、増設、特に溶融キルン焼却炉の設置に対して、市民約1万6,500名の行政訴訟を熊本地裁に提訴し、市民による大規模な反対運動が展開されてきましたが、平成10年11月に県が立会人となって、会社と菊池市の間で環境保全協定が締結されました。

しかし、その後も処分場拡張計画等をめぐって市民の理解が得られず、会社、菊池市、県による長い協議が続いてきました。そのような中、平成16年1月から本市での埋め立て処分を1日でも早く終わってもらうために、地元水迫地区の区長会の方々の断腸の思いの決断によって、県、会社、市、そして区長会の代表者を含めた4者協議や、環境保全協議会での問題解決に向けた協議が始まったのであります。

その後、市としても平成19年3月、県を加えた環境保全協議会で埋め立て期間を4年間短縮することで合意をし、補償総額12億600万と算定され、埋め立て終了後の平成27年度から平成30年度まで補償する契約を結んでいます。その財源は総額の2分の1は県補助、残りは市の負担。市の財源として、一般廃棄物を持ち込む他自治体から集める協力金、県からの立地交付金等であります。

その後、平成20年11月に市が九州産廃との密約ととれる13項目の市発注の業務委託の条件が発覚し、平成21年1月に、特に泗水地区のごみ処理業務の委託が実現しないことに反発し、短縮協定の破棄を九州産廃側が表明しています。

その後、市、県、九州産廃との３者協議が平成２１年５月に行われましたが、協定破棄は撤回されていません。その後、平成２１年１１月の３者協議では、市が九州産廃が白紙撤回を取り下げなければ、司法の場の調停で第三者に判断していただくことを申し入れていることでもあります。

その後、九州産廃より環境保全協定書に基づき、さらに協議をしていきたいとの意見があったとの報告でしたが、その後、現在の状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民部長、宮本啓一君。

[登壇]

○市民部長（宮本啓一君） ご質問にお答えしたいと思います。

ただいま九州産廃の問題に関しましては、今、議員のほうから詳しく述べられましたけれども、一応確認のために、私のほうからも簡単に概略を説明したいと思います。

九州産廃問題につきましては、昭和５６年に処分業を開始しておりまして、その後、施設の増設計画に対しまして、平成元年から施設の増設、拡張に対する市民の反対運動や、熔融キルン式焼却炉の設置に対する市民同盟の訴訟など、約２０年間に及ぶ紛争が続いてまいったところでございます。

市としましては、これらの問題を解決するために、市民の皆様や議会の皆様のご協力をいただきながら、熊本県を立会人として本市と九州産廃株式会社との間で、今、お話がありましたように、平成１０年に環境保全協定を締結いたしております。この協定の基本的事項は、自然環境や地域住民の生活環境の保全について、協定や関係法令を遵守することや、施設の使用について、その期限を定めたところでございます。特に平成１９年３月には、環境保全協定書の一部変更協定を締結して、菊池市での埋立処分場を当初の協定書で定めた期間から４年間短縮しました平成２６年度までとするところで合意ができたところでございます。

しかし、一昨年の１１月に九州産廃株式会社のほうから１３項目からなる解決条件の一部が履行されていないとして、一方的に一部変更協定書の白紙撤回を表明してきたところでございます。これを受けまして、市は県と会社との三者協議等を何度となく開催しながら、白紙撤回の取り下げをお願いしておりますけれども、市と会社の意見は平行線のままでございまして、いまだに解決ができていない状況でございます。

また、昨年１１月の三者協議におきましては、環境保全協定書は遵守すべきものであり、協定書の法的有効性を判断していただくために、司法の場へ調停を申し出たいという市の意向を会社のほうに表明したところでございます。

その後、昨年１２月の議会等で経過報告を申し上げた際に、議員からは問題解決に向けては、市長みずからが行動することが必要であるという意見もございまして、年末にはトップ会談を行っております。

また、ことしに入りましても２月に協議を行ったところでございます。その中で、会社からは問題解決に向けてお互いの信頼関係を深め、事前の事務的協議も開きながら、今後も協議を続けていきたいとの意見があったところでございます。

このようなことから、引き続き市と会社との二者協議を行っておりますし、あわせて県との協議も行っているところでございます。今後も市と会社、あるいは県とさらに協議を重ねながら、問題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○１８番（木下雄二君） ありがとうございます。

ことしの２月にもいろいろ協議をされたということでございますけれども、いずれにしても、もう相手がいらっしゃることでございますので、とにかく４年間短縮をきちんと守っていただかなければ、地元としても四者協議、断腸の思いで四者協議に応じたということの今までの歴史もございますので、そのことを踏まえ、市長に、市長ももうあと３年を切りましたので、もう本当に今期中にきちんとした解決をしていただかねばいけないと思っておりますので、そういうことも含めて、どのように取り組んでいかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 産廃問題につきましては、２０数年に及びますこれまでの経緯の中で、その時代、時代におきます歴代の市長を中心に、それぞれの住民、あるいはまた議会の皆様と協議をして、大変、時においては苦渋の選択をしながら、議会と執行部が一緒になって解決に向けて取り組んでこられたものと、このように思います。その成果として、この環境保全協定書が締結をされたと考えております。この協定書というものをお互いに遵守しながら、自然環境、生活環境を守っていくことが市長としての責務であろうと、このように思っております。

今後は、またこの協定書の遵守という使命のもとにおきまして、県が立会人という立場でありますので、県の協力を得ながら、会社と協議を進めてまいりたいと、このように思います。また、私も必要に応じて協議の場に出席、参加したいと考えております。

また、この後、いろんな諸課題が出てくるかと思っておりますけれども、この泗水のごみ

の問題、環境保全組合での問題等々につきまして、またそのことについては逐次議会のほうにもご報告を申し上げていきたいと、このように考えております。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） いずれにしても、やっぱりトップ会談といいますか、やっぱり市長のほうで動いていただかなければ、なかなか解決はできないと思っております。

改めてちょっとお聞きしますけれども、菊池広域のほうの、菊池環境組合のほうの清掃工場のほうがもういよいよ始まっておりますけれども、そういうことを含めて、それともう一点は、先般、山鹿の市議会のほうで山鹿のごみを、新しく施設をつくらずに、民間委託か熊本市への依頼で対応したいという形で載ってございましたけれども、私どもが心配するのは、そういうことも私どもの地元の九州産廃との関連が出てくるんじゃないかということで非常に心配しております。そういうことも含めて、市長としてどういう情報をとられてるのか、またどういう考えがあらわれるのか、再度質問をしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 環境保全組合の事柄につきましては、また環境保全組合に代表議員がご参加いただいておりますので、またこの後の結果、経過としては議会のほうでまたご報告もあろうかと思えます。

今、お話がありました山鹿市のことでありますが、過日の新聞に掲載されておまして、山鹿市から発生いたします可燃ごみの処理計画につきまして、現在のこの処理施設が終了した際には、山鹿市は熊本市のほうにお願いをするということを含めまして、民間委託というものも視野に入っているというようなことが記載されておったかと思えます。

現在の山鹿市の施設については、お聞きしますと2012年までだというふうに聞いております。これが、ですから2012年に閉鎖をされれば、13年以降については、山鹿市もしくは民間処理業者のほうに委託をするということになるだろうと思います。その委託先には、今、議員ご心配になっておりますように、九州産業廃棄物株式会社のほうに、身近なところでありますので委託がされる、この候補の一つであろうということは想定ができるところであります。

しかし、そのことと、この今の協定書に基づきます施設の使用期限というものは影響することはないと、このように考えておりますし、またそうしなければならないと、このように決意をしているところでございます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、一般質問を終わります。



日程第３ 議案第７４号上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第３、議案第７４号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第７４号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたように、菊池市老人福祉センター建設に伴う予算について、追加補正をお願いするものです。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、この議案につきまして、慎重審議の上に速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務部長、石原公久君。

[登壇]

○総務部長（石原公久君） 議案の内容について、ご説明を申し上げます。

追加議案集の１ページをお開きください。

議案第７４号、菊池市一般会計補正予算（第６号）でございます。

２ページをお開きください。

今回の補正は、５，６７７万８，０００円の追加補正で、補正後の予算総額は２億２，３４万９，０００円となります。

次に、１０ページ、１１ページをお開きください。

この補正は、老人福祉センター整備事業に関する予算をお願いするものでございます。

まず、下段の歳出から先にご説明いたします。

款３民生費、項２高齢者福祉費、目３高齢者福祉施設建設費の５，６７７万８，０００円のうち、節１２役務費の４５万４，０００円は、温泉掘削に関する成分分析手数料、可燃性天然ガス測定等に関する手数料、建築確認申請手数料でございます。

次に、節１５工事請負費の５，６３２万４，０００円は、老人福祉センターに使用します温泉の掘削工事費でございます。

次に、上段の歳入についてご説明いたします。

款１４国庫支出金、目３民生費国庫補助金の４，５３３万８，０００円は、温泉

掘削工事に対する補助金でございまして、社会資本整備総合交付金でございまして。

款 18 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金の 104 万円は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

款 21 市債、目 3 民生債の 1,040 万円は、補助残分について合併特例事業債を借り入れるものです。

返っていただきまして、5 ページをお開きください。

第 2 表継続費の追加補正でございまして。款 3 民生費、項 2 高齢者福祉費の老人福祉センター整備事業でございまして、総額を 4 億 9,456 万 1,000 円でございまして、これを平成 22 年度で 5,632 万 4,000 円、平成 23 年度で 4 億 3,823 万 7,000 円の 2 カ年間の年割額を定めるものでございます。この継続費に計上しております事業費は、工事に関する費用のみでございまして。なお、建設に関する事務的経費及び備品等の費用につきましては、当該年度ごとに予算計上させていただきますので、この継続費には含まれておりません。

次に、12 ページをお開きください。

継続費の計算調書でございまして、ごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第 74 号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上、議案の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第 74 号は、福祉厚生常任委員会に付託をいたします。

平成 2 2 年 第 2 回菊池市議会定例会議案追加付託表

付託委員会	議 案 番 号	件 名
福 祉 厚 生 常任委員会	議案第 7 4 号	平成 2 2 年度菊池市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（山瀬義也君） 以上、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、7月9日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時15分

第 6 号

7 月 9 日

平成22年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成22年7月9日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議事第10号 企業誘致促進特別委員会の設置について
- 第3 意見書案第4号 口蹄疫対策の充実強化を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議員の派遣について
- 第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議事第10号 企業誘致促進特別委員会の設置について
- 日程第3 意見書案第4号 口蹄疫対策の充実強化を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 議員の派遣について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（23名）

- 1番 工 藤 圭一郎 君
- 2番 城 典 臣 君
- 3番 大 賀 慶 一 君
- 4番 岡 崎 俊 裕 君
- 5番 水 上 彰 澄 君
- 6番 東 英 俊 君
- 7番 東 裕 人 君
- 8番 泉 田 栄一朗 君
- 9番 森 清 孝 君
- 10番 中 原 繁 君
- 11番 樋 口 正 博 君
- 12番 二ノ文 伸 元 君

13番	中山	繁雄	君
14番	怒留湯	健蓉	さん
15番	坂本	昭信	君
16番	隈部	忠宗	君
17番	葛原	勇次郎	君
18番	木下	雄二	君
19番	坂井	正次	君
20番	森	隆博	君
21番	山瀬	義也	君
22番	境	和則	君
23番	北田	彰	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福村	三男	君
副市	長	永田	明紘	君
総務部	長	石原	公久	君
企画部	長	谷口	誠	君
市民部	長	宮本	啓一	君
経済部	長	岩下	義人	君
建設部	長	中原	純一	君
七城総合支所	長	赤星	和範	君
旭志総合支所	長	山田	憲章	君
泗水総合支所	長	春木	義臣	君
財政課	長	松岡	千利	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局	長	田代	武則	君
教育	長	倉原	久義	君
教育	次長	井野	英利	君
農業委員会事務局	長	齋藤	誠	君
水道局	長	安武	昭二	君
監査事務局	長	大塚	茂幸	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	永 田 哲 士 君
議 事 課 長	城 主 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、全国市議会議長会より、北田彰君に対して感謝状が贈呈されております。
心よりお喜びを申し上げます。

ただいまから感謝状の伝達を行います。

北田 彰君、前へお願いします。

感謝状
菊池市
北田 彰殿
あなたは全国市議会議長会評議員として、会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものでありますので、第八十六回定例総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。
平成二十二年七月九日
全国市議会議長会
会長 五本 幸正

○議長（山瀬義也君） 代読。

（感謝状贈呈）

○
午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月25日及び7月2日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました。議案第50号から議案第68号まで、及び議案第74号の20案件について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、森 清孝君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（森 清孝君） おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました議案は、条例関係3件、補正予算1件、議決案件1件の5案件でございます。現地調査を踏まえ、慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

初めに、議案第52号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、3歳に満たない子を持つ職員の超過勤務の制限を追加したもので、子育てを促し、配偶者1人での育児を軽減するために、新たに改正されるものであります。

議案第53号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、配偶者が育児休業等取得している場合でも、夫婦で育児休業を取得することが可能になったもので、両議案とも少子化が進行する社会状況下で、働きながら子どもを産み、育てやすい雇用環境を整備し、仕事と育児の両立を図り、労働者の福祉の向上に寄与するため改正されるものであります。

議案第54号は、地方公務員法の一部改正に伴い、本市職員について所要の改定をしたいため、条例の一部を改正されるものです。

委員から、三つの条例とも条例の適用日がそれぞれ平成22年6月30日、平成22年4月1日になっている。臨時議会や専決処分などでの対応が適切ではなかったかとの質疑がありました。執行部からは、条例改正については遡及してできるものではなく、今後、専決処分に対応するなど、十分注意するとのことでした。

次に、議案第56号、平成22年度菊池市一般会計補正予算の付託分ですが、質疑の主なものは、県補助金の緊急雇用創出基金事業補助金で執行予定の公文書のデータベース化に関するものであります。永久保存すべき公文書を紙ベースからマイクロフィルムで保存するなどの事業ですが、データベース化は日常の業務の範囲などでできないか、あるいはまた委託料ではなく賃金等であれば、直接雇用ができ、緊急雇用創出基金事業補助金が有効に活用できるなどの意見が出されました。執行部より、雇用の創出が本来の目的なので、今後、同様の事業等がある場合は、趣旨にのっとり実施していきたいとのことでした。

公文書の管理につきましては、本庁、各総合支所の書庫を現地調査したところで

す。

次に、議案第64号、菊池市総合計画後期基本計画の策定について申し上げます。

説明で、前期と比べて27の主要施策が25に、71の施策が50に整理されたこと、基本構想に基づき、重複した部分を整理したり、わかりやすく削除するなどしたとの説明がありました。

委員からは、もっとめり張りをつけ、優先順位を定め取り組むべき、あるいは前期計画の反省に立って実施すべき、また新庁舎建設凍結で複合施設も凍結となっているが、それとの関係はなど、質疑がありました。

執行部からは、基本計画はトータル的にすべての事業であるが、基本構想、後期計画に続き、実施計画がつくられる中で、基本計画の中の重点施策というのはおのずとわかってくるものと考えている。現在、平成21年度の決算を分析中だが、総合計画で定める施策体系にどう使われたかを分類し、23年度予算が体系に反映されるような形で編成に臨みたいとのことでした。庁舎建設については、基本計画に沿って推進されるということでありました。

いずれの議案も討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げて、総務文教常任委員長長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、二ノ文伸元君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（二ノ文伸元君君） おはようございます。

本定例会において当委員会に付託された議案は、条例2件、補正予算5件の計7件であります。現地調査を含め、2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、議案第50号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定については、委員から、公有施設、サービスの譲渡まで選定委員会に委ねるべきではない、選定委員の選考に疑義が残る、学識経験者経験者の意見に流されるおそれがあるなどの反対討論がありました。

委員の選出については、委員会が出された問題を踏まえて議会に報告などしていくようにすればよいとの賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成少数で原案は否決されました。

次に、議案第51号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

委員から、議案第50号の選定委員会条例に反対であり、本条例の改正の必要はないとの反対討論があり、採決の結果、賛成少数で原案は否決されました。

次に、議案第56号、平成22年度菊池市一般会計補正予算（第5号）については、選定委員会に関する予算が計上されているとの理由で、委員から修正案が出されました。修正案はお手元に配付のとおりであります。

修正は、原案のうち、養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会に関する報酬、旅

費、不動産鑑定委託料を減額し、予備費に組み替えたものであります。この修正案について、委員会で採決し、賛成多数で可決されました。

また、修正部分を除く原案についても可決するものと決しました。

次に、議案第５７号、平成２２年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）、議案第５８号、平成２２年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、議案第６２号、平成２２年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）のそれぞれにつきましては、討論もなく、可決するものと決しました。

最後に、議案第７４号、平成２２年度菊池市一般会計補正予算（第６号）につきましては、審議は尽くされたので採決をとの意見がありましたが、現地調査も踏まえ、また議会構成も変わり、さらに慎重審議すべきとの意見があり、継続審査となりました。

以上が福祉厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果であります。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同をいただきますようお願いいたします。委員長の報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） おはようございます。

経済建設常任委員会委員長報告を行います。

経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例１件、予算案件５件、議決案件４件です。

初めに、議案第５５号、菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、弁利簡易水道と小川・九の峰簡易水道を統合し、安定的な水道水の供給を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第５６号、平成２２年菊池市一般会計補正予算（第５号）について、主なものを申し上げます。

初めに、商工費中、観光費６１３万の工事請負費ですが、四季の里旭志どうぶつ広場のフェンス改修のことで現地調査も行いました。配慮の必要はあるものの、フェンスは特に痛みもなく、早急に改修の必要はないとの意見でありました。

関連して、指定管理者が施設内の改修等を行う場合、５０万以下であれば指定管理者が行うとのことであるが、施設はあくまでも市の所有であり、公の施設である。執行部は、指定管理の協定書に基づき、改修等を行うときは、市の負担がないにしても、設計書、見積書、施工計画書を提出させた上で改修の許可を出すべきである

との意見でありました。

同じく、観光費の中の公有財産購入費 1, 1 1 1 万円は、株式会社四季の里旭志が所有しているコージェネレーションシステム、わかりやすく言いますと、緊急時の発電機を市が購入するものであります。

委員より、鑑定価格及び購入の経緯について疑問がある。発電機の鑑定結果は、株式会社四季の里旭志がリースで支払われてきた部分のみに対しての鑑定であろうが、赤字経営が続いていた四季の里旭志において、リースの支払いは資本金より取り崩されて支払われていたものであり、その資本金の約半分は当時の旭志村から出資されたものである。一部税金で購入したものを税金で買い取るのはおかしいのではないかとの意見が多数あり、議案第 5 6 号については、委員より修正案が出されました。

修正案の内容は、お手元に配付のとおりであります。観光費中、工事請負費 6 1 3 万円を 6 1 3 万円を減額し、同じく公有財産購入費 1, 2 3 1 万 8, 0 0 0 円から 1, 1 1 1 万円を減額、合計 1, 7 2 4 万円を減額した金額を予備費に充てるものであります。

採決の結果、退席した関係委員を除き、全員一致で修正案を可決し、修正案を除く原案も可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 9 号、平成 2 2 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 6 0 号、平成 2 2 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 6 1 号、平成 2 2 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 6 3 号、平成 2 2 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてですが、そのほとんどが人事異動に伴う人件費の予算の組み替えであります。

次に、議案第 6 5 号、市道路線の廃止については、藤田赤星線の延長 2, 4 2 6 メートルの市道の廃止であります。

次に、議案第 6 6 号、市道路線の認定については、第 4 藤田橋の撤去により、藤田赤星線の起点を変更し、延長 2, 8 8 8. 9 メートルを新たに市道認定するものであります。

次に、議案第 6 7 号、議案第 6 8 号、字の区域の変更については、大字四町分及び大字木庭の字の区域の一部を変更するものであります。

以上、議案第 5 6 号及び修正案以外の議案については、原案のとおり可決されました。

最後に、口蹄疫対策の充実強化を求める意見書の提出についてですが、4 月 2 0 日に宮崎県で発生した口蹄疫の蔓延により、畜産業界を初め、農業ひいては観光業

等にも影響が出るので、国に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

これで、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（山瀬義也君） ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

境 和則君。

[登壇]

○２２番（境 和則君） 経済建設常任委員長にお伺いをいたします。

報告の中に、四季の里の発電機ですたいね、これが四季の里の財産、資産であるということはお説明がありましたですたいね。それと出資金で、そのときリース代を出資金において払っとるわけだから税金じゃないかと。それによって、今度、市側が買い取りをすることについては云々とありましたけれども、出資金の意味合いと、それは議論にはなりましたか。

私ども、一般的にですよ、常識的に考えますと、出資金というのは、当然その会社の運営資金によっていろいろ管理するわけですから、必要な物は買うし、またいろんなときにあります。その結果、いろんな赤字だったり、もうけだったりすることが出てくるわけですね。それを踏まえて考えていきますと、どうも委員長報告に対しては、何か出資金と財産の、四季の里株式会社の財産の問題がもう少し明白になっていないような気がしますけども、もう少しわかったら詳しくお話をさせていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 境議員にお答えいたします。

私たちもこの四季の里の経営について大分調べておりましたけれども、平成１１年度に購入されまして、リース料を払っておられます。平成１５年まで払っておられますが、その１５年も１０月までしか払ってありません。それから先、経営が悪くなりまして払っていないわけでありまして。その後、旧旭志村の補助金におきまして買い取るということで、また３，６００万ほど払ってあります。経営が悪くなったということで、その出資金を使って払ってあったようでありまして。また、そういうところがまだ不透明ということで、また再審査を行うということで予備費に回したということでありまして。

○議長（山瀬義也君） 境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 再質疑をさせていただきますけども、今、話を聞くと、執行部としては、議案に上げてきた以上はいろんな過程でこれがそういう、11年から15年度まで上げて、それから旭志でそんな補助金で、たしか3,600何十万で残存を残したということですけども、その時点で、もう四季の里の会社の財産になっておりますね。本来ならば、減価償却もその当時の金額でしなきゃならんだろうと思いますけども、多分、私がこの議案書を見ますと、1,100万というのは、その残存の2,600万を減価償却されて、現在の価値が1,100何十万というような計算になるわけですか。それを議案に上げてくるときには、その企業会計からも、またその商法上からの問題も、要するに昨年度から四季の里が相対的に赤字になってきて、そして大変苦渋の決断だったろうと思いますけども、要するに指定管理者制度にして民間会社にやっていただけるというような感じでなったと思うんですね。

そうすると、分けて考えると、出資金と、その会社の持つとる準備金というのは全然別個なもんだと、私ども一般的に考えるわけですね。それは出資で3,600万やったから、その当時が何か不明瞭というあれですか、その財産の発電機の持ち分がはっきりしていないというような意見に聞こえてまいりますけども、もう一度お聞かせいただきますけれども、その辺の趣旨説明がうまくできなかったから修正動議として予備費に入れられたのか、その持ち物が何であるのか、ただ3,600万をやったから、その鑑定方法が違うという意味でやられたのか、その辺の経緯がもしはっきりわかっているならば、もう一度お答えをいただきたいと思います。結論的にどういうことで予備費に回ったのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 今の境議員にお答えいたします。

先ほど言われましたように、出資金に対しても、もうそれを使ってしまったで、その色分けもお金に対してはないわけでありまして。そして、その出資金に対しましても、村が51%、株主さんが49%であるという関係もありまして、この1,111万で買い取るという、その金額に対してもおかしいのではないかということでも多数の意見が出て、予備費に回したわけでありまして。

○議長（山瀬義也君） 境 和則君。

[登壇]

○22番（境 和則君） 再々質疑ですけども、この1,100万が不当、金額が正確ではないという意味合いもおっしゃいましたけども、これはそれぞれの資格を持たれた方に、今の現状での財産の価値というのを評価していただいて、執行部という

のは上げてきたと思うんですね。ですから、その質疑の中で、もし議員さんたちがそういうお考えがあるならば、委員会の中でそれぞれ資格を持った方に認識を持つとか、例えばこういう格好でやられた場合に、熊本県もありますでしょうし、税理士さんやら弁護士さんやら、いろいろあったと思うんですね。その辺について、執行部からもきちっとお話があったかと思うんですね、普通常識的に。その中で判断をされて、やはりいろんな面で、まだ不備な点があるからということで予備費に回されたということであるならば私どもも行きますけども、やはりこれは、もう私ども縁がありまして、前回の議会のときには経済建設委員会におりましたから、2年間十分審議してきて、それぞれ旭志村の人たちの思いが入った中で、やはりやむを得ないということで解散に至ったわけですね。解散すると、おのずと清算をしないかなきゃならない。清算をしていくということは、要するにその株式会社四季の里のある今の価値観といいますか、どういうことになるかというようなことを勘案しますと、その出資比率から余り言われると、いろんな部品に出資率が発生して、その部品の解散、清算ができなくなってくるんじゃないだろうかという感じがいたすわけですね。

そして、実際、3月30日をもって解散をやられ、4月1日から新しい民営会社が発足して、もう実際運営をやっている。そうすると、清算人の人たちによつては、これを清算して前に進まなきゃならないというときに、大変重要な案件だとは思いますが、やはりそれぞれ専門分野のご意見も必要かと思えますけども、我々議員も満遍なく知っておるわけじゃないんですけど、一般的に考えて、その出資金の運営というのは、結果的には株主で集めたお金が、結果がよければ黒字になって配当ができるわけで、どんなに頑張ってもやむを得ない事情で赤字になったときには、維持管理費として出資金の中からはいろんな想定をやりくりしていくというのは、当然ごく一般の中に常識の考えじゃなかろうかと思えますけども、そういう観点から、ぜひ、疑問に思ったから質疑しとるんですけども、お答えがあったらいただきますけど、なかったらこれで質疑は一応やめたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 境議員にお答えします。

そういう今言われたことがまだ不透明で、再審をまたしなければおかしいということだけお答えいたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） 経済建設常任委員長、中山委員長にお尋ねいたします。

旭志、私も地元でございまして、かなり関心があるわけでございますけれども、この旭志村が3,600万程度で補助金で買ったということでございますけれども、この3,600万ということは、機械全体の最終的な値段か何かわかりませんので、その点をお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 坂本議員にお答えいたします。

中途解約金が2,909万7,715円になっております。そのリースの金額、残額が747万5,150円になっております。それを足しまして、3,657万2,865円が残額として残っておったんで、これを清算したということであります。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） ということは、委員長、最終的には幾らその機械のかわりは、ありましたかね、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 残額につきましては、3,657万2,865円ですね。

この導入金額は、6,324万7,360円となっております。

○議長（山瀬義也君） 坂本議員、委員長報告の結果と経過についての質疑ですから、原案の質疑になったら、ちょっとおかしくなりますから、その点を注意してやってください。

坂本昭信君。

[登壇]

○15番（坂本昭信君） それでは、経過と結果でございますので、もう結果はわかっていますけれども、やはりその各常任委員の方々も四季の里に関しては、大変お世話になって今までやってきたと思います。委員長に任せますけれども、皆さんのその思いを、私たちの旭志村の思いもある程度、もうこれは委員会で決まったことですから何も申し上げませんけれども、思いも伝えて終わりたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で、議案第74号については継続審査です。

これから委員長報告が否決であります議案第50号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について、及び議案第51号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに委員長報告が修正可決であります議案第56号を除き討論を行います。議案第52号から議案第55号まで、及び議案第57号から議案第68号までについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。議案第52号から議案第55号まで、及び議案第57号から議案第68号まで、以上16議案について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上16議案については、各常任委員長の報告どおり可決することに決定しました。

次に、福祉厚生常任委員長報告が否決の議案第50号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について、及び議案第51号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。まずは、原案に賛成の討論のほうから行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

○7番（東 裕人君） おはようございます。

議案第50号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について、及び51号について反対討論を行います。

この条例案は、民営化の是非は別にして、看過できない問題点があります。以下、2点挙げて反対討論を行います。

まず、委員会審議を通じて、養護老人ホームをどうするのか、有償譲渡、無償譲渡、あるいは無償貸し付けということまで選定委員会が検討することがわかりました。民営化検討委員会で民営化が決まり、選定委員会で無償譲渡が決まり、譲渡先が決まる、この流れでは養護老人ホームのあり方や将来について議会が関与できなくなります。こういう施設、福祉サービスの売却、譲渡という大事な問題まで選定委員会にゆだねるべきではありません。

2点目に、選定委員の資格や選考に疑義があります。この条文では、不公正な委員選出が起こる可能性も否定できません。執行部は要綱を作成すると答弁されましたが、議会のチェックの入らない要綱で事を済ますべきではありません。

以上2点から反対をします。

次に、議案第51号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

ただいまの議案第50号の条例そのものに問題があるので、費用弁償等の条例改正の必要はありませんので反対をします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

これより議案第50号、菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、可を図る原則により、原案について採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第50号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、議案第50号は否決されました。

次に、議案第51号、特別職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、可を図る原則により、原案について採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、議案第51号は否決されました。

次に、福祉厚生常任委員長及び経済建設常任委員長報告が修正可決の議案第56号について討論を行います。

ここで、本案について、地方自治法第117条の規定にかかわる議員を除斥する必要がありますので、水上彰澄君の退席を求めます。

（水上議員 退席）

○議長（山瀬義也君） 討論を行います。討論はありませんか。

境 和則君。

○22番（境 和則君） 原案に賛成の立場から賛成討論を行わさせていただきます。

四季の里所有の自家発電装置につきましては、これは深い意味がありまして、停電時の対応や災害時の住民の人たちの温泉供給等を目的に、株式会社四季の里旭志がリース契約により11年度から15年度までしはったと聞いております。しかしながら、毎年多額のリース料がかかることと、災害時の住民への温泉供給施設であり、非常用発電装置という位置づけから、本来であれば行政が持つべき施設であるとの判断によりまして、旧旭志から3,657万2,000円の補助を受けてリース残額の清算を行ったと聞いております。四季の里旭志の一体的附帯施設として所有することになったと聞き及んでおります。

ただ、導入時の平成11年度から15年度までのリース費用2,685万4,000円は、株式会社四季の里旭志が負担を行ってきております。非常用発電装置は、現在、株式会社四季の里旭志の所有物件となっていると思います。このたびの定例会の三セクの報告書の賃貸借表の中にも、機械設備として財産目録が資産として載っております。

したがって、市としては生涯にわたって市政全体の民営に必要な附帯施設との判断から、今回、会社の解散に伴い、その残存価格ですね、1,111万円の所有権を買い取るようになったと思います。

なお、私ども七城町温泉ドームの非常用発電につきましても、市の避難所として機能を有するため、施設の一体的施設として、その設置については行政が負担をいたしております。発電装置購入に際しましては、出資金が使われているならば、その出資金は差し引くべきとのことではありますが、一般的に出資金については、会社の経営、運営、維持には当然充てられるものと思います。企業会計原則においても、設備の買い取りを出資金とは分けて考えるべきであり、現段階でも財産の買い取りについては何ら問題もないと思います。

以上の理由によりまして、私は原案に賛成をいたします。

議員各位には、ご理解の上、原案に賛同されるようお願いを申し上げ、原案賛成の討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案及び委員会修正に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） これで討論を終わります。

水上彰澄君の除斥を解きます。

(水上議員 着席)

○議長(山瀬義也君) これより議案第56号を採決します。

まず、福祉厚生常任委員会の修正部分について、起立により採決します。この部分について、福祉厚生常任委員会の修正案について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、福祉常任委員会の修正案は可決されました。

次に、議案第56号の経済建設常任委員会の修正部分について、起立により採決します。

ここで本案について、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますので、水上彰澄君の退席を求めます。

(水上議員 退席)

○議長(山瀬義也君) この部分について、経済建設常任委員会の修正案について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立少数です。よって、経済建設常任委員会の修正案は否決されました。

水上彰澄君の除斥を解きます。

(水上議員 着席)

○議長(山瀬義也君) 次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。修正部分を除く残りの原案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(山瀬義也君) 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く残りの原案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第2 議事第10号 企業誘致促進特別委員会の設置について

○議長(山瀬義也君) 次に、日程第2、議事第10号です、企業誘致促進特別委員会の設置についてを議題とします。

企業誘致につきましては、議会としても執行部の企業誘致への積極的な取り組みを促し、側面的に支援体制として設置するものでございます。

お諮りします。企業誘致促進特別委員会の設置について、11名の委員で構成する特別委員会を設置し、これにより付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内にしたいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。企業誘致促進特別委員会の設置については、11名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も審査を行うことができるとするほか、審査に要する経費は議会費予算の範囲内とすることに決定しました。

ただいま設置されました企業誘致促進特別委員会の委員の選任については、菊池市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります特別委員会名簿のとおり指名します。

ここで、企業誘致促進特別委員会を開催し、正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

開議 午前10時59分

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定により、企業誘致促進特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。

委員長、樋口正博君。副委員長、工藤圭一郎君。

以上です。

日程第3 意見書案第4号 口蹄疫対策の充実強化を求める意見書

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、意見書案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（中山繁雄君） 意見書案第4号、口蹄疫対策の充実強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、経済建設常任委員会として提出します。

提案の理由としましては、菊池市は生産額194億円で全国6位の位置を占める有数の畜産・酪農地帯である。宮崎県で発生した口蹄疫により、家畜市場が休止され、本市の畜産業を初めとする農業はもとより、観光業、商業についても大きな打撃をこうむっているためであります。

提出先及び意見書につきましては、案文をご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第４号については、会議規則第３７条第２項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審査します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。意見書案第４号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　異議なしと認めます。よって、意見書案第４号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４　議員の派遣について

○議長（山瀬義也君）　次に、日程第４、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第１６０条の規定により、お手元に配付しているとおりです。議員派遣については、原案のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君）　ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第５　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君）　次に、日程第５、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 議案第74号 平成22年度菊池市一般会計補正予算（第6号）
- 2 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から、所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付託されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成22年第2回菊池市定例会を閉会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
閉会 午前11時04分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 山 瀬 義 也

菊池市議会副議長 坂 井 正 次

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 岡 崎 俊 裕

付 録

平成 2 2 年第 2 回定例会付議事件一覧および審議結果表

(6 月 2 5 日 ・ 7 月 9 日 議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 4 9 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 2 2 年度菊池市一般会計補正予算一第 4 号）	原案承認
議案第 5 0 号	菊池市養護老人ホーム移譲先事業者選定委員会条例の制定について	原案否決
議案第 5 1 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第 5 2 号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 3 号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 4 号	菊池市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 5 号	菊池市簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 6 号	平成 2 2 年度菊池市一般会計補正予算（第 5 号）	修正可決
議案第 5 7 号	平成 2 2 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 5 8 号	平成 2 2 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 5 9 号	平成 2 2 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 6 0 号	平成 2 2 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 6 1 号	平成 2 2 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 6 2 号	平成 2 2 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 6 3 号	平成 2 2 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第 6 4 号	菊池市総合計画後期基本計画の策定について	原案可決
議案第 6 5 号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 6 6 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 6 7 号	字の区域の変更について	原案可決
議案第 6 8 号	字の区域の変更について	原案可決
議案第 6 9 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決
議案第 7 0 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第 7 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案可決
議案第 7 2 号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	原案可決
議案第 7 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決
議案第 7 4 号	平成 2 2 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	修正可決
意 見 書 案		
意見書案第 4 号	口蹄疫対策の充実強化を求める意見書	原案可決
報 告		
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第 3 号	事故繰越し繰越計算書について	原案報告
報告第 4 号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 5 号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告

議 案 番 号	件 名	審議結果
報告第 6 号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 7 号	有限会社七城町特産品センター経営状況について	原案報告
報告第 8 号	有限会社七条町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 9 号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第 1 0 号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 1 1 号	株式会社四季の里旭志経営状況報告について	原案報告
報告第 1 2 号	有限会社有朋の里洒水経営状況報告について	原案報告
報告第 1 3 号	専決処分の報告について	原案報告

口蹄疫対策の充実強化を求める意見書

平成22年4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は猛威をふるい、次々に感染が拡大している。

熊本県でも、人吉・球磨地域の一部が制限区域となったことにより、生産額194億円で、全国6位の位置を占める有数の畜産・酪農地帯である本市は、家畜市場の休止などにより、本市の畜産業とその関連業界は大きな打撃を被っている。

よって、国におかれては、発生以来、防疫措置をはじめ、各種対策に鋭意取り組まれているところであるが、今回の発生は長期間に及び、畜産農家等の被害も甚大であることから、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 菊池市では、口蹄疫の侵入を水際で阻止するため、市町村や警察、関係団体とともに消毒ポイントの設置などの防疫対策を全力で実施しているが、国におかれても、口蹄疫が他地域にまん延しないよう、消毒の徹底や殺処分家畜の埋却地の確保など万全の防疫対策を講じること。
- 2 家畜市場が休止していることにより影響を受けている県内全ての農家に対して、飼育期間延長に伴う飼料費の助成や無利子の融資制度などの経営支援措置を講じること。また、肉用子牛生産者補給金制度や肉用牛肥育経営安定特別対策事業の登録期限等の延長措置を、口蹄疫が完全に終息するまでとすること。
- 3 消毒、畜産農家経営支援及び家畜市場再開に向けた支援など、県や市町村、関係団体が自主的に実施した口蹄疫のまん延防止対策について、特別交付税措置など全額補てんする財政支援措置を講じること。
- 4 今回の口蹄疫の感染源と侵入経路を速やかに特定し、今後の国内への侵入防止対策を確立すること。
- 5 消費者が国産の牛肉や牛乳の購入を控えることがないよう、的確な情報を広く国民、食品流通業界等へ提供して、風評被害防止に努めること。
- 6 猪、鹿など野生動物にかかわる口蹄疫の発生の状況の監視、その他野生動物による口蹄疫まん延防止のために必要な支援を行うこと。
- 7 宮崎県での口蹄疫発生により、本市においてもイベントや公的行事の中止等相次いでいる。このことにより、観光業をはじめ商業への被害が波及している。観光業や商業への対策も合わせて講じられるよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 7 月 9 日

熊本県菊池市議会議長 山瀬 義也

衆議院議長	横 路 孝 弘 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	菅 直 人 様
総 務 大 臣	原 口 一 博 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
農林水産大臣	山 田 正 彦 様
環 境 大 臣	小 沢 鋭 仁 様

議員派遣

番号	派遣目的	派遣場所	期 日	派遣議員
1	菊池地域市長議会・正副議長、正副常任委員長及び正副議会運営委員長研修会	合 志 市	平成22年7月16日	森 清 孝 葛 原 勇次郎 二ノ文 伸 元 東 裕 人 中 山 繁 雄 泉 田 栄一朗 森 隆 博 坂 井 正 次 山 瀬 義 也
2	第116回 増田例大祭	佐賀県唐津市	平成22年7月24日 ～25日	水 上 彰 澄 森 清 孝 中 山 繁 雄 葛 原 勇次郎 山 瀬 義 也
3	第19回熊本県市議会議員研修会	熊 本 市	平成22年8月20日	全 議 員